

7. 財政金融

24

③

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	404



裏面白紙

財政金融

昭和24年

22

予算財政税制

(2)

裏面白紙

691.80
原 11
50 39

大藏省令 第 51 号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四條の規定に基き、
支出負担行為の計画及び認定等に関する取扱規則を次のように定める。

昭和二十四年五月 日

大藏大臣 池田勇人

① 支出負担行為計画認定等取扱規則

第一條 各省各庁の長は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項
の規定による歳入歳出予算及び國庫債券負担行為の配賦を受けるときは、支出負担
行為計画及び支拂計画の審査の資料として、直ちに当該年度における別紙第一号書
式による収入、支出負担行為及び支拂の予定総表を作製して、大藏大臣に送付しな
げればならぬ。

2. 各省各庁の長は、前項の規定により予定総表を提出した後、これに重要な変更を
加える必要があると認めるときは、その都度当該予定総表を修正して、あらたに作
製した予定総表を大藏大臣に送付しなげればならぬ。

第二條 各省各庁の長は、予算決算及会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）以下
「令」という。）第十八條の二の規定による歳出予算に基き、支出負担行為計画表と國
庫債券負担行為に基き、支出負担行為計画表とは、各別に作製しなげればならぬ。

6.16
1024

第三條 財政法第三十三條第二項及び令第十八條の二第二項の規定により、大蔵大臣の指定する節は、左の各号とする。

- 一 昭選勤勞手当
- 二 特殊勤勞手当
- 三 謝金及び賞与金
- 四 返官退取手当
- 五 食糧費
- 六 渡切費
- 七 奉託費の目的各節
- 八 補助費担金及交付金の目的各節
- 九 特別会計及び終戦処理費と、その科目が一級会計（終戦処理費を除く。）の目又は前各号に掲げる節の経費を含む節

第四條 各省各庁の長は、令第十八條の三の規定により支出負担行爲計画表を作製するときは、あらかじめ各支出負担行爲担当官から別紙第二号書式による支出負担行爲の見込表を提出させ、その内容が令第十八條の四の規定した事項に從つていゝるかどうかが等見込の適否につき審査し、これに基づいて支出負担行爲計画表を作製しなればならぬ。

2. 前項の規定は、令第十八條の十の規定により支拂計画表を作製する場合に、準用

する。

第五條 令第十八條の三第一項の規定による支出負担行爲計画表、令第十八條の十の規定による支拂計画表の大蔵大臣への送付の期限は、別に定める場合の外、当該支出負担行爲計画期間及び支拂計画期間の開始前二十日までとする。

第六條 各省各庁の長は、令第十七條の規定により、歳出予算の移用又は流用の承認を経ようとするときは、支出負担行爲計画表に、移用又は流用の必要な理由及び金額を明らかにしなればならぬ。

第七條 各省各庁の長は、令第十八條の五第一項の規定により、支出負担行爲の計画の変更につき大蔵大臣の承認を求めようとするときは、別紙第三号書式による支出負担行爲計画変更承認要求書にあらたに作製した支出負担行爲計画表を添え、大蔵大臣に送付して行わなければならない。

2. 前項の支出負担行爲計画変更承認要求書には、既に承認済となつた計画表の番号承認番号、既に承認済の計画とあらたに作製した計画との比較増減及び増減計算の基礎並に変更を要する事由、計画の変更の適否を審査するに必要な事項を記載するものとし、且つ、あらたに作製した支出負担行爲計画表には、「変更の分」とある旨の表示を添書するものとする。

3. 前二項の規定は、令第十八條の十二第一項の規定による支拂計画の変更について準用する。

第八條 大藏大臣は、令第十八條の四の規定に基く支出員担行爲の計画の承認又は令第十八條の七の規定による計画の変更の承認の通知は、各省各庁の長から送付を受けた支出員担行爲計画表の写に、所定の補正又は所定の事項を記入して、記名し印をおして行うものとする。

2 前項の規定は、令第十八條の十一の規定に基く支拂計画の承認又は令第十八條の十四の規定による計画の変更の承認の通知について、準用する。

第九條 大藏大臣は、令第十七條の七の規定による支出員担行爲の計画の取消又は計画の変更の取消の通知は、承認した計画又は承認した計画の変更の承認日、承認番号、当該支出員担行爲担当官名及び取消の事由を明らかにして行うものとする。

2 前項の規定は、令第十八條の十四の規定により支拂計画の取消又は計画の変更の取消の通知について、準用する。

第十條 令第十八條の七第二項の規定による支出員担行爲の計画の承認、変更の承認及び承認の取消に関する大藏大臣の当該支出員担行爲承認官への通知は、各省各庁の長を経由して行うものとする。

2 前項の規定は、令第十八條の十四第二項の規定による支拂計画へ当該計画令第十八條の四各号に掲げる経費を除く。の承認、変更、変更の承認及び承認の取消の通知について、準用する。

第十一條 各省各庁の長は、令第十八條の七第一項の規定による支出員担行爲の計画

の承認の取消又は変更の承認の取消の通知を受けたときにおいて、当該計画が既に支出員担行爲担当官に承認済であるときは、直ちに取消旨の承認をしなればならない。

2 前項の規定は、令第十八條の十四第一項の規定による支拂計画の取消又は変更の承認の取消の通知を受けたときにおいて、当該計画が既に支出員に承認済であるときは、準用する。

第十二條 支出員担行爲担当官の支出員担行爲の支出員担行爲として整理する時期、承認を受ける時期、範囲、承認を受けるための送付する主な書類及び支出員担行爲書に添付すべき主な書類は、別表甲号に定める区分によるものとする。

2 前項の規定による別表甲号に定める経費があつても、別表乙号に掲げる支出をなす場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別表乙号に定める区分によるものとする。

第十三條 國庫債券買取行爲に基く支出員担行爲の既に承認を経たものについて、歳出予算に基く支出員担行爲として整理する時期は、当該歳出予算の配賦があつた当所の支出員担行爲計画期間とする。

2 前項の支出員担行爲について支出員担行爲承認官の承認を受けようとするときは、当該支出員担行爲書案に、國庫債券買取行爲に基く支出員担行爲として承認済である旨の所定の表示をこころいなければならぬ。

(5)

第十四條 令第三十九條の規定による各省各庁の長の大蔵大臣の承認を経た支出責任行爲の計画の該当支出責任行爲担当官への承認の期限は、当該計画の承認の通知を受けた日から、三日以内とする。

2 前項の規定は、令第四十一條の規定による支拂計画の承認の期限について、準用する。

第十五條 各省各庁の長は、令第三十九條の規定による大蔵大臣の承認を経た支出責任行爲の計画又は計画の変更の当該支出責任行爲担当官への承認は、あらかじめ作成した支出責任行爲計画表の字に大蔵大臣の承認を経たものと同一内容の補正を行ひ、附帯の事項を記入して、記名し印をおこなつて行うものとする。

2 前項の規定は、令第四十一條の規定による支拂計画の承認について、準用する。

第十六條 支出責任行爲担当官は、支出責任行爲をなすには、各省各庁の長から承認された支出責任行爲計画表の科目へ第三條第九号に掲げる節を含み、別の経費の金額をこえてはならない。

2 前項の規定は、支出官の支出について、準用する。

第十七條 支出責任行爲認定官の令第三十九條の四の規定による認定をするときは、支出責任行爲書表の左上方に別紙様式第一号による認定済主印及び官印を、その他の書類の重要な箇所には様式第二号による認定済副印をおさなければならぬ。

第十八條 支出責任行爲認定官は、各省各庁の長が別に指定した場合は除き、支出責任行爲担当官の支出責任行爲について支出する支出官の職にある者をもつて、これに充てるものとする。

第十九條 各省各庁の長は、令第三十九條の八第二項の規定による支出責任行爲の認定の事務と支出責任行爲の取務とを相兼ねとするための大蔵大臣への協議の書類には、当該庁における会計取務及び一定期間における支出責任行爲の件数、金額その他の参考事項を記載した書類を添付するものとする。

第二十條 各庁の長又は部長を支出責任行爲担当行爲認定官とする場合に、その任を官職に掲載したときは、令第三十八條及び第三十九條の五の規定による通知があつたものとする。

2 前項の規定は、令第三十八條及び第三十九條の七の規定による支出責任行爲担当官又は支出責任行爲認定官の代理官を設けたときの通知に、準用する。

第二十一條 支出責任行爲担当官は、支出責任行爲認定官の認定を受け、支出責任行爲をした後、当該支出責任行爲を取り消したとき又は認定を受け、支出責任行爲の範囲内において支出責任行爲を変更したときは、直ちにその旨を支出責任行爲認定官及び支出官に通知しなければならない。

第二十二條 支出責任行爲担当官は、支出責任行爲をしたときはその変更、取消があつたとき、支出責任行爲の相手方の反対給付があつたとき等支出に關係のある事実が発生したとき、その都度証拠書類及び関係書類の字を作製して、遅滞なく支出官

別表甲号

支出負担行爲の整理区分表

区分	支出負担行爲の整理区分	支出負担行爲の範囲	支出負担行爲の証明	支出負担行爲の書類
人歳費	毎月一日及び議決等となつたこと か明らかなる日	毎月一日及び議決等となつたこと か明らかなる日	支出負担行爲の証明 証を受けたる時期	支出負担行爲の証明 証を受けたる時期 付する主要書類
俸給	毎月一日及び議決の日	毎月一日及び議決の日	支出負担行爲の証明 の範囲	支出負担行爲の証明 の範囲
勤務地手当	毎月一日及び甲告書承認しよとする日	毎月一日及び甲告書承認しよとする日	支出負担行爲の証明 の範囲	支出負担行爲の証明 の範囲
扶養手当	毎月一日及び甲告書承認しよとする日	毎月一日及び甲告書承認しよとする日	支出負担行爲の証明 の範囲	支出負担行爲の証明 の範囲
恩給勤務手当	命令のとき	命令のとき	支出負担行爲の証明 の範囲	支出負担行爲の証明 の範囲
特殊勤務手当	命令のとき	命令のとき	支出負担行爲の証明 の範囲	支出負担行爲の証明 の範囲

(10)

2 歳費給付	歳費に準ずる	同	同	同	同
3 非常勤手当	俸給に準ずる	同	同	同	同
4 委員手当	同	上	同	同	同
5 被服手当	同	上	同	同	同
6 雑手当	同	上	同	同	同
7 謝金及賞与金	支給決定のとき	支給決定しよとする 郡長	支給しよとする 郡長	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
8 死亡賜金	支給決定のとき	支給決定しよとする 郡長	現定の額	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
9 療養給付の給付	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
10 同 療養代	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
11 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
12 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
13 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
14 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
15 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
16 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
17 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
18 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書
19 同 療養料	請求のあつた日	請求のあつた日	支給しよとする	支出負担行爲の証明 書	支出負担行爲の証明 書

(11)

29	臨時渡費外取戻 船補戻金	締結に準ずる	同	上	同	上	同	右	同	右
28	退官退取手当	発令の日	発令しようとする郡度	現定の額	支出銀行為書兼 命令書	命令書	命令書	命令書	命令書	命令書
27	賃金	雇入の日	雇入れようとする郡度	標準賃金と雇入れ 収入員数の積算額	支出銀行為書兼 雇入決議書	雇入決議書	雇入決議書	雇入決議書	雇入決議書	雇入決議書
30	旅費	発令の日	発令しようとする郡度	旅費の率額と日程 による積算額	支出銀行為書兼 旅行明細書	旅行明細書	旅行明細書	旅行明細書	旅行明細書	旅行明細書
31	文具費									
32	燃料費									
33	消耗器材費									
34	印刷費	契約を締結する とき	購入契約を締結 しようとする郡度	購入物品の価格	支出銀行為書兼 購入契約書	契約書	契約書	契約書	契約書	契約書
35	被服費									
36	食糧費									
37	飼料費									
38	印刷製本費	契約を締結する とき	契約しようとする郡 度	積算金額	同	同	同	同	同	同

27	未償還借入金	毎日一日	毎日一日	当日分	支出銀行為書兼 未償還確認書	未償還確認書	未償還確認書	未償還確認書	未償還確認書	未償還確認書
26	俸給一時金	支給決定のとき	支給を決定しよう とする郡度	現定の額	同	同	同	同	同	同
25	俸給手金	支給決定のとき 及び毎支拂期日	支給を決定しよう とする郡度及び毎 支拂期日	支給しようとする 額又は支拂期に 属する分	支出銀行為書兼 医師の証明書 所屬長の現認証 明又は死亡届、 葬儀本	医師の証明書 所屬長の証明書 現認証書 死亡届書 葬儀本	医師の証明書 所屬長の証明書 現認証書 死亡届書 葬儀本	医師の証明書 所屬長の証明書 現認証書 死亡届書 葬儀本	医師の証明書 所屬長の証明書 現認証書 死亡届書 葬儀本	医師の証明書 所屬長の証明書 現認証書 死亡届書 葬儀本
24	葬儀料	支給決定のとき	支給を決定しよう とする郡度	規定の額	支出銀行為書兼 葬儀本	葬儀本	葬儀本	葬儀本	葬儀本	葬儀本
23	遺族手当	支給決定のとき	支給を決定しよう とする郡度	規定の額	支出銀行為書兼 死亡届書	死亡届書	死亡届書	死亡届書	死亡届書	死亡届書
22	傷害手当	支給決定のとき	支給を決定しよう とする郡度	規定の額	支出銀行為書兼 医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書
21	手帳手当	支給決定のとき	支給を決定しよう とする郡度	規定の額	支出銀行為書兼 医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書
20	傷病手当	支給決定のとき	支給を決定しよう とする郡度	規定の額	支出銀行為書兼 医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書	医師の証明書

49 手数料	48 広告料	47 保険料	46 修繕料
契約を締結するに よる個々の依頼を するに要する請求を 受け取らるる	契約を締結するに よる個々の依頼 を又は個々の依頼 のしるに要する 請求を	契約を締結する に要する個々の 依頼を受け取らるる	契約をするに よる修繕の 費用
契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結し ようとするに 要する修繕 の費用
契約金額に相当する 請求を	契約金額	契約金額	契約金額
支出銀行用書 見	支出銀行用書 見	支出銀行用書 見	支出銀行用書 見
契約書 見	契約書 見	契約書 見	契約書 見
請求書 見	請求書 見	請求書 見	請求書 見

45 保管料	44 運搬料	43 電話料	42 電信料	41 郵便料	40 光熱及水料
契約を締結するに よる運搬の費用 を請求するに よる請求を	契約を締結するに よる運搬の費用 を請求するに よる請求を	契約を締結するに よる電話の 費用を請求する に要する請求を	契約を締結するに よる電信の 費用を請求する に要する請求を	契約を締結するに よる郵便の 費用を請求する に要する請求を	契約を締結するに よる光熱及水の 費用を請求する に要する請求を
契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結しよ うとするに要す る請求を	契約を締結しよ うとするに要す る請求を
契約金額	契約金額	契約金額	契約金額	契約金額	契約金額
支出銀行用書 見	支出銀行用書 見	支出銀行用書 見	支出銀行用書 見	支出銀行用書 見	支出銀行用書 見
契約書 見	契約書 見	契約書 見	契約書 見	契約書 見	契約書 見
請求書 見	請求書 見	請求書 見	請求書 見	請求書 見	請求書 見

54 補助金負担金 及ハ交付金	58 施設費	57 商呂費	56 原材料費	55 備品費
指令を要するときは 指令を要しないか	契約をするとき	契約を締結（供出 を指令）するときは	同 右	同 右
指令しようとする ときは、指令を要し	契約を締結しよ うとするときは	契約を締結（供出 を指令）しようとし るとき	同 右	契約を締結しよ うとするときは
指令金額又は、	契約金額	契約金額 （供出対価）	同 右	同 右
支出員担任再書案 指令書案、指令金額	請書案、仕様書	支出員担任再書案 契約書案、見積書 指令書案	同 右	支出員担任再書案 契約書案、請書案 見積書
指令書案	仕様書	契約書案	同 右	契約書案

54 委託費	53 機功費	52 翻訳料	51 筆料料	50 借料及ハ復料
契約を締結する とき	交付決定のときは	同 右	契約を締結する ときは又は個々の 依頼のときは	契約を締結する とき、支払額として 料金を支払う要 ある期間分り期 の開始日
委託契約をしよう とするときは	交付決定をしよう とするときは	同 右	契約を締結しよ うとするときは又は依 頼の都合	契約を締結しよ うとするときは支払額 として料金を支払 う要ある期間分り 期の開始日
契約金額	交付を要する額	同 右	契約金額依願した 量は相当する金額	契約金額支払期 間分りして適正 （契約書案請書 案見積書）
請書案	支出員担任再書案 指令書案	同 右	支出員担任再書案 同 右	請書案
契約書案	指令書案	同 右	同 右	契約書案

別表乙号	支払員担行馬の整理区分表
72' 利子	支払期日及び支払 支払期日及び支払 支払期日及び支払 支払を要する額 支払員担行馬書案 借入に内する 書案等

区分	支払員担行馬の 期として整理する時	支払員担行馬の 期証を受ける時	支払員担 行馬の期	支払員担行馬の 期証を受けるに あつた主書案	支払員担行 馬書案に あつた主書 案	備考
前表資金	送金となすとき	送金しようとする 期度	送金に要す る額	支払員担行馬書案 送金内訳書(科目 別)に且つ資金使用 の方途を添付し、期 度書案を添付して 送金する(たもの)	送金内訳書	前表資金の送金整理 については、担当官が支払員 担行馬の期証の整理 をするときは、期証官 符調保官に灯券の通知を なし、会計課第四七條の 計算書では期証の日に ついて整理説明するもの とする。

2 概算私	現金命令又は概算 私命令を要する時	現金又は概算私命 令を要しようとする 期度	現金命令又は 概算私命令を 要しようとする 期	支払員担行馬書案 内訳書	支払員担行馬書案 内訳書	概算私の場合には、予定 額とて一応支払員担の全 額として整理し、概算私 後上記の整理をなし、支払 員担行馬の期証を行う ものとする。
3 概算私	契約等と締結する とき及び、概算私 後、概算私を要する とき、二回に分けて 行う	契約等を締結しよ うとするとき及び、 概算私後、概算私を 要しようとするとき、 二回に分けて行 う	予定総額及び 概算私と予 定総額との 差額	支払員担行馬書案 及び内訳書案 概算の場合にあつ たは、概算書	契約書 概算書	
4 指合の取消	支払員担行馬の 期証を受ける時	支払員担行馬の 期証を要するに あつた	指合の取消を 要する金額	支払員担行馬書案 内訳書	内訳書	
5 過年度支出	過年度支出を行 うとき	過年度支出を要す る期度	過年度支出を 要する金額	支払員担行馬書案 内訳書	内訳書	支払員担行馬書案には、 年度支出である旨の表示 をなすものとする。
6 概算	支取額部分を含む (大抵支取の 承認を受ける もの)は、 承認を受ける もの(は)は、 承認を受ける もの(は)は、 承認を受ける もの(は)は、	支取額部分を含む 目上	承認承認を うける金額の 内	支払員担行馬書案 及び承認の承認を うけたときの関係 書案	契約書	

備

考

別紙甲号に記載しては、ない經費又は本表に掲げられては、ない支出については、その經費又は支出の性質により、それぞれ類似の方式によつて整理するものとする。

24-3-13



価格調整補給金漸減に関する実施要領(平)

昭二四六一六物三統才三十五号の三

安定帯補給金

(1) 特定産業向石炭

特定産業向石炭補給金は補給金体系を整理する為漸次之を廃止するものとする。

(ii) ガス用石炭

六月以降ガスを料金を引上げ(都市地方平均二七八倍)補給金を廃止する。右による補給金前約額約二七億五千万円減へ輸入炭を含ま)

(15) コークス用炭

A 六月以降公団扱を除外する無煙炭、微粉炭は自由価格とし、これに伴う補給金前約額約四億円減
右に伴う前約額

B コークス用輸入無煙炭の輸入補給金より安定帯に移管される額三億七千万円増

(2) 鉄鋼

鉄鋼の国際価格(F.O.B.)に籍寄せする事を目標とし、国内産業及輸出産業への影響を考慮して消費者価格の引上げを行う。

(vi) 輸入石炭及輸入鉄鋼に対する輸入補給金は安定帯補給金に移管する。約石炭五〇億三千万円、鉄鋼二三億円減

(3) 消費者価格を七月以降鉄鋼一五倍、鋼材一三倍、鑄鉄管一三倍程度に引上げる。右に伴う補給金前約額約六八億減

(3) 肥料

農業パリテイ及生計費への影響を考慮して、本来の大長期に補給金を支出する事とするも、主食以外の用途に向けられる肥料については、その影響を考慮して消費者の価格を引上げる事とする。

21

(1)

- (1) 石灰窒素向輸入石灰は輸入補助金から安全帯に移管する。
移管額六億六千万円増
- (2) 輸入黒鉛の補助金は廃止して値上りは石灰窒素の現行価格に
吸収する。
- (3) 右に伴う補助金節約額六億四千万円減
- (4) 主食用以外の肥料の消費者価格を八月以降引上げて補助金を
廃止する。
- (5) 右に伴う補助金節約額 一四億円減

(イ) 鋼

現在の鋼の需給状況、市場価格、国際価格の傾向等を考慮し
て、適当なる時期に統制額を廃止して補助金を節約する。

(ロ)

右に伴う補助金節約額約一三億八千万円減

ソーダ
ソーダの消費者価格は、国際価格(F.O.B)及輸出産業への
影響を考慮して、若干の価格の調整を行う。現行価格に対しソ
ーダ及約一倍、苛性ソーダ〇.九一倍となる。

右に伴う補助金節約額約五千万円減

ニ 輸入補助金

国際的物価低落傾向に伴い、予算測定当時より輸入物価格の低下
したものについて、之が削減を行う。

- 右に伴う補助金節約額 一九億三千万円減
- 国内補助金へ移管しそれだけ節約される額 八三億六千万円減
- 輸入補助金の廃止により節約される額 九億一千万円減

(ガス田無煙炭及黒鉛)

以上の操作によつて国内補助金及輸入補助金の節約額合計

約一五二億二千万円減

価格調整補給金削減策(二)による補給金節約計算

国内価格調整補給金について

- (1) 特定炭の廃止による節約額
 - (2) ガス向石炭の補給金の節約されるもの
 - (3) コークス向無煙炭、微粉炭の補給金の節約されるもの
- 小計 2,750,000円
- 401,200
- 小計 3,151,200
- (2) 製鉄用無煙炭引上又は無煙炭統制の廃止による節約額
 - (イ) 鉄鋼類の無煙炭引上げによるもの
 - (ロ) 銅の無煙炭統制の廃止によるもの
 - (ハ) ソーダの無煙炭引上げによるもの
 - (ニ) 肥料の主食、茶園用以外の無煙炭引上げによるもの
- 小計 6,803,970
- 1,383,305
- 51,562
- 小計 1,400,000
- 9,838,837
- (3) 輸入補給金の移替を受けて国内補給金への加算額
 - (イ) 石炭

粘結炭

5,030,837

- 無煙炭(コークス用)
 - 粘結炭(石炭室兼用)
 - (イ) 粘結炭
 - (ロ) 粘結炭
 - (4) 鉄鋼及鋼材の値上りによる他の国内補給金への加算額
 - 化学肥料
- 370,050
- 658,950
- 2,300,000
- 8,359,833
- 406,304

計

4,023,900

(1)+(2)-(3)-(4)

(3)

§ 輸入補助金の前約額

(1) 国内補助金の投管されるもの

石炭	炭	5,030,833
粘結	炭	370,050
無煙	炭 (コークス用)	658,950
	" (石灰窒素用)	3,300,000
鉄	鉄	8,359,803
小計		17,719,636
(2) 補助金を廃止するもの		
黒鉛	鉛	640,000
ガス用無煙炭		269,070
小計		909,070
(3) 枠下の下捨によるもの		
小計		850,000

§ 国内及輸入補助金の前約額合計

力	石	660,000
燐	石	30,000
鉄	鉄	200,000
工業用	炭	10,000
マニラ	炭	80,000
コークス	炭	30,000
ラジウム	炭	20,000
生屑	炭	130,000
屑	炭	- 80,000
小計		1,930,000
小計		11,198,903
合計		15,222,803

(4)

電氣鋼の價格差補給金について

1. 現行制度
 生産者價格 (鉾石産に限る) 生産者價格
 消費者價格
 補給金
 補給金予算總額 35,000千 × 79,046千 = 2,767,610千円

2. 撤廃論

1) 鋼は供給過剩となり市中で價格は④より下廻り、その上消費者約60%は定需で出たので安定帯切買の價格差補給金と云ふも本来未だ目的の速脱して産業補助的要素が大部分で出たのに鑑み、予算料約の見地より之を全廃する。
 2) 補助金に必要とするものは、他の名目(採鉱奨励金、南寄助成金等)に依つて支給するところとする。

3. 撤廃の時期及その在の措置

可令部内に在るべき月程度の予定期間を置いて全廃し同時に統制を撤廃して、自由價格とする強硬意見あり。
 大蔵省、物價庁側は10月より以降全廃しとい意見である。

4. 南工省側意見

1) 次年度の通商修正して存続すべきである。
 生産者價格 C.I.F. Japan 21.5%
 消費者價格 F.O.B. 14.5%
 補給金 差額 5.0%
 与面補給金 (20,000千円) 16,500千円

その論議は現在右の需給状況は人為的に歪められてあるものであり、或は未だ生産者價格の輸入に在る。その場合鋼の價格は當然C.I.F.價格で出さるから消費者價格は此の課税の適費とする。

2) 撤廃に依る悪影響

- 1) 国際經濟的に稼働價值ある鋼鉄山が操業不能になる。(主要鉄山中)
- 2) 鉾石山の減少が不可避。5,000 T/year 7,660 T
- 3) 硬北鋼の減産し、之を輸入するにせざるべし。多額の輸入補給金必要とする。(今年減産17万ト補給金約18億円を要する)

5. 生産局の意見

1) 大母 5%減益程度で止むと考へる
 2) 補給金 15,000円 X 10月 = 1,500円
 3) 電料 15,000円 X 10月 = 1,500円
 4) 硫黄 15,000円 X 10月 = 1,500円
 5) 補給金 15,000円 X 10月 = 1,500円
 6) 電料 15,000円 X 10月 = 1,500円
 7) 硫黄 15,000円 X 10月 = 1,500円
 8) 補給金 15,000円 X 10月 = 1,500円
 9) 電料 15,000円 X 10月 = 1,500円
 10) 硫黄 15,000円 X 10月 = 1,500円

現在銅関係に従業員約5千人を雇ひしてゐる。給子日40,000円べース
 で尖張支払額は約6,000円であるから
 $5,000 \times 6,000 \times 6 \text{月} = 1,800,000$
 此の金額は到直支払不能で市中。銅の原価構成中人体費は約40%であ
 るので
 $1,800,000 \times 40\% = 720,000$
 $1,800,000 \div (6,000 \times 6 \text{月}) = 30,000$
 2) 小倉備去未払い。計320,000人の人負整理主行の比率である。
 3) 本年夏季予算は2億5千万であるが大蔵省制は大体2億4千万に止むとの見解を
 有す。此の1億半分の1億2千万は倉庫の収入減と有るものと見
 解せざるを得ない。
 4) 12億円の値上げは50,000円 X 200,000 = 10,000,000
 5) 2020年 + 1,500円 = 6,500円 X 200,000 = 1,300,000,000
 6) 尚硫黄の減産分 125,000 X 10月 = 1,250,000
 7) 5,700円 X 10月 = 57,000 X 10 = 570,000

裏面白紙

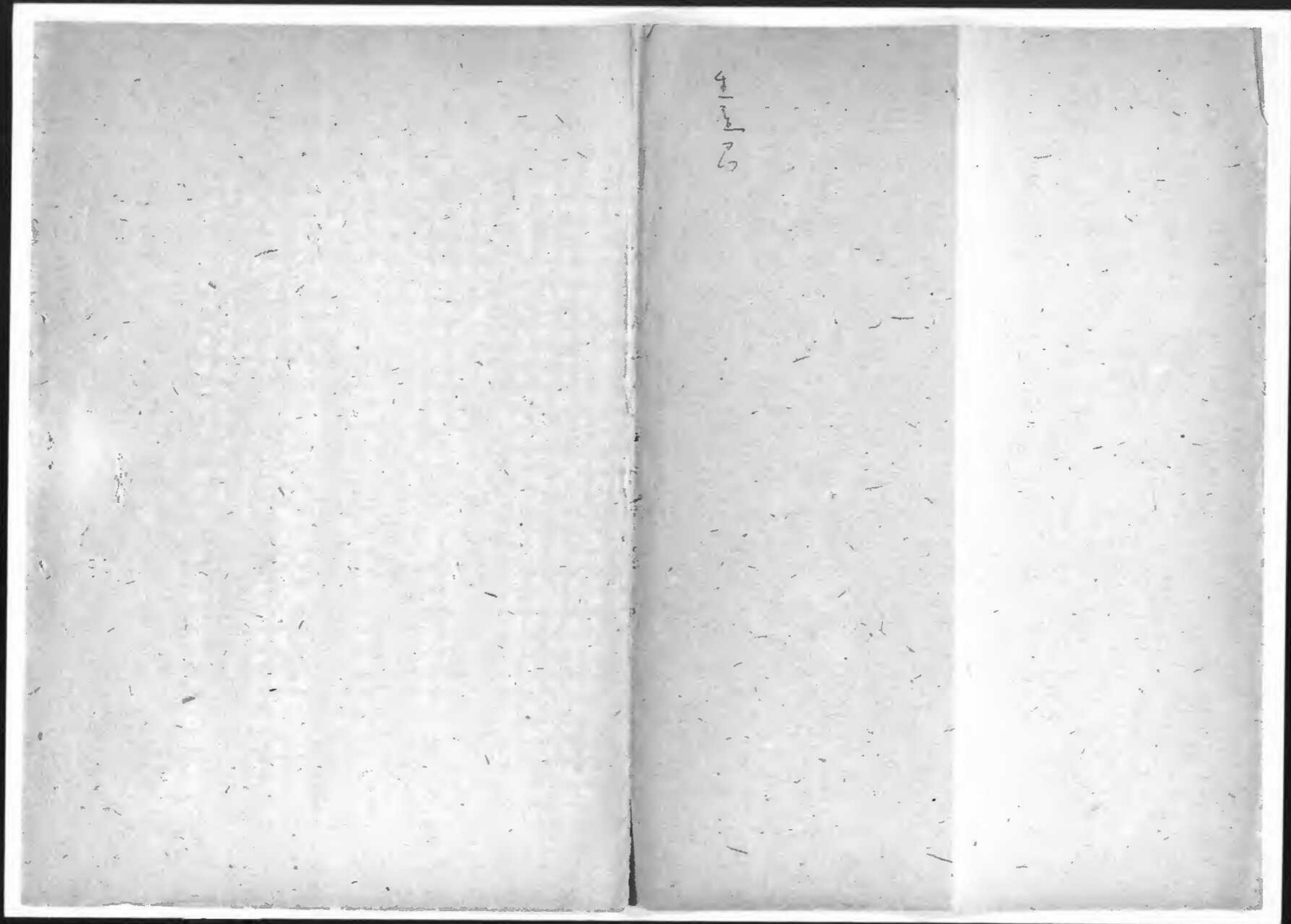
14.0

ハ)以上同様如く莫大影響を醸成するに異へると云ふ、電報会社“の影響増し又甚大

である。抑る2.0%増徴を列下とれ、
現行 ④ 電報料 102,000円にて 127,200円
内材料費 約84%を占めておるので
えが120,000円は通上ノりは全然収支不可能である、課税の須格引之被覆級
の償取引上日その先行を益相成し物出も不可能、電報会社との程

管は定規に換下る。
⑤ 電報料の充ては、
1) 益の充ては、
2) 減額を最良とする、
3) 何れも散券し、
4) 4ヶ月間の平均の統制下る、
5) 散券後日鋼の統制下る、
6) 制限を大中に緩知下る、

その理由として、日5月未在庫約17,500七(4元約12,000七も公團その他5,500七)
之物出じ、その他鋼鉄造り物出等及何れ市場から鋼の社出せ行い、その需
給状況を好転せしめ、6月正字運込に移行する、又整理後等務若身の心理的
企業合理化を最良とせしめ、11月より12月までの期間、
影響を最良とせしめ、11月より12月までの期間、
で



4
1
2

Dr Shoup ... G 17 年 ... 50000 ...
 税務調査 ... 所得税改正に関する研究 (第一版)

1917年 ... 12月 ...

(第24.6.21) 16

区分	基礎控除	扶養控除	勤労控除	税	率	算定控除	所得者特別控除	所得合算	控除控除及 公算所金
実行	15,000円	(税額控除) 1,000	0 37,500 (150,000 25%)	20,000円 20% 20,000円 25 40,000円 30 70,000円 35 100,000円 40 150,000円 45 200,000円 50 (最高税額は40%にとどまる)	250,000円 55% 300,000円 60 500,000円 65 700,000円 70 1,000,000円 75 2,000,000円 80 5,000,000円 85	—	—	配偶者及び三親等以内の親族の合計を12才以上の	—
D 案	20,000	(税額控除) 2,400	75,000 (300,000 25%)	50,000円 20% 50,000円 25 100,000円 30 170,000円 35 250,000円 40 350,000円 45 500,000円 50 (最高税額は40%にとどまる)	700,000円 55% 1,000,000円 60 2,000,000円 65 3,000,000円 70 5,000,000円 75 10,000,000円 80 20,000,000円 85	(税額控除) 2,400	—	配偶者及び一親等以内の親族の合計を12才以上の	—
E 案	24,000	(税額控除) 3,000	75,000 (300,000 25%) 227	50,000円 20% 50,000円 25 100,000円 30 200,000円 35 300,000円 40 500,000円 45 700,000円 50	1,000,000円 55% 2,000,000円 60 3,000,000円 65 5,000,000円 70 10,000,000円 75 1,000,000円 55%	(税額控除) 3,000	22,500 (150,000 15%)	所得合算制を廃止する	—
F 案	24,000	(所得控除) 15,000	75,000 (300,000 25%) ○ 赤字の者は2万円を減らす	50,000円 20% 50,000円 25 100,000円 30 200,000円 35 400,000円 40 800,000円 45 1,000,000円 50	2,000,000円 65% 4,000,000円 60 1,000,000円 65 10,000,000円 70 20,000,000円 75	(所得控除) 15,000	—	所得合算制を廃止する	所得金額の5%を限度とする
X 案	24,000	(所得控除) 配偶者 2,000 その他 15,000	75,000 (300,000 25%) ○ 赤字の者は2万円を減らす	50,000円 20% 50,000円 25 100,000円 30 200,000円 35 400,000円 40 600,000円 45 1,000,000円 50	2,000,000円 65% 4,000,000円 60 6,000,000円 65 10,000,000円 70 20,000,000円 75	(所得控除) 24,000	22,500 (150,000 15%)	所得合算制を廃止する	所得金額の10%を限度とする
Y 案	30,000	(所得控除) 18,000	75,000 (300,000 25%) ○ 赤字の者は2万円を減らす	50,000円 20% 50,000円 25 100,000円 30 200,000円 35 400,000円 40 600,000円 45 1,000,000円 50	2,000,000円 65% 4,000,000円 60 6,000,000円 65 10,000,000円 70	(所得控除) 18,000	22,500 (150,000 15%)	所得合算制を廃止する	所得金額の10%を限度とする

27年 ... 6/42 ...

7年 ... 15% ...

所得 ... 5% ...

所得 ... 10% ...

所得 ... 10% ...

裏面白紙

極秘

第二表 負担額の比較

昭24.6.21

区分	所得金額	負担額										
		50,000	70,000	100,000	150,000	200,000	300,000	500,000	1,000,000	3,000,000	10,000,000	
給與者	独身者	現行	(1,25)	(1,40)	(1,50)	(1,84)	(2,27)	(3,15)	(4,20)	(5,47)	(6,97)	(7,93)
		D	(1,00)	(1,25)	(1,25)	(1,37)	(1,57)	(1,85)	(2,25)	(2,97)	(3,40)	(3,72)
		E	(5,40)	(5,14)	(4,25)	(3,08)	(1,57)	(1,67)	(2,55)	(3,91)	(4,93)	(5,28)
		F	(1,40)	(1,14)	(1,25)	(1,38)	(1,51)	(1,70)	(2,45)	(3,27)	(4,53)	(5,18)
		X	(1,40)	(1,14)	(1,25)	(1,38)	(1,51)	(1,70)	(2,45)	(3,27)	(4,53)	(5,18)
		Y	(1,00)	(1,25)	(1,25)	(1,37)	(1,57)	(1,85)	(2,25)	(2,97)	(3,40)	(3,72)
	夫婦及び子二人	現行	—	(8,61)	(8,60)	(10,81)	(12,05)	(17,78)	(24,32)	(34,13)	(48,53)	(79,33)
		D	—	—	(4,05)	(8,95)	(12,15)	(16,85)	(23,50)	(33,45)	(46,16)	(67,65)
		E	—	—	(1,25)	(7,08)	(10,65)	(14,00)	(19,28)	(27,45)	(38,63)	(56,79)
		F	—	—	(1,20)	(5,80)	(8,87)	(11,70)	(16,42)	(23,77)	(34,11)	(50,88)
		X	—	—	(1,20)	(8,75)	(12,75)	(17,10)	(24,42)	(34,77)	(48,71)	(70,88)
		Y	—	—	—	(3,80)	(7,20)	(11,00)	(15,37)	(21,04)	(29,83)	(42,74)
事業所得	独身者	現行	(1,50)	(1,25)	(2,25)	(2,53)	(3,12)	(3,40)	(4,90)	(5,30)	(7,07)	(7,70)
		D	(1,20)	(1,25)	(1,50)	(2,10)	(2,50)	(2,75)	(3,40)	(4,30)	(5,60)	(6,84)
		E	(7,40)	(11,14)	(12,75)	(15,70)	(19,2)	(23,74)	(29,78)	(38,42)	(50,48)	(67,24)
		F	(1,40)	(1,14)	(1,50)	(2,20)	(2,65)	(3,36)	(4,96)	(7,17)	(10,31)	(14,66)
		X	(1,40)	(1,14)	(1,25)	(1,30)	(1,30)	(1,32)	(1,32)	(1,32)	(1,32)	(1,32)
		Y	(1,00)	(1,25)	(1,25)	(1,37)	(1,57)	(1,85)	(2,25)	(2,97)	(3,40)	(3,72)
	夫婦及び子二人	現行	(4,90)	(1,50)	(1,85)	(2,43)	(2,42)	(3,31)	(4,82)	(7,36)	(10,52)	(14,85)
		D	—	(4,00)	(10,30)	(16,20)	(22,90)	(30,43)	(39,50)	(50,18)	(63,21)	(80,21)
		E	—	—	(3,75)	(1,70)	(1,77)	(1,20)	(2,27)	(3,52)	(5,08)	(7,15)
		F	—	(1,20)	(1,50)	(1,30)	(1,30)	(1,11)	(2,95)	(3,10)	(4,48)	(5,77)
		X	—	—	(1,25)	(1,60)	(1,60)	(1,60)	(1,60)	(1,60)	(1,60)	(1,60)
		Y	—	—	(1,20)	(1,50)	(1,40)	(1,75)	(2,25)	(2,45)	(3,74)	(5,13)

裏面白紙

第=表の二

改正案による課税最低限に関する額

I 給与所得

24. 6. 21

区 分	扶 養 親 族 の 数							
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
現 行	20,000	32,000	44,000	54,133	63,733	73,333	81,333	89,333
D 案	26,666	42,666	58,666	74,666	90,666	104,000	116,800	129,600
E 案	32,000	52,000	72,000	92,000	109,333	125,333	141,333	157,333
F 案	32,000	52,000	72,000	92,000	112,000	132,000	152,000	172,000
X 案	32,000	64,000	84,000	104,000	124,000	144,000	164,000	184,000
Y 案	40,000	64,000	88,000	112,000	136,000	150,000	184,000	208,000

II 事業所得

現 行	15,000	24,000	33,000	40,000	47,800	55,000	61,000	67,000
D 案	20,000	32,000	44,000	56,000	68,000	78,000	87,000	97,200
E 案	28,235	45,882	63,529	81,176	96,470	110,588	124,705	138,823
F 案	24,000	39,000	54,000	69,000	84,000	99,000	114,000	129,000
X 案	28,235	56,470	74,117	91,764	109,411	127,058	144,705	160,500
Y 案	35,294	56,470	77,647	98,823	120,000	141,176	160,500	178,500

備考 X案においては、扶養親族中1名は配偶者として計算した。

裏面白紙

21

(第三表) 所得税法改正による納税人員及税收概算

単位 - { 人員 - 千人 }
{ 税額 - 億円 } (24.6.21)
主税額調整額

区 分	源 泉			申 告					合 計	減少 { 人員 税額 }	
	給 与	その他	計	農 業	營 業	その他事業	その他	計			
現行法	納税人員	11,432		11,432	3,540	2,280	667		6,487	17,919	
	税 額	1,225	40	1,265	571	1,392	200	62	2,225	3,490	600 - 110 350 210
D 案	納税人員	10,222		10,222	3,741	2,212	634		5,987	16,209	1,710
	税 額	687	35	722	275	936	121	48	1,380	2,102	1,388
E 案	納税人員	9,254		9,254	2,822	2,158	608		5,588	14,842	3,077
	税 額	559	34	593	236	804	104	41	1,185	1,778	1,712
F 案	納税人員	8,276		8,276	1,734	1,603	322		3,659	11,935	5,984
	税 額	490	31	521	219	733	85	29	1,066	1,587	1,903
X 案	納税人員	7,106		7,106	1,234	1,415	271		2,920	10,026	7,893
	税 額	382	25	407	108	518	48	19	693	1,100	2,390
Y 案	納税人員	6,734		6,734	1,210	1,405	265		2,880	9,614	8,305
	税 額	254	22	276	50	464	42	18	572	848	2,142

備 考 1. 税額は賦課額である。

裏
面
白
紙

(第四表) 所得税法改正による納税人員及税收概算
(把握率引上の場合)

単位—〔人員—千人〕
〔税額—億円〕

(24.6.23)
主税局調査課

區 分	源	泉 申							告 計	合 計	把握率 現 行	比 較 増				
		給 与	その他	計	農 業	營 業	その他事業	その他								
現行法	納税人員	11,432	-	11,432	3,540	2,280	667		6,487	17,919	17,919	-				
	税 額	1,225	40	1,265	571	1,342	200	62	2,225	3,490	3,490	-				
	把握率引上割合	95	38	1,202	80	456	74	1038	75	150	75	41	76	1,641	2,843	2,843
D 案	納税人員	10,415		10,415	3,197	2,232	642		6,071	16,486	16,209	277				
	税 額	927	47	974	357	1,310	167	67	1,403	2,874	2,102	772				
	把握率引上割合	10	10		10	30	34									
E 案	納税人員	9,602		9,602	2,922	2,212	629		5,763	15,365	14,842	523				
	税 額	754	46	800	307	1,286	160	66	1,825	2,625	1,778	847				
	把握率引上割合	10	10		10	30	30									
F 案	納税人員	8,780		8,780	1,742	1,900	446		4,338	13,118	11,935	1,183				
	税 額	661	42	703	285	1,173	136	46	1,640	2,343	1,587	756				
	把握率引上割合	15	15		15	30	30									
X 案	納税人員	8,203		8,203	1,690	1,796	413		3,899	12,102	10,026	2,076				
	税 額	573	37	610	159	829	77	30	1,045	1,705	1,100	605				
	把握率引上割合	15	15		15	30	30									
Y 案	納税人員	7,908		7,908	1,676	1,790	404		3,875	11,783	9,614	2,169				
	税 額	381	33	414	73	742	67	26	908	1,322	848	474				
	把握率引上割合															

備考 税額は賦課額である。

24.6.23
主税局調査課

裏面白紙

2821

24.6.28

昭和二十四年度鉄道特別会計工事勘定支出員担行爲及支出計画並実施表

(單位千円)

(本建設交通局)

費目	年間予算	第一四半期(決定)			第二四半期			第三四半期			第四四半期			支出額合計		
		支出員担行爲	支出	第四半期以出	支出員担行爲	支出員担行爲合計	支出	支出員担行爲	支出員担行爲合計	支出	支出員担行爲	支出員担行爲合計	支出		支出員担行爲	支出員担行爲合計
鐵道建設費	267,000	87929	51,887	16,336	114,613	130,447	82,132	88,517	88,654	79,171	68,055	25,116	37,810	68,726	64,926	267,000
線路改良備費	1,771,786	574,592	507,326	89,261	898,457	588,722	552,968	35,755	440,178	476,853	362,260	118,193	235,037	347,232	385,232	1,771,786
停車場設備費	1,200,000	468,368	351,555	116,713	314,743	422,656	310,878	116,728	274,362	376,140	271,208	119,732	146,357	266,259	246,759	1,200,000
水道設備費	320,000	164,555	106,582	58,173	157,779	124,152	92,545	31,587	58,247	89,844	63,751	25,853	51,047	56,702	56,702	320,000
建築費	270,000	187,857	136,034	51,825	42,580	75,005	74,257	20,788	38,453	57,201	42,586	16,615	20,508	37,123	37,123	270,000
電化設備費	461,000	313,117	280,164	32,953	52,418	85,371	77,817	7,554	55,069	62,493	55,748	6,875	37,396	46,271	46,271	461,000
通信設備費	1,471,174	785,448	501,779	482,449	262,942	740,811	583,214	205,377	294,655	500,452	366,879	133,153	127,147	264,302	260,302	1,471,174
無線設備費	429,000	81,016	34,765	46,301	107,873	154,174	148,189	5,785	130,475	136,444	121,482	13,778	109,544	124,344	124,344	429,000
燈塔設備費	43,000	300	300	0	15,148	18,148	16,674	14,744	12,412	13,436	10,413	302	12,540	16,013	16,013	43,000
電力設備費	273,000	52,654	35,876	16,778	102,147	118,725	85,016	33,709	70,130	124,037	96,479	27,582	48,069	75,611	75,611	273,000
電力工務費	308,000	100,211	84,538	15,873	58,310	104,183	72,672	10,491	72,721	88,442	66,030	22,382	41,558	63,740	63,740	308,000
電力工場費	28,000	3606	288	3,318	19,268	13,406	2610	4,076	2148	13,224	10,051	3,173	4878	2051	2051	28,000
工務設備費	369,000	218,630	183,135	64,775	81,156	146,151	122,778	23,173	15,139	38,212	25,448	12,844	24,075	36,717	36,717	369,000
探採設備費	47,000	37,776	6264	31,772	3,826	35,618	24,440	11,278	3,318	14,454	12,446	2,198	1,842	4,000	4,000	47,000
自動車設備費	168,000	25,315	25,315	0	31,443	31,443	25,671	5,772	27,744	33,516	28,312	5204	14,776	20,000	20,000	168,000
自動車工場費	18,000	4976	4976	0	2,135	2,135	4635	500	4,534	4,284	2,004	384	1,045	1,389	1,389	18,000
自動車費	4,250,020	3452,245	2,172,255	1,259,970	744,244	2,066,234	1,172,337	882,297	1,911,83	1,973,460	1,072,460	0	110,368	110,368	110,368	4,250,020
自動車	493,397	316,343	50,777	266,266	43,673	307,739	307,739	0	38,534	38,534	28,534	10,000	20,551	30,551	30,551	493,397
小計	13,773,397	7,770,700	4,841,561	2,723,397	3,887,748	5,839,087	4,314,300	1,528,287	2,114,823	3,630,210	2,770,468	640,182	1,711,328	1,821,470	1,821,470	13,773,397
総経費	2,575,000	787,167	778,110	110,57	616,441	627,478	617,741	7,757	576,502	576,257	578,402	178,37	582,870	600,727	600,727	2,575,000
合計	16,548,397	8,557,867	5,619,671	2,833,974	4,504,189	6,466,565	4,932,041	1,536,044	2,691,325	4,208,670	3,348,936	818,562	2,294,198	2,422,197	2,422,197	16,548,397
資金内訳	15,000,000		5,619,671	7,380,327			4,677,442	4,680,657			2,545,970	4,110,177				15,000,000
公債	1,320,000		0	1,320,000			0	1,320,000			0	1,320,000				1,320,000
営業外収入	228,397		0	228,397			228,397	0			0	0				228,397

裏面白紙

24
6125
732

2622
24.625

鉄道特別会計工事勘定証憑総括表
(第一、第二、四半期)

(単位 1,000円)

経本建設交通局 6-22

費目	年間予算	事業認定額			残高	資金			
		第一、四半期	第二、四半期	計		第一、四半期支払額	第二、四半期支払額	計	残高
鉄道建設費	217,000	67,923	114,613	182,536	84,464	51,887	82,132	134,019	132,981
道路改良費	1,771,786	596,572	499,457	1,096,029	675,727	507,326	552,968	1,060,294	711,482
防犯設備費	1,400,000	802,544	207,748	1,010,292	389,708	463,642	507,919	971,561	428,439
停車場設備費	1,200,000	468,368	310,743	779,111	420,689	351,655	310,878	662,533	539,467
水陸連絡設備費	320,000	164,755	65,777	230,532	87,266	106,582	92,565	199,147	120,853
運送設備費	290,000	187,459	43,580	231,039	58,561	136,034	74,257	210,291	78,709
電化設備費	460,000	313,117	52,418	365,535	74,465	280,164	77,817	357,981	102,019
電燈設備費	1,471,194	785,448	263,742	1,049,190	421,804	300,777	543,214	843,993	627,201
通信用設備費	429,000	81,066	107,873	188,939	240,061	34,765	148,187	182,954	246,046
電力設備費	43,000	300	18,148	18,448	24,552	300	16,674	16,974	26,026
電氣保安設備費	293,000	52,654	102,147	154,801	138,179	35,876	85,016	120,892	172,108
電氣工場設備費	308,000	100,211	88,310	188,521	119,479	84,338	93,692	178,030	129,770
工場機械設備費	28,000	3,606	10,368	13,974	14,026	288	9,610	9,898	18,102
工機採掘設備費	367,000	248,630	81,156	329,786	37,214	183,635	122,978	306,613	62,387
探採掘設備費	47,000	37,796	3,826	41,622	5,178	6,204	24,340	30,544	16,456
自動車設備費	347,000	81,352	47,575	130,927	216,073	25,463	56,867	82,332	264,668
自動車工場設備費	168,000	25,315	31,443	56,758	111,242	25,315	25,671	50,986	117,014
自動車	18,000	4,776	2,135	6,911	10,889	4,776	1,635	6,411	11,389
自動車	4,250,020	3,452,245	796,244	4,248,489	1,531	2,192,255	1,193,937	3,386,192	883,828
自動車	493,377	316,343	43,673	360,016	133,383	50,077	307,939	360,016	133,383
小計	13,993,377	7,770,900	2,887,748	10,658,648	3,272,751	4,841,561	4,310,300	9,151,861	4,821,538
総係費	2,595,000	787,167	616,441	1,403,608	1,167,392	778,110	617,741	1,395,851	1,179,146
合計	16,588,377	8,558,067	3,504,189	12,062,256	4,440,143	5,619,671	4,928,041	10,547,712	6,000,687
資金の収	15,000,000					5,619,671	4,699,642	10,319,313	4,680,687
見込資金	1,320,000					0	0	0	1,320,000
減価償却	228,377					0	228,377	228,377	0
雑収入									

裏面白紙

七五 26

昭和二十四年六月

我が税負担過重の實情調査

經濟同友會

例言

一、本調査は本會經理委員會が本年四月税制改革問題を採り上げた際、我國の税負擔の實情を明らかにするため本會經濟政策研究所に於いて調査取纏めた資料である。

二、本調査の要綱は本會會報第六十五號に掲載したので、一應目を通していただくことが望ましい次第である。

昭和二十四年六月

經濟同友會

目次

第一、國民所得と税負擔率に就て

(一) 我國國民所得と税負擔率の國際比較と問題點……………一

(A) 我が國民所得造成と其の特殊なマイナス面……………一

(B) 我が國民所得額と推計技術から見た過大見積面……………三

(二) 國民所得の過大見積額の検討……………六

(A) 生産指數と國民所得との比較に依る方法……………六

(B) 國民所得造成上マイナス面を成す面より推計の方法……………八

(三) 國民所得に對する我國の税負擔率……………一六

(四) 税負擔率の日米英比較……………一八

第二、法人税の過重について

(一) 法人税過重の問題點……………二二

(二) 法人税の日米英比較……………二四

(三) 配當所得課税の日米英比較……………二六

第三、所得税の過重について

(一) 現行所得税の戰前に對する倍率……………二七

(二) 所得税負擔率の日米比較……………二九

我が税負擔過重の實情調査

第一 國民所得と税負擔率に就て

(一) 我國國民所得と税負擔率の國際比較と問題點

我國の税負擔が、敗戦國にも拘らず、戰勝國に比し却つて輕少であるかの如き印象を與えるものとして、國民所得に對する税負擔率の日米英比較がよく擧げられる。

(A) 我が國民所得造成と其の特殊なマイナス面

併し、根本の國民所得の造成並に租税内容等の基本的資料そのものは、各國に於て少からず相違している上に、國民一人當所得額の大小によつて、租税負擔力は著しく違つてゐるから、單純に表面的な國民所得と租税負擔額とを比較してその間の税負擔の輕重を測ることは重大な錯誤に陥る懼の多大なことは改めて説明するまでもなく周知のことである。

従つて、各國の租税負擔の大小を見んとするには、必ずやこれ等の點を十分斟酌せねばならない。特に現下の日本に於ては、戰後の經濟解體とインフレ高進と云う一大變態事情のため、第一には國民所得の算定そのものに巨額の架空所得が算入せられてゐる上に、第二には税負擔そのものによつても、正式の租税以外に、財産税、價格差納付金等の巨額の負擔があり、且つ、莫大な赤字財政に基くインフレ高進と云う一種の税負擔が加つてゐる。従つて以上の諸點をどう考慮するかによつて、國民所得に對する税負擔率そのものは著しく異つて来る。例えば、我が經濟同友會がこれ等を考慮して大凡の見當をつけるため調査した結果によると、國民所得の税負擔率は、政府發表昭和二十三年二〇%二に對し二八%二を示し、米國の二二%七と比較せられることになつて各國との比較税負擔率そのものによつても

我が税負擔は相當のヨリ高率であると云う結果を示している。

無論、本會調査の數字は極めて大雑把の荒見當を示すものに過ぎず、その見方やその計算法には幾多批判の餘地のあるものであることは、本會の十分に自認しているところであるが、併し、これによつて、此際我が國民所得と税負擔につき再検討を要する重大問題點が何處にあるかを示唆するに十分役立つものと秘かに信するものである。依つて、以下、これ等の點に對する本會の見解を表明することにす。

思ふに、最近に於ける我が國民所得の性質が、米英のそれと異なる最大のポイントは、米英の國民所得は、國富の増大の上に築かれたものであるのに反し、我國のそれは戦後の變態性のため、莫大な國富の喰込の上に築かれたものであると云う特殊の性質を持つてゐることだ。

自然これを考慮すると、同一額の國民所得の持つ税負擔力には多大の差異があるわけである。従つて、國民所得に對する租稅負擔率を見る場合には、表面的な國民所得から、當該年次に於ける國富の喰込額を差引いたものを基準にすることがヨリ真相を語るものと考えられる。

然るに終戦後の我國に於ては、このような國富の喰込は、各種の側面に亘つて、その總額は實に莫大である。事實終戦以降尠くとも昨二十三年度に至る三か年餘の期間に於ける我が國民經濟は年々、已存國富の莫大な喰込と米國よりの援助費の消耗とによつて辛くも維持せられたものである。而して、かゝる國富の喰込は、(1) 財政面を通じたもの、(2) 産業面を通じたもの、(3) 個人生活に於ける所謂節生活、(4) 山林河川橋梁道路港灣等の國土荒廢の形をとれるもの、の四大側面を擧げることが出来る。

以上の中、國民所得の計算上此際特に問題となる點は、これ等の國富の喰込そのものが直接にその財源となつて國民所得を差引せしめてゐる部分についてである。その主な側面は左の通りだ。

- (1) 直接に産業を通じて達成せられた國民所得の中、産業資産の實質的喰込乃至實質的赤字借金の増大部分、又は企業の實質的赤字を補填するために株式拂込金に依つて齎らされた部分
- (2) 直接に財政を通じて達成せられた國民所得の中、その歳入財源が或は産業資産の實質的喰込に依り、或は個人資産の實質的喰込により齎らされた部分

(3) 直接に財政を通じて達成せられた國民所得の中、インフレ的紙幣増發に由り齎らされ、その結果、インフレ高進の形に依つて、産業乃至個人の實質資産を喰込む結果となつた部分

國民所得の算定に當つては、企業の損失部分が差引かれるのと同じ理由によつて、財政のマイナス部分も亦、同一の取扱を受けるべきであり、少くとも、國民所得に對する稅負擔率の各國比較をなす場合には、かゝる考慮が加えられるべきである。然るに、終戦後の我が國民所得中には、かゝる部分が少からぬ比重を占めてゐることは明白な事實であるにも拘らず、政府の國民所得の調査に於ては、これ等の考慮は殆んど加えられていない。自然、終戦後の我が國民所得は、それだけ過大に見積られた結果になつてゐると云うことが出来るわけである。

尙お以上は、國民所得達成上、直接にその素材となつてゐる國富の喰込のみであるが、國富の喰込みのものとしては以上の外、山林、河川、道路、橋梁、港灣等の國土の喰込みがあり、更に個人生活に於ける積極的喰込み(節生活)及び住宅家財衣料等の補修更新の放置による消極的喰込等があつて、國民所得の達成に直接關係のない部面に於ける國富の喰込みも巨額に達するが、これ等はこゝでは一應除外した。併し、國民の稅負擔の輕重を見る場合には、これ等の點をも併せて、考慮するの要あることを附記したい。

(B) 我が國民所得額と推計技術から見た過大見積面

以上は極く大局的に、我が國民所得が過大に表現せられてゐる理由を見たのであるが、かゝる傾向のあることは又、我國國民所得算定の技術面そのものからも之れを推知するに難くない。

周知のように、終戦後に於ける我が國民所得の算定は、資料が極めて不十分のため、一定の假定に立つた推計的部分が多く、又、實態調査に依る補正も極めて限られた標本調査に基くものであるため、幾多の問題點を包蔵してゐる。而して、斯く國民所得が過大に見積られる傾向を孕む技術的問題としてこゝに指摘するに値するとわれわれの考ふる諸點は左の諸ポイントである。

第一 終戦後の我が國民所得の五割から六割餘を占める個人事業所得の算定は、昭和二十一年に於ける特別所得稅課税の際の權衡調査を基準にし、(其の後サンプル調査で補正する努力が拂われているが)、爾後は、生産指數と物價

指数とを総合せる系数によつて推定せられてゐる。ところで、この算定方式については技術上左の如き缺陷があると考へられる。

(1) 個人事業所得の基準年次に於ける見積りについて

(イ) 當時はインフレーションに由る物價騰貴が最も激甚であつた時期である結果、その所得中には已存手持品のインフレ的値上りによる架空所得が少からず含まれてゐる。即ち當該年度の造成に屬しない架空所得が少からず介入して、それだけ國民所得が水膨れして現われており、且つ、爾後の年次にも亦この基準時の水膨れが生産及物價増大で擴大されて繰込まれてゐる。(その後のサンプル調査にも亦インフレによる同様の水膨れが繰込まれてゐる)

(ロ) 増加所得税の對象となつたものは、一般にその所得が比較的により高い層のものであつたが、その一人當平均を基準にしてそれ以下の水準を含む全體の有業人口に乘じて推算してゐる結果、それだけ右の推算は過大に評價せられることになる。

(ハ) のみならず、基準年次に於ける當該事業の人員比重が、爾後の人口調査に於けるそれと一致してゐるか否かにも多大の疑問がある。

(2) 事業所得算出の系数について

(イ) かゝる系数の一要素を成す生産高については、終戦後最近迄のそれには、在荷及設備の増込に由つて驚らされた部分が少からず含まれてゐる。従つて、生産指数を單純に國民所得増減の指標と見れば、それだけ國民所得は過大に表示せられることになる。

(ロ) 尙お、企業は終戦後多大の過剩人員を擁してゐたので、生産の増加にも拘らず、勤勞人員は増加せず、逆に従業員は減少しながら生産増大を齎らしてゐる場合が決して少なくない。こゝにも勤勞人員の推定が過大化する傾向がある。

(ハ) 系数のいま一つの要素である物價指数についても大きな問題がある。と云うのは、終戦後の物價騰貴には、それだけ事業及び勤勞者の名目所得増とならない部分が少からず含まれてゐる。例えば、政府の價格補給金の輕

第二 法人所得について

減乃至廢止のための價格引上げ、及び財政の赤字補填のための鐵道運賃、通信料等の値上げ等に基づく物價騰貴の如くである。

(イ) 終戦以降大體二十三年に至る期間の我が法人は、所要の減價償却を行い、正常在荷制決算をなす等、所謂安定價值計算を行えば、殆どすべての法人は莫大な缺陷を示してゐる。然るに、國民所得の算定に於てはインフレ高進に基づく名目所得の増大はこれを計上しながら、右の如き莫大な缺陷はこれを殆ど控除してゐない。

(ロ) のみならず、名目價值計算で表面に現われた法人の赤字そのものについても、限られた数の大会社の分のみを控除したのみであつて、他に控除漏れのものも多数ある。更に、企業は政府及市銀の赤字金融抑制乃至忌避の網をくぐるため、實際は赤字金融であるにも拘らず、表面上は事業資金としての融資なるかに装うため、表面に現われた法人の赤字は、實際に比し極めて僅少であつたことも周知の事實である。(インフレ的物價値上りのためかゝる帳簿上の工作は極めて容易であつたと云う變態事情のため)

以上によつて分るように、國民所得算定の技術面そのものから見ても、最近年の我が國民所得が過大に見積られる缺陷を蔵してゐることは何人もこれを看取するに難くないであらう。

問題は、然らば、以上述べたような理由による國民所得の過大見積は、果して幾許を算するかである。この算定は、本来ならば、國民所得算定の技術的誤謬を正して、これを再検討するのが本筋である。併し、斯様な作業は、國民所得に關する詳細な資料を持たぬ本會の到底克くなし得るところではなく、又、假令政府の有する全資料の提供を受けたと假定しても、短時日の中に之れを再算定するスタッフを持つてゐない。依つて、本會としては、かゝる本筋の方式によらず、大局的に、大凡の荒見當を間接的方法によつて示すことに、姑く満足せざるを得ない。それも正確を必しも充分に期し得ず、特に資料の缺如から文字通り腰だめの假定に基づく数字を採らざるを得なかつた部面も少なくない。これ等の點については豫め諒恕を御願ひしたい。

併し、本稿の狙いとすると、我が國の國民所得に對する稅負擔率につき、計算上の重大な誤謬があり、ために我が國民の稅負擔が實際に比し少からず輕少に投映せられてゐることにつき社會の認識を深め、この基礎數字その

ものにつき、此際、所要の措置乃至考慮を促すに足る一投石たり得んことである。ヨリ正確な再検討や訂正やは、之れを政府當局の努力に俟つものである。

(二) 國民所得の過大見積額の検討

前節已述の通り、終戦後の我が國民所得推計には、相當の過大見積があることは明かな事實であるが、併し乍ら、具體的に幾許の過大見積が含まれているかについては、此際間接的な大数觀察に満足する外ない。しかも、このような大数觀察そのものに於ても所要の資料に缺けていて、充分客観性のある数字を示すことは至難である。併し、大凡の数字は、以下に示す二つの間接的方法によつて大雑把ながら、その荒見當を窺知し得るのではないかと思う。

(A) 生産指数と國民所得との比較に依る方法

國民所得と生産高とは大體に似たカーブを大雑把ながら描くものなることは一般に認められているところである。依つていまこの比較を求めため、實質國民所得(物價指數で修正した)と生産指數とを對照するに、第一表の如く、終戦後の實質國民所得は、生産指數に比し大凡三割内外の過大膨脹を示していることが分る。

(第一表) 實質國民所得と生産指數との對比

年 度	日銀綜合表		實質國民所得 (A) 同上の (B) 綜合表 A の		日銀綜合表 同上による實質國民所得指數
	國民所得	物價指數	國民所得指數	生産指數	
昭和二〇	一三五	一〇八・二	一三二・八	一〇〇・〇(3)	一〇〇・〇
二一	一四六	一一一・八	一三三・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二二	一七〇	一一五・〇	一三三・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二三	一九三	一二〇・〇	一三八・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二四	二四二	一四五・九	一四一・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇
		一六一・六	一四四・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
		一三三・四・九	一四六・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
		一八七・一	一五七・四	一〇〇・〇	一〇〇・〇
		二一四・九	一六五・四	一〇〇・〇	一〇〇・〇

二五	二七五	一九七・〇	一七五・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二六	三一七	二二五・七	一八二・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二七	三六三	二七六・三	一九〇・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二八	四三三	三二五・六	二〇四・四	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二九	五四八	三九七・八	二二四・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三〇	五八六	四七二・二	二五二・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三一	六六九	五五二・二	二八二・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三二	七六七	六四一・二	三二二・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三三	八六九	七三三・三	三六六・六	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三四	九八二	八三三・三	四一四・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三五	一一〇七	九三九・八	四七二・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三六	一二四二	一〇五二・二	五三九・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三七	一三八七	一二〇四・七	六一二・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三八	一五四二	一三六四・八	六九二・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇
三九	一八二九	一五三三・四	七八二・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇
四〇	二一四二	一七二二・五	八八二・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(備考)

(1) 日銀綜合表物價指數及び同上小賣物價指數ともに昭和五十九年平均を一〇〇とするものである

(2) は昭和二十三年十一月のものに二十四年分と推測したもの

(3) 國民經濟研究協會工業生産指數七十八、農業生産指數七十二の比額にて綜合せるもの

(4) 昭和二十四年の綜合生産指數は、工業生産は前年に比し一五・〇%増、農業生産は前年同様と見做して推算したもの

尤も、實質國民所得算定の物價指數としては、如何なるものが適切であるか、第一に問題になる。若し、日銀の小賣物價指數に依れば、第一表の下の参考欄の通り、右の開きは相當なものである。併し、日銀小賣物價指數は、例えば米の關取引の取締を強化すれば東京の關價格は著騰するが、地方のそれは著落し、全國的には何等の變化なきにも拘らず指數は上昇する等、これを全國指數とする性格のものでない。依つて、こゝでは日銀綜合物價指數を採用した。しかしこの指數にもその適格性に相當の問題がある。

又、綜合生産指數は鑛工業七十八、農業二十二のウェイトで計算したが、正確には、このウェイトは年々異なるべきである。更に國民所得全體に占むる、鑛工業及農業の比重も時代や年によつて少からず違ふから鑛工業と農業との綜合生産指數と國民所得とのカーブは、異なる對比を示すが當然であると云ふ部分が相當ある。このような

わけで、こゝに示す實質國民所得と総合生産指數との對照は、細かに云えば、幾多の問題點を藏しているが、かゝる考慮を加えながらこゝでは大勢觀察の二指標の意味に於て、簡潔のため、一應第一表の數字を基礎にして見ることとする。従つて、實際にこれを應用するに當つては、以上の如き問題點を考慮せねばならないわけである。

第一表に由り第一に注意を喚起したいことは、昭和二十三年の實質國民所得は昭和十九年平均よりも四%七の増大となつてゐることである。我々の實感から云つて、實質國民所得が斯く昭和十九年平均よりも四%七も増大してゐると云ふことは到底肯許し難いことであつて、實質國民所得は當時よりも相當地位であるのが眞實である。第一表の數字に大きな誤りのない限り、この一事によつても、國民所得の推計が過大であることが有力に指摘し得られると思ふ。

第二に注目を要することは、インフレーションの未だ甚しくなかつた頃（昭和十一—十八年）には、生産指數は實質國民所得指數に比し二割内外から六割余多であるのが常であつた。然るにインフレーションの激化した終戦後に於ては、この關係は逆轉して現われ、實質國民所得指數の方が生産指數よりも三割余り多となつてゐる。このようなカーブの意味については、戦前及戦中に於ては農業及び鑛工業以外の國民所得の比重が比較的に小であつたのに反し、終戦後に於ては逆の現象が起つたと云ふことを十分考慮せねばならないが、それ等を考慮しても尙お、最近の年國民所得が大體に三割近く過大に評價せられてゐることを示唆する有力な指標たるを失わないであらう。尙お以上についで後掲（註一）及び（註二）を参照せられたる。

（B）國民所得造成上マイナス面を成す面より推計の方法

終戦以降最近の國民所得の造成について、已存國富の喰込を直接にその手段とせるものが莫大の額に上るべきことは已述の通りである。従つて眞實の國民所得を示すためには、國民經濟計算表のバランスに於けるこれ等のマイナスを控除する操作が加えられねばならぬ筈である。然るに我が國民所得の算定に於ては、これ等の考慮が著しく缺けてゐる。自然、大體それだけは國民所得が過大に見積られてゐると見ることが出来るわけである。問題は、かゝるマイナス額を如何にせば算定し得るかであるが、本調査に於ては、次の如き假定の下にその捕捉を試みることにした。

（イ）國民所得造成の直接手段となつた産業及び個人の資産喰込額の一半の部分は、財政支出中の次の如き部分によつて之を代表せしめた。

- （a）財政支出中、赤字資金に出つて喰われた部分（日銀勘定上、政府の資金放出超過額）
 - （b）國庫歳入中、産業及び個人資産の喰込に出つて納付せられた性格の租税等
 - （c）國民資産である特殊物件賣却金（但し、この分は別表の如く僅少の額であつてこれを姑く除くとしても全體の數字には殆ど影響がなす）
 - （d）國民所得造成の直接手段となつた産業設備喰込の他の一半の部分は、産業設備の喰込と（減價償却の不足によつて代表せしむ）在荷の喰込みに依つてこれを代表せしめることにした。
- 従つて、國民所得造成の直接手段となつた個人資産の赤字はその全部が、又、同上の産業資金の實質的赤字の喰込み額の中、前記（b）の設備及在荷の喰込み以外のもの、例えば、或は借入金を増大となり、或は株式拂込資本の水膨れとなつてゐる部分は、何れも、前記（イ）の性格の財政支出中に代表的に包含せられてゐるものと見做したことになる。いま、以上の假定に従つて先ず（イ）の財政支出に代表せられた部分を推算せば、第二表の如き數字が現われる。

（第二表） 財政に於ける國富喰込み（國民所得造成に關連せる） （單位百萬圓）

	昭和二年度	昭和三年度	昭和三年度
（イ）財政上の赤字資金放出	五〇、九一〇	五六、一九〇	六五、七八四
（ロ）歳入中の國富喰込部分			
財産税等 收入	三一、〇九八	七、五四三	三、六九〇
内 非課税特別税	—	六、五四一	八八七
價格差納付金	一、五二七	七、一四八	三二、〇九三
（ハ）所得税中のインフレ	三、五七一	九、二九四	一四、九二六
架空利益課税			
特殊物件賣却金	一、六〇〇	一、六八三	二、三三四

比	率	率	率
B A 比	率	率	率
C A 比	率	率	率
D A 比	率	率	率
F A 比	率	率	率

尤も、以上の中在荷喰込の見積りは余りにアービトラリイのものであるから、いま之を未知数として除いたものについて見ても、国民所得の見積り過大と目し得べき比率は、廿一年度二七・〇%、二十二年度一八%、二十三年一八%六であつて、大體に、二十二年、二十三年度の過大見積り率が二〇%前後であることを示唆することに變りはない。

以上によつて看取し得る通りに、安本調査の終戦後に於ける我が國民所得額は、綜合生産指數との對比に於ては約三割余の見積り過大が示唆せられ、財政支出並に産業設備と在荷の喰込に指標せられる産業及び個人資産の實質的赤字(國民所得造成の直接原因を成した)より見れば二割から二割八分余の過大見積りが示唆せられる。いま以上兩者を平均したものをその大勢的傾向と見れば、第四表の通り、國民所得の過大見積りは、比率にして昭和二十一年度約三〇%、二十二年約二五%、二十三年度約二五%と云う數字を示すことが出来る。(第四表) 國民所得の過大見積り率推計

年 度	昭和二一	昭和二二	昭和二三
綜合生産指數との對比から見た場合	三四・九%	三三・四%	三二・一%
國富喰込額から見た場合	二八・六%	二〇・三%	二〇・〇%
以上平均	三一・八%	二六・七%	二六・五%
國民所得過大見積り率推定	三〇・〇%	二五・〇%	二五・〇%

いかに右の推定は極めて大體把の大勢的推算であつて、單に一般的指標を示唆する以上のものではない。併し、われわれの租税負擔の實感から云えば、これ等の修正國民所得額の方がより近似的眞實性を持つものと考えられる。加うるに、安本調査の國民所得額は、主税局の推定所得額よりも、二、三割方多額であつて、これに對する説明として、政府は主税局の見積りに補綴困難なヤミ所得が逃げてゐる結果だとなしてゐる。なる程、若干のヤミ所得で捕獲を逃がれたものがあることは確かに背かれることであるが、それが國民所得の二、三割を占めると云うことは、二十二年以降の嚴重な課税攻勢に對してわれわれの疑問とせざるを得ない。且つ、一方に捕獲を逃れたヤミ所得のありと共に、他方には實際所得以上の査定を受けたものも決して少なくないことを大に考慮せねばならぬ。例へば、大藏省は價格差納付金は所得に對する課税でないとして、税收入中から除外してゐること後述の通りであるが、しかも同一性格のインフレ空利益については、之れを所得と見做して課税してゐるが、その額は二十三年度一千億圓を下らないであらうことは已述の如くである。

このように考へると、以上安本調査の國民所得額と大藏省主税局見積りの國民所得額との開きは、その大部分が、國民所得見積りの過大にあると見るべき余地が多分にある。しかも、偶然かどうか、右の開きは、以上に検討した國民所得見積りの過大額、即ち二割乃至三割と大體に一致してゐることを輕々に看過すべきでないと思ふ。以上は二十三年度迄についてであるが、さて、二十四年度の國民所得見積り二兆九千七百四十二億圓についてはどうか。なる程、九原則の勵行によつて財政面に由つて代表せしめた性格の國富の喰込を直接手段とする國民所得造成は一掃せられ、在荷の喰込も略ぼ無くなつたが、産業設備の減價償却は僅か百五十億圓しか計算せられてゐるに過ぎず、こゝに、四千三百五十億圓の穴がある。更に、國民所得推計の技術面に於ては、已述の如く基準年次の事業所得そのものに少からぬ過大見積りがある上に、二十四年度については生産は前年對比一割五分増としての係数が基準數字に乗せられてゐると云われてゐる。が併し、九原則の勵行と海外市場の不振との結果、一割五分の増産が果して可能か否かに少からぬ疑問がある。

のみならず、假りに豫想の如く一五%の増産が可能であつたとしても、勤勞及び事業所得は、その生産増の比例では増大しない。例へば人員の整理、賃金の引下げ、時間外勤務の廢止乃至削減等が現に盛行しつゝ、しかも生産は増

大してゐるから、生産増大にも拘らず勤勞所得は逆に相當減少する可能性が多い。又、事業所得に於ては、單一爲替レートの設定等のため、産業の少からぬものは、或は單價の引下げ、或は實價不變の下の原材料高等に苦み、假令生産は増大しても、その所得は逆に減少する部面の相當あることを考慮せねばならぬ。

従つて、以上のような諸點を考慮すると、今二十四年度の國民所得についても、少からぬ過大見積りの混入してゐることは明かであつて、その率が二十三年度のそれよりも若干低下する位の差があるに過ぎないと見るべきではないであらうか。

(註1)

實質國民所得と生産指数との比較については、前掲第一表の外、別に國民總所得より農林水産業所得を差引いた指数と、鐵工業指数とを對比して見たが、別表(A)表の如く、この場合には國民所得の見積り過大は一層多大となつて現われる。

(A) 農林水産を除いた實質國民所得と鐵工業生産指数との比較

	昭和二十一年度	昭和二十二年度	昭和二十三年度	昭和二十四年度
農林水産を除いた國民所得(億圓)	二、六八七	八、一九三	一九、三六三	二二、九七九
同上の實質所得(億圓)	五六・二	六七・一	九一・七	九一・〇
昭和十年基準指数(%)	五六・八	六七・八	九二・六	九一・九
國民所得研究協會(十年基準)	三一・一	三九・九	五五・九	×六四・三
安本(八一〇年)	三五・一	四四・三	六一・八	×七一・一
GHQ(五一〇年)	—	四三・二	五七・四	×六六・〇
昭和五九年基準の實質國民所得指数	六二・七	七四・九	一〇二・二	一〇一・四

(備考) ×印 廿四年の生産指数は國民所得の推算で生産を前年に比し一五%増と見てゐるので同じく一五%増と見做したものと見做す。

(註2)

減價償却不足額推算の算式とその具體的數字は左の(B)表の通りである。

(B) 設備減價償却不足額推算

21年度	$(150億圓 \times 償却不足率6.8 = 870) \times 物價指数$ による修正	4,781	20,305 = 167億圓
22年度	$(150億圓) \times 10.8 = 2,620$	12,218	20,305 = 1,107億圓
23年度	$(150億圓) \times 28.0 = 4,200$	21,123	20,305 = 3,480億圓

(註3) 在商喚込の推算の算式及びその具體的數字は(C)表の通りである。

(C) インフレ調整利益に對する所得税額見積(十圓)

	21年度	22年度	23年度
(1) 償却差額引金	※2,753	7,148	22,093
(2) 同上の $\frac{1}{3}$	834.2	2,100.1	0,094.8
(3) 計	3,587.2	9,248.1	28,787.8
(4) 2+3の計	4,421.4	11,480.2	38,482.6
(5) 倍數(△)	381%	257%	171%
(6) 倍數を乘じた數	10,845.5	29,504.1	60,075.2
同上に對する原投資	21%2	31%5	24%6
インフレ調整利益見積	3,571.2	9,293.8	14,923.1

備考 二十一年の※印は原數は一、五二七千圓であるが、當時、引渡設備費が特に莫大であつた事實に鑑み二十二年の原數を日銀綜合指数で換算したものを掲げる。

(△)印の倍數とは、開物價の値上り益を見込むため日銀綜合指數の年平均に依り、前年對比増加率を取つたものである。

(三) 國民所得に對する我國の稅負擔率

以上に於ては、専ら國民所得そのものについて見たのであるが、右に對する稅負擔率を見るについては、稅負擔率そのものゝ内容を檢討する必要がある。と云うのは、我が國民の財政負擔としては、(1) 租税の外に、(2) インフレに由る變形課税が甚大であつたことを考慮せねばならぬ。併し、こゝでは(2)の點は姑く置くとしても、(1)について政府發表の國民所得に對する我が稅負擔率に於ては、財産稅等の特別會計課入、及び價格差益納付金が國稅中に算入せられていないことを留意せねばならぬ。いかにも、形式的な理論から云えば、右は國民所得から支拂われる性格のものではない。併し、その故に之を租税額から除くとすれば、同一性格の非戰災者特別税やインフレ假裝利益に課税せられた部分の所得稅等が租税中に算入せられているのは矛盾である。兎に角、このように財産稅等を除く區別には少からぬ無理のあることは之を否み得ない。

事實、實際に於ては、少くとも財産稅や價格差益納付金については、國民は一種の租税として之を負擔してゐるのであつて、所得稅や間接稅と同じく納稅者を壓迫してゐることに變りはないのである。従つて、國民所得に對する稅負擔率を見る場合には、これ等を加算して見る方がより實際的である。のみならず、そうすることによつて、大藏省發表の原數に於て示されてゐる通りに、昭和二十一年度の稅負擔率が二十二年の僅かに約半分近くに過ぎないと云うが如き、國民の實感と著しく違ふ四凸もなだらかになつて来る。例へば第五表の如くである。

(第五表) 國民所得に對する稅負擔率そのもの修正(單位百萬圓)

國 稅	二二年度		二三年度		二四年度	
	額	修正額	額	修正額	額	修正額
※ 財産稅等課入金	三七、四三八	一八、九六一	四二、一三〇六	六三、五六三七		
※ 價格差益納付金	三、〇九八	七、五四三	三、六九〇	一、六〇〇		
(A) 修正額	一、五二七	七、一四八	二、〇四七	一〇、一八五		
(A) 修正率(%)	4.0	11.9	4.8	13.5		

地方稅	二二年度		二三年度		二四年度	
	額	修正額	額	修正額	額	修正額
(B) 修正合計	七三、八一九	三三、九一三	五二〇、六八八	七九八、四三二		
國民所得	三八六、九〇〇	一、二六、七〇〇	二、四六一、一〇〇	二、九七四、三〇〇		
修正率(%)	一八・一	一八・一	一七・八	二一・八		
地方稅共修正率(%)	一九・一	一九・九	二一・二	二六・八		
大藏省發表の負擔率(%)	一〇・六	一八・六	一〇・二	二六・四		

(備考) ※印の數字は大藏省調査の國民稅負擔率の中に入つていない部分である。よつて之を算入したものが修正額である。

次は、前節已述の理由による國民所得そのものゝ修正に基き、稅負擔率を基礎とする稅負擔率であるが、國民所得については、前節の過大見積を前掲第一表の推定率に依り、修正し、且つ、稅負擔率については財産稅及價格差益納付金を加算した負擔率によつて計算すれば、國民所得に對する國民の稅負擔率は、二十一年度に於ては政府公表の一〇%六に對し二七%三、二十三年度に於ては政府公表の二〇%二に對し二八%二となる。即ち、國民所得の稅負擔率は、政府公表のものに比し、少からぬ高率となり、次節に示す通り米國に比し低率であるところか、少からぬ高率となる。例へば、第六表の通りである。(尚お第六表には以上の外、參考のため、國民所得の過大見積率を二十一年度二八%二十二年及二十三年度各二〇%と見做した場合の稅負擔率、並に、財産稅及價格差益納付金を控除した稅負擔率等をも併せて算出して置いた)

(第六表) 國民所得の修正と稅負擔率改訂(單位億圓)

國民所得	修正額		稅負擔率	
	額	修正率(%)	修正額	修正率(%)
安本原數	3,809	30	412	10.3
過大見積(甲)率の割合				
修正率(A)		2,708	708	27.3
大藏省發表の負擔率(B)			16.3	10.3

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
過大見積(甲)率とは前掲第四表の平均推定率であり、同(乙)率とは、前掲第三表の如く國民所得總額の直接手段となつたマイナス見積額から見た部分のみから見た大凡の推定率である。	11,977	24,011	8,460	19,138	2,082	2,239	24.8	20.5	18.0
過大見積(乙)率の合計	3,899	39	2,786	9,711	412	738	14.8	20.5	10.6
昭和21年度	11,407	39	9,711	2,786	2,082	2,239	24.2	24.8	18.0
昭和22年度	24,011	30	19,089	4,900	5,207	5,207	25.2	26.4	20.2

(四) 税負担率の日米英比較

國民所得に対する税負担率に由つて、各國の租税負擔の比較輕重を見んとする場合には、單に、表面上の税負担率の大小のみによるべきではなく、他に幾多の考慮を必要とする事は後段に於て言及する通りであるが、先ず國民所得に対する税負担率の日米英比較を、大藏省發表の分と、本會の修正数字とについて見るに第七表の通りである。

(第七表) 國民所得に対する税負担率の修正(%)

年 度	日本(1)大藏省發表(2)修正租税負擔			英國(1)大藏省發表(2)修正税負擔			米 國(1)大藏省發表(2)修正税負擔		
	日本	英國	米 國	日本	英國	米 國	日本	英國	米 國
昭和21年	10.0	10.1	34.0	34.0	10.2	27.3	34.0	24.0	24.0
昭和22年	18.0	19.9	33.3	23.4	24.8	26.5	33.3	23.4	23.4
昭和23年	20.2	21.2	32.2	21.7	20.9	28.2	32.2	21.7	21.7

(備考) (1)は價格差益納付金、財産税等を含まない場合である

(2)は同上を含める場合である

(3)の修正國民所得は前掲第四表の國民所得過大見積推定に依つたもので即ち二十年三〇%、二十二年二五%、二十三年二五%に依つたものである。

國民所得に対する我が税負担率は、政府發表の数字によれば、第七表の通り日本は米英に比し著しく輕微である。例えば、昭和二十一年では日本一〇%六に對し、英國三四%六、米國二四%であり、二十三年に於ては日本二〇%二に對し、英國三九%二、米國二二%七である。この比較によつて、敗戦國日本の税負擔が、米英よりも輕微であるとする見解が行われ勝ちである。

併し、已に詳述したように、政府發表の國民所得の推算には少からぬ過大見積りが推知せられる上に、租税負擔額そのものにも問題があること已述の通りである。先ず、我が國民所得額につき修正せるものを基準にすると、二十三年の税負担率は日本二六%九、英國三九%二、米國二二%七となり、日本は米國に比し相當高率となつて、我が税負担率は、米英に比し必しも輕微ではないことになる。且つ、以上は、租税負擔額中に價格差益納付金、財産税等を含まない場合の率である。依つていま、これ等を包含したものに對する負擔率を見るに、二十一年では日本二七%三に對し米國二四%〇、二十二年では日本二六%五に對し米國二三%四、二十三年では日本二八%二に對し米國二二%七であつて、日本の負擔率は米國に比し一層多大となる。

われわれの素朴な實感から云つて、國民所得に對する日本の租税負擔率が、米國より少からず輕微であるとする政府發表の数字に對しては、どうしても腑に落ちないものがあつた。われわれの現に體驗しつゝある現實の租税負擔の實際は、已に限界點以上に達していることを辛直に語つてゐるからだ。又法人税、所得税の日米英比較から見ても、後段の通り、日本は米英よりも少からず重課せられてゐるのであつて、この事實からも我が税負担率が米國に比し輕少であること云うことは不可解のものであつた。その故にこそ、われわれはこの疑問を解くべく、本問題と取組んで研究することになつたのであるが、その結果は、以上の如く、政府の見積に少からぬ誤謬があり(少くとも重大な問題點があり)、これ等を修正すると、我國の税負担率は、われわれに實感の通り、米國に比し少からず高率であること

を發見することが出来たのである。
しかも以上は、國民所得に對する各國の租稅負擔率をそのまゝ一律的に比較したものである。ところで、かかる比較に由つて各國の稅負擔の壓迫を見んとするに當つては、更に考慮を要する重大條件のあることは已述の通りである。思ふにその主要點は左の通りである。

(イ)人口一人當所得額の大小によつて、擔稅力に強弱の差があるを考慮すること。就中、所得の大部分が最低生活費に充當せられる如き現下の我が國情と、最低生活費以外の餘裕所得の多い米國の如き國情との兩者を比較する場合に於て、此點の考慮は重大なポイントである。

(ロ)擔稅力は又、勤勞所得と資産所得とによつて少からず違ふが、終戦後の我が國民所得に於ては、資産所得の比重が激減してゐることを考慮せねばならぬ。例えば、資産所得の比重は戦前二〇%を占めていたものが、終戦後は僅かに一%乃至三%に著落してゐる。

(ハ)租稅負擔そのものについてもその内容が國に依つて少からず違ふことも考慮せねばならぬ。例えば、我國に於ては、租稅外の負擔である健康保険料等が英國に於ては租稅收入による政府の社會施設として行われており、又我國に於ては、米英に於ては當然租稅の負擔であるべきものが、租稅負擔力の限界に來てゐるため、半強制的寄附金の形をとるものも少からぬ高に達する。六三三制校舎、消防署、警察署、労働基準局等の建築費が寄附金の形をとれるが如くである。

以上の中、(ロ)及(ハ)については姑く措き、(イ)の點についてその一斑を現う資料として、第八表を作成した。第八表は次のような算式に依るものである。

(a)日米の人口一人當國民所得金額を昭和二十四年一弗三百六十圓を基準にして日銀の綜合實効指數で修正して二百八十二弗と見做して弗價に換算統一した。この場合日本の國民所得は本會の修正額によつた。そうすると一九四八年のそれは日本百三弗に對し、米國は千四百六十四弗である。

(b)次で、米國の所得稅率に依つて、以上の比率に於ける所得差のある場合には、兩者は夫々幾許の負擔率を以て、公平な稅負擔となるかを見た。即ち、日本一千二百二十五弗、米國十四萬六千四百弗の場合の租稅負擔率を米國

の所得稅制に依つて計算した。

そうすると、日米の稅負擔力の均衡點は米國の五三%に對し、日本一%八となる。併し、右は所要國民生活費を同一と見做したことになるので、その差異を考慮するため假りに、日本は米國の二分の一、又は三分の一と見做して、米國の人口一人當所得の實際額の二分の一又は三分の一に相當する稅負擔率と對比せしめてみた。第八表に於て二分一額及び三分一額とあるのが即ちそれである。

(第八表) 人口一人當國民所得と米國の累進所得稅率からの負擔比較

	所得額	所得稅	負擔率
日本	10,000	1,115	11.15%
米	146,400	7,813	5.34%
米	73,200	2,870	3.92%
米	48,800	1,542	3.14%

(備考) 共養家族三人の場合についての米國所得稅制による計算である。

いま、第八表の三分一額について見るに、日本一%八に對し米國三%四の負擔率となる。即ち日本兩者の負擔率は以上の比率に於て一應の均衡を示すものと見做すことが出来るわけである。無論、かかる比率の取方については、一層低位の米國の所得とこれを對比すべきであるとの見解も成り立つが、併し、如何に低位のそれを對比せしめたところで、國民所得に對する稅負擔力の均衡點は日本一に對し米國は少くとも二乃至三以上であると見做して大過ないのではないかと考えられる。しかも、以上の對比に於て考慮を要することは、現下に於ける日本の人口一人當國民所得は、その最低生活費を賄つて、兎にも角にも若干の餘裕があり、その餘裕の中から課稅を負擔してゐるものと假定に立つてゐることだ。然るに、實際に於ては、我が國民の多くは、その所得によつては最低生活水準さえ賄い得ずして、積極的にか消極的にか、所謂窮生活をしてゐるのである。その一斑は、經濟安定本部調査の都市家計調査が、

相當の赤字を示していることによつても窺知することが出来るのである。
果して以上の通りだとすると、前掲第六表に於ける國民所得に對する稅負擔率、たとえ日米略同一だと假定して
も、日本に於ける稅負擔の懸道度は、米國のその少くとも二、三倍以上の重壓に相當すると云うことになる。然る
に、實際に於ては、米國の二・七に對し、日本のそれは二・八二であること第七表の示す通りである。

第二 法人稅の過重について

(一) 法人稅過重の問題點

現行法人稅については、問題點が三つある。第一は稅率そのものが米英に比して相當高率であること、第二は米英
に於ては既に廢止せられてゐる超過利得稅が我國に於ては尙存し、而かも、金利水準の上昇のため優待標準配當率を
辛うじて賄うに足る利潤にまで超過利得稅が課せられると云う不合理のあること、第三に、併し最も重大な點は、課
稅に於ける資産評價が不合理であることに基く過大な負擔であることである。
この中資産評價の合理的改訂問題は、已に日程に上つてゐるので、問題を簡易化するため、こゝでは一先これを省
き本稿に於ては専ら、前記第一及第二の基本的稅制について見る。

(1) 法人普通所得稅

先ず戦前昭和五年と現在との間に於ける我が法人稅の負擔率の増加を見るに、第九表の如く二倍五八から四倍〇八
の引上であつて、しかも、超過所得稅の掛らぬ普通法人稅の場合の負擔増大率が最大であることに注意を喚起し
たい。加うるに、法人の稅負擔力に重大關係のある標準配當率(株式公券を可能ならしめる最低配當率)は此間に於て
大約七%から一三%内外に上昇しているが、我が國法人の稅負擔力はそれだけ低下してゐることを重視すべきであ
る。

(第九表) 法人稅負擔率の戦前戦後比較

稅込利益額	昭和五年	昭和二十四年	増加率
十萬圓の場合	一三%	四四%	三三%九
二十萬圓の場合	一四%	四四%	三二%四
五十萬圓の場合	二〇%	四六%	一三%〇
百萬圓の場合	二四%	五五%	一三%九

(備考) 會社資本金壹百萬圓、積立金十萬圓と假定しての計算

事實法人普通所得稅は昭和五年の八%六(當時第一種所得稅五%收益稅三%六)だつたものが、現在三五%と約四倍
の増大となつてゐる。従つて、現在法人稅につき第一の問題點をなすのは、此の普通所得稅率の過重な點である。

(2) 超過所得稅

超過所得稅は生産を阻害し浪費を刺戟する弊害が少なくなく、従つて、戦時等特殊の場合を除き、出来るだけ之を廢
止すべきであり、現に、米英ともに戦後之れを廢止してゐる。
又、假りに之れを存続するとしても、その率は、以上の如き弊害を伴わぬ程度に輕減すべきであると共に、その課
稅對象は、當該時期に於ける標準利益に對して、特に高率な利益率のものにのみ之れを限るべきである。

現行の我が超過所得稅は、二十三年度の改正に由つて若干輕減せられたとはいつても、尙お稅込利益率三割超一〇
%、五割超一五%、十割超二〇%であつて、依然、従前の金利水準時代の尺度がその基礎を成してゐる態が多い。然
るに、此間金利水準は上昇して従前に於ける標準配當率七分に對し現在は一割二分から一割五分を必要とする。この
結果、株式公券上必要な最低限の配當率を確保するに必要な利潤に對してさえ、超過所得稅を課せられる不合理を呈
してゐる。例えば第十表の如く、一割二分の配當をなすためには三三%〇、一割五分の場合には四二%二の、それぞ
れ稅込利益率を必要とするのであつて、何れの場合に於ても、超過所得稅が課せられることとなる。

(第十表) 標準配當率に必要な稅込利益金額

標準配當率	資本金	積立金	社内保留及 社員賞與	必要公積 金	資本計 同上率
一・二%の場合	千圓 一,〇〇〇	千圓 一〇〇	千圓 四〇〇	千圓 三六三	三三三・〇%

一五%の割合 1,000 100 50.0 四六五 四一・一

(備考) 税引利益金の中、四割を社内保留、六割を全部配当金として支出するものと假定
 しかも、以上の税引利益率の中、その計算上税負担と見損つたものは法人税と直接之れに關係ある事業税のみであるが、企業實際の税負担には、右の外、少からぬ地方雑税がある。その負担率は、地方により、業種により、又企業規模の大小により異り極めて異なるが、後段の實例に於ては法人税及事業税合計額の一五%以上を示してゐる。従つて、若し、これ等の地方雑税をも加算せんか、以上の所要税引利益率はそれだけ高率となるわけである。依つて、超過所得税は、現行三割超一割を改めて、五割超一割とし、以下七割超一割五分、十割超二割となすべきである。然るに、政府は資産再評價の實施と共に、現行超過所得税率を逆に引上げんとする意圖あるやに仄聞するが、若しそうであれば、實情に添わざること甚しきものと云わねばならぬ。

(二) 法人税の日米英比較

普通法人税率は、國税に於ては日本三五%に對し米國三八%、英國四五%で、日本が最も低率のようであるが、地方税を加えると、日本五三%、英國四五%、米國四〇%(地方税を課する州は三分二で、その率は二一八%の間である)と云われるので假りに二%とした)で、日本が少からず高率である。しかも、右の比較に於ては、法人の税負担力に重大影響ある金利水準が略ぼ同一であるとの假定に立つてゐるが、實際に於ては、戦後の我が金利水準は、米英に比し二倍内外の高率となつた。しかも、この金利水準の高騰は、資本一般の収益力が上昇した結果ではなくして、競争及び敗戦等の結果、蓄積資本の一大喪失に襲われ、就中流動資本は徹底的に喪失し、その結果、或は固定資本と流動資本との均衡が破綻的に失われ、或は残存固定資本補修の需用の急に襲われてゐると云うが如き稍々永続的な特殊事情に基く金利上昇である。それだけに一定利潤に對する我が企業の税負担力は、米英に比し少からず低弱化してゐることを考慮せねばならない。例えば、米英に於ては、税引利潤が八分の配當率を確保せば、企業は悠々と株式資本の吸収を確保し得るに反し、我國の金利水準に於ては、一割二、三分以上の配當率を確保し得なくては株式資本の確保し得られない。従つて又、將來の株式の募集を見返りとする社債募集や銀行よりの借入金が出来なくなり、企業の

容積が脅かされるのである。

のみならず、日本に於ては超過所得税が税引所得三割超一〇%、五割超一五%が課せられるが、税率及び標準配當率の高率なるため僅かに標準的配當とする程度の利潤に過ぎない場合に於ても我國に於ては企業の大部分が超過所得税を負担せねばならぬ。依つて、各國の法人税比較の場合には超過所得税の負担をも考慮せねばならぬ。特に、現在は、資産評價の不合理と云う變態事情のためかゝる負担の壓迫が特に甚しい。現に、法人普通所得の國税率は三五%なるにも拘らず、大蔵省調査の法人課税所得に對する國税額の割合は二十二年度六二%五、二十三年度五四%〇であり、二十四年度の豫算に於て尙お四六%五の高率である。これに地方税一八%を加えると、二十二年度八〇%五、二十三年度七二%、二十四年度六四%五と云う驚くべき法人税の負擔となるのである。しかも、以上は、全國平均であることを留意すべきである。

最後に、法人の税負担については、以上の外、法人税と直接關係のない各種の地方雑税や、租税的性格の寄附金の半強制(警察署、消防設備、労働基準局設備、學校設備費等)が少からぬ負擔となつてゐることを、考慮から逸すべきではない。この種の地方雑税や租税的寄附金の負擔が幾許に達するかは、地方により、企業の大小により異り、極めて区々であるが、試に、東京都に於ける各種地方雑税負擔の實例を、一、二の法人について見るに第十一表の通りである。

(第十一表) 法人の地方雑税負擔の實例(單位千圓)

事業種別	(1)法人税及		(2)地方雑税		(3)の對する%	
	拂込資本	事業税	甲工業會社	乙販賣會社	甲工業會社	乙販賣會社
甲工業會社	1,000	333	149	46.3	15.2	15.2
乙販賣會社	5,000	815	222	4.4	1.5	1.5

(備考) 以上の地方雑税は次の如き種類の税額の合計である。茶屋税、地租、郡民税、自動車税、廣告税、不動産取得税、自動車税、リヤカー税、電話加入権税、食糧税、原動機税、電氣税、

即ち、地方雑税は、法人税に對し、甲工業會社の場合は實に四六%三、乙販賣會社の場合は一五%二であつて、若しこれ等をも加算せんか我が法人の税負担は前記のものより一層高率となるわけである。尤も、此種の税負担率は小

會社が特に過重になり、又、販賣會社は工業會社に比し少からず輕率となる事情にある。と云うのは、工業會社は各地に工場を有し、地方雜稅負擔の對象となるものがより多いからである。
 以上のように、我國の法人の稅負擔は、單に、表面上の普通所得の稅率に現われたものに比し、實際の負擔は著しく多大であることが何人にも看取出来るであらう。

(三) 配當所得課稅の日米英比較

以上は又、配當所得に對する法人及個人課稅の日米英比較からも之を窺知することが出来る。例えば、一定の配當所得に對する課稅負擔率は、米國五〇%、英國六九%に對し、日本は八七%であること第十二表の通りである。
 (第十二表) 配當所得課稅日米英比較

配當所得額	法人に於ける課稅		個人に於ける課稅		合計	同上率
	米國	日本	米國	日本		
一〇、〇〇〇 円	三、八〇〇 円	九三〇 円	(イ)四、九六六 円	五〇%		
千圓	一、六五六 千圓	一、四五八 千圓	三、一四〇 千圓	八七		
英 圓	二、四八三 鎊	一、〇七二 鎊	六四〇 鎊	一、七二二 鎊	六九	

(備考)配當金一萬鎊が株主十人に千鎊宛分配せられたる場合、各株主の固有所得が五千鎊と假定し、之を公定爲替率で換算して各國の課稅を計算せるものである。個人所得稅の計算は扶養家族三人とする。又(イ)には州稅五%二三六鎊を含む。尙お、法人稅率中、日本は平均四六%に依る。

即ち、右の例に於ては、配當所得に對する我國の課稅負擔率は、米國の七割以上、英國の約二割六分高となつてゐる。

第三 所得稅の過重について

(一) 現行所得稅の戦前に對する倍率

我が所得稅が過重なことは、その負擔が企業従業員の最低生活費まで喰込み、ために、企業は稅負擔のため或は賃金引上げを余儀なくせられ、或は稅の負擔を企業自ら荷う等、所謂稅引實收賃金が常に問題となつてゐる事實によつて之れを端的に窺知することが出来る。この意味に於て、所得稅の是正につき、産業は直接重大な關心を特に持つてゐるわけである。

最近年の我が所得稅が如何に過重であるかどうかは、單に、所得稅それ自身のみでなく、その他の財政負擔をも綜合して見ねばならない。特に終戰以降最近までの我國の如く、變態的財政負擔甚大にして、ためにその所得稅そのもの負擔力が特殊的に脆弱化してゐる場合に於て、そうである。而して、かかるものとして此際考慮を要する主な點は思ふに左の通りである。

(イ)財政的な多大なインフレーションに基く一種の巨大な稅負擔が、基底的に横わつてゐること。

(ロ)間接稅及び地方稅等の負擔が激増してゐること。
 右の中、インフレーションの一大高進と云う形に於ける負擔は、終戰以降昨二十三年迄に於て特に甚大であつた。例えば貨幣資産及び利子年金配當所得等は毎年一、三分の一から四、五分の一にまで重課せられたと同一結果となつた。勤勞所得乃至恩給所得と雖も、インフレーション的物價暴騰率の後を追うこととなり、しかもその騰貴率は貨幣價値の減價に及ばない場合が多かつた。この様な形に於ける國民負擔は甚大であつたのである。

次に地方稅の負擔の比重であるが、終戰後に於ける地方分權的改革の結果、この比重は少からず増大してゐる。此間に於て間接稅の比重は、表面的には戦前に比し若干低下してゐるが、これは關稅の殆ど全減したことに基づくものであつて、國民の稅負擔に及ぼす壓力の特に強い國內間接稅のみについて見ればその比重は少からず増大してゐる。

以上のような背景の下に近時所得稅の重壓が國民の上にノッ懸つて來たのであるが、いまその重壓度を戦前に對比して見るため、等價價値計算に依つてこれを示せば第十三表の如くである。

(第十三表) 等価賃計算による事業所得稅負擔率
の所得金額

昭和五年當時	昭和五年	昭和一〇年	昭和三年	昭和四年
1,000圓	0.0%	0.0%	44.5%	33.1%
1,500圓	0.0%	1.1%	52.6%	39.2%
5,000圓	3.4%	3.5%	72.4%	57.5%
10,000圓	5.4%	5.5%	78.1%	66.2%
※50,000圓	15.4%	15.4%	78.1%	68.8%
※100,000圓	19.6%	19.6%	79.7%	79.9%

(備考) (1)本表は大蔵省調査、但し米田は當會調査にして扶養家族三人と見做して計算せるもの。
(2)その計算の方法は、昭和五年の所得額に日銀の綜合實効物價指數を乗じた夫々の所得金額に各年の稅率を課したものを(3)右の計算に用いられた綜合實効物價指數は昭和五年一〇〇に對し十年一〇二二年一五七九、二十三年一九八七、二十四年二四、八〇である。

これによると、昭和五年當時無稅國にあつた所得千圓のものは、現在の等價所得に於ては三五%三の負擔であり、同じく千五百圓で昭和五年一%のものも現在は四二%四であり、昭和五年五千圓で三%四のものも現在は六〇%七であつて、前者四十二倍後者約十八倍の負擔増である。以下所得階層の大となるに従い課稅の最大限に近ずき、自然その倍率は低下している。
無論以上の對照については、此間に於て、標準生活程度の低下したことに基き、一定所得の擔稅力が相對的に増大したことを考慮せねばならぬが、それを如何に考慮するにしても、現行所得稅が戰前に比し如何に過重化しているかは余りに明白である。

しかもこれ等の課稅負擔は極めて低水準の所要生活費を差引き得た余剩所得から支拂われたものでは必しもないのである。我が國民大多數の最近年の所得は、極めて低水準な所要生活費をさへ賄うに足らず、所謂荷生活費を、或は積極的形に於て或は消極的形(衣料家具等の補修更新の放置)に於て余儀なくせられて大窮である。

(二) 所得稅負擔の日米比較

以上のようなわけで、我が所得稅過重の事實を各國に對比して如實に示すことは、技術上極めて困難であるが、既にインフレ的負擔を全然抜きにして、單に所得稅率そのものについての日米比較を、人口一人當り國民所得についてみるに、例えば第十四表の通りである。

(第十四表) 日米個人所得稅負擔率比較

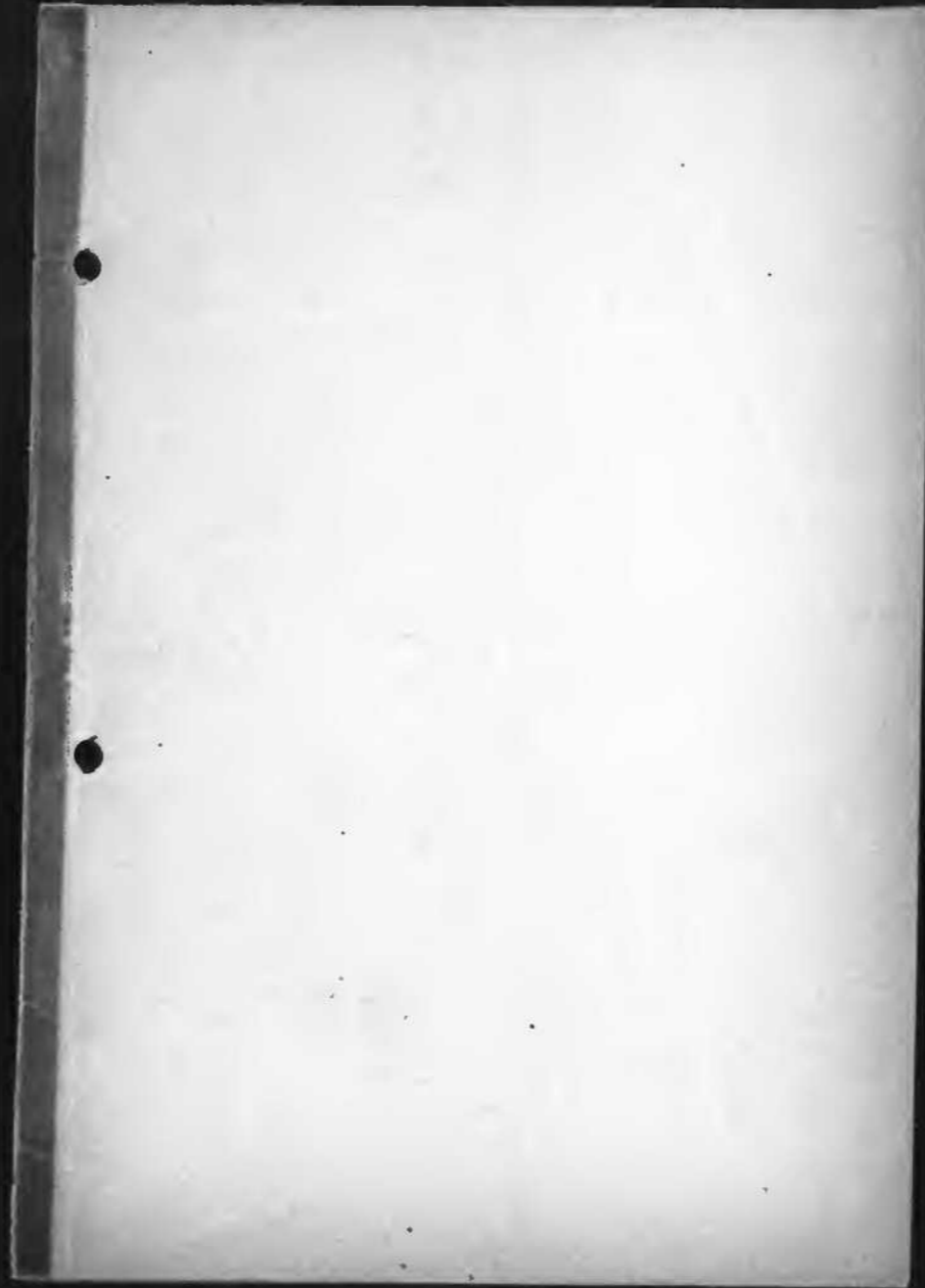
所得額	米國	日	本
1,000圓	0.0%	34.0%	11.9%
11,000圓	0.0%	48.2%	24.9%
40,000圓	4.9%	60.3%	40.5%
100,000圓	11.7%	71.2%	57.4%

(備考) (1)扶養家族三人の場合の個人所得稅の負擔である。
日本の場合は米國の所得額に對し一卅三百六十圓の公定相場で換算して、その那賃所得額に夫々の稅率を乗じたものである。併し、そのまゝの比較では日米間の生活費の差が考慮せられていないことなるから、その差を日本は米國の二分の一の割合と三分の一の割合との二つを假定して夫々の稅率を算した。

第十四表(A)段の數字は日米の人口一人當國民所得を一弗三百六十圓で換算し、日米等額の所得階層に對する日米夫々の所得稅率を課したものである。之れによると、米國に於ては、二千弗の所得者は一錢の所得稅をも負擔しないが、公定爲替換算の我が同額所得者は實に四八%二の所得稅を負擔している。同じく四千弗の所得に對しては米國は僅かに四%九であるに過ぎないのに對し、日本は實に六〇%三の高率負擔をしてゐるわけである。
尤も、以上の比較は、所要生活費を同額と假定したことを意味するものであるから、比較に當つては當然に此點の修正を必要とする。そこでかゝる考慮の一方法として、米國の所得例えは千弗に對し、日本の生活水準は其半額の五

百弗のものと略ぼ均衡すると見做したものが前表(B)段であり、同じく三分一と見做したものが前表(C)段である。いま、(C)段に従つて米國四千弗の所得階級に於ける日米の對比を見るに、米國四九の負擔に對し日本四〇%五の負擔である。

このような實情であるから、米國に比し我國の所要生活費を如何に低位に見做して修正したところで、我が所得税が、米國に比し如何に過重のものであるかを想見するに難くない。加うるに、所得税(個人及び法人所得税合計)に對する間接税の比重は、米國二〇%二に對し日本は八七%四と云う高率であつて、所得税以外の間接的稅負擔も、日本の方が遙に高率である。しかも以上は、日本に於てはインフレに依る重大な財政感迫があることを姑く全然除外しての比較であることを銘記せねばならぬ。



経調内昭24第26号(六月二十七日)

地方財政の現状 (要約)

経済安定本部官房調査課

内 容

はし が き	一
一 地方財政の性格	一
二 昭和二十二、二十三年度地方財政	四
(一) 予算による検討——才入・才出	四
(二) 地方債その他について	一三
三 昭和二十四年度当初予算	二〇
四 東京都財政の現状	二三
(一) 主都財政としての東京都の性格(特異点)	二三
(二) 東京都財政の現状	二八
(三) 都財政におけるその他の向題点	四七

45/2

は し が き

さきに当課においては地方財政に關し、左の資料

- 地方財政の現状 第一部 (昭和二三、四、二〇)
- 地方財政の現状 第二部 (昭和二三、七、二七)
- 地方財政の現状 第三部 (昭和二四、三、二九)
- (東京都財政の現状)

を調整したが、この度その内容を約十分の一程度に要約して
取纏めた。原資料の作成は前課員菊井公郎、要約作成は課員
慰寸隆文である。

昭和二十三年六月二十七日

経本官房調査課長

一、地方財政の性格と問題点

(一) 戦前の地方自治制度はいはゆる「中央依存の傾向」「非自主性」と称するべきものであり都道府県はもとより市町村の末端に至る迄、国家の行政的機関たる色彩が濃厚であつた。このことは特に地方自治体の財政に於いて顕著であり、財政の中心たる課税権は、その基礎と限界が国法によつて定められ、税の徴収も國家の法律に基づき、或いは之に準じて行はれ、地方債の起債権も中央依存的乃至中央支配の傾向を多分に存するものであつた。此の中央依存的性格は逆に國家の地方自治体支配を示すものでもある。かかる性格を示す一例として、昭和九年度に於ける国政事務費の地方経費総額に占める割合を見れば、旧内務省の調査によると府県七四%、市町村五二%であり、特に昭和十八年税制改革以来圧倒的な官治的自治体と化するに至つたのである。勿論かかる傾向は戦後一変し、憲法は地方自治の独立性を謳い、いはゆる官治的自治団体から自主的民主的自治団体への転換を要請すると共に、此れを保証した。此の事は、即ち、従来の國家財政の下における或いはその支配下にある地方自治乃至地方財政を以てなく、理念的には明白に独立性を持つ所の地方自治乃至地方財政を要請し保証するものであり、地方財政を國家財政の線に這おし出す事を意味する。現在の地方財政がこの線に則つて着々と改革され、將來もこの方向を指向し乍ら進むべきである。

42/2

ることは当然であろうが、現実にはこれらの点が、法制的にも経済的にも如何程改革せられていくか、或いは、実際にその線に則した改革が現在の経済的社会的情勢の下にどの程度迄可能であるか、ということは、又一応地方自治乃至地方財政の理想型とは別に検討されねばならぬ問題であり、或いは法制的に改革せられた制度が現実との間に如何なる距離を持つに至っているか、これらの諸矛盾こそ、地方自治乃至地方財政の現在の向題点であり、解決をせまられている課題でもある。

(二) 地方財政は昭和二十三年末迄に理想的に、或いは法律制度的に改革せられた主要な点を示せば、次の如きものである。

- (1) 主として地方団体の利害に關係ある事務に要する経費はその地方団体が全額負担
 - (2) 国と地方団体相互に利害關係ある事務に要する経費は双方の負担
 - (3) 主として國家の利害に關係ある事務に要する経費負担の義務は地方団体は此れを負はない。
 - (4) 地方団体が処理する権限を持たない事務に要する経費は、原則として国は地方団体に対しその経費を負担するような措置を講ずるべきことではない。
- 等の原則を定め、夫々の経費を具体的に列挙し、経費負担の区分を明確にし、又國が負担し、地方団体に支出すべき経費については

- (1) 地方団体が國の支出金によつて行う事務に必要で且つ十分な金額を基礎として之を算定すべきことを示し、
 - (2) その支出金を財源にする経費はその支出時期におくれないように支出しなければならぬことを明示し、
 - (3) 「地方団体が法律又は政令に基いて新行事務を行う義務を負う場合には、國はそのために要する財源について必要な措置を講ずべきことを示し、もし、地方団体がその財源措置に不服のある場合は、内閣を経由して國會に意見書を提出しうる。」
- こととし、右の負担区分規定による以外の國の地方団体に対する補助金を整理し、或いは國庫補助職員制を地方職員費の國庫負担制に改める等の措置が講ぜられた。更に収入面では、税制においては國税の地方税への移譲、地方税の範囲の拡大、税率及課税標準の引上、法定外独立税の地方団体へ自由課税、地方分与税を配付税と改称し、之を増額する等の措置がとられた反面、地方債は原則として認めないことによる等の改革が行はれた。
- これらの基礎的な或いは制度的な改革は、従来の國政事務の過大を防止し地方財政の自主性、自律性を強化する素地を与えたものとして一面劃期的な改革ではあるが、現実の経済的、社会的情勢と此の理念的制度との矛盾はどの程度のものであるか、或いは

はその調整はどの程度可能であるかという点に、将来の地方財政の性格に從つて又地方自治制度の性格を決定づける要因があるであろう。

我々が地方財政を問題とする時焦点も当然そこに向けられねばならない。尤も以下に於いては我々は主として客観的な計數面を示すことによつて、問題把握の一つの参考としたいと思う。

二、昭和二十二年、二十三年度地方財政の状況

(一) 予算による検討

昭和二十二年、二十三年度の地方財政状況を予算によつて示すと次の如くである。

第一表

昭和二十二年、二十三年度現計予算推定額 (單位 百万円)

歳入		歳出	
税收入合計	四三、六六七	府県職員費及役所役場費	一六、〇一六
道府県独立税及同附加税	一九、七四一	警察及警防費	六、三四六
市町村独立税	三、九五〇	土木費	一六、二二八
遷村税	一七六	教育費	二六、二九八

第二表

昭和二十三年度地方予算推定概算額額 (初年度)

(單位 百万円)

分与税		衛生費	
目的税	一、九五〇	衛生費	一、二五九
税外收入合計	二八〇	勸業費	一〇、九七四
使用料手数料	五、二六八〇	厚生費	七、二五五
公債收入	三、六四二	交通・ガス事業費	二、四二三
国県支出名	一、六五八六	公債費	八一九
繰越金	二、九九一五	戦災復興費	三、六一一
その他	四五六	その他	五、一一八
合計	九、六三四七	合計	九、六三四七

(二、三、六、三二 地方財政委員会)

歳入		歳出	
税収入合計	一〇九一五九	府県庁職員費及役所役場費	二六四四六
都道府県独立税及附加税	六〇九〇三	警察警防費	一六六六一
市町村独立税	八五一二	土木費	三九、四七三
還付税	八	教育費	五八〇九八
分与税	三九一九八	衛生費	三一八九
目的税	五三八	勸業費	一四、八六六
税外収入合計	九四、四四〇	厚生費	一三、六四三
使用料手数料	七、七五八	交通ガス事業費	五、一九七
公債収入	二六、四九四	交債費	四、五〇四
国県支出金	五七、一九六	戦災復旧費	一、一、二六
繰越金	一、〇〇〇	その他	九、三六六
その他	二、八九二		
合計	二〇三、五九九	合計	二〇三、五九九

(二、三、七、七 地方財政委員会)

収入

才入面における構成要素別比率をみると次表の如くである。

第三表

	二十二年度	二十三年度
独立税及附加税	二五% (二六%)	三四%
分与税	二〇 (二二)	一九
還付税及目的税	〇 (〇五)	〇
税収入計	四五 (四九)	五三
使用料手数料	四 (四五)	四
公債収入	一七 (一四)	一三
国県支出金	三一 (三一)	二八
その他の	三 (三)	二
税外収入合計	五五 (五一)	四七
総計	一〇〇	一〇〇

註 二十三年度()内は二十二年十二月十日現在の推定額

即ち、二十二年度においては地方才入中五五%が税収であり残り五五%は税外収入となっており、収入面において大きな割合を占めるものは国県支出金の三二%、ついで独立税並附加税の二五%、分与税の二〇%であるが、これらは当時の経済情勢として此れ以上増収のみこみぬいものであり、結局実質的に公債による収入に頼ることとなったのである。現に二十二年十二月の推定と二十三年六月の二十二年
度予算現計を比較してみれば税収の減少(約四%)を公債で補っていることが知られる。因みに二十二年十二月現在の推定を示せば前表(一)内の如くなる。

二十三年度においては、収入中税収の占める位置は五四%、税外収入四六%となつており前年度に比較して質的に若干充実したものと云い得よう。又収入面における比率の大なるものは依然独立税並附加税、分与税、国県支出金及び公債たることに変わりはないが、その順位をみると二十三年度において独立及附加税が最大のものとなつてゐる点に注目すべきである。

又収入に關して重要な意味を持つものであるが、その構成比率を別の観点からみると、國家の補助的性格を持つ収入の非常に大きいことを知るであらう。地方財政の主体的な財政活動は使用料、手数料、雑収入を加へても二十二年度において全体の僅か三三%、二十三年度において四〇%にすぎない。このことは地方財政、從つて又地方自治の独自性の減少なこと逆に云へばその中央依存的な性格を未だ多分に

持つことを示すものである。地方財政の中央依存性のバロメーターとみられる地方分与税並に国県支出金の總計は二十三年度において総額の四七%を示し、前年度の五一%に比すれば比率的に若干低下してゐるとは云へなお相当高位を示している。此れは地方団体の現金經理の困難性、徴税能力限界、國費、地方費の負担区分の混乱等によるものともみられるが、何れにしても財政面より地方自治の独立性を脅かす、即ち財政を通じて中央の地方支配の増大の可能性を生ずるものであることを注意しておかねばならぬであらう。

地方分与税はもと地方税たるの性質をもつものであり、決して一般的な補助財源ではないのであるが、形式的には國税として徴收せられるものであり、又その本質的な財政調整の機能をこえて、一般的な補助財源と変りつ、あるようであり、此を交付する中央は亦々此れを仲介として地方財政に干渉し、他方此れをうける自治体も補助として、しかも早期の交付を期待するといふ事情に立至つてゐる現状である。

第四表

分与税の地方税収中における地位

昭和十五年	
十九	二
二十	五
二十一	四
二十二	四
二十三	三
	六
	六
	三
	六

又国県支出金に前しては戦災復旧・新設事業等としても支出されているが、人件費の占むる率も多く、実質的な地方財政の前進を示していない。

右の如き内容をもつ地方財政の中央依存度を示す二十二年度の五・一％、二十三年度の四・七％は数字的な意義に於いても、又その実質的な意義においても新なる地方財政、従つて又新なる地方自治制度の現在及び将来に対し重要な課題を示すものである。

なお昭和二十三年七月の地方財政法の施行は、地方財政の前途を一応示し、実質的に二十三年度において住民税の引上及入場税の地方移譲はその収入に大きな影響を与えたものである。

支 出

地方債については後述する。

支出面に於ける大きな要素としては、両年度共教育費、土木費及び職員の特遇に劇する費用の三つを挙げることが出来る。

勿論才出面の各項目は相互に密接な関係を有するものがあるが、教育費が両年度共総額の多という巨額な率を占めるのは六三割の実施に伴うものであり、土木費は主として災害復旧費であり、地方のみならず国家にとつても共に不可欠な或は緊急に必要な重要なものであるが、国庫補助金の不足の爲地方財政の大きな負担となっている。

職員待遇費に前して先づその人員をみると、大蔵省調査により二十二年七月一日現在、地方職員中合計四十一万六千を数える義務教育機関の教職員と警察職員がその四二パーセントを占めているのであるが、これら地方職員の給与は一八〇〇圓（ベリ）又当時平均一九三六圓で、中央職員の一六九一圓に比し相当高額なものであった。教育制度及警察制度の拡充整備はインフレーション下の生活費の高騰と相俟つて、此の種費用の増大を促進した。

なお次に支出面を若干異つた角度からみてみよう。地方財政は元来中央財政に比

較して一般に消費的支出の比率が大となるのは否めないものであるが、その代表的な一例として、人件費をみてみよう。昭和二十二年度の国家財政に於いては、一般会計において人件費は略一ニ%位の比率であるが、地方財政においてはその比が相当大である。それは先づ何よりも職員の数、莫大な事によつてどうかがあるであらう。昭和二十二年十月十四日現在経済安定本部調査によれば、一般会計特別会計合計の一五七万の国家職員に比し、地方職員の数は一〇七万となつており、その比重の大きいことは明である。しかも之を経費の面から見れば、先にもみた通り地方職員の方が若干高い所であり、一八〇〇円を下の一ヶ月当国庫財政人件費は総計二五七〇〇万円に對し、地方財政約二〇九〇〇〇万円を算する。此れを年間に換算し、これに臨時増給、旅費、ベイス改訂、年末生活補給金等を合算し、その他に議員、監査委員、選挙管理委員会等の費用も含めて、地方公共団体職員費は合計三九四億を算し、総予算額の四〇%を占めるに至るのである。しかもかかる多額の経費を要する人員の中との五七%は警察並に学校関係であることをみれば、早なる行政整理をよく調整しうるものではないことを知る。

更に地方財政支出における一つの大きな問題は戦災復旧費である。戦争被害は地方財政支出面の大きな要因であり教育費、土木費、災害復興費はとりま直さず一面

(二)

戦争被害の復旧費用でもあり、他面地方債起債の問題として地方事業を行う一要因ともなつてゐる。

安定本部調査にかかる戦争被害調査によれば、昭和二十二年末物価変動を調整して純公有物の直接被害額は六〇六〇八〇七万円と計上されている。此れは公共団体の純財産の損失であり、此の他に官有或いは民有のもので公共団体が委任又は補助せねばならぬものもあるのであるが、此の六〇六億の被害の中所蔵財貨、林野樹木等を除いた公共団体の財政面における直接被害額のみでも四一七億に達するのである。しかも二十二年度の戦災復旧費をみれば三六億にすぎない。これらの被害が国の補助により、公共体自身により或いは民間人の手により復旧されつゝあるとしても、その前途の困難は明であり、地方財政における一つの大きな負担となるものもあり、地方財政の前途は横たわる大きな問題となつてゐる。

なお経済安定費、公共事業費は戦災復旧費と共に特に国家財政との関連の強いことを指摘しておこう。

地方債その他
地方債の発行は例しては嚴重な法的並に行政的制限があり、しかもその発行は資本

投下の事業及び已むを得ない事業のみは限定され、いはゆる赤字起債等は厳重に監督をうけてゐる。

今一応最近数年に亘る地方債目的別許可額をみると次の如くである。

第五表

昭和	一五年	一六年	一七年	一八年	一九年	二〇年	二一年	二二年
金額(百万円)	二八〇〇〇	三六〇〇〇	四二〇〇〇	三九〇〇〇	七七〇〇〇	一一五〇〇〇	三三五〇〇〇	一一七〇〇〇〇

此れは内容的にみて、国庫補助事業が大略七〇%を占めてゐる。

此れを消化の点からみると、金利が高く借入期間が短くなつて困難となつており、昭和二十二年十一月末現在消化率道府県債で七三%、市町村債で二九%、合計五七%である。

従来地方債は大蔵省預金部、商工生命保険局により昭確実には賄はれたのであるが、最近低利且長期の地方債には、一般金融機関は之に応ぜず、又利率等の關係で消化が困難になつてきたものと思はれる。

次に地方債の起債計画を、昭和二十二年地方資金金融計画に基いて検討す

ると次の如くである。これによると地方起債総額一四四億であり、この中交付地方債消化の爲資金を要するもの約一〇七億である。一〇七億の内訳は安本資金課の調査によると次表の如くである。

第六表

起債計画額

総額	金額(百万円)	比率(%)
教育費	一〇七三五	一〇〇
戦災復旧費	一八五八	一七
警察費	二四五七	二三
公共事業費	九一	〇
災害復旧費	一七九二	一七
社会事業費	二二三七	二一
衛生費	九五	〇
その他	六〇九	六
その他	一六〇八	一六

即ち戦災復旧、災害復旧、六三制による教育制度の整備、公共事業等に關するものが大きな割合を占めてゐる。

この一〇七億の資金融通方法は預金部で融通し、その他市中銀行と積極的に利用し、預金部資金不足の時は国債の日銀売却により調達する。此れらの計画に対し実績をみると昭和二十二年九二六〇〇万円である。

又「昭和二十三年度地方債発行予定額推計」大蔵省主計局第三課調べ（昭和二十三年六月十四日）によると発行予定の枠として

第七表

公 共 事 業	事 業 費	起 債
小 計	三七〇五四	一四八二二
その他事業	八五二六四	七四一一
起債抑制額	四六三一八	二二二三三
過年度災害復旧に對する財政補助		一三四〇〇
差 引		一〇〇〇〇
六三割削減係		七八三三
		四五五三

公 企 業 間 係	起債額
自治体警察費	四〇〇〇
六三割前年度分持越	九三〇
合 計	八〇九
	一八一二五

(1000円)

総額一八一億二千五百万円となっている。これは二十二年度実績に基き公共事業の起債額は事業費の四〇％、その他事業の起債額は公共事業の起債額の五〇％となっている。

他方地方財政委員会調査の「昭和二十三年度地方債所要資金額表」によると

第八表

一 般 事 業	起債額
災害土木費	九九五〇
公共事業	八〇四〇
小 計	四〇二〇
	二二〇一〇

六・三制整備費	四七〇〇
自治体警察初年度相乗済	九三〇
合計	二七八五〇
昨年度繰越六三制整備費	八〇九
五大都市水道交通事業準備費	九四五
合計	二九六〇四

外に資金を要せざるもの
交付公債 一〇〇〇
公募公債 二〇〇〇

こゝにみられる如く地方財政委員会の地方債所要資金額はさきの大蔵省案よりははるかに上廻っているが、それは一般事業の教育費、勸業費、土木費、その他において一般財源への繰入額を六八億と計上しているに對し、大蔵省では起債抑制額として一三〇億をみつめていたことにもある。

唯第二表の公債収入二六四億と推定したのは地方財政改革以前の制度を基礎とした数字だからである。

昭和二十四年六月現在の計算では二十三年度公債二四六億の実績となっている。

地方財政資金 予金部資金

地方債と必然的に関連をもつてくるのは地方債の資金の裏付けとなる予金部資金である。地方債と必然的に関連をもつてくるのは地方債の資金の裏付けとなる予金部資金である。地方債と必然的に関連をもつてくるのは地方債の資金の裏付けとなる予金部資金である。

二十三年度の資金需給実績をみると次表の如くであるが、これは地方債、同前借、予金部資金をその内容に含むものである。

地方財政資金	I・IV	II・IV	III・IV	IV・IV	合計
地方財政資金	一一	六	二二	一七	五六

(各本財政金融局編)

全体として五六億円であるが、資金としてこの外に予金部を除いた金融機関からの一時借入金の増減は差金資金に含み出ているから、実際はこの額より大きいことになる。

第一、第二、四半期は大きな額で、第三、四半期は若干小さい。此の期における当初見込地方債は一五億円、予金部貸付は一〇億円であったのに対し、実績は地方債四億、同前借七億、予金部貸付一億であり、地方財政資金として右の外に金融機関の一時借入によるものが約四億程度かゝり出ている。第四半期においては國家財政は租税収入の増減が資金の余剰をきたすのに対し、地方財政においては予金部貸付見込三億に對する。

実績一億で、地方財政資金供給は一七億に止まり四月以降にその差が持ちこたれることになった。

次に大蔵省予金部資金について、マカと二十三年度計画一〇五億六千万円の中地方資金が圧倒的の地位を占め七七億初方金額の七三%を占めていた。昭和二十三年度においては大蔵省の計画によると上半期は総額七六億中七八%の六〇億、年間を通じて一五〇億中一三六億、即ち八四%が地方資金として見込が水であり、予金部資金は地方財政にとつて大きな意味をもっている。

三 昭和二十四年度地方財政推定予算

昭和二十四年度地方財政推定予算を地方財政委員会の数字によつてみると次の如くである。

第十表

歳入	歳入		歳出	歳出	
	推定額	前年度比		推定額	前年度比
税収合計	二〇七、七〇〇	二〇七、七〇〇	職員費	六六、三三八	八三、〇三三
増徴及附加税	一四七、五七一	一四七、五七一	警察消防	二九、六一一	四七、七三三
才出の増徴	〇	〇	推定額	六六、三三八	八三、〇三三
才出の削減	〇	〇	節約額	〇	〇
調整額	〇	〇	調整額	〇	〇
合計	二〇七、七〇〇	二〇七、七〇〇	合計	六六、三三八	八三、〇三三

配付税種	配付税種		合計	合計	
	推定額	前年度比		推定額	前年度比
目的税	二四、二九	二四、二九	土	六三、四七五	三、一三二
税外収入	一四四、三六八	一四四、三六八	教育	七八、二五四	七、六九四
使料手数料	一九、〇三三	一九、〇三三	衛生	一六、四八七	三、二六一
公債収入	三三、三三一	三三、三三一	農業	五、九〇二	九、八一
国庫支出金	八〇、一八一	八〇、一八一	奨励	三、四〇三	一、〇七四
繰入金	一〇〇	一〇〇	厚生	一五、八〇〇	三、三六九
その他	二一、七五二	二一、七五二	交通ガス事業	九、七三二	九、七三二
合計	三三三、八八六	三三三、八八六	公債償還	五、〇〇〇	〇
			被災復旧費	五、〇〇〇	〇
			その他	三、〇五二	九、〇一六
			合計	四〇、一三三	五七、七四二
			才入不出進不足差引	(一)四九、一三七	三、四一七

此の推定額に地方財政委員会の当初作成予算才入才出四三三億七億に比すると大巾の削減をみるに至っている。此の削減は原則上諸税の増徴に基く総合予算均衡を計るための結果である。此の予算に於いては収入面を以て税収と税外収入の比は六対四であり、配付税及国庫支出金の合計は全収入の四四%と成つており前年度より若干低率となつてゐるが、地方財政収入が國家の補助を多分にうけてゐることを示している。支出面では

依然教育費が大きい比率を占め職員費庁費、土不費が小に過ぎない。可成り徴収対策として種々の地方独立税源が求められ幾分改革せらるべきではあるが、合理的で適当な財源は可成り多く国税の中に徴収せらるべきであり地方財政の税源対象が文化面や零細なものに及ばざるを得ない現状は注意を要するべき将来に残された問題であろう。

四 東京都財政の現状 — 主都財政 —

内容 (一) 主都財政としての東京都の性格

(二) 東京都財政の現状

(三) 都財政に於けるその他の問題点

(一) 主都財政としての東京都の性格 (特異点)

先にみたような地方自治乃至地方財政制度の变化に伴い東京都の性格も必然的にこれらと傾向を同じくして変遷してきているのであるが主都としての特異性は戦前戦時を通じて他地方に比し著しく官治的傾向を持つていた。戦後においては民主主義的理念により制度的には一応道府縣と同様な地位におかれはいるものの内容的には従来の都制と同様大都市主都としての制度がその中心と成りこんでおり特に道府縣と異なる制度として都に設けらるべき都局並に権限の特定及都の区に特別の地位を与へるといふ二点が認められている。

かかる地方制度の中に於ける特別なものとしての東京都の財政は内容的にみて大都市としての府県単位としてのものとして首都としての現点を持つ財政であるという特徴を持つ。従つて東京都の財政というものは單なる地方財政或いは都市財政という現点のみならず理解し難いものであることを注意しておかねばならない。

東京都財政を横断的にみる時首都なるが故に有する特質として先づ次の二点を指摘

しうる 即ち

(1) 首都なるが故に特に集中的な事業として課せられてゐるものがあること。例へば

- 「政党協会その他団体結成に関する事務、外國人登録、陸海軍將校調査事務」
- 「解散団体の調査接收管理事務」
- 「進駐軍受入関係」
- 「進駐軍宿舎建設関係」
- 「進駐軍労働者身体検査」
- 「進駐軍労働者防犯対策」
- 「進駐軍特殊資材確保関係」
- 「進駐軍関係連絡調査」
- 「ドイツ人生活保護」
- 「賠償施設処理」
- 「同委任関係」
- 「特殊物件受領処理」
- 「公庫通百番査」等があり、二十二年度最終議決予算額で総計一億七千余万円、内、國庫支出金はその七十五分の二億三千余万円、残り二十五分分四千二百余万円が都負担額となつてゐる。金額にしては、長程でないとしても、この故に職員数六三九名を併せて、かかる各種の事務が所謂、委任事務、國有事務の問題とからんで複雑な形相を呈する一要因となることは否定し得ない。

(2) 更に首都財政なるが故に特に経費の負担の多くなる事務があること。その主たるものとして「警察消防費」「警視庁舎建築修繕費」「浮浪者浮浪児收容」その他の総額二十億余万円中都負担額は十億九千余万円、約五〇%を占めてゐる。更に鐵筋的であると府県行政としての権限の点から他の府県における府県—市町

村の關係とは全く別を都と区の調整乃至二重行政という面を有し、また東京都と区の特別な財政關係とみる。特別会計才入才出予算分類表は別表(一)にみるごとくであるがその才入面をみると二十二年度で六七物は都交付金でこれと税收入中配付税を合併すると都依存財源は七〇物を占め残りの三割が独立財源であり二十三年度では才入中五七物を都に依存しており二十二年度よりはその独立財源において繰越をみせてはいるものの区の自主性の財政的基礎の薄弱なことを物語つてゐる。支出面では都財政へ二十二年度)に比すれば金額的には少いが職員費の五二物—五五物、教育費二八物—三二物を占めてゐることは注目される。なお警察消防關係は自治体としての都が負担してゐるので区の負担はごく僅かである。なおこの他に区には都からの区に執行を委任する予算として特別区令違予算というものが存在しこの額は区予算の約二倍を示す額であり職員費、教育費、社会事業費等がその主対象となるのであるがこれが概ね都区財政を更に多岐化し区財政の自主性にも大きな影響を与へるのである。

かくの如く特別区財政は区の予算自身において更に都令違予算を通じて都財政に若しく依存してありその自主性が希薄となつてゐる。しかも元來特別区は財政自主性として課税権と起債権を附与されてゐるのであるがその実態は有名無実に近いものである。即ち都における区財政は都財政と密接な關係をもち他府県の府県と都市との關係とは全く異なる様相を待つてゐる。

以上都財政に於ける特異点を指摘したるが、次に都財政の検討に入ることにする。

(一) 別表

特別区会計才入予算分類

種別	昭和二十三年度(年度末累計)		昭和二十三年度当初	
	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)
税収	24,892,419.2	28.6	26,755,030.4	28.8
内 直接税	19,888,385.3	22.9	22,370,695.0	24.1
内 配付税	5,004,033.9	5.7	4,384,335.0	4.7
財産税	5,722.82	0.01	2,901.78	0.003
賦用材料及手数料	9,666,811.2	11.1	14,445,333.3	15.6
都交付金	55,294,051.7	63.7	53,841,611.1	58.1
寄附金	2,366,422.2	2.7	2,333.3	0.003
繰入金	2,317,888.0	2.7	2,525.5	0.003
その他	5,379,507.0	6.1	1,084,303.5	1.2
合 計	86,797,788.3	100.0	92,914,507.7	100.0
内 独立財源	26,590,723.7	30.5	34,711,751.6	37.3
内 都府県財源	60,207,064.6	69.5	58,202,756.1	62.7

- (註)
- 配付税とは特別区配付税條例により都より交付する調整財源である。
 - その他とは繰越金、雑収入等であるが地方債はない。
 - 二十三年度当初予算は普通予算であり全額を示すものではない。

特別区会計才出予算分類

種別	昭和二十二年(年度末累計)		昭和二十三年度当初	
	金額	比率	金額	比率
会議費	320,820.84	5.6	367,840.78	4.6
職員費	45,707,860.04	52.6	43,453,541.4	54.5
警察消防費	3,956,182.0	4.5	6,028,324.0	7.7
土木費	1,074,084.0	1.2	3,648,442.0	4.6
教育費	24,599,986.1	28.3	25,598,824.4	32.1
社会事業費	2,007,352.0	2.3	7,574,701.0	9.6
保健衛生費	415,696.0	0.5	1,804,567.0	2.3
産業経済費	86,950.6	0.1	1,297,208.0	1.6

種別	昭和二十二年度(年度末累計)		昭和二十三年度当初	
	金額	比率	金額	比率
その他	一〇三、五〇三、六一四	一、九	四八、四四〇、三九	六、〇
合計	八六、七九七、七八三	一〇〇、〇	七九、六一四、五〇七	一〇〇、〇

(注) その他とは財産費、積立金、予備費等であり地方債償還費は存い

総務局調査課

(二) 東京都財政の現状
 (1) 戦後予算概況

第十一表

昭和二十一年度	当初予算
一般会計	四三六、一四六、二〇五
特別会計	一一四、八四七、一一二
合計	五五〇、九九三、三一七
重複控除	五七、八〇、八七一
差引純計	四九三、一八四、五九八

(二十一年度)此の内訳をみると、國庫肉俵収入三一%、郵債三一%、郵税二七%、使用料手数料五〇%、その他一六%で、國庫並に公債肉俵収入が六二%を占め、郵財政收入の特項を端的に示し、一方才出では郵債費二九%、教育費一七%、警察費一六%、職員費一三%を占め、農林商工費、社会事業費、衛生費、生活必需品供給対策等の合計が僅か四%であるという当時の経済事情の反映とは本へ余りにも不健全な財政状態を示している。

二十二年度においては二十数回の追加予算が出ているので計数は区々であるが当初予算、最終歳次予算、決算を示せば次の如くである。

第十二表

	当初予算(才入)	最終歳次予算(才入)	決算(才入)
一般会計	二、八〇五、八七〇、〇〇〇	九、五八二、六三三、八三〇	八、〇六七、七四七、四〇〇
特別会計	五、五四四、八六五、五八	二、〇四一、二二一、五六八	一、七七六、六九三、一〇〇

当初予算二十一億は決算に於いて八十億に膨脹しているが、決算では收支差引二億及百万円の残金を計上している。
 二十三年度当初予算は次表の如くである。

第十三表

一 股会計	五八六七六〇〇〇〇
特別会計	二四一五二〇三三四二
合計	八二八二九六三三四二
重複控除額	四九八九六二七八〇
差引純会計	七七八四〇〇〇五六二

此れはいはゆる骨格予算として編成せられ最少限の範囲を計上し地方財政の基
本の方策の決定及中央の施策その他の情勢判断をまつて積極的行政費を追加する
こととしてあつたので二十三年十月十八日には一億百九十五億五百二十余万円の
膨脹する結果となつてゐる。

二十四年度予算については後述する。以下才入について二十二年度二十三年度
をみながら論を進める。

(2) 才入
健全性の問題。國家財政と並んで地方財政の健全性は屢々論議される処であ
るが地方財政の健全性の前提をなすものはその自主性である。地方財政へ對し

ついでに既らみだ処であるが東京都財政に於てもこの点現状としては甚だ心許
ない。

才入の中いはゆる國家依存性的性格をもつ配付税及國庫支出金の合計は二十
年度(豫算)議決予算四八三%、二十二年度決算四九二%、二十三年度(当初)
予算五七%、二十三年九月末日現在三七三%を占めてゐる。

これによつてみる時大略全才入の約半数を國家に依存してゐるわけであり、
これが地方財政に大きな役割を果してゐることは否めない。

右の中國庫支出金についてみると地方公共団体は此れを通じて國の事務と地
方固有の事務を行つたのであるがその支出金の内容は非常に複雑な体系をもち國
と地方の負担区分が明瞭でない場合が多くあるのである。しかも之れが質的に
地方財政に負いかつたものとをより地方財政の負担を過大にしてゐる現状であ
る。

2) 税收入について、税收入として國稅附加税、独立税、地方配付税配付金、日
的税等があるが、各年度における都税の才入中に占むる地位は次の如くである。

二十二年度決算 四四・四%
二十三年度当初決算 五一・三%
此の中地方配付税、配付金を除くと純都税收入は前者二四%、後者二八%と
なりこれが都が一応國家に依存せず徴收しうる額となるわけである。二十二

第十四表

年度決算において内訳は左の通りとなる。

國稅附加稅	一、一四、七五、二七五、一四	百分率	三、二
獨立稅	一、六一、九、八三、七、九二		四五、二
目的稅	二、三二、二五、一、九七七		六、五
旧法による稅收入	六、二四		〇
地方配付稅	一、六一、二、四〇、七、二二五		四五、一
都稅合計	三、五七、九、二五〇、二〇〇		一〇〇、〇

此れらの内容を以下若干小れる。

國稅附加稅は、地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅であるが、これらは二十二年四月國稅より地方委託により廢止となつたので決算においては現年度調定分は零で過年度調定分と帶納繰越分とがその内容となつてゐるのである。獨立稅二十二年年度決算において二十六種その中主なるものは次の如くである。

第十五表

都民稅	五五五、八九五、三九〇	都稅收入額中の率	一五、五%
自動車稅	一〇一、四四、七九五		二、八
不動産所得稅	二二七、二九六、五〇一		六、四
地租	三六、二、三、八三六		一、〇
家屋稅	七五、二、八五、八八一		二、二
營業稅	四五〇、六七三、九七六		一三、一

此れらと地方配付稅とが都稅收入の骨幹をなすものである。

目的稅 約二十三種ありその主要なるものは營業稅割一億が最高でその他に地租割、家屋稅割等々があるが大したものでない。

次に昭和二十三年度予算における租稅收入の實行狀態を都財務局主稅課における二十三年十二月末現在の数字によつてみると別表(四)の如くなる。

従来地方稅收入の有力な財源として地租、家屋稅、營業稅の三收益稅が注目されてきたが今收入済額中におけるその比率をみると(營業稅は事業稅に發展的に吸収されてゐるので事業稅をも含む)合計四〇、八という大きい比率を持つ

つものである。地方財政制度改革によつてこれらの課率拡大及賦課率決定を
 なしたことは注目されてよいであらう。
 又住民税としての都民税も二十二年度決算にて一五五物、二十三年十二月末
 現在で十八物を占めるもので、税収入の大きな部門であるが、この税はその他に地
 方住民として広く負担の分任を求めその負担を通じ、当該自治への積極的な参加
 を求めるという意味ももち地方の自主性を生かさんとするに最も適合するもの
 である。

(二) 別表

昭和二十三年度十二月末日現在都税額定並収入額

(軍政部報告) 財務局長税課

税目	百分比	予算額	収入額	予算対 比率
都民税	一〇・八	六九五九九二五	三二九八三二八二	四五・九
地租	四・四	二八五五七五三〇	一八〇六九八八三三	六三・二
家屋税	六・四	四一三九四四八〇	三〇一九七二九〇	七四・七
営業税	四・四	二八六三〇〇〇〇	四九五五八八七八	一七・

事業	特別所得税	入場税	酒消費税	電気ガス税	船舶税	自動車税	自動車使用税	軌道税	電話加入権税	煙草税	不動産取得税	木材取引税	木材引取税	漁業推税
税額	二〇・四	一・〇	二二・七	二・四	三・一	〇・〇	〇・〇	〇・一	二・八	二・二	九・三	〇・〇	〇・〇	〇・〇
税額	一三、一四九、一三、〇〇〇	六、二一四、〇〇〇	一、四〇〇、七〇〇、〇〇〇	一、五七、一〇〇、〇〇〇	一、九三、八〇〇、〇〇〇	二、一八三、〇〇〇	八、三九六、三、四六	二、七六四、八七、八一	五、三九一、七〇、四	一、八一七、一、二〇、二	一、二一七、五、七、〇	五、六九〇、三、八、六、三	一、九〇〇、〇〇〇	一、六三九、八、八、六
収入額	七、六二四、六、〇三、七〇	一、六七九、三、六三、九八〇	五、九九五、八、八一、三三四	一、〇〇、一、五、四、一〇〇、四五	八、四九三、四、九八、八八九	五、三三、八、七、九、四、四〇	一、八七、二、〇、五、八、六、七、二	四、一、二、八、五、一、四、〇	三、六、四、二、四、七、五、九	一、三、六、六、七、〇、七、五、九、八、五	一、二、〇、四、七、八、二、三、三、〇	二、七、〇、二、〇、三、四、五、五、四、九	二、六、九、一、四、四、八、〇	一、〇、六、六、三、七、六、五
対比率	五七・九	二七・〇	四二・八	六三・四	四三・八	六三・〇	六七・七	七五・〇	六七・五	七五・二	四九・三	六六・六	二二・〇	六五

税目	百分比	予算額	収入済額	予算対比率
狩猟者税	0.07	4,193,300	6,101,311	144.6
遊興税	0.05	3,000,000	3,563,393	118.8
遊興飲食税	0.02	2,700,000	3,061,872	113.4
原動機税	0.04	2,305,182	5,492,633	238.1
廣告税	0.04	2,400,157	5,972,888	248.9
屠畜税	0.06	3,872,700	4,500,000	116.2
藝妓税	0.01	794,400	682,185	85.9
ダンサー税	0.01	550,454	682,185	123.9
接客娯楽税	0.01	443,322	543,192	122.5
接客人税	0.02	1,975,400	2,300,105	116.5
余給住宅税	0.02	1,010,880	1,360,328	134.6
排水設備税別			17,630	0.17
段別別			520	0.005
その他の都税	0.002	1,637,200	1,044,450	63.8
合計		24,439,858	31,341,551	128.3

税目	収入	増減	対前年
地租附加税	2,191,755	875	0.04
家屋附加税	4,370,681	700	0.02
営業税附加税	5,250,127	40,000	0.8
旧法による収入	4,480,000	73,000	1.6
合計	12,092,563	160,775	1.3

入場税は都の場合大きき意味をもち國税からの委託により大いに潤った。即ちこの税は都税収入中二七のものを占めるのである。

なお二三年七月の税制改革による新税の占むる位置については一言するならば都の場合全才入中の二八物を占めるのであるがその中主なるものは入場税の二二物のみであり他は大して向題となり得ないようである。

3) 税外収入 都の場合使用料手数料、國庫支出金、都債、その他であるが予算について検討すると次の如くである。

第十六表

昭和三十二年度決算	昭和三十三年度当初予算	昭和三十三年度十月現在
五五五〇	四九〇〇	五三七〇
(総額五十八億六千余万円)	(百九十五億余万円)	

は種々の区分乃至条件がある。今二十二年二十三年度における起債許可額並にその資金化状況とみると次の如くである。

第十九表

起債許可額

昭和二十二年	二〇五七〇三九
昭和二十三年	一九〇二、一七七

(千円)

(地方債総額二百四十億円に付する都の起債許可見込額)

この起債事業の内訳は次の通りである。

第二十表

起債許可額事業別内訳

昭和二十二年	國庫補助事業		都道府県事業	才入尺借債	その他	合計
	経済安定公共事業	國庫補助(船舶等)				
同年度	七五〇、七三二	(五七、九〇三)	五四五、五四一	二四五、〇〇〇	五五七、六五五	二〇五七、〇三九
百分比	三六、五	(二、八)	二六、五	一一、九	二七、一	一〇〇、〇

(単位千円)

二十三年	百分比	
	一〇六、一八四	九七、三三〇
五五、八	六四、五〇〇	七八七、〇七〇
五二、四	三、四	一〇、一〇
		五三、二六七
		一九〇、二七七

以上の起債許可額が如何程資金化されているかをさみよう。

第二十一表

起債許可額及資金化状況

年度別	許可額	資金化状況				計	資金化不能額
		國庫資金	予備資金	金融公券	交付公債		
二十二年	二〇五七〇三九	五、一九四五	一、一九二二〇	三、三九〇〇〇	三、八〇〇	一八三、〇七四	
百分比	一〇〇	三、五	五、四	一、二	〇	九	
二十三年	一九〇、二七七	五三、三六七	一、八八〇〇〇	六二	三、八〇〇	一八三、〇七四	
百分比	一〇〇	二七、五	九、九	〇	三、五	九	

予算課公債係

区税配付額分与金	四二〇〇〇〇〇〇	三七	四九八六〇三七九	三〇
その他	一六八七九七一六六	一〇〇	二一八〇五八七〇〇	一〇〇
計	五八八七七六〇〇〇			

なおその繰追加予算は昭和二十三年十月十八日現在大入大出共百九十五億五千二百余
 万圓という大きい額により支出項目中大きい比率を占めるものは次の如くである。

全入出中の比率

都職員費	九・九	教育	一九・二
警察消防	一三・七	生活保護	八一
土木	八・五	都債費	五・五
住宅	八・一		

職員費 この内容は都庁一級職員の給与などの構成は事務費が九五・四% 厚生費四・
 % 研修費の六%となっている。
 警察費 消防費は支出項目中大きな比率を占めるものであり二十三年度当初予算で警
 察費一七%消防費五%を示す。警察費はもとは國家支出になつてゐたのであるが、中
 央行政より地方分権制に制度改革されるに依りその全費も自治体警察に因しては地
 方自治体が賄うたためとなつたのであるが、市町村警察の費用は地方自治財政の取
 立迄の同当分國庫及都道府県の負担となつてゐる。

なお二十二年度決算に於ける警察消防費は全体の一八%を占めその中の八六%は係給
 反給給費であり、この係給及諸給の中八四%の十億二千万円は係給給料以外の諸給で
 ありしかもその大部分たる十億五百万円は臨時諸手当であり此の項目の特異性を示し
 てゐる。
 警察費と並んで大出項目の大きいのは教育費であり六三制の進展に伴い自治体の負担
 が大きくなつてきたものである。教育費の大出中に占める地位は二十二年度決算ニ
 〇% 二十三年度当初予算ニ〇%であり相当大きな比率を占めてゐるがその内容に
 ついてみるならば約三十億の支出の中小学校、新制中学校、専事諸費、校舍復旧費、新
 制中学建設費、学校施設費、六三制整備費及新制高校費の八項目で全教育費の九七%
 %を占めており教育予算が六三制関係で手一杯であることと示す又の右の八項目中
 校舍復旧、建設等の関係は僅か七%にすぎない。しかもその残りの九〇%程度は諸学
 校費中入件費の比率は約九割を占めてゐる現状である。

(4) 特別会計
 東京都における特別会計は昭和二十二年度決算において次の如くなつてゐる。

第二十三表

種別	昭和二十二年		差
	入	出	
罹災救済基金会計	一五九三、三三五	一、五三三、一九四	六〇〇、四一
教育資金会計	八七一、九九九	四二、五二四	四四六、七五
交通事業費会計	一、一七六、三〇八	一、一七六、二七三	三五
交通事業出資金会計	五〇九、〇七四	四八七、六七一	二一、四〇三
交通事業貯蓄費会計	三九一、六〇〇	三九一、四六四	一五五、五三六
水道会計	四六〇、二九八	四九、九五九	四一〇、三三九
用品会計	九四〇、八四九	九一五、五三九	二五、三一〇
合計	一、七六六、一九三	一、七七三、三五九	六、一六六

此の中大きいものは交通事業費会計と水道会計である。交通事業費会計も年度中夫之
 ず物価騰貴と給与べし入改訂による人件費増大が主で、赤字を被えられたが決算
 に於ては一応埋合下り残金を示した。なおその収入区分をみると都債三八六、〇
 庫支出金二、六〇〇、〇〇〇を占めており、残りの六割が独自財源とみられるのであ
 るが此の点独立採算制の向題とも関係して注意すべき点であろう。

二十四年度予算

二十四年度予算も又経済安定九原則による我が国財政経済の転換によりその具体的
 施策決定迄なお若干の期日を要するたの骨格予算の編成をみるに至つた。今その概
 数を示せば一般会計二百七億余万円特別会計八十八億六千万円、重複項目差引純入
 計二百七十八億円に達する。

一般会計二百七億、大入中都税収入五三〇億、配付税一〇〇億、国庫支出金二二〇億を占めるが
 前年度に比し若しく目立つことは配付税が三三〇億から一〇〇億に減少し、国庫支
 出金が三三〇億から二二〇億となつたこと、困難な地方財政下にあつたものの自主性を指
 向する意図の表現であるとも云える。支出面では教育費の二四〇億を最高に警察費一
 九〇億、庁費一六〇億、社会及労働施設費一四〇億とつづき傾向としては前年度と余り変化が
 ない。なお人件費は総計におい、五二〇億を占めてゐる。

都府県におけるその他の向題点

以上において地方財政の中特異な位置をもつ即ち都府県とシマの単位たる都府県で
 あり又都府の財政でありしが主権の財政である東京都府県政の性格と現状とを一応概
 観したのであるが最後は若干現方を表へて残された向題の所在を指摘してみたいと思
 う。

一) 国庫事務と委託事務について
 大出内蔵的になり、我々は国の事務の地方委託事務の向題、即ち国の事務の

地方財政負担の問題と考へなければならぬであらう。今財政上の数字面よりこれをみるゝと大略次の如くである。

区分	人員費		事業費		計		総額に對する割合	
	専従	兼任	専従	兼任	専従	兼任	計	計
国の事務	六五二、三三三	二一八	六八六、四九五	一、〇七六、七六八	一、一	四、〇三九、二七〇	六六、七、七五二	(六、三)
準國の事務	二、四八五、四三三	七、四六八	三、四〇九、九三三	五、八九〇、七八四	六、五	四、〇三三、五〇〇	八七、五、六八四	(三、七)
郡固有の事務	一、四三〇、五五〇	一、〇七八八	三、五九六、三三三	三、六四六、七五九	三、七	二、〇三三、六八五	二、五、八、一三二	(四、三)
合計	五、五五〇、四四九	一、七八四	五、五七五、七二六	一、八八八、三三〇	一、〇	六、九一〇、〇〇〇	三、四〇四、五三三	(三、九)

これによると國の事務が一、準國家事務が六、五、計六、六、を示して、二十三年度における状態は次の如くである。

第二十五表

区分	人員費		事業費		計		総額に對する割合	
	専従	兼任	専従	兼任	専従	兼任	計	計
国の事務	六九〇、三三三	二一八	四九八、七三三	七、八九〇、六六一	一、三	四、〇三三、五〇〇	二九、〇、七二七	(三、七)
準國の事務	一、四三〇、五五〇	七、四六八	一、四三〇、五五〇	三、三七一、九六四	五、七	一、九九一、八三七	一、三、八、一三二	(四、九)
郡固有の事務	八、三九四、〇一八	一、〇七八八	一、四三〇、五五〇	四、一三二、〇〇〇	二、八	八、三九四、〇一八	一、〇、七、七五二	(一、三)
合計	二、九五〇、八八八	一、七八四	五、八七五、八三三	一、五三九、五九一	一、〇	七、四一五、四二四	三、四〇四、五三三	(四、六)

國の事務一、三、準國政事務五、五、計五、九、が前年度に比せば若干郡固有の事務実態が増加したようである。準國政事務の内容は人員費十九億三千余万円、五、八、事業費十四億三千余万円、四、二、の割合であり、担当部では教育局八億三千七百、戸籍視庁九億円、昇が主なものである。此の經費は國庫支出金を伴つて郡の財政に大きな負担を課しているのがあるが、國庫、地方費負担の増進化の向とシマとリあけられるものであらう。

(四) 人員費

戦後の社会情勢、経済情勢の下において地方財政においても人員費が極めて重要な意味を持つてきたのであるが、二十三年度又出入追加更正予算により入出二

十三項目中より、代表的なものを抽出してみると次の如くである。
第二十六表

項目	人件費(円)	指数(%)	物件費(円)	指数(%)	総額(円)	指数(%)
会議費	二七、九、七三	五七、三	三、六、四八〇	四二、七	四、三、三三三	一〇〇、〇
都庁買費	一六、九、七六、三七	八七、八	五、〇、六、三九五	一一、三	一、九、四、三、九、七、八、三	一〇〇、〇
警察費	三三、〇、六、四、九、六、八、二	八三、六	四、六、三、九、七、七、一	一七、四	二、六、〇、四、三、九、一、三	一〇〇、〇
消防費	五、八、一、七、四、三、三、九	七二、五	三、三、一、八、一、七、一、七	二八、四	八、一、三、七、五、六、〇、五、六	一〇〇、〇
土木費	二、五、九、〇、九、四、五、一	一三、〇	一、四、四、八、一、九、七、五、三	八七、〇	一、六、四、四、〇、三、九、二、〇、四	一〇〇、〇
教育費	二、四、三、五、五、〇、四、六、九	六五、八	一、二、六、四、八、四、〇、四、八	三三、二	三、六、九、八、三、四、八、六、七	一〇〇、〇
商工費	二、一、〇、四、九、六、八	一一、六	一、六、〇、九、七、四、七、六	八八、四	一、八、一、九、五、二、四、二	一〇〇、〇

此れで見ると人件費の多いのは絶対額でも構成比率でも都庁買費、警察費、教育費である。

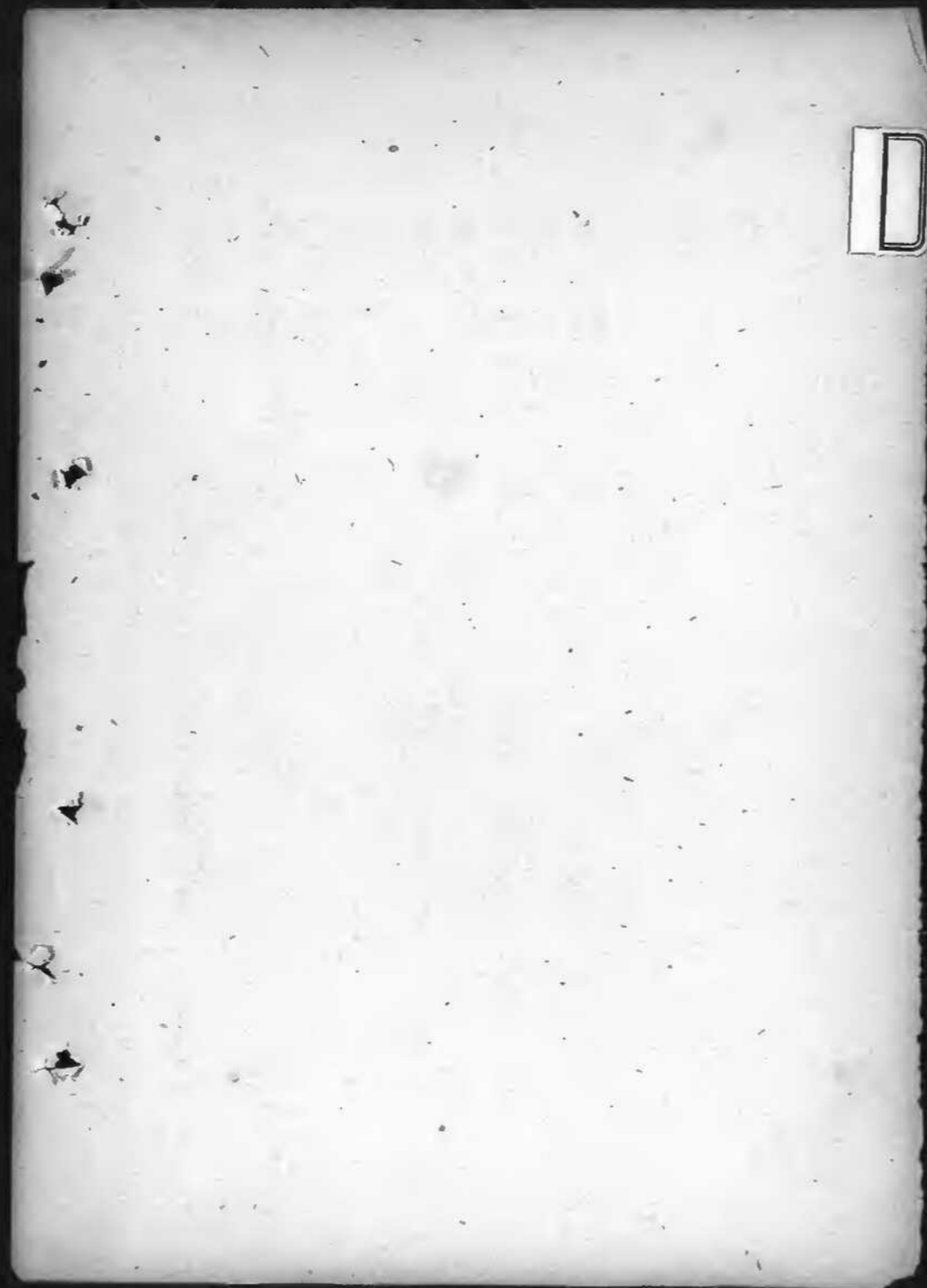
又定員に対する実人員数の比率は二十三年十月末一般会計特別会計とも九一%であり、特に警察、教員、交通会計等人員数の多い部門では夫々九三%、九四%、九七%

を示している(警察、消防、教職員の合計人員数は一般会計人員数の五七%と占められている)

更に又六三・〇七円ベースに於いて平均給与額は一般職員八八・〇二元、警察八六・二五円、教職員一・八三二元、一般会計平均九三・五二元、特別会計平均九四・三二元会平均九三・六一円となつてゐる。

此れらの事柄は行政整理が一時的にはともかくも恒久的な人件費の節約に役立ちうることは一応明であるが、人件費の絶対額も比率も高い警察官や教職員は今の処簡単には整理の対象となるべきものではないので全体の支出中に占める人件費の割合六〇%を更に低下せしめるためには單なる行政整理対策ではその効果がそれ程期待されるまいと示す。

更に月額十億余円を算ずる人件費はなお分都政の柱と決定する大きき要因となるであろう。夫れが、人件費の諸問題は唯地方財政のみに関する問題ではなく、広く国家財政、経済社会全般の問題であり、此の問題の解決は逆に全社会、経済問題の解決のタガなしとげうるものではないであろうか。



調内

裏面白紙

24-③
3-②-①-⑤

44B

税負担の軽減と支出の削減について

シヤウブツシヨンに於ける

経本長官意見書

(二四七、一五)

- 一 收支の實質的均衡の内容とするニ七四年度予算の実施とこれに伴う一連の経済安定策とか実行の結果、インフレーションの進行は停止し企業の合理化は強々に推進されつつある。然るに最近の状況を見るに経済の動きは予定されたペースインフレーションの線を超えて下つた段階に入りつつある傾向が各方面にあらわれて来た。その原因は
 - (一) 経済安定施策の進行によつて国内消費を抑制し企業を合理化して輸出を促進するにとか当初のねらいであつたが、なまく、時を同じうして吾界市況の後退の徴候があらわれ始め、輸出が停滞するに至つたこと。
 - (二) 二十四年度予算が軍に当該年度における收支の實質的均衡を期するだけで満足せず、過去におけるインフレーションの所在たる国家債務の多額による償還をもこの際一気に断行しようとしたこと。
 - (三) 一時的な原因ではあるが、戦金の活動を一気に停止され、見返資金の運用が開始され、此の時期との間に時間的ギャップが生じ設備資金供給につりて空白ができたこと。

720
1005

17

- 我々としてはかかる状況に対処して能く限りインフレーションの収束を促すよう積極的施策を進める必要があり、税制改革の問題も断然な考慮のもとに検討せらるべきことが望ましい。
- 二 我國の税負担の重いことには我々も痛感している。このことが永春以降米価、運賃料金、鐵道運賃の消費者価格の引上げと相俟つて國民の消費購買力を相当に圧迫している。又企業の自己蓄積に支障を与えていることも事實である。
- (一) 國民の消費抑制は、日本経済の安定と再建のため本来望ましい所であるが、現在漸く戦前の六〇%程度まで恢復したと云われる國民消費水準を更に圧迫する様な生計費負担の増加、実質賃金の低下は、殊りに社会不安に拍車をかけるのみならず、現在のインフレーション現象に対し更に有効需要の減退となつて現れて来ることになる。我々は此の際國民消費水準の一層の向上を望むものではないが、右の如き見地から少くもこれ以上実質賃金の低下にならぬ様、生計費上昇の傾向に対し所得税軽減を以て応えることが必要であると思ふ。
- (二) 企業に対しては、この困難な時期に政府は一層の合理化努力を要求しているが、その企業資本の維持についても従来殆んど措置する所がなかつた。少くもこの際法人税の軽減と企業固定資産の再評価を行うことの急務であることは所得税軽減の向題と共に、ここに提出した当方の意見書に於いてものへた通りである。
- 三、然し下つて二に述べたような税負担の軽減のため、これと見合つて行うべき支出削減

減するに当つては現在のテフレ的現象を十分考慮に入れて更にこれを悪化するが如きことのないよう十分慎重に行わなくてはならない。

(一) 従来才出削減の筆頭には必ず価格調整補給金がとりあげられて来た。補給金は日本経済の竹馬の一方の足であり、その削減を急ぐことは方向としては勿論賛成である。然し下らその削減に当つては次の二つの点を十分考慮しなくてはならぬと思ふ。

(一) その第一は企業に与える影響が深刻なものがある点である。即ち、経済安定の遂行と三六〇円レートの設定を機として国内消費を節約して輸出を強行せんとする我々の施策は最近における世界的な物価下落と市況の不振によつて非常な苦境に立つこととなつた。従つて、補給金削減に当つても海外物価の値下りが輸入補給金の自然減を来す為輸出産業の採算に深刻な打撃を与えるものもあり、目つ均衡予算の遂行による国内有効需要の減退は甚しいものがある。かゝる状態の下において甚廉資材の価格を引上げることにより補給金を大幅に削減することは現在のテフレ傾向に更に拍車をかけるものとなる虞があるので、その類及び時期については慎重な考慮が必要である。

(二) 次に勤労者の生活に及ぼす影響についての配慮が必要である。既に今日まで四月の木価改訂、運賃料金引上等に伴い生計費に相当の影響を与えていたのであつて、今後における補給金の削減に当つても生計費への負担増加をできるだけ避けるよう

にしなければ竹角勤労者の実負担増進の妨げに行つて税負担の悪化もその前期の効果を減殺するものとなる。殊に現在の如く政治的にも微妙な時期にある際貸借ベースにまで重大な影響を与える様なことは極力避けてはならない。

(三) 右の外才出の削減については過去の政府債務償還を余り一挙に実行することを差しつかえその一部の償還と繰延べすることに依るべきことが考えられる。本年度予算が前年度インフレの線を超えてテフレの線に経済を駆りつゝある原因は過去のインフレの後始末をこの際一気につけようとする点にあるのではなからうか。

(四) その外には税負担軽減の材料とすべきは前年度剰余金、その他若干のものを上げることでかゝるであろうが、他面、本年度においても必要不可避の経費支出の増加が避けられない状態でもあるので、これを以て税負担の悪化にあてる余裕はないのではなからうかと推測される。

四、計数の内容については目下検討中であるから追而提出するが、この際テフレ的政績に陥ることは竹角の安定施策が角を磨めて中を緩すこととなる危険があることを十分認識しつゝ、この向題を処理することが必要であると信ずるものである。



女

補給金節減作業の前提 (24.7.27物-全)

(1) 持産向石炭

- (イ) ガス向 7月10日廃止済
- (ロ) コークス向 無煙炭 微粉炭は7月6日廃止済

(2) 鉄鋼

- (イ) 鉄鋼向 9月1日以降 押移管
- (ロ) 航安向
- (ハ) ノーリウ向
- (ニ) 海屋向 節減材料 小型汽船は7月10日現状と同し

(3) 鉄鋼

- (イ) ~~鋳物用鉄~~ 鋼材 } 8月15日以降 補給金撤廃 消費若くは格 50% 値上
- 鋳鉄管 } 現上

輸入補給金の移管

- 國際価格の下落
- ~~鋳物用鉄 9月1日 50% 値上~~

(3) 銅

9月1日 補給金廃止

(4) 肥料

- (イ) 春肥 (25年1月全産分) 到前量看 価格約 60% 値上
- (ロ) 持産向石炭 押移管
- (ハ) コークス 10月1日 1.75倍 値上
- (ニ) 購入電力 9月1日 1.46倍 値上

(5) ノー

- (イ) 9月以降 1.44倍
- (ロ) 持産向石炭 移管
- (ハ) 購入電力 9月1日 以降 1.46倍 値上
- (ニ) コークス 同 持産炭 10月1日 1.75倍 値上

(6) 電力

9月1日 1.46倍

裏面白紙

I 国内安定帯補給金

(単位 100万円)

		当初予算	360日 実行予算 B	削減額 C	削減の予算 D = B - C	補給金削減額 A - D	備	考
特産 向 石 炭	鉄鋼国内	11,964	11,964					
	輸入	5,213	5,213					
	コ-ス国内	3,173	3,173	3,392				10月以降停止
	輸入	162	162					
	カ-ス国内	5,092	5,092	2,517				7月10日以降停止
	輸入	391	391					
	硫安	5,360	5,360					
ソ-フ	1,608	1,608						
船	3,425	3,425						
輸入補給金控除		7,857	521					ト儿価下落
	計	36,388	44,245	6,430	37,815	△ 1,427		
鉄 鋼	製鋼用鉄	13,714	13,728	0	13,728	△ 14		
	鋳物鉄	3,779	3,783	0	3,783	△ 4		
	半製	1,090	1,024	0	1,024	66		
	鋼材	22,274	19,443	12,948	6,495	15,779		
	鋳鉄管	661	630		630	31		8月15日以降補給金撤廃
	輸入鉄	0	2,764	1,051	1,713	△ 1,713		ト儿価下落(1屯=60年)
	計	41,518	41,372	13,999	27,373	14,145		
銅		2,767	2,767	1,383	1,384	1,383		10月以降補給金停止
	硫安	9,544	10,409	726	9,683	△ 139		1月以降消費者価格 1684倍
	石灰窒素	3,141	3,539	△ 169	3,708	△ 567		1602 "
	過磷酸石灰	4,752	5,702	0	5,702	△ 950		1606 "
	計	17,437	19,650	557	19,093	△ 1,656		
ソ フ	ソ-フ灰		743	285	508			9月以降消費者価格 144倍
	P法電解		343	87	262			
	電解		237	87	156			
	丁法同型		285	82	203			
	電解同型		276	144	132			
	計	1,870	1,884	623	1,261			
	予備	220		220	0	609		
	合計	100,200	109,918	23,212	86,926	13,274		

裏面白紙

II 輸入補給金 (單位: 百万円)

	当初予算 A	300円以下 実行予算	削減額 C	B=C=D	A-D	備考
食糧	48,011	27,350	3,151	24,199	△6,188	上段 西下落
小麦	4,225	120		120	4,105	
小麦粉	5,043	2,390	903	6,687	△1,644	上段 西下落
大麦	3,140	3,270	260	3,010	130	"
大豆	1,717	3,170	218	2,952	△1,235	"
椰子油	850	0		0	850	
食用油脂	1,375	300		300	-1,075	
食粉	1,832	1,260		1,260	572	
糖	75	80		80	△5	
花生油	1,616	1,810		1,810	194	
大豆粕	1,920	1,150		1,150	770	
飼料	1,000	230		230	770	
肥料	0	49		49	△49	
計	40,604	44,549	4,332	40,217	387	
肥料	8,807	6,650	1,227	4,692	2,115	上段 西下落 肥料削減割合60%以上
石灰	3,924	4,990	△803	5,426	△1,502	上段 西下落
磷	985	3,860	△508	3,286	△2,301	上段 西下落 肥料削減割合60%以上
硫酸	145	0		0	145	輸入数量増
計	11,861	15,950	2,096	13,854	△1,993	
重工業原材料	5,783	323	0	323	5,460	
石炭	2,502	0	0	0	2,502	
鉄鋼	7,352	8,220	791	7,429	△97	上段 西下落
鉛	1,215	0	0	0	1,215	
銅	205	220	180	40	665	品目整理
コaltar	2,841	2,490	2,090	400	2,441	"
工器刀り	0	110	△47	157	△157	上段 西下落
計	20,398	11,383	2,994	8,389	12,009	
織	1,618	1,530	△880	2,416	△792	品目整理
綿	468	470	7	463	5	上段 西下落
計	1,030	0		0	1,030	
繊維	3,395	4,190	1,850	2,340	1,055	品目整理
計	6,565	6,190	977	5,213	1,352	
その他	2,567	2,490	1,090	1,400	1,167	品目整理
炭	252	230	110	120	132	"
タール	578	650	350	300	278	"
70%以上	168	300	150	150	18	"
計	158	0	0	0	158	
計	3,723	3,670	1,700	1,970	1,753	
計	149	1,558	1,558	0	149	
合計	83,300	83,300	13,657	69,643	13,657	

備考 47.11.12

裏面白紙

昭和24年度 価格調査費一覧表

区 分	予 算 億円	360円レートに おける実績 億円	差 引 増 億円	実 行 見 込		対予算 増減 億円
				実行見込 億円	見込 億円	
安定帯物資価格調整費	1,002	1,002	0	993	993	△ 96
23年度安定帯物資価格調整費	1,50	150	0	105*	105	0
輸入物資価格調整費	833	938	105*	818	818	15
塩 価 格 調 整 費	37	37	0	37	37	0
計	2,022	2,127	105	2,103	2,103	△ 81

説明

予算編成当時330円レートを前提として、輸入補給金803億円を計上したが、4月25日及び60円レート実施の結果938億円に増額することとを要することとなり、105億円の予算不足を生じた。

これは、輸入石炭の輸入補給金88億円及び輸入鉄鉱の輸入補給金20億円、計108億円に相当するので、これを輸入補給金の枠から、安定帯補給金の枠へ移管し、その他所要の調整を加え輸入補給金の実行見込を818億円と押えた。
移管額105億円は、安定帯補給金に付いて、今後生ずべき節約の中からは支弁する方針である。



昭和24年度安定帯補給金予算と実行見込対照表

24. 7. 30
物 価 庁

品 名 項 目	生 産 量 (A)	補給金単価 (B)	消費者価格 (円当)	補給金総額	
				実行見込(AxB)	予 算
特定産業向け石炭	国内炭 11,426 ^{千吨} 輸入炭 1,770	2,680 ^円 3,258	1,513 ^円 1,697	364 ^{億円}	365 ^{億円}
鉄 鋼					
製鋼用鉄	1,430	9,600	3,600	137	137
鑄物用鉄	470	8,050	5,150	38	38
半製鉄材	512	2,000	-	11	11
鋼材	1,479	13,146	15,390	194	223
鑄鉄管	70	9,000	12,250	6	77
合 計				386	416
化学肥料					
硫 安 (輸入コーラトを含む)	1,160	8,973	11,126	104	94
石灰窒素	320	11,059	10,013	35	31
道燐酸石灰	1,200	4,752	3,784	57	48
合 計				196	174
非鉄金属					
銅	35	79,046	102,014	28	28
ソーダ					
ソーダ灰	97.5 ²	7,646	11,105	7	8
苛性ソーダ(ア法)液体	29.4	11,680	18,702	3	4
" (ア法)固体	19.6	12,101	20,856	2	2
" (電解)液体	42.6	6,680	18,702	3	3
" (電解)固体	28.4	9,701	20,856	3	2
合 計				19	19
總 計				993	1002

17 103
 82
 21

16!

13 21
 36
 126
 63
 7560

85
17
575
85

8500
15
425
85
275
36
915
2

極秘

輸入補給金予算案実行見込対照表

24.7.30 物価庁

品目	單位	輸入量 A	先單價 B	先金額 (A×B) C	仕産國內 格若生 D	実行			輸入補給金 /格330円/場合
						円建價格 B×率360 E	輸入補給金 率 F	總AXF額 F G	
1.食糧及飼料									
小麦粉	MT	1,700	103.25	175,525.00	21,083.30	37,170.00	16,086.70	273.5	181
トウモロコシ	"	343	82.39	28,259.77	16,073.30	29,660.40	23,740.30	7.2	42
大麦	"	280	82.09	18,880.70	18,152.40	29,552.40	13,587.10	46.6	雑穀 50
マイロ	"	7	80.00	560.00	15,569.50	28,800.00	11,400.00	26.3	
米	"	100	168.50	16,850.00	28,014.50	60,660.00	32,645.50	32.7	30
大豆	"	180	120.00	21,600.00	25,654.50	43,200.00	17,545.50	31.7	17
パーム油	"	4	415.00	1,660.00	75,820.00	149,400.00	73,580.00	3.0	9
粉乳	"	15	313.33	4,699.95	29,110.00	114,798.80	83,688.80	12.6	14
糖蜜	"	15	24.67	370.05	3,700.00	8,881.20	5,181.20	0.8	18
落花生	"	3	255.00	765.00	32,200.00	91,800.00	58,500.00	1.8	1
大豆粉	"	25	94.00	2,350.00	23,164.70	33,840.00	10,675.00	2.7	17
大豆粕	"	50	81.00	4,050.00	11,532.00	29,160.00	17,628.00	8.8	
麸	"	10	70.00	700.00	3,013.00	25,200.00	22,187.00	2.3	10
コンパネ種子	"	246	212.00	52,148.80	15,000.00	76,300.00	61,300.00	0.15	
ヘアリーベッチ種子	"	300	212.00	63,600.00	15,000.00	76,300.00	61,300.00	0.18	
大豆種子	"	300	140.00	42,000.00	10,000.00	50,400.00	40,400.00	0.12	
そら豆種子	"	100	140.00	14,000.00	20,000.00	50,400.00	30,400.00	0.4	
(小計)								44.6	406
口肥料									
硝酸アモニア	MT	265,000	105.00	27,825.00	11,958.00	37,800.00	25,842.00	66.5	18
加里塩	"	315,000	-60.00	18,900.00	5,752.00	21,600.00	15,848.00	29.9	39

(1)

裏面白紙

磷 鉱 石 (輸入)	MT	320,000	20 30	6,496 00	7,860 00	7,303 00	4,448 00	15.2	}	10
〃 (ストック)	〃	405,000	21 30	8,627 00	1,870 00	7,668 00	5,798 00	23.5		
骨 粉	〃	100,000	18 00	1,800 00	2,600 00	6,480 00	11,480 00	4.5		
硫 化 鉍 (小計)	〃							159.5		118
ハ 工 業 資 材										
特定産業向石炭	MT	90,731	24 73	2,244 00	4,806 00	8,579 00	3,773 00	3.5		60
鉄 鉄	〃	0						0		25
鉄 鉍 石	〃	1,800,000	17	30,600 00	1,550 00	6,120 00	4,570 00	82.2		74
黒 鉛 (粉状)	〃									6
〃 (塊状)	〃									6
石 綿	〃	5,000	370 00	2,550 00	99,280 00	133,200 00	43,920 00	2.2		7
コ プ ラ	〃	55,500	217 00	12,044 00	33,420 50	78,120 00	44,639 50	24.9		28
塩 化 カ リ	〃	7,030	60 00	421 00	5,752 00	21,600 00	15,848 00	1.1		
(小計)	〃							113.9		206
ニ 織 維										
綿 花	1,000	?	170 00	62,050 00	13,770 00	61,200 00	49,430 00	15.3		15
苧 麻	封尺	12,000	33	3,960 00	43 26	118 80	75 54	4.7		5
マ ニ ラ 麻	〃	70,000	215	15,400 00	17 50	77 40	59 90	41.9		10
コイヤ.ファイバー	〃									34
(小計)	〃							61.9		1
ホ ぞ の 他										65
生 ゴ ム	MT	30,000	375 00	11,250 00	51,800 00	135,000 00	83,200 00	24.9		27
屑 ゴ ム	〃	10,400	73 00	780 00	4,400 00	27,000 00	22,600 00	2.3		3
タンニン.エキストラクト	〃	9,500	320 00	3,040 00	46,750 00	115,200 00	68,450 00	6.5		5
ワットル.パーク	〃	11,000	95 00	1,045 00	7,350 00	34,240 00	26,850 00	3		1
クラフトパルプ	〃									2
(小計)	〃							36.7		38
留 保 額								15.0		
總 計								833		833

4月20日
迄の分
4月20日
迄の分

裏
面
白
紙

肥料補給金とその節減の影響調

24. 7. 30
物価庁

(1) 肥料補給金調

(1) 安定帯補給金

化学肥料

硫 安

補給金総額

諸再加重
生産者価格

消費者価格

補給金単価

生産量又輸入量

10,400 百円

20,099 円

11,126 円

8,973 円

1,160 千吨

石灰窒素

3,500

21,072

110,013

11,059

320

過磷酸石灰

5,700

8,536

3,784

4,752

1,200

計

19,600

特定産業向石炭

硫安向石炭

4,860

コーク向石炭

中化学肥料に配

2,283

当されるもの

計

7,143

合計

26,743

(2) 輸入補給金

硝 安

6,650

円建単価

国内生産者価格

補給金単価

輸 入 量

37,800 円

11,958 円

25,842 円

265 千吨

加里

4,990

21,600

5,752

15,848

315

煆鉍石

輸入 1,520

輸入 7,303

2,860

4,443

320

輸入石炭

172,350

177,668

1,870

5,798

405

硫 化 鉍

848

合計

366

(3) 総 計

43,467

国内肥料の値上分だけ節減する)

膨張率 (イ) 主食消費者支出増加率

5% 4.468 百万円

への影響

計 百万円
8.048

1.527

4.414

膨率 (イ) 主食消費者支出増加率

% 8.624 百万円

への影響

計 百万円
217

134

637

30
6/186

II) 肥料補給金を節減した場合の影響

(1) 安定帯補給金のうち石炭、コークスに対するものを廃止した場合(輸入補給金については、国内肥料の値上分だけ節減する)

(1) 肥料の価格に対する影響

農業パリティ指数上昇率

(1) 主食消費者価格値上 (2) 生計費の膨張率 (3) 主食消費者支出増加率

硫 安	1.684倍
石灰窒素	1.602
過燐酸石灰	1.606
硝 安	1.600
加里	1.600

(+) 6.43

(+) 1.65%

(+) 0.25%

4.468百万円

主食消費者への影響

(2) 補給金節減額

安定帯補給金

輸入補給金

計

年間	10,240 百万円
秋肥から	6,529
春肥から	2,217

7,808 百万円

18,048 百万円

4,998

11,527

2,197

4,414

(2) 安定帯補給金を廃止した場合(輸入補給金については、国内肥料の値上分だけ節減する)

(1) 肥料の価格に対する影響

農業パリティ指数上昇率

(1) 主食消費者価格値上 (2) 生計費の膨張率 (3) 主食消費者支出増加率

硫 安	2.326倍
石灰窒素	2.163
過燐酸石灰	1.971
硝 安	2.300
加里	2.300

(+) 10.73

(+) 3.20%

(+) 0.49%

8.624 百万円

主食消費者への影響

(2) 補給金節減額

安定帯補給金

輸入補給金

計

年間	26,743 百万円
秋肥から	17,399
春肥から	5,977

6,474 百万円

33,217 百万円

4,735

22,134

1,660

7,637

(2)

膨張率 100 主食消費者支出増加率
9.729 百万円

の影響

計

467 百万円

324

207

A 17200
 B 22000 (21000) 17500
 C 24500 (23500)

(3) 全補給金を廃止した場合

(イ) 肥料の価格に対する影響

硫 安	2.326倍
石灰窒素	2.324
過磷酸石灰	2.350
硝 安	2.835
加里	3.502

農業パリティ上昇指数

(イ) 11.93

(イ) 主食消費者価格の上

(イ) 3.61%

(ロ) 生計費の膨張率

(イ) 0.56%

(ハ) 主食消費者支出増加率

9.729百万円

主食消費者への影響

(ロ) 補給金節減額

年間
 秋肥から
 春肥から

安定帯補給金

26.743 百万円
 17.399
 11.925
 5.977

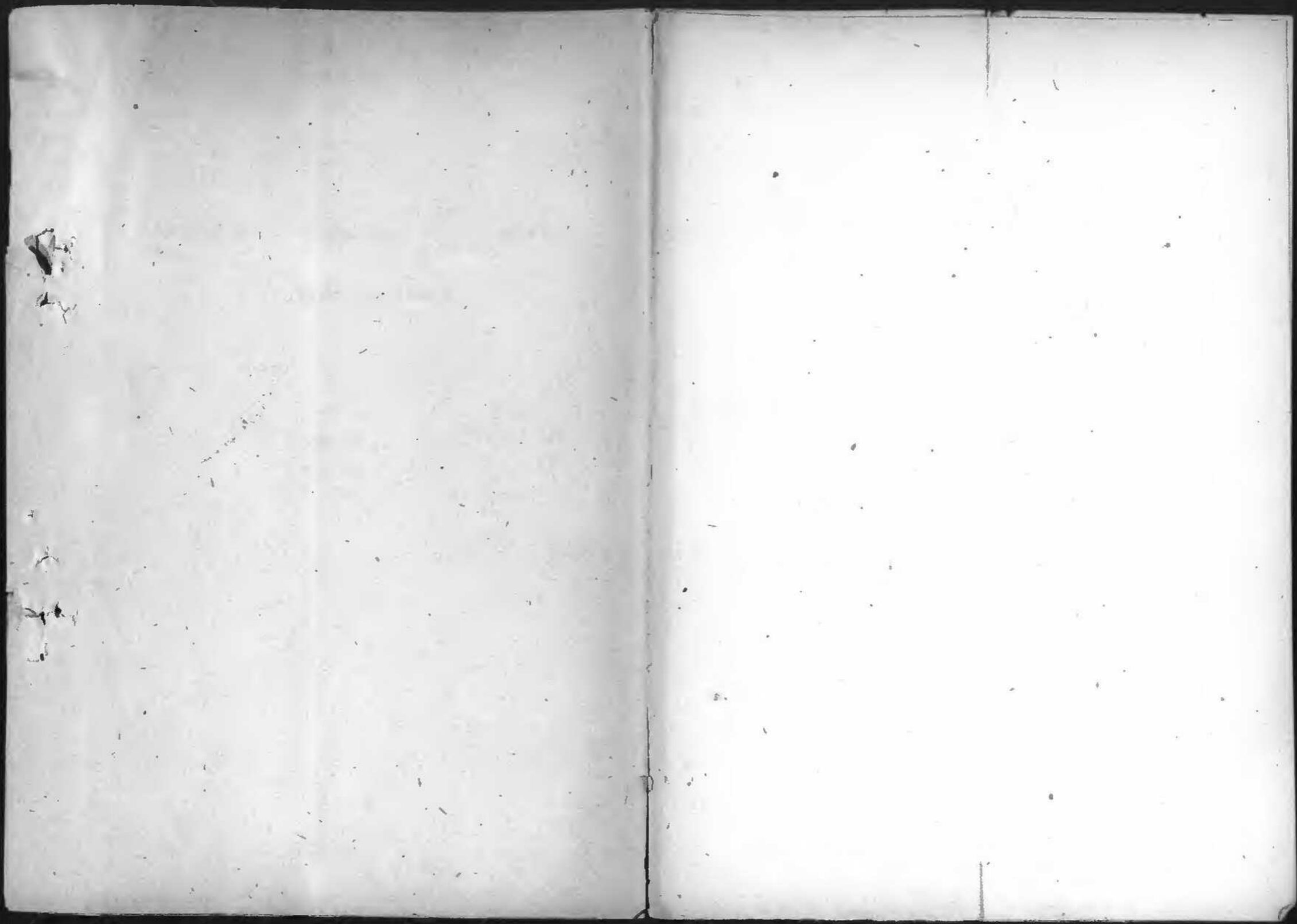
輸入補給金

16.724 百万円
 11.925
 4.230

計

43.467 百万円
 29.324
 10.207

(註) 電力料金の引上げがあれば、補給金の節減額は減少することとなる。



秘

裏面白紙

肥料補給金の節約について (二四頁)

肥料補給金の主食用以外の分について秋肥以降その支給を停止すべしとの議論がある。その論議としては

一 既にガス石炭の補給金を外し、更に今後銅、鉄鋼、その他重要な物資に対する補給金をも外そうとしている今日、肥料補給金についても主食用以外の分についてその支給を停止するのは均等上から見て当然であり、必要でもある。

二 主食と主食以外とは、国家的見地から見て、その重要度において格段の差があるから、補給金支給について差別を設けても差支えない。

三 肥料配給の技術面から見ても、主食用と主食用以外を区別することは、さして困難とは考えられない。この二つが主要なものであるが、之に対しては

一 他物資との均衡からいえば、主食用以外の肥料補給金を外すことは一応もつともであるが、肥料の消費者価格を二本建にすることは、物価政策上好ましくない。

二 主食と主食以外ではその重要度に差のあることは勿論であるが、主食作物とそれ以外の作物とで総合的に経営している農家にとつては、主食用以外肥料補給金撤廃によるコスト高を主食以外作物の取立価格に転嫁すること困難な最近の状況においては、それだけ農業経営費の増大となるから、減税その他の施策によってカバーされる見通が立っていない今日、先走って補給金撤廃を行うことは適当でない。

三 肥料配給手続の現状及び補給金支給の適否確認の点から見て、肥料の小部分について差別的取扱を行うことは労多くして適正を期し難い。

との理由を以て賛成し難い。肥料補給金は、支給対象別に差別的取扱を行うよりも、肥料全般として農産物の生産者価格、消費者価格との関連、税制改正との関連等をにらみ合せて検討するのが適当と考えられる。

24-3
3-B1-5

秘

7

昭和25年度補給金に付いて

I 国内産物買補給金 (2787物-企)

品名	生産又は補給		消費格	生産格	消費格	補給率	補給金	計算基礎摘要
	総額	内輸出						
鉄	1530	10%	6520	29900	23380	35.771	10%	天来(2.内産及輸入)及0.輸入鉄錠及...
鋼	470		9600	29900	20300	9541		補給金全額
小計	2000	300	29000	32550	3550	7100		① 5.5% ② 1.5% ③ 1.5%
硫安	944		18736	23756	5020	4744		...
石灰窒素	282		16047	23964	7923	2256		...
過磷酸石灰	954		6077	11319	5242	5001		...
小計						11976		...
1-石灰	106		16000	29771	13771	1470		...
1-硫酸	34		26931	52659	25728	896		...
1-硝酸	23		30033	58509	28676	653		...
1-電解液	50		26931	41717	14786	737		...
1-電解固形	33		30033	49040	19007	632		...
小計						4358		...
合計						68778		...

II 輸入物買補給金

品名	数量	補給率	補給金
主鉄	22.130	1915	42444
主鉄	1915	2884	5460
小計			13122

（新国内消費格との差を金規補給）
（5%以下を5%とし、5%以上を100%と想定）
（5%以下を15%とし、15%以上を20%と想定）
（265%）

100.000
13122

裏面白紙

附提

(1) 東西計算は總行価格の基礎とした標準原価計算を基準とした。
 (2) 25年度生産高は10月見通し作業の結果を参考とすべきであり、作業未完のため、
 年中生産高の予想にすぎない。

品目	24年度実績計(東)	25年度見通し計(西)	稼業向上率%
梨鋼用錠	430 (別補込錠100)	430 (別補込錠10)	105
鋳物用錠	470	470 (別補込錠30)	104
普通鋼材	1920 (内補込錠479)	2000 (内補込錠700)	104
半製品	512	560	109
鋳鉄管	70	85	121
硫安	1160 (1031)	1200	103
石灰窒素	320 (290)	340	106
過磷酸石灰	1200	1300	108
ノ一ア灰	105 (97)	106	119
苛性ソーダ	120	140 (15)	117

註

- (1) 肥料, Sodaの括弧内数量は24年度4月の酒粕算定に用いた小生産量である。
- (2) Soda ash 25年度括弧内数量は24年度と同一比率を以て賣費向Soda ashの数量を差引いた不補給数量である。
- (3) 高Caustic Sodaの製品, 製法別25年度数量は24年度と同じと見做す。Caustic Sodaの数量の比率を以て推定した。

裏面白紙

通上の原素

計算基礎

特産向石炭(国内) 1.03倍, ⑩ 1.02倍の基礎の下に補給
 全と概算した場合は
 $(4.193 \times 1.03) \div (1.513 \times 1.02) = 2.8$

2.8年分計算上の輸入に赤字の④ 24.73の5%の下落見
 込み。(世界にある石炭の消費を参照) changeは設置
 $(24.73 \times 0.98) \times 360 \div 273 \div (1.697 \times 1.02) = 5.285 \div 1.731 = 4.9$

国内炭、輸入炭とも同産率に引加り一産他を異3分、達観級
 作業の生産増上、原則として平均倍率と一率に適用す。
 大まか誤差は許す。

調査課調了は、ノブのCIFに2117.24年6.4/4 (2.5%の)
 落ち見込んでい3分、10%の下落に止り3。
 $(17 \times 0.9) \times 360 \div 700 \div 2.250 = 2.89$

2.78 (1) (現行標準価格) 9.020円 = 19年 3360円 + 419円 (取扱費)
 + 1.464 (国送費) + 297円 (一般立費)

(2) (現行消費価格) 3.000円

(3) (2.5年分見込標準価格)
 $(4.9 \times 0.9 \times 15) \times 0.9 \times 360 \div 419 \div 1.464 \div 297 \div 9 = 2.340 \div 9 = 2.78$

1.699 コークス同 国内産石炭と輸入石炭の数量比を以て天分倍率
 年2.8倍並に4.9倍の平均(2.825)にて現行コークス価格算定
 率高計算案を基礎として推定した。

1.875 } 消費価格 (海外物価の趨勢、国内不況需要等を考慮して。)

鋼材 1.6

1.87 7月1日改定の全国平均倍率

購入ガス 1.09

1.44 消費価格

2.428 (1) $20.30 \times 0.95 \times 360 \div 9 = 6.944 \div 9 = 2.880$
 (2) $2.860 \div 9 = 2.428$

燐灰石

(4) 生産者利益の修正

作業は鉄鋼、ソーダ、肥料、並に Parity 物資の順序として基本物資
 別冊時高次物資之と値上り要素を改及せられた。25年分の國內補給
 全文本物資は7771千トン産量を77.7%消費、固定費は分類し、甲同
 量に7771トン、固定費は7771トン、その金額を操業率上昇率に依り25年
 分生産者利益を7771千トン現行指針(20%増)を算の上鉄鋼1875、
 ソーダ184、肥料、并に現行消費を7771千トンとした。その差額を
 補給金率とした。

(5) 輸入補給金は7771

鉄鋼、ソーダ、肥料、他上りの影響で25年分には現行輸入補給金及
 本材料物資中毎年分輸入補給金は7771千トン現行1875
 に対して20%の上昇即ち1875/82と存す。その物資の品別便上りの次表に依りて
 同時に輸入率の下落で一年に8%と見込の輸入数量を現行より
 と仮定すれば輸入補給金は7771千トンとあり。

表[四] 昭和25年度輸入物資補給金

品目	区分	輸入数量	8%下落見込 吨単價	貿易所販賣 價格	補給金單價	補給金額計
小麦		4吨 2,245	33,120	26,797	6,323	14,195
小麦粉		5	46,368	31,904	14,464	72
雑穀		338	26,165	20,429	5,736	1,939
大麦		304	26,165	23,072	3,093	940
小麦		19	26,165	19,788	6,377	121
米		175	55,807	35,399	20,408	3,571
大豆		181	39,744	32,607	7,137	1,292
合計						22,130

裏面白紙

表[I]

價格調整 品目	價格調 整率%	價格調整 品目	價格調 整率%	價格調整 品目	價格調 整率%	價格調整 品目	價格調 整率%
鷓鴣干	25.0	鋏	12.0	作業衣	59.0	地下足袋	61.0
鷓	35.0	鎌	8.0	レヤワ	60.0	夕ノヤ	34.0
醬 袖	11.0	除草機	15.0	晒木綿	107.0	口-17	47.0
菜種袖	31.0	鋤	9.0	縫糸	66.0	石 鹼	45.0
脱脂綿	59.0	釘	30.0	足袋	57.0	菜種羽	113.0
硫 安	18.4	自転車	45.0	電力料	60.0	" 粕	0
石灰窒素	60.2	加工産物 ^(一)	5.0	電灯料	60.0	鮮 魚	30.0
過磷酸石灰	60.6	学童服	60.0	映画料金	12.5	内マニラ麻 訳綿等	16.0 14.0
						加工産物	20.0
						内マニラ麻 訳綿等	11.0 9.0

裏面白紙

24-3
3-11-16 2/

昭和二十五年年度予算編成方針

昭和二十四年八月
閣議決定

昭和二十五年年度予算編成に際しては、総合予算の真の均衡をあくまで堅持し、既にその緒にツいた経済安定を確保するとともに、経済基礎の充実に輸出貿易の振興とを基軸として、経済の合理的かつ自主的運営態勢を推進することを建前とし、左記基本方針によって処理する。

一 総合予算の真の均衡と財政規模の縮減

一般及び特別会計、地方並に政府関係諸機関を通じて厳に収支の均衡を確保し、財政面よりするインフレの再発を防ぐとともに、極力財政規模の縮減を図り、財政の国民経済に對する干渉を最少限度に制約する。

これからの

イ 一般会計歳出総額を合理的に改正せられた税制に基く租税収入及びその他普通歳入の範囲内に止めると共に、企業会計の收支

裏面白紙

を一層合理化する。

(2) 行政機構改変後における効率の調査等にもとずき、更に一層権限の合理的調整を行い、事務を簡素化する。

(3) 従来実施にわける既定の経費についても、今後の事態に照して根本的に再検討を加え、社会経済上緊急止むを得ない新規の経費の財源を捻出し、標準予算の範囲内において最も効率的な財政の運用をはかる。

二、価格調整の削減と統制の改変

(1) 内外の物価情勢に即応しつつ価格調整補給金を大中に削減し、企業の自主化を促進する。

(2) 主産輸入物資その他需給の逼迫している最少限度の物資を除き、生産配給及び価格に関する統制を大中に撤廃又は緩和すると共に、とくに公團その他統制機構を徹底的に整理改善し財政負担の軽減に資する。

三、経済基礎の充実と失業対策

安定せる経済基盤の上に自立復興の基礎を養い、産業の振興による雇
傭機会の増大により失業の積極的吸収を図る。 此れがため

(1) 公共事業に關しては、直接および間接の雇傭吸収力を考慮しつ

つ、国土骨格の維持・開発、治水治水、災害の復旧、交通、通信
及び教育関係施設の改善に重点を置く。

(2) 輸出の振興については、海外市場の適確なる把握と関連産業の
合理化等により極力市場の拡大と対外競争力の充實を図る外、
貿易金融の一層の疏通を期する。

(3) 失業対策としては前各号による生産的事業の実施によって失業
の吸収をはかる外、引続き失業救済事業等による緊急的対策を併
せ考慮する。

産業資金の供給については國民貯蓄の増強にまつべき原則とするが、
基礎産業部門等における経済再建上緊急な資金並に前各号の経費について
は、必要に応じ、見返資金および預金貯蓄金の一層効果的活用を図る。

なお、一般金融機関において融通困難とする生業資金、住宅資金、中小

商工業、農林資金等社会的及び経済的意義の重要な特殊金融の疏通について、必要に応じ財政資金を考慮する。

四、税制の合理化

歳出入歳入による余裕財源の大部分をもち、現行各税の税率控除等を現在の経済情勢に即応するよう合理化し、国民負担の軽減をはかるとともに、徴収方法の改善、徴収能率の向上等と相まって、負担の公平と租税収入の確保を期する。

五、地方財政の健全化

地方財政については国と同調して行政の合理化と経営の効率化につとめるとともに、極力固有財源を充実し、地方自治の強化をはかる。

(一) 国の財政規模の縮減による財源の一部を地方自治体に委譲する

目的の下に、国税と地方税との調整等地方税制の根本的改正を行う。

(二) 地方に対する補助金等は徹底的にこれを整理する。

備考 昭和二十五年度予算は本年十二月一日国会提出を目途とするため、各省各庁は概算要求提出期限の八月末日までに大蔵省と協力して概算案の検討を遂げること。

以上

昭和24年度輸入補給金節約見込額

24.8.8物価庁

分

コアラ	24.9 (後月)
食用油脂	3.0
落花生	1.8
糖 蜜	.3
アスベスト	1.7
工業用塩化カリ	.9
マニラ麻	14.3
生ゴム	12.9
層ゴム	1.2
タンニンエキス	2.
ワットル樹皮	1.4

64.4

註 各品目とも8月15日以降輸入補給金を廃止する予定。

裏面白紙

昭和24年度價格調整費の節減見込 24,8,6 物價表

事 項	金額	備 考
1, 安定帯補給金の節約	12.9 億円	外
鉄ガス用石炭	25 ✓	1) Parity 2571
コークス用石炭	180	177分 2561P
ソ ー	6	
銅配	14 ✓	2) 原料位比=177分 (60%)
	⑤	R74分 (33)257
計	194	3) 85分 10.10P
2, 輸入補給金の節約	60	4) 42分 49
3, 節約額合計(1)+(2)	254	64.12P
4, 360円レート設定の際輸入補給金から安定帯補給金へ移管した額(差引残)	81	185
5, 差引價格調整費節約見込(3)-(4)	173 177	241
6, 食糧の繰上輸入による輸入補給金追加	⑧ 3	
7, 再差引價格調整費節約見込(5)-(6)	16	
	94	

裏面白紙

24-3-6
3-3-6
E

價格調整補給金節減の見通しについて

（二四八八）
物價

物價

一、安定帯補給金

1) 特定産業向石炭

配炭公團を廃止し、石炭の配給及び價格統制を最少限に限定する等の情勢にかんがみ、原則としてその補給金を廃止し、必要なもの限り、物資別補給金に振替えて存続せしめる。即ち、ガス用炭はすでに七月十日以降補給金を全廃してガスコ金の引上げを行つた。：：：：：（節約額約二五億円）

コークス用炭は六月七日以降無煙炭一般用微粉炭の公團扱いを除外した。：：：：：（節約額約四億円）

なお、近い将来において右以外のコークス用炭の補給金はコークス補給金の枠に振替え節減し、コークスの生産者價格を引上げると共に、消費者價格を三割程度引上げるが適当と考えられ

裏面白紙

る：一節約額約一四億円、前記四億円と合計して一八億円、
鉄鋼用、保安用及びソータ用炭の補給金は、廃止の上原則とし
て各物資別補給金の枠に振替え、船舶用炭の補給金は船舶運賃
会の助成金に振替えるものとする。

(四)鉄鋼

その価格を国際価格(U・B・AのFOBミル価格)に附寄せ
することを目標として、企業の合理化による吸収と、消費者價
格の引上げを行方針である。
これについては最近鋼鉄筋の意向が内示されたが、当方として
は、鉄鋼業に急激な悪影響を與えることを避ける爲大体三次に
わたつて段階的に補給金の削減を斷る案により検討中である。
即ち第一次として、本年度予定する措置は八月十五日を期して、
鉄鋼に対する原料補給金については、U・B・A鉄鋼業者の買入
價格を超過する分に対して補給金を支給するにとどめると共に

鋼材を中心に製品補給金を一部削減し、原料の値上げによるねかえりと製品の値上げにより鋼材は五〇%、鑄鉄管は五〇%、鑄物用鉄は四四%宛その消費者價格を引上げる予定である、右による本年度中の節約は：：：：：：：：：：：（約一二九億円）第二次措置としては二十五年四月一日以降鋼材、鑄鉄管に残っている補給金を全廃し、半製品、鋼材等の運賃ブールを廃止し、半製成品の補給金を廃止する予定である、（鋼材四五%上げ、鑄鉄管四五%上げとなる。）

第三次（二十五年十月一日実施）においては、鑄鉄補給金及び鑄鉄の運賃ブールを廃止することといたしたい。しかし、この案は目下関係方面とも折衝中で今後相当の変更があるかもしれない。

肥料

農業バリテイ及び生計費に対する影響を考慮しつつ春肥以降そ

の消費者價格につき概ね、一・五倍乃至一・六倍の値上げを行
い、補給金を節約してどうかと考へているが、農村の購買力
の現状からみて、値上げの程度及び時期については更に検討を
要する。

仮りに一・六倍程度の値上げを行へば昭和二十五年一―三月分
として二二億円の節約が出来るが、他面コークス(三〇%上げ)
鋼材(五〇%上げ)、電力(四六%上げ)を年度の中途に行う
とすれば、そのコスト増により差引純節約額は：(約六億円)

(二) 銅

現在の銅の需給状況、市場價格の動を等を考慮して近く補給金
を廃止する：：：：：：：：：：：：：：：：(節約額約一四億円)

(三) ソーダ

ソーダの國際價格、ソーダを原料とする糖出産業の輸出價格等
を考慮し、現行消費者價格を九月一日以降約一、四四倍に引上

けることにより補給金を節減したい：：：（節約額約六億円）
（安定帯補給金節約額の合計）

以上安定帯補給金の節約減予定額は（約 一九八億円）

二、輸入補給金

輸入補給金については食糧、肥料、重要工業原料及漁網用資材に
關しては、大体现狀据置きとし、纖維その他の中補給金削減乃至
廃止による影響少くまたそれに基づく、拂下價格の値上りを吸収し
うると見込まれるものについて補給金の節減を圖ることとする、
即ち油脂、生ゴム、屑ゴム、石棉、漁業用以外のマニラ麻、同々
シン原料、同ワットル樹皮等については、八月十五日以後補給
金を廃止したい：：：：：（節約額合計六〇億円）
この外、肥料が前述の如く一・六倍程値上りになれば、輸入肥
料も値上りとなり、従つて肥料の輸入補給金の節約：（二二億円）
従つて輸入補給金の節約合計：：：：：（八二億円）

三 安定帯補給金と輸入補給金との通算

安定帯の節約

一九八億円

輸入補給金の節約

八二億円

計

二八〇億円

安定帯及び輸入補給金の節約額は計二八〇億円となるが

三六〇万円に安定帯の輸入
補給金から安定帯補給金の輸入
へ移された金額として差引
残高

八一億円

を前記二八〇億円から差引くと 一九九億円

が本年度中の價格調整費節約額の総計となる、
但し、

食糧の繰上り輸入による輸入
補給金の追加増

八三億円

を差引くこととすれば前記一九九億円は 一一六億円

となる（この食糧輸入補給金増の処理は財政技術的には他に方法

もあらん。

この他考慮すべきを稍々不確定の事項としてけ

(イ) バリテイ

九月末バリテイ指数を一五五と予想し、現行消費者價格（バリ
テイ一四三で算出してある）をこれに合せて引上げると前記輸入
補給金の増八三億円の中から二五億円程度節約が見込まれるが、
本年度中に消費者價格の改訂を行うかどうかは今の処判断しない。

(ロ) 米國の物價下落

輸入補給金は今後における米國物價の下落に伴い相当節約が見
込まれる（約一〇億円程度）。

(ハ) 漁網用綿花

漁網用綿花（当初予算一五億円）は上半期分しか計上してない
が、下半期分にも引続き補給金を支給せんとすれば約九億円の追
加計上を要する。

四二五年度分補給金所要額

經濟狀勢の推移如何によりその見透しは必ずしも明確を期し難いが、なお存続せしめることを必要と見込まれるものは、安定帶分として鉄鋼、肥料、ソーダ等に対するもの、輸入分として、食料、肥料、石炭、鉄鉱石、銻鉄等に対するものがある、その他のものについての節減については、現在検討を進めているが本年度予算額二〇二億円に対し何とかして一〇〇〇億円程度の節約を実行したいと考えている。

No 8 24.8.10

國と地方公共団体とが負担する経費に関する政令（案）

内閣は、地方財政法第十條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 地方財政法第十條第一項の規定する経費についてはその種目、算定基準及び國と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令に定めるものを除く外この政令の定めるところによる。

第二條 左の表の上欄に掲げる経費については國と地方公共団体とが負担すべき割合は同表下欄に定める通りとする。

経費の名称	経費の種類	國	地方公共団体
（一）教員保養所の設置に要する経費	教員保養所の設置に要する費用	二分の一	二分の一
（二）教育施設の復旧に要する経費	（一）公立学校の戦災復旧に要する費用 （二）公立学校の災害復旧に要する費用 （三）公立の図書館及び博物館の戦災復旧に要する費用	二分の一 二分の一 二分の一	二分の一 二分の一 二分の一

24
8.10
2-1

105

<p>(イ) 結核予防に必要経費</p> <p>(ロ) 社会事業施設指導に要する経費</p> <p>(ハ) 浮浪者、家出入の保護更生に要する経費</p> <p>(ニ) 引揚石の搬送に要する経費</p>	<p>(イ) 結核陽性者指導に要する費用</p> <p>(ロ) 結核特別保健所に要する費用</p> <p>(ハ) 小児結核療養所に要する費用</p> <p>(ニ) 地方予防医講習会に要する費用 運営指導に要する費用</p> <p>(イ) 收容施設の設備に要する費用</p> <p>(ロ) 收容施設の維持管理に要する費用</p> <p>(ハ) 浮浪者、家出入の保護更生の措置に要する費用</p> <p>(ニ) 引揚石、宅建設費に要する費用</p> <p>(ロ) 輝太引揚無線線政府受入に伴い要する費用</p> <p>(ハ) 応急搬送に要する費用</p> <p>(ニ) 一時收容所の設置に要する費用</p>	<p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>十分の八</p> <p>十分の八</p> <p>十分の八</p> <p>十分の十</p> <p>十分の十</p>	<p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>二分の一</p> <p>十分の二</p> <p>十分の二</p> <p>十分の二</p> <p>十分の十</p> <p>十分の十</p>
--	---	---	---

<p>(三) 震災孤児等集団教育に要する経費</p> <p>(四) 盲学校、ろう学校における義務教育制実施に伴う施設の建設に要する経費</p> <p>(イ) 上下水道の災害復旧に要する経費</p>	<p>(イ) 公立の図書館及び博物館の災害復旧に要する費用</p> <p>(ロ) 震災孤児等集団教育施設に要する費用</p> <p>(ハ) 外地引揚児童集団教育施設に要する費用</p> <p>(イ) 盲学校、ろう学校における義務教育制実施に伴う建物の建設設備に要する費用</p> <p>(ロ) 盲学校、ろう学校義務教育制実施に伴う設備の整備に要する費用</p> <p>水害、被害等による災害復旧事業に要する経費</p> <p>(イ) 上下水道</p> <p>(ロ) 下水道</p>	<p>二分の一</p> <p>三分の二</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p>	<p>二分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p> <p>三分の一</p>
--	--	---	---

(四) 農業水利事業 に要する経費	(一) 國營農業水利に要する費用 (二) 都道府県営農業水利準備調査に要する費用 (三) 都道府県営灌漑排水に要する費用 (四) 保安林設備調査に要する費用 (五) 保安林標柱建設に要する費用	十分の六 三分の一 二分の一 二分の一 二分の一	十分の四 二分の一 二分の一 二分の一 二分の一
(五) 保安林強化事業 に要する経費	(一) 奥地間伐林道開設事業に要する費用 (二) 林道開設事業に要する費用 (三) 北海道林道開設事業に要する費用 (四) 造林事業に要する費用 (五) 樹苗養成事業に要する費用 (六) 種子採取事業に要する費用 (七) 造林指導に要する費用	十分の六 十分の三 十分の四 十分の四 十分の二 十分の四 十分の四	十分の四 十分の七 十分の六 十分の六 十分の八 十分の六 十分の六
(六) 森林土木事業 に要する経費	(一) 造林費 (二) 森林資源造成に要する経費	十分の六 十分の三	十分の四 十分の七

(四) 岩山事業に要する経費	(一) 山地岩山園芸事業に要する費用 (二) 山地岩山事業に要する費用 (三) 海岸砂地造林事業に要する費用 (四) 災害防止林造成事業に要する費用 (五) 水源林造成事業に要する費用 (六) 岩山事業の設計及び監督に要する費用 (七) 耕地等災害復旧に要する費用	四分の三 三分の二 二分の一 十分の六 三分の二 四分の一 百分の六十五	四分の一 三分の一 二分の一 十分の四 三分の一 四分の三 百分の三十五
(五) 耕地等災害復旧に要する経費	(一) 森林害虫駆除予防事業に要する費用 (二) 森林害虫防除啓励に要する費用 (三) 災害林道復旧事業に要する費用 (四) 災害林道の復旧事業の設計監督に要する費用 (五) 入植者更生施設に要する費用	十分の四 十分の四 二分の一 四分の一 二分の一	十分の六 十分の四 二分の一 四分の三 二分の一
(六) 森林火害防止及び復旧に要する経費	(一) 森林火害防止 (二) 復旧に要する経費	十分の四 二分の一	十分の六 十分の四
(七) 緊急南極に要する経費	(一) 緊急南極に要する経費	二分の一	二分の一

する経費
 (1) 漁港等修築に要する経費

する経費
 (1) 漁港等修築に要する経費

- (2) 建設機活動に要する費用
- (3) 漁港等修築事業に要する費用
- (4) 男女群島の漁港等修築事業に要する費用
- (5) 北海道の漁港等修築事業に要する費用
- (6) 青島等にある北海道の漁港等修築事業に要する費用
- (7) 小漁港等修築事業の調査設計及び監督に要する費用
- (8) 昭和二十一年南海震災の漁港等復旧事業に要する費用
- (9) 昭和二十二年三耳風水害の漁港等復旧事業に要する費用
- (10) 昭和二十一年南海震災の市町村等の行う漁港等復旧事業に要する費用

二分の一	二分の一
十分の四	十分の六
百分の七十五	百分の七十五
十分の六	十分の四
十分の八	十分の二
二分の一	二分の一
百分の六十五	百分の三十五
二分の一	二分の一

する経費
 (1) 高知県
 (2) 徳島県
 (3) 和歌山県
 (4) その他の府県
 (5) 昭和二十二年三耳風水害の市町村等の行う漁港等復旧事業
 (6) 福井県
 (7) 岩手県
 (8) その他の都道府県
 (9) 南海震災による地盤沈下対策の市町村等の行う漁港等復旧事業に要する費用
 (10) 市町村等の行う漁港等復旧事業の調査設計監督に要する費用
 (11) 地方水産試験場災害復旧及整理に要する費用

- (1) 高知県
- (2) 徳島県
- (3) 和歌山県
- (4) その他の府県
- (5) 昭和二十二年三耳風水害の市町村等の行う漁港等復旧事業
- (6) 福井県
- (7) 岩手県
- (8) その他の都道府県
- (9) 南海震災による地盤沈下対策の市町村等の行う漁港等復旧事業に要する費用
- (10) 市町村等の行う漁港等復旧事業の調査設計監督に要する費用
- (11) 地方水産試験場災害復旧及整理に要する費用

二十分の十七	二十分の三
二十分の十六	二十分の四
二十分の十五	二十分の五
二十分の十三	二十分の七
二分の一	二分の一
二分の一	二分の一
二分の一	二分の一
二分の一	二分の一
二十分の十三	二十分の七
二分の一	二分の一
二分の一	二分の一
二分の一	二分の一

(丙) 海陸交通に要する費用	(1) 港湾修築事業に要する費用	二分の一	二分の一
(三) 主務大臣の指定する港灣土木事業に要する経費(主務大臣の行う港灣事業、国会議員のみな除く)	(1) 重要港湾整備(東京、大阪)	二分の一	二分の一
	(2) 地方港湾整備	十分の四	十分の七
	(3) 港湾維持事業に要する費用	十分の三	十分の七
	(4) 港湾被災復興旧事業に要する費用	十分の六	十分の四
	(5) 港湾防災事業に要する費用	二分の一	二分の一
	(6) 避難港修築事業に要する費用	十分の七五	十分の三五
	(7) 避難港維持事業に要する費用	二分の一	二分の一
	(8) 地盤変動対策に要する費用	三分の一	三分の一
	(9) 救済復旧事業に要する費用	三分の二	三分の一
	(10) 港湾陸上設備に要する費用	十分の一	十分の九
	(11) 国家的要請に基く重要産業の港湾整備事業に要する費用	十分の八	十分の二
	(12) 二十三年度以前起工のもの	三分の一	三分の一
	(13) 二十四年度以降起工のもの	三分の一	三分の一

(1) 港湾調査に要する費用	二分の一	二分の一
(2) 地方公共団体の行う港湾関係事業整備に要する費用	二分の一	二分の一
(3) 地方計画に關する調査及び立案に要する経費	二分の一	二分の一
(4) 公共土木施設(砂防施設を除く)の災害防除事業に要する経費	三分の一	三分の二
(5) 砂防設備の災害防除事業に要する経費	二分の一	二分の一
(6) 公共土木施設の災害復旧に伴う改良事業に要する経費	二分の一	二分の一
(7) 公共土木施設の地盤変動対策に要する経費	三分の二	三分の一
(8) 公共土木施設の被害復旧に要する経費	三分の二	三分の一
(9) 河川統制事業に要する経費	四分の一	四分の三
(10) 重要河川改良事業の調査に要する経費	二分の一	二分の一
(11) 重要河川統制事業の調査に要する経費	二分の一	二分の一

(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	
又け遺産物の買収に要する経費	庶民住宅の建設及び庶民住宅に要する用地	建築物災害防止のための調査に要する経費	公共建築物災害復旧事業に要する経費	公共建築物災害復旧事業に要する経費	建築物災害緊急事業に要する経費	市街地建築物の規則に要する経費	公共空地の整備に要する経費	下水道の災害復旧に要する経費	上水道の災害復旧に要する経費	重要道路交通の調査に要する経費	重要道路事業の調査に要する経費	重要河砂防事業の調査に要する経費
二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一
二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一	二分の一

第三條 前條に規定する事業及び計画の指定並びに経費の種目及び算定基準は、毎年度主務大臣が内閣総理大臣及び大蔵大臣と協議して定める。

附 則
この政令は、公布の日から起算して、昭和二十四年七月一日から適用する。

追加
B
(2)

気象通信事業特別会計昭和24年度收支計書表

(單位百万円)

24.8.10 資金繰

區 別	第一、四半期				第二、四半期				第三、四半期				第四、四半期				合 計
	4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計	
收 入																	
電 信 收 入	265	252	391	908	741	435	401	1577	456	427	477	1360	451	414	539	1404	5249
電 話 收 入	2114	1945	1768	5827	2211	1896	1895	6002	2085	2137	2161	6383	2290	2137	2371	6848	25060
無線電信電話收入	52	43	29	124	58	28	28	114	64	27	27	118	67	31	334	432	738
雜 收 入	34	28	25	87	125	125	125	375	87	87	74	248	82	58	57	197	907
合 計	2465	2268	2213	6946	3135	2484	2449	8068	2692	2678	2739	8109	2890	2903	3301	8881	32004
支 出																	
1 損益勘定	910	1547	3413	5870	2836	2539	2676	8051	2026	1962	2141	6129	2203	2130	2349	6682	26732
(1) 総 係 費	234	372	348	954	672	559	634	1865	291	282	307	880	243	235	250	736	4436
(2) 電信運用費	194	284	338	816	385	352	363	1100	242	235	257	734	258	251	273	782	3432
(3) 電話運用費	219	302	552	1073	421	385	398	1204	317	307	336	960	355	344	377	1076	4315
(4) 無線電信電話運用	7	12	7	26	12	11	11	34	8	7	8	23	9	9	9	27	110
(5) 電信保守費	41	78	85	204	95	87	89	271	61	69	64	184	123	119	151	373	1052
(6) 電話保守費	195	449	767	1411	597	546	564	1706	621	603	659	1883	643	624	682	1949	6649
(7) 無線電信電話保守費	20	50	98	168	83	76	78	237	86	84	91	261	50	43	53	151	817
(8) 利子及債券取扱費	0	0	107	107	183	167	173	523	31	30	32	93	157	153	167	477	1200
(9) 郵政会計へ繰入	0	0	1111	1111	388	356	367	1111	369	355	387	1111	365	347	399	1111	4444
2 建設勘定	407	1313	2265	3985	1974	1859	1860	5693	1645	1595	1748	4988	1434	1391	1521	4346	19012
(1) 総 係 費	39	86	162	287	108	237	186	621	78	75	84	237	62	61	66	189	1334

裏面白紙

區 別	第一、四半期				第二、四半期				第三、四半期				第四、四半期				合 計
	4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計	
(2) 施設補充取替費	9	172	632	813	329	300	308	936	295	286	313	894	519	504	551	1,574	4,217
(3) 電信建設費	16	32	56	104	89	82	84	255	20	20	22	62	20	20	22	62	485
(4) 電話建設費	265	831	1288	2384	1962	970	1004	3036	1102	1069	1,693	3,400	695	673	736	2,104	10,864
(5) 無線電信電話建設費	11	35	66	112	49	44	45	138	50	49	53	152	34	32	35	101	503
(6) 宿舍建設費	55	130	39	224	221	202	208	631	78	75	83	236	78	76	83	237	1,328
(7) 諸一施設費	12	27	22	61	27	24	25	76	22	21	24	67	26	25	28	79	283
3 用品棚掛物定	6	17	135	158									△6	△17	△135	△158	0
4 工作物定	8	40	55	103									△8	△40	△55	△103	0
5 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	80	80	98	250	200	200	200	600	850
計	1,331	2,917	5,868	10,116	4,810	4,398	4,535	13,744	3,751	3,637	3,979	11,367	3,823	3,664	3,880	11,367	46,594
收支差額	1134	△649	△3655	△3170	△1675	△1914	△2087	△5676	△1059	△959	△1240	△3258	△933	△974	△579	△2486	△14,690
公債發行額					1372	2597	4312	8281	1059	959	740	2758	733	228	0	1961	12,000
終戦處理費より受入							600	600			500	500	200	200	1090	1490	2,590
一時借入金			3500	3500	△700	△2800	△3500						600	△600	0	0	0
(A) 收支差額	1134	△649	△155	△330	△303	△17	△25	△295	0	0	0	0	0	54	△89	△35	0
(B) 前月より繰越		1134	485		330	27	10	330	35	35	35	35	35	35	89	35	0
(A) + (B)	1134	485	330	330	27	10	35	35	35	35	35	35	35	89	0	0	0

裏面白紙

(單位: 百万圓)

電氣通信事業特別會計昭和24年度建設經費實行計費表

24. 8. 16 資 金 課

區 別	第一、四半期				第二、四半期				第三、四半期				第四、四半期				合 計
	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計				
總 係 費	237	198	237	186	621	78	75	84	237	62	61	66	189	1,734			
施設補充取替費	813	328	300	308	936	295	226	313	894	519	504	51	1,574	4,217			
電信建設費	104	89	82	84	255	20	20	22	62	20	20	22	62	453			
電話建設費	2,384	1,062	970	1,004	3,036	1,102	1,069	1,169	3,340	695	673	736	2,104	10,264			
無線電信電話建設費	112	49	44	45	138	50	49	53	152	34	32	35	101	503			
局舍建設費	224	221	202	208	631	78	75	83	236	78	76	83	237	1,328			
諸施設費	61	27	24	25	76	22	21	24	67	26	25	28	79	283			
用品割掛勘定	106									△4	△11	△91	△106	0			
工作勘定	68									△5	△32	△31	△68	0			
予備費						25	25	26	76	58	58	58	174	250			
計	4,159	1,974	1,859	1,860	5,693	1,670	1,620	1,774	5,064	1,483	1,406	1,457	4,346	19,262			
財源									4,371								
損益勘定余裕金	989	299	△55	△227	17	611	661	534	1,806	550	432	278	1,860	4,672			
終戦處理費上り繰入	0			600	600			500	500	200	200	1,090	1,490	2,590			
差引過不足額	△3,170	△1,675	△914	△1,427	△5,076	△1,059	△959	△740	△2,758	△733	△774	511	△996	12,000			
見返資金		1,372	2,597	△4,312	8,281	1,051	959	740	2,758	733			961	12,000			
一時借入金	3,500		△700	△2,800	△3,500	0	0	0	0	0	600	△600	0	0			
(A) 再收支差額	330	△303	△17	25	△295	0	0	0	0	0	54	△89	△35	0			
(B) 前月より繰越		330	27	10	330	35	35	35	35	35	35	89	35				
(A) + (B)	330	27	10	35	35	35	35	35	35	35	89	0	0	0			

裏面白紙

電報電信業務特別會計昭和24年度收支計表

30% 特別會計

(單位：百萬元)

24.7.30 資金課

区 別	第一、四半期				第二、四半期				第三、四半期				第四、四半期				合 計
	4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計	
收 入																	
電 信 收 入	265	252	391	908	741	435	401	1577	456	427	477	1360	451	414	539	1404	5249
電 話 收 入	2114	1945	1768	5827	2211	1896	1898	6002	2085	2137	2161	6383	2290	2187	2371	6848	25060
無線電信電話收入	52	43	29	124	58	28	28	114	64	27	27	118	67	31	354	432	788
雜 收 入	34	28	25	87	125	125	125	375	87	87	72	248	82	86	57	197	907
合 計	2465	2268	2213	6946	3135	2486	2449	8068	2692	2678	2739	8109	2890	2690	3301	8681	32064
支 出																	
ノ損益勘定	910	1547	3413	5870	2836	2539	2676	8051	2026	1962	2141	6129	2203	2130	2349	6682	26732
(1) 総 係 費	234	372	348	954	672	559	634	1865	291	282	307	880	243	235	258	736	4435
(2) 電 信 運 用 費	194	284	338	816	385	352	363	1100	242	235	257	734	258	251	273	782	3432
(3) 電 話 運 用 費	219	302	552	1073	421	385	398	1204	317	307	336	960	355	344	377	1076	4513
(4) 無線電信電話運用費	7	12	7	26	12	11	11	34	8	7	8	23	9	9	9	27	110
(5) 電 信 保 守 費	41	78	85	204	95	37	89	271	61	59	64	184	123	119	131	373	1082
(6) 電 話 保 守 費	195	449	767	1411	597	546	564	1706	621	603	659	1883	643	624	682	1949	6940
(7) 無線電信電話保守費	20	50	98	168	83	76	78	237	86	84	91	261	50	48	53	151	817
(8) 利子及債券取扱費	0	0	107	107	183	167	173	523	31	30	32	93	157	153	167	477	1200
(9) 郵政會計繰入	0	0	1111	1111	338	356	367	1111	369	355	387	1111	365	347	399	1111	4444
2 建 設 勘 定	407	1313	2265	3985	1974	1859	1860	5693	1545	1595	1748	4908	1434	1391	1521	4346	19012
(1) 総 係 費	39	36	162	287	198	237	186	621	78	75	84	237	62	61	66	189	1334

子高
192

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

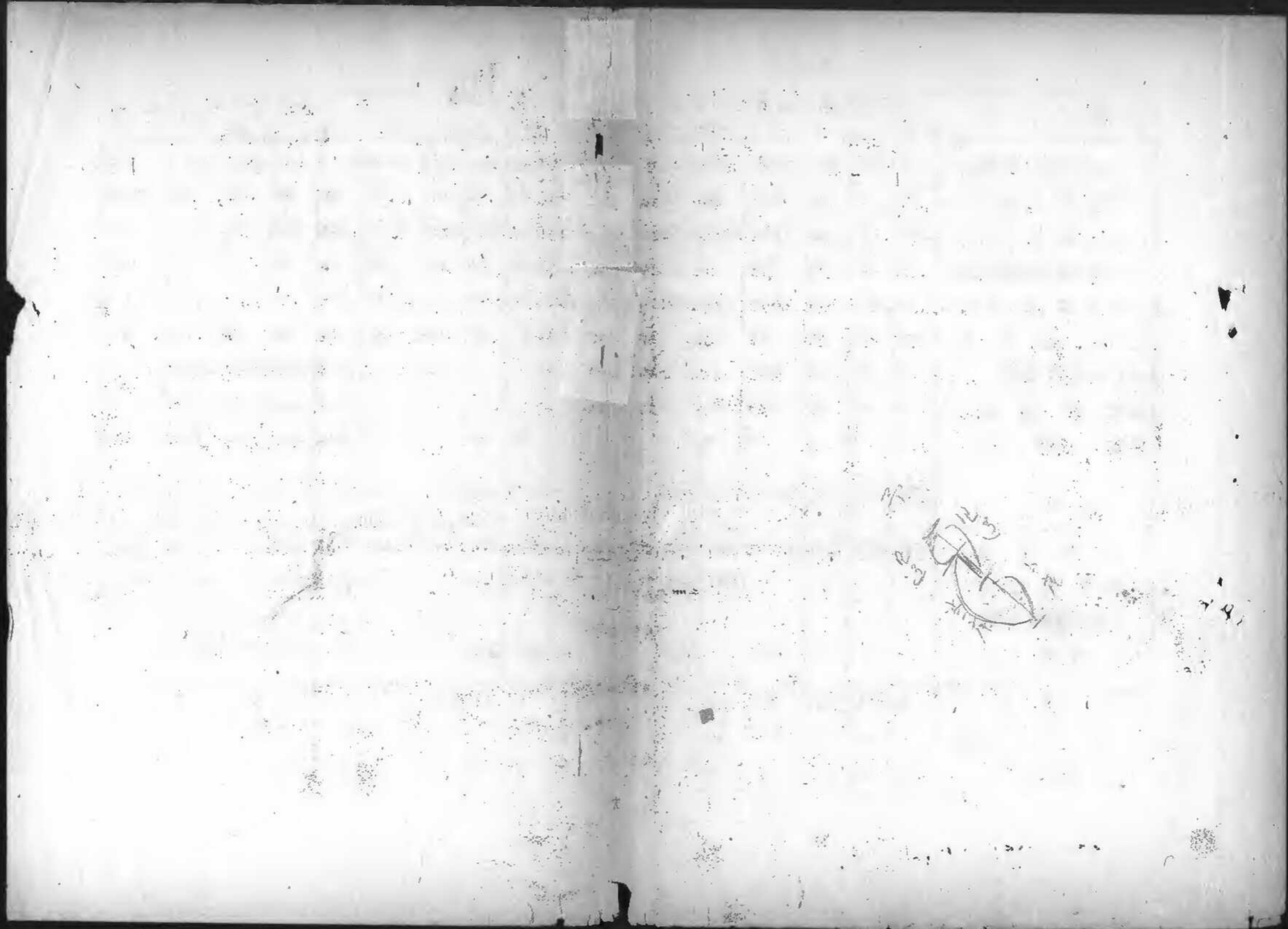
(8)

(9)

裏面白紙

区 別	第一、四半期				第二、四半期				第三、四半期				第四、四半期				合 計
	4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計	
(2) 施設補充取替費	9	172	632	813	328	500	300	936	295	286	313	894	519	504	551	1574	4217
(3) 電信建設費	16	32	56	104	89	82	84	255	20	20	22	62	20	20	22	62	483
(4) 電話建設費	265	331	1288	2384	1062	970	1004	3036	1102	1069	1169	3340	695	673	736	2104	10864
(5) 無線電信電話建設費	11	35	66	112	49	44	45	138	50	49	53	152	34	32	35	101	503
(6) 局舎建設費	55	130	39	224	221	202	208	631	78	75	83	236	78	76	83	237	1328
(7) 諸施設費	12	27	22	61	27	24	25	76	22	21	24	67	26	25	28	79	283
3 用品割掛勘定	6	17	135	158									△ 6	△ 17	△ 135	△ 158	0
4 工作勘定	8	40	55	103									△ 8	△ 40	△ 55	△ 103	0
5 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	88	80	90	250	200	200	200	600	850
計	1351	2917	5868	10116	4810	4596	4536	13744	3751	3637	3979	11367	3823	3664	3880	11367	46594
收支差額	1134	△ 649	△ 55	△ 5170	△ 1675	△ 1914	△ 2087	△ 5676	△ 1059	△ 959	△ 1240	△ 3258	△ 933	△ 974	△ 579	△ 2486	△ 14690
公債発行額					1372	2600		3972	2000	2000		4000	2000	2028		4028	12000
終戦処理費より受入						600		600			500	500	200	200	1090	1490	2590
一時借入金		3500	3500		△ 700	1500		800	△ 900	△ 300		△ 1200	△ 1200	△ 200	△ 700	△ 3100	0
(A) 收支差額	1134	△ 649	△ 155	330	△ 303	△ 14	13	△ 304	41	741	△ 740	42	67	54	△ 189	△ 68	0
(B) 前月より繰越	1134	485		330	27	13	330	26	67	808	68	26	68	135	189	68	0
(A)+(B)	1134	485	330	330	27	13	26	26	67	808	68	68	135	189	0	0	0

13 33年建設費の予備費の増減



(單位百萬円)

電氣通信事業特別會計昭和24年度建設經費實行計畫表

24.7.30.資金課

別	第一、四半期				第二、四半期				第三、四半期				第四、四半期				合計
	4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計	
總係費	39	86	162	287	198	237	188	621	78	75	84	237	62	61	66	186	1334
施設補充取替費	9	172	632	813	328	300	308	936	295	286	313	894	519	504	551	1574	4217
電信建設費	16	32	56	104	89	82	84	255	20	20	22	62	20	20	22	62	483
電話建設費	265	831	1288	2384	1062	970	1004	3036	1102	1069	1169	3340	695	673	736	2104	10864
無線電信電話建設費	11	35	66	112	49	44	45	138	50	49	53	152	34	32	35	101	503
局舎建設費	55	150	39	224	221	202	208	631	78	75	63	236	78	76	83	237	1328
諸施設費	12	27	22	61	27	24	25	76	22	21	24	67	26	25	28	79	283
用品制備前定	4	11	91	106									△4	△11	△91	△106	0
工作前定	5	32	31	68									△5	△32	△31	△68	0
予備費									25	25	26	76	58	58	58	174	250
計	416	1356	2387	4159	1974	1859	1860	5693	1670	1620	1774	5064	1483	1406	1457	4346	19262
損益勘定余裕金	1550	707	1268	989	299	△55	△227	17	611	661	534	1806	550	432	878	1860	4672
繰越繰上り繰入	0	0	0	0			600	600			500	500	200	200	1090	1490	2590
差引過不足額	1134	△649	△3655	△3170	△1675	△1914	△1487	△5076	△1059	△959	△740	△2758	△733	△747	511	△996	12000
見返資金					1372	2600		3972	2000	2000		4000	2000	2028		4028	12000
一時借入金		3500	3500		△700	1500	800	△900	△300		△1200	△1200	△1200	△700	△3100		0

裏面白紙

第二四半期建設経費実行計量説明書

(単位千円)

24 7.30 資金繰

項目	金額	項目	金額	項目	金額
市内電話施設	1,723,225	G 施設整備	45,360	(4)電力、施設	59,416
幹線施設	705,543	H 災害復旧	33,147	A 高層複層 旧開始	25,394
A 加入電話	379,050	漏井	9,700	四谷、根岸、中、金次	
B 公衆電話	5,990	能代	4,000	札内	
C 伝呼施設	63,400	宮除	5,000	B 方式変更	19,167
四谷	1,280	風水害	2,000	日立、佐野、戸塚、一言	
浪花	380	I 繰越	54,159	島田、伊東、磐田、高岡	
根岸	1,050	(2)自動局内施設	286,961	大野、垂水、水俣、藤沢	
千代田	50	A 加入者	134,405	佐世保、柳河	
吉田	20,850	B 分局復旧 旧開始	15,800	0 區域合併	4,800
金沢	15,680	根岸	6,800	世田谷—東京、川谷— 下諏訪	
札幌	24,200	金沢	4,000	東舞鶴—西舞鶴、秋田 —土崎	
D 方式変更	63,107	札幌	5,000		
山形		0 方式変更	103,489		
中、一言、 伊豆、松江、 墨江、福岡		D 中継線施設	80,572		
大津		局内施設 整備	12,685	(5)宅内施設	464,645
佐世保		(3)手動局内施設	86,838	A 加入者	134,000
その他		A 加入者	55,670	B 公衆電話	15,000
B 中継線施設	37,945	B 方式変更	21,538	0 分局復旧 旧開始	52,500
赤坂—丸内	6,500	日立、佐野、戸塚、市川		金沢、吉田、札幌	
長者町—神 奈川	10,760	飯田、村上、高田、磐田		D 方式変更	57,100
大崎—芝	11,100	吉原、大野、東舞鶴、枚 岡		佐野、日立、戸塚、市 川、野井沢、飯田、村 上、一言、伊東、吉原	
澁谷—赤坂	7,000	西脇、長府、下関、福山		島田、磐田、大野、大 津、垂水、東舞鶴、枚 岡、松江、長府、徳山	
原宿—生	2,585	徳山、中村、鳴門その他		下関、福岡その他	
F 加入施設	22,325	0 區域合併	3630		
東京—世田 谷	10,000	磐田—見付、東舞鶴、西 舞鶴			
東舞鶴—西舞 鶴	1,750	D 度教訓施行	6,000		
秋田—土崎	7,785	新潟、熊本			
四谷—下諏訪	2,490				
田—見付	300				
				0 區域合併	7,600

(4)電力施設	76870	(4)市外線路施設	40560	B局 舍	4766
A蓄電池		市外電話	40580	(4)有線電信施設	43313
B壱流器	72255	A 組設置費		A敷地員收	3620
C同障器		(5)搬送施設	5003	B局 舍	37249
D信号機		A 増設復舊	5003	C電信機	1944
E線路	4615			(5)無線電信施設	4027
(5)私設電話	62013			A局 舍	604
(6)市外電話線路	153044	(8)船車整備	33158	B官 舍	3423
A電柱建替	77240	(9)大型自動車	15600	(9)無線機架設	7316
Bケーブル修	75804	(10)小型自動車	5000	A局 舍	646
(7)轉送局内施設	68620	(11)兵の他	12558	B倉 庫	888
A設備取替	56620	(12)自備車	6727	C官 舍	5782
B不良部分替	30000	(13)リヤ力一	824	(17)保守要員官舎	39996
(8)電信線路施設	46451	(14)施設組修	10000	A敷地員收	13356
A電柱建替	46451			B官 舍	26840
Bケーブル修		(18)局舎管轄	709666		
施設組修			493020	(19)俸給事務費	735320
A電信設備	81475				

(10)無線施設	81475	A敷地員收	70000	(1)其の他	50056
A無線施設	17854	B電話局	567695		
A施設取替	17854	C工事局	40705	合計	5693000
(11)無線機架設	9430	D倉庫	3536		
A施設取替	9430	E車庫	4084		
(12)警察電話施設		(2)市外電話施設	116478		
A市内線路施設	102418	A中継所	41165		
A警察電話施設	34050	B官舎	14644		
(13)市内施設	34050	C油庫	1920		
A警察市内施設	12750	D倉庫	1926		
A警察市内施設	6500	E貯線槽	4000		
(14)私設電話	6250	(15)短波多重通得施設	5616		
A私設電話	10956				
A警察電話	10955	A敷地員收	750		

預金部資金について

(昭和四年八月) 預金部資金課

(ハツチンソウ、ノリッブスに参考資料として提出)

一 預金部は、政府資金の総合運用を目的とする政府の金融部門である。然し、政府資金と称するものは、主なる資金は郵便貯金であつて、預金部は、明治二十八年(一八八五年)の創始以来、郵便貯金の増加と共に発達して来た。最近では、郵便貯金の次いで、簡易生命保険及び郵便年金と厚生保険の資金も、預金部資金の中で可成りの比重を占めるに至つてゐる。即ち、本年七月末現在の預金部資金一三五、五二五百万円のうち、これらに占める金額と割合は次の通りである。

郵便貯金	一九六、〇四七	百四	七〇、八七
簡易生命保険及郵便年金	一一、〇二三		八、一三
厚生保険	一、二二九		九、〇七
計	一一九、三六三		八八、〇七

右に見る如く、この三者が預金部資金の大部分を構成してゐる。これらはいづれも國民大衆の零細な資金の集積である。又これらは、財政消費に充てられる政府資金とは異なり、只政府の従つて預金部は、主として政府が國民から預つた零細な資金を運用する機関であるといふことが出来る。然し、このようは零細資金を主とする構成要素とする預金部資金は、實際は、我が國の金融政策において、甚だ重要な地位を占めてゐる。現在でも無視し得ない比重を占めてゐる。昭和九年(一九三〇年)一三三四年の間の預金部資金の総額は、全國銀行預金総額と比較においてその三分の一に相当してゐた。その後戦争終了時迄三分の一又はそれ以上の割合を占めてゐた。

維持してゐた。戦後の混乱によつて、この割合は多少変化したが、現在でも約四分一程度を占めてゐる。かくの如く零細資金の集積が、金融上重要な比重を占めたのは、我が國の食料自給率の漸次向上に伴ひ、零細階級が、かくの如く多量の物産を蓄積してゐる。量において重要な役割を演じてゐる。この零細資金は、比較的安定した資金で長期融資に適してゐる。重要な特色を持つてゐる。更に都合のよいことには、戦争終了前迄は資金コストが三%以下という低率で、常にこれの余裕額も下りて来た。戦後の混乱によつて、預金部資金は政府にとつて「財政資金の調達」即ち「國債」地方債の消化のために極めて重要な資金源となつた。何れにせよ、民間産業界において、相当の割合に依存してゐる。十分の発達を期するところから見て、性向のよいものである。言葉を換えて言へば、國民の貯蓄の重要部分も亦未だに預金部資金として使果さず、民間産業の発展の資金として國民の手を離れてしまつてゐる。政府の必らず必要とする資金は、特に、農林漁業、中小企業その他國家または公共の見地から見て、或は保護し、或は助成し得れば、何れも、産業として、國家補助の対象とせず、金融的援助を適宜とする。資金が長期に安定するとか、何れに理由で融資を拒むものがある。一、二、三、の三つ、長期に安定するとか、何れに理由で融資を拒むものがある。一、二、三、の三つ、長期に安定するとか、何れに理由で融資を拒むものがある。

- 一、このようは零細資金を主とする構成要素とする預金部資金は、實際は、我が國の金融政策において、甚だ重要な地位を占めてゐる。現在でも無視し得ない比重を占めてゐる。昭和九年(一九三〇年)一三三四年の間の預金部資金の総額は、全國銀行預金総額と比較においてその三分の一に相当してゐた。その後戦争終了時迄三分の一又はそれ以上の割合を占めてゐた。
- 二、更に都合のよいことには、戦争終了前迄は資金コストが三%以下という低率で、常にこれの余裕額も下りて来た。戦後の混乱によつて、預金部資金は政府にとつて「財政資金の調達」即ち「國債」地方債の消化のために極めて重要な資金源となつた。何れにせよ、民間産業界において、相当の割合に依存してゐる。十分の発達を期するところから見て、性向のよいものである。言葉を換えて言へば、國民の貯蓄の重要部分も亦未だに預金部資金として使果さず、民間産業の発展の資金として國民の手を離れてしまつてゐる。政府の必らず必要とする資金は、特に、農林漁業、中小企業その他國家または公共の見地から見て、或は保護し、或は助成し得れば、何れも、産業として、國家補助の対象とせず、金融的援助を適宜とする。資金が長期に安定するとか、何れに理由で融資を拒むものがある。一、二、三、の三つ、長期に安定するとか、何れに理由で融資を拒むものがある。
- 三、このようは零細資金を主とする構成要素とする預金部資金は、實際は、我が國の金融政策において、甚だ重要な地位を占めてゐる。現在でも無視し得ない比重を占めてゐる。昭和九年(一九三〇年)一三三四年の間の預金部資金の総額は、全國銀行預金総額と比較においてその三分の一に相当してゐた。その後戦争終了時迄三分の一又はそれ以上の割合を占めてゐた。
- 四、更に都合のよいことには、戦争終了前迄は資金コストが三%以下という低率で、常にこれの余裕額も下りて来た。戦後の混乱によつて、預金部資金は政府にとつて「財政資金の調達」即ち「國債」地方債の消化のために極めて重要な資金源となつた。何れにせよ、民間産業界において、相当の割合に依存してゐる。十分の発達を期するところから見て、性向のよいものである。言葉を換えて言へば、國民の貯蓄の重要部分も亦未だに預金部資金として使果さず、民間産業の発展の資金として國民の手を離れてしまつてゐる。政府の必らず必要とする資金は、特に、農林漁業、中小企業その他國家または公共の見地から見て、或は保護し、或は助成し得れば、何れも、産業として、國家補助の対象とせず、金融的援助を適宜とする。資金が長期に安定するとか、何れに理由で融資を拒むものがある。一、二、三、の三つ、長期に安定するとか、何れに理由で融資を拒むものがある。

地方公共団体を經由してのことも多し。預金部から直接貸付を行つたのは、國の特別の保護を受ける法人に於てあり、金融機關と經由する成りにその發行する債券を購入する方途もとりられたが、これは預金部にとつても資産管理上思は好都合であつた。

同様融資による場合でも、融資の末に至る迄嚴重な監査が初行され、金を泥沼に放り込むやうな失敗が起らぬやう慎重な注意が拂われた。これによつて、經由機關を直接の相手とする預金部は勿論、經由機關自身も通例のリスクが少くいとされて、この方面に對する融資から、殆ど損害を受けず、ことを免れ、却つてそれらから事業の向上發展により、個々に仔細ではあるが集つては膨大な額の便貯金等の資金を増加し、國民資本の蓄積を促すことができたのである。

試みに、昭和十一年三月末日現在、預金部資金の運用状況を見れば左の通りである。

証券	債		株		債		株	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
國債	一七三、五〇〇	四一・二	九一四、二四八	二〇・八	八〇八、二二二	一八・三	一、〇六六	二三・四
地方債	九一、一五四	二〇・七	一一三、四六六	二・五	二五、九五〇	〇・六	一八九、九二二	四・五
公債	一八三、六五八	四一・七	一、〇三七、七二四	二四・〇	一、〇七、一六四	二・四	二〇〇、九八八	四・六
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—
割合	—	—	—	—	—	—	—	—

（備考）
 公共団体債付中には、該貸資金が含まれてゐる。
 昭和十一年三月末日現在、計表は無いが、昭和九年一月末日現在、調べによれば、公共団体債付中、便貯金は、一三、八〇、〇〇〇である。
 便貯金も、簡易生命保険の資金も、要するに國家の信用を集められた資金である。

ある。この意味において、それは國債その他國の所專に對しては、最優先的に充當せられるべきものである。

然し、前述したやうな理由で國民的資金とも称すべき預金部資金の新たは資金の一部は民間の資金として放出されること、我が國の經濟の維持復興のためにも必要と認められる。

昭和十一年一月、計部報告によつて、預金部資金の運用は、國又は地方公共団体の需要に充てられ、第一とすべし、第二と命ぜられ、その他は運用は事実上停止され、その後二年間預金部資金は、寧ろ減少した位であつた。

民間資金として放出すること、は考へられなかった。

然し、昨年度以降、通債価値の安定と共に急激な増勢に転じ、本年度は、五〇〇億円の近い新規増加が見込まれ、前年度からの繰越等を合せて長期運用可能資金として一億六、四億円の予想が擧げられてゐる。

然るに、本年度預金部の引受くべき國債は、二、三億円の限定、これに地方債を全部引受けてはお相場の余裕を生ずることにはなつたので、我々は預金部資金の一部を民間産業資金に充當すること、適宜の措置と考へ、その構想を書いて提出した。

その後、公団金融を開始し、可成りの額がこれに充當されることとなつたが、民間では嘗て預金部が行つたやうな融資の再開を渴望してゐる。その主なる理由は、民間金融機關の資金が大部分短期性資金であり、このから、長期資金の借入れが極めて困難であること、農林水産業及び中小企業等に對する金融の途が殆どふさがれてゐるとなつて、單に金融打倒といふこと、も、預金部の性質上特に期待されてゐるものである。

勿論、今後において見込資金の活用等によつて、この事情が幾分違つてくることも考へられ、然し、公団利益のためには、公共の利益のためには、必要の事業である金融的に行つて仕舞うものが可成り広範囲に残されることを見送されてゐる。

六

均衡予算の成立に於て、インフレーションの脅威は去つたが、日本経済の復興と安定
の途にはおぼろしく、その成否は一に資本の供給が如何に懸つてゐる。この意味において
援助物資や見込資金の重要性は今更いふまでもない。同時に我々は、戦後の持一資
本を復興目的に最も初率的に配分し、これによつて更に自ら資本を充実にしなければ
ならぬ責務がある。

復興のため障害となるものはこれを排除し、反面有益なものはこれを減らす、
必要の程度に従いこれを育成助長する。資本と有物に振り充てられるものは、
この操作を資金即ち金融の面において、民間金融機関の手に委ねること、原則
的には正しいが、全面的には委ね得ない事情がある。即ち、現在のやうな経済安定
への過渡期においては、金融機関は殆んど例外なく融資の安全性と有利性のみを考
えて融資を決定するが、未だ完全に正常化してはいない経済が故に、復興と自立
のため真に重要である産業が、目下どこをどの條件で完全に準備してはいない
場合がある。

この種の産業に対し、預金部資金を運用すること、西四状態にある経済の不
均衡を是正し、復興への途を可成りしめ、最善の策であると思ふ。而して
この資金は、復金資金の如くインフレによつて騰げられるものでなく、国民の貯蓄
増加に基くもので、絶対的にインフレの要因とはならぬ性質のものであることを強調
したい。

七

右の諸点を理解し、預金部資金の運用配分については、單に政府機関の所要
のみならず、民間の資金需要とその調達難の実情を考慮して、一部を産
業資金に充当することをお認め願いたい。

極秘

昭和二十五年安定帯及び輸入補給金算定要領
(第三部関係) (案)

物三統資第五四号

昭和二十五年年度の安定帯及び輸入補給金の支出については、本年度の補給金節減と同一の趣旨の下に、日本経済の安定上、真に必要なを得ないものに限定し、極力節約を図ることとし、左記の要領により、その算定を行うこととする。

170
150
160
480
50
530

記

安定帯補給金

(イ) 鉄鋼 138.33

(エ) 170

(1) 第一次措置 (四月一日実施)

(a) 銑鉄 (鋳物用及製鋼用) 補給金三分の一節約
(b) 鋼材及び鑄鉄管 補給金半減

(ロ) 第二次措置 (十月一日実施)

(a) 銑鉄 (鋳物用及び製鋼用) 補給金残額を半減
(b) 半製岳補給金全廃

(1) 鋼材及び鑄鉄管補給金全廃

(2) 化学肥料 銑鉄補給金残額は二十六年より全廃

(イ) 第一次措置 (二十五年一月以降値上げの継続)

(ロ) 第二次措置 (三月一日実施)
春肥より肥料補給金残額を半減

(ハ) 第三次措置 (二十六年一月より実施)
春肥より肥料補給金全廃

ソーダ

補給金全廃 (四月一日実施)

(備考) 工業塩価格は現行通りとする。

二 輸入補給金

(1) 補給金支出物資は次の通りとする。

(イ) 肥料

Total 460
37
497

$200 \times \frac{1}{2} = 100$
 $150 \times \frac{1}{3} = 50$
150

100 10 50
160

300-120
=180
 $180 \times \frac{1}{2} = 90$
120

15兆
17兆
19
19
227兆
500兆
3/18兆

160
150
150

164
190
190
190

硝安及び加里

春肥及び秋肥の値上げにより補給金單価はその都度減少、次の春肥補給金全廃により輸入補給金全廃

(備考)

燐鉍石

春肥過燐酸石灰四〇%値上げにより全廃

(ロ)

工業原料

(ア) 石炭

160元
574
11222
15277
830
875
10元
970
814
150元

現在の国内石炭価格水準に産産者拂下価格を固定するものと仮定し、諸掛込輸入裸価格との差額を支出する。但し支出対象は鉄鋼、ユークス及び肥料の三部門とする。

(イ)

銑鉄

国内消費者価格と諸掛込輸入裸価格との差額を支出する。

(ウ)

鉄鉍石

全右

(2)

註

(1) 春肥の量販時期及び内容については、本年度の概況を参照

炭金指印状のものを、適宜変更する必要がある

(2)

本年の肥料補給金全廃の時期については、電力料金等の値上げと関係が深いこと、また、肥料の価格が、輸入価格に比べて、概して高値であること、を考慮して決定する必要がある

單位百萬元

第一四半期輸入補給金總額

既支辨及
要支辨

8-25

項 目	四月分	五月分	六月分	計	備 考
援助物資	3,552	6,385	6,799	16,736	
一般物資	1,387	3,039	(推定) 1,335	4,761	
小 計	4,939	8,424	8,134	21,497	$818 \text{ 億} \times \frac{1}{4}$ $= 20,450$
安定幣移行分					
石 炭					
輸入價格					
一般價格	395	690	532	1,617	$78 \text{ 億} \times \frac{1}{4}$ $= 1,950$
鐵 鐵	—	128	210	338	$27 \text{ 億} \times \frac{1}{4}$ $= 675$
小 計	395	818	742	1,955	
總 計	5,334	9,242	8,876	23,452	

裏面白紙

輸入補給金第一四半期分總括

8-25 物價考

品名	数量		金額		備考
	4-6月計	計画量×方	4-6月計	單位 100円 計画額×方	
小麦	478	425	7,689	6,820	6,820
小麦粉	14	125	335	327	30
小麦	109	85.75	1,399	1,191	1,165
大麦	55	57.5	627	453	657.5
大麦	14	17.5	185	137	25
米	30	25	979	1,096	817.5
大豆	104	45	1,825	1,876	792.5
乳	77	3.75	644	279	315
蜂蜜	74	3.75	38	54	20
大豆シロ	122	6.25	130	407	67.5
大豆粉	32	13.5	564	374	220
大豆	7	2.5	155	144	57.5
飼料	0	2.36	0	0	12
碎安	864.3	672.36	14,570	13,160	7,101.7
加里塩	19	66.25	491	386	1,662.5
濃鉄石輸入	106	78.75	1,680	2,176	1,247.5
硫磺	152	80	676	585	965
硫磺	0	101.25	—	—	—
硫磺	0	1.25	—	—	112.5
石炭	20	90	2,847	3,447	3,987.5
鉄鉱石	437	450	75	72	全額 (87.5)
アスベスト	0	1.25	—	—	205.5
工業用加糖	0	1.76	—	—	5.5
棉花	0	7.75	2,073	1,759	27.5
棉花	0	7.75	—	—	582.5

補給金停止品目を除く
当初予算年間
44,800, 44,800 × 1/4 = 11,250

年間予算 15,950
四月中金額の予定

年間予算 11,350

裏面白紙



土地改良資金融通措置要綱(案)に基く昭和二十五年年度予算

(一) 一般会計)

二四八三〇

土地改良資金融通特別会計へ繰入に要する経費

(一) 國債利子

一二五〇〇〇〇〇円

二四九三二四〇〇〇円

説明

國債発行総額は一〇〇〇〇〇〇千円で一期分の発行額
二五〇〇〇〇〇千円、右の第一、第二、四半期分五〇〇〇〇
〇〇千円の半年分の利子である。
なお、利率は年五分で國債発行は期の初の一ヶ月後とする。

(二) 國債公募手数料

五〇〇〇〇〇円

説明

本國債はその引受財源を対日援助見返資金で五〇〇〇
〇〇千円、予金部資金で三〇〇〇〇〇千円、一般公募
で三〇〇〇〇〇千円とする。この一般公募は銀行引受
とし、その公募手数料は一〇〇〇円につき二五銭である。
本國債のうち公募國債二〇〇〇〇〇千円は額面一〇〇
〇〇〇円券とする。従つてこの枚数は二万枚であつて、
一枚の印刷費は八円を要する。

(三) 國債印刷費

一六〇〇〇〇円

説明

(四) 貸付金取扱手数料

七五〇〇〇〇〇円

説明

(五) 短期借入金利子

四八六六四〇〇〇円

説明

國債発行総額一〇〇〇〇〇千円は各四半期別に平均
して発行するものとすれば一期分発行額二五〇〇〇〇
千円となる。しかし、その発行額を限度として各期の始
めに貸付を行う。この場合に各期の國債発行日が各期の
始より一ヶ月遅れることを予想してその期間一ヶ月の運
転資金として日銀より短期借入金を借入る。そこで各期
の借入金利子は日歩一銭六厘とすれば一ヶ月分の利子は
一三、一六六〇〇〇円となる。その四期分を計上する。

24
8.30
2-2

(特別会計)

二 土地改良資金融通特別会計歳入、歳出予算

区	分	予	算	額	備	考
(款)	土地改良資金融通収入					
(項)	土地改良資金融通収入	1,012,493,224	000			
(目)	一般会計より受入	2,493,224	000			
	國債利子受入	1,250,000	000			
	國債諸費受入	660,000	000			
	貸付金取扱手数料受入	750,000	000			
	借入金利子受入	4,866,400	000			
	公債金收入					
	公債金收入	1,000,000	000			

歳出

区	分	予	算	額	備	考
(款)	土地改良資金融通費					
(項)	土地改良資金融通費	1,012,493,224	000			
(目)	貸付金	750,000	000			
	國債整理基金特別会計へ繰入	2,493,224	000			
	國債利子	1,250,000	000			
	國債諸費	660,000	000			
	貸付金取扱手数料	750,000	000			
	借入金利子	4,866,400	000			
	一般会計へ繰入	2,500,000	000			

一、預金部資金の特質

(1) 國民大衆の貯蓄資金であること。

預金部資金はその約九〇%が郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金及厚生保険より成つて居るが、之らは全てその廣汎な組織網を通じて集積せられた國民大衆の零細なる貯蓄金に他ならない。元來預金部は政府の財政所要を充足する爲めに資金を吸收することを目的として設けられたものではなく、零細所得者層が多いので廣汎な組織と信用を持つた特殊の金融機構により資金蓄積を圖ることの必要性が認められたのであつて、預金部資金は本質的には一般金融機構に於ける蓄積資金と同種のものと言ふことが出来る。

(2) 長期安定性資金であること。

保険、年金關係資金は勿論、郵便貯金に於ても、當座預金を取扱は

用を要するところの増強である。

 今般上預金協会の運用方針

 (1) 般上預金協会の性質に鑑み之が運用は主として國民經濟の利益を

 考慮し効率的な配分を行うことが必要と認められ預金協会は主と

 して之を長期の産業資金に充當することが資金の性質上最も適切と

 認められる。

 (2) 右の長期の産業資金として運用する場合、本委員会としては原則と

 して債券の引受にすることが適當と考える。即ち直接貸出が多額に

 上ることは本委員会を中心とする産業の増進に運用せられる資金が

 多額になる結果となり金融政策の二元化を來す虞がある外、預金協

 の機構上も不適當と認められる。

 (3) 債券はその流動性並に日銀に於ても國債に準じて優遇していること

 等に鑑み、債券投資は零細なる貯金者の保護という點に於ても充分

 と認められる。

 (4) 現在問題となつてゐる五公團の認許手形を廢止し、之等五公團の運

三 預金協会の運用方針

- (1) 般上預金協会の性質に鑑み之が運用は主として國民經濟の利益を考慮し効率的な配分を行うことが必要と認められ預金協会は主として之を長期の産業資金に充當することが資金の性質上最も適切と認められる。
- (2) 右の長期の産業資金として運用する場合、本委員会としては原則として債券の引受にすることが適當と考える。即ち直接貸出が多額に上ることは本委員会を中心とする産業の増進に運用せられる資金が多額になる結果となり金融政策の二元化を來す虞がある外、預金協の機構上も不適當と認められる。
- (3) 債券はその流動性並に日銀に於ても國債に準じて優遇していること等に鑑み、債券投資は零細なる貯金者の保護という點に於ても充分と認められる。
- (4) 現在問題となつてゐる五公團の認許手形を廢止し、之等五公團の運

(4) 財団の設立は、ついでに五公債の発行を期す。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。

(5) 財団の設立は、ついでに五公債の発行を期す。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。

(6) 財団の設立は、ついでに五公債の発行を期す。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。

(7) 財団の設立は、ついでに五公債の発行を期す。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。

(8) 財団の設立は、ついでに五公債の発行を期す。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。

(9) 財団の設立は、ついでに五公債の発行を期す。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。

(10) 財団の設立は、ついでに五公債の発行を期す。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。この五公債の発行は、昭和五年の度から開始し、昭和六年の度から完了する。

貸付金に運用することは公債資金が短期商業資金であること、市中
 金融機関により現在国債に金融せられておること、並に公債は近い
 将来停止を見込まれており、停止後は市中金融機関により金融せざ
 るを得ないこと等に鑑み不適當と思われ。

三上記の理由により本委員会としては運用計画未定の預金部余裕資金に
 付ては債券、或中長期債、或中長期債等に之を運用し現下資金調達難にあ
 る農林水産業並に中小企業の金融緩和に資せしめることが必要と認め
 るが、右兩債券共市中金融機関の調染厚を爲め預金部資金を以つて運
 用することがこの際最も適當と認められる。

尙同時に異議債、其他國民生活に特に密接な關係を有する企業に社債
 にも運用し得る途を拓いておくことが適當と認められる。

尙根本に於いては預金部資金の運用については本委員会に委せられる
 ことが適當と認められる。

A. 勘告と現行との対照

所得区分	税目	勘告		現行		勘告		現行	
		額	行目	額	行目	額	行目	額	行目
八 万 円	所得税	3,500		-	9052	1,306	8,550	1,397	
	事業税	-			-		12,150		
	地租	90		1,119	935		120	2,229	
	家屋税	336		800	200	2,200	600		
	住民税	300		800	320	595	330	1,011	
	計	4,026		1,819	10,307	4,101	24,950	4,615	
	(百万円当り税額)	5.03		2.27	12.88	5.12	29.18	5.97	
	所得税	9,800		3,600	15,625	5,163	10,584	5,208	
	事業税	-		-	-	-	15,170		
	地租	150		1,564	1,092		180	1,322	
家屋税	504		1,340	300	3,276	900			
住民税	320		1,340	410	1,174	430	1,591		
計	8,994		4,504	17,430	9,613	22,284	10,090		
(百万円当り税額)	8.97		6.50	19.43	9.61	29.26	10.09		
十 万 円	所得税	24,425		13,250	33,036	16,257	25,850	16,415	
	事業税	-			4,080		22,961		
	地租	180		1,938	1,425	4,459	360	4,676	
	家屋税	630		1,938	400		1,200		
	住民税	530		2,987	850	2,835	980	3,262	
	計	21,965		17,975	39,991	23,554	50,981	24,953	
	(百万円当り税額)	14.51		11.98	26.52	15.70	33.98	16.23	
	所得税	40,300		26,300	54,197	32,256	42,996	32,646	
	事業税	-		-	19,520		30,380		
	地租	240		3,487	1,629	5,415	480	5,270	
家屋税	1,200		3,487	500		1,200			
住民税	1,330		4,945	1,630	5,235	1,330	5,696		
計	43,070		34,532	67,476	42,909	96,386	43,612		
(百万円当り税額)	21.53		17.26	33.73	21.45	38.19	21.80		
所得税	62,695		46,100	93,450	53,116	61,925	53,455		
事業税	-		-	13,600		39,951			
地租	450		4,543	1,820	6,614	600	7,308		
家屋税	1,500		4,543	950		1,800			
住民税	2,310		9,915	2,710	8,367	2,410	8,818		
計	66,935		58,358	92,330	68,097	104,659	69,581		
(百万円当り税額)	26.75		23.34	36.95	27.26	41.87	27.83		
廿 五 万 円	所得税	40,300		26,300	54,197	32,256	42,996	32,646	
	事業税	-		-	19,520		30,380		
	地租	240		3,487	1,629	5,415	480	5,270	
	家屋税	1,200		3,487	500		1,200		
	住民税	1,330		4,945	1,630	5,235	1,330	5,696	
	計	43,070		34,532	67,476	42,909	96,386	43,612	
	(百万円当り税額)	21.53		17.26	33.73	21.45	38.19	21.80	
	所得税	62,695		46,100	93,450	53,116	61,925	53,455	
	事業税	-		-	13,600		39,951		
	地租	450		4,543	1,820	6,614	600	7,308	
家屋税	1,500		4,543	950		1,800			
住民税	2,310		9,915	2,710	8,367	2,410	8,818		
計	66,935		58,358	92,330	68,097	104,659	69,581		
(百万円当り税額)	26.75		23.34	36.95	27.26	41.87	27.83		

A
14-B

新告示上現行との対照

24.9.10

所轄 区分	税目	新告示		現行		新告示		現行		
		行 目	額	行 目	額	行 目	額	行 目	額	
八 万 円	所得 税	3,300	-	2,052	1,306	8,550	1,377			
		-	-	-	-	12,150				
	地 屋 租 税	90	1,019	935	2,200	120	2,229			
		336	-	200	-	600	-			
	住 民 税	300	800	320	595	330	1,011			
		計	4,026	1,819	10,307	4,101	21,950	4,612		
	(百万円当り税額)	計	5.03	2.27	12.88	5.12	29.18	5.97		
		所得 税	9,800	3,800	15,628	5,163	10,584	5,228		
	十 万 円	所得 税	150	-	1,092	-	180	1,322		
			504	1,564	300	3,276	900			
地 屋 租 税		320	1,340	410	1,174	430	1,591			
		8,994	4,504	12,430	9,613	22,264	10,090			
住 民 税		計	8,997	6,500	19,433	9,611	29,266	10,089		
		(百万円当り税額)	24.425	13.250	33.036	16.257	25.880	16.415		
所得 税		-	-	4,080	-	22,061	-			
		180	-	1,425	4,459	360	4,676			
地 屋 租 税		630	1,938	400	2,838	1,200	3,262			
		530	2,787	3,500	2,838	980	2,453			
住 民 税	計	21,965	17,975	39,991	23,554	50,981	24,353			
	(百万円当り税額)	14.51	11.98	26.52	15.70	33.98	16.23			
廿 五 万 円	所得 税	40,300	28,300	54,997	32,256	42,996	32,646			
		-	-	9,520	-	30,380	-			
	地 屋 租 税	240	3,487	1,629	5,415	480	5,270			
		1,200	-	500	-	1,200	-			
	住 民 税	1,330	4,745	1,630	5,238	1,330	5,696			
		計	43,070	34,532	67,476	42,909	46,386	43,612		
	(百万円当り税額)	計	21.53	17.26	33.93	21.45	38.19	21.80		
		所得 税	62,695	46,100	73,450	53,116	61,928	53,455		
	地 屋 租 税	-	-	1,820	6,614	39,951	7,308			
		450	4,543	950	-	1,800	-			
住 民 税	1,570	2,710	2,710	8,367	2,410	8,818				
	計	66,535	58,358	92,330	68,097	104,689	69,581			
(百万円当り税額)	計	26.95	23.34	36.95	27.26	41.87	27.83			

裏面白紙

種目	勤労者		現業者		送業者	
	勤	労	現	業	送	業
所得税	89,550	69,000	96,761	76,344	82,655	76,394
雑税	-	-	18,136		45,489	
地租	920		2010	9,970	900	10,504
家屋民税	2,160	6,947	1,050		2,700	
計	3,990	11,150	3,490	11,851	3,410	12,256
(百万当り税額)	94.220	870.977	121.427	96.165	135.152	99.134
所得税	31,440	29,003	40,447	32,005	45,005	33,004
雑税	-	-	36,270		95,944	
地租	1,800		2,712	11,184	2,400	19,601
家屋民税	4,500	15,174	1,400		4,500	
計	11,490	28,960	9,060	22,594	9,090	22,801
(百万当り税額)	222.590	216.534	253.892	220.077	292.214	229.412
所得税	44,501	43,30	50,76	44,01	54,44	45,48
雑税	-	-	-	-	151,122	446.438
地租	6,300	35,175			6,000	50,968
家屋民税	8,400				12,660	
計	35,090	68,210			32,890	65,671
(百万当り税額)	599.340	552.985			656.111	562.877
所得税	58,93	55,272			65,61	56,28
雑税	-	-			455,979	1541.163
地租	5,000	42,580			9,000	69,553
家屋民税	10,500				12,600	
計	109,990	233,210			111,390	231,994
(百万当り税額)	2213.990	1830.190			2329.845	1843.090
	93.99	61.00			99.66	61.43

(2)

A - 一般会計

シヤウワノ報告ニホス 賦政收支ノ予想

20.9.10
(單位 10 萬円)

本	出		入		
	24年度	25年度	24年度	25年度	
債務償還	60	30	租税	515	456
地方団体補助	143	165	所 得 税	310	290
倉庫補助金	10	0	法人 雑 税	27	35
一部補助金	40	15	酒 税	65	80
公共事業補助	35	30	雑物消費 物 品 引 出 税	17	-
配 付 税	58	-	物 品 引 出 税	27	27
平 衡 支 付 金	-	120	煙草 雑 收入	45	-22
その他支出	502	451	雑 收入	120	120
計	705	646	計	705	646

B 見返資金

債 務 償 還 (限 份 投 資)	本 入	
	24年度	25年度
債 務 償 還 (限 份)	63	637
投 資	77	777
計	140	1407

裏面白紙

C 地方団体

支出	376	425	地方税	150	180
			貸付手数料等	25	25
			政府補助金	143	165
			総起債款	18	35
			任意の寄附金 及心算外課税	40	10
計	376	425	計	376	425

D 中央(一般会計見込額)及心地方綜合表

債務償還(繰上)	105	58?	大入	1060	1011
地方団体補助	143	165			
見込資金投資	99	99?			
その他政府支出	502	451			
地方団体支出	376	425			
計	1060	1011		1060	1011

36

(單位: 億円)

昭和24年度資金供給見込

(経本財政金融局)
24. 9. 12

	4月	5月	6月	計	7月		8月		9月		3/4計		10月	11月	12月	3/4計	4/4計	年間計
	実績	実績	実績		見込	計画	見込	計画	見込	計画	見込	計画	見込	見込	見込			
(I) 資金供給																		
1. 金融機関預金増加	5	516	391	912	331	708	196	167	554	415	1,081	750	345	370	710	1,425	△207	3,218
2. 政府出資	8	9	20	37	50	48	54	39	91	106	195	193	81	0	0	81	0	313
3. 援助資金国債償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	107	140	250	375	625
4. 対日援助資金	0	0	0	0	100	100	185	150	177	150	462	400	173	172	173	518	420	1,400
5. 手許現金	326	△51	△39	236	66	30	20	△50	△230	△200	△144	△220	180	△30	△100	50	△150	△8
計	339	474	372	1,185	547	286	455	306	592	531	1,594	1,123	782	619	923	2,324	445	5,548
(II) 資金需要																		
1. 財政	36	225	△130	131	△7	1	39	23	244	206	276	230	531	273	604	1,408	△926	889
(A) 国庫財政	14	180	△123	71	△87	△37	△39	△40	183	153	37	76	475	116	411	1,002	△1,371	△261
(B) 対日援助建設公債	0	0	0	0	70	18	58	33	56	33	184	84	25	22	19	66	20	270
(C) 対日援助国債償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	107	140	250	375	625
(D) 地方財政	22	45	07	60	10	20	21	30	25	20	55	70	28	28	34	90	50	255
2. 産業資金	151	178	45	744	457	300	383	345	388	305	1,228	950	361	406	772	1,539	785	4,296
(A) 金融機関	151	178	45	744	389	300	327	345	358	305	1,074	950	321	323	642	1,286	485	3,589
(B) 預金部	0	0	0	0	68	0	56	0	20	0	144	0	0	13	40	53	120	317
(C) 対日援助資金	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	40	70	90	200	180	390
計	187	403	285	875	450	301	422	368	632	511	1,504	1,180	892	679	1,376	2,947	△141	4,185
資金不足	△152	△71	△87	△310	△97	15	△33	62	40	△20	△90	57	110	60	453	623	△586	△360
通貨増発	34	△100	△53	△119	△51	15	1	62	40	△20	△10	57	110	60	453	623	△586	△92
初期末残券高	3,159	3,059	3,006		2,955	3,021	2,956	3,083	2,996	3,063			3,106	3,166	3,619		3,033	

- (注) 1. 国庫財政は対日援助見込資金関係に含まない。
 2. 地方財政は地方債、同前貸、金融機関の一跨貸を含む。
 3. 政府出資は復会及国民金融公庫に対する出資である。

137

裏面白紙

	予算額	4月	5月	6月	6月計	7月	8月	9月	3/4計	10月	11月	12月	3/4計	4/4計	24年度合計				
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績			
(I) 一般会計収入																			
1. 才租その他	5,849	(1,016)	(339)	(367)	(297)	486	489	380	363	370	363	1,235	1,195	415	536	550	1,501	1,940	(5,473)
2. 流用現金 専売基金	1,200	(104)	(5)	112	(221)	101	103	120	62	70	26	291	191	72	80	114	266	297	(1,075)
3. 収入計	7,049	(210)	(334)	(474)	(1,018)	586	592	500	425	440	389	1,526	1,386	487	616	664	1,767	2,237	(4,348)
4. 才出	7,047	(367)	(393)	435	(1,195)	750	591	439	494	615	608	1,804	1,693	605	630	792	2,027	1,509	(6,535)
内 於 職 務 理 費	1,252	(103)	(56)	72	(131)	79	90	80	100	100	110	259	300	105	105	180	390	311	(1,091)
価格調整費	2,022	(78)	(95)	97	(270)	199	140	160	150	150	160	509	450	175	185	240	630	520	(1,899)
政府出資金	418	(11)	(42)	35	(88)	46	134	54	69	91	106	211	309	93	7	10	110	9	418
公営事業費	519	(56)	(2)	45	(48)	45	30	30	40	40	40	115	110	40	70	90	200	156	(519)
地方配付金	577	(144)	(0)	0	(144)	144	72	0	0	72	72	216	144	72	0	72	144	73	(577)
その他	2,259	(130)	(98)	186	(514)	217	125	115	135	162	120	494	380	120	263	200	583	410	(2,031)
5. 差引支払起		(157)	(59)	(31)	(177)	164	19	61	69	175	219	278	307	118	14	128	260	678	(293)
(II) 特別会計公債借入		142	123	57	298	5	220	178	232	83	98	256	340	312	64	203	451	693	290
(III) 合計		225	46	127	92	169	1	239	163	92	131	212	33	430	50	331	711	1,421	596
(IV) 調整項目		211	186	4	21	256	36	200	123	71	22	15	109	45	166	80	291	50	335
計		14	180	123	71	287	37	40	163	153	37	76	475	116	411	1,002	1,371	261	

- (注) (1) 特別会計公債借入は対日援助資金関係に含まない。
 (2) 才一四半期計数中上段は24年度分、下段は23年度分を示す。
 (3) 調整項目は特別会計公債借入金増減と実際の收支との差額及同庫全基金による收支と実際の收支との差額等である。

第二表

昭和24年度特別会計公債借入金増減見込

(単位 億円)

	予算	4月	5月	6月	1/4計	7月		8月		9月		1/2計		10月	11月	12月	3/4計	1/4計	24年度 合計
		実績	実績	実績	実績	見込	計画	見込	計画	見込	計画	見込	計画	見込	見込	見込	見込	見込	
国有鉄道	150	80	20	0	100	56	18	27	3	8	5	91	26	1	7	2	10	51	150
借入	150	0	0	0	0	56	18	32	13	13	13	101	44	14	12	12	38	11	150
一時借入	限100	0	100	0	100	0	0	△5	△10	△5	△8	△10	△18	△13	△5	△10	△28	△62	0
国庫余裕金		(80)	(△100)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	(0)
電気通信	120	0	0	35	35	14	14	19	16	15	20	48	50	11	10	7	28	9	120
借入	120	0	0	0	0	0	0	26	20	43	20	83	40	11	10	7	28	9	120
一時借入	限50	0	0	0	0	0	49	0	△4	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0
国庫余裕金		(0)	(0)	(35)	(35)	(0)	(△35)	(△7)	(0)	(△28)	(0)	(△35)	(△35)	0	0	0	0	0	(0)
貿易特別	△250	150	0	0	150	62	50	△8	△50	0	△50	54	△50	△85	△139	△50	△224	△230	△250
借入	△250	0	0	0	0	0	0	△25	△50	0	△50	△25	△100	△35	△39	△50	△124	△101	△250
一時借入	限250	150	0	0	150	(62)	50	(17)	0	0	0	(79)	50	0	△100	0	△100	△129	0
食糧管理	△3	△88	△45	97	△230	△60	△86	△60	△112	△50	27	△170	△171	363	79	267	709	△309	0
国庫余裕金	△3	△88	△45	△197	△330	△20	△86	△60	△62	△50	77	△70	△71	363	79	267	709	△309	0
				(208)	(100)	(△50)			(△50)			(△100)							
新炭需給	△3	0	28	0	28	0	0	0	△3	0	△1	0	△4	0	0	0	0	△54	△26
アルコール	限22	0	(12)	0	(12)	0	1	0	12	0	△2	0	11	16	1	2	19	△10	9
一時借入									(△12)				(△12)	(△12)					
国有林野	15	0	(7)	(5)	(12)	(3)	3	0	12	0	△1	(3)	14	15	0	△1	14	△14	0
一時借入									(△12)				(△12)	(△15)					
造幣局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貴金属	△5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△5	0	0	△5	0	△5
印刷局	△8	0	(1)	0	(1)	0	△2	△2	△3	0	△3	0	△8	0	0	△4	△4	△4	△8
印刷局																(△1)	(△1)		
財政	△9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△9	△9
第一	限200	0	(100)	0	(0)	0	0	(△100)	(△50)	0	(△50)	(△100)	(△100)	0	0	0	0	0	0
一時借入																			
その他	△1	0	0	0	0	0	0	(2)	0	0	0	(2)	0	(△2)	0	0	(△2)	△1	△1
計	△9	142	123	△57	208	75	△2	△120	△199	△27	△55	△72	△256	337	△421	222	517	△673	△20
調整項目		0	0	0	0	△70	△18	△58	△33	△56	△33	△184	△84	△25	△22	△19	△66	△20	△270
計		142	123	△57	208	5	△20	△178	△232	△83	△88	△256	△340	312	△444	203	451	△693	△290

(注) 1. 調整項目は対日援助資金による鉄道通信分である。
2. () 内は国庫余裕金の運用を示す。

(3)

139

裏面白紙

第三表
(單位 百万円)

国有鉄道収支見込

収 支	24年度 予算額	区 分	第一 四半期	第二四半期				第三四半期				第四 四半期	合 計	
				7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計			
(收 入)														
前年度未収金			5,398	1,093			1,093							6,491
24年度収入	115,206	損益勘定	20,136	8,327	9,525	8,573	26,425	9,508	9,010	10,843	29,361	33,410	109,332	
	229	工事		228			228					1	229	
計	115,435		20,136	8,555	9,525	8,573	26,653	9,508	9,010	10,843	29,361	33,411	109,561	
合 計			25,534	9,648	9,525	8,573	27,746	9,508	9,010	10,843	29,361	33,411	116,052	
(支 出)														
前年度未払金			11,802	608			608							12,410
24年度支出	113,887	損益勘定	20,779	9,200	10,000	9,000	28,200	8,800	8,600	9,600	27,000	26,440	102,419	
	16,548	工事	3,751	2,096	3,165	1,298	6,559	1,377	1,197	1,231	3,805	2,433	16,548	
計	130,435		24,530	11,296	13,165	10,298	34,759	10,177	9,797	10,831	30,805	28,873	118,967	
合 計			36,332	11,904	13,165	10,298	35,367	10,177	9,797	10,831	30,805	28,873	131,377	
差引過、不尺			△10,798	△2,256	△3,640	△1,725	△7,621	△669	△787	12	△1,444	4,538	△15,325	
見返資金				5,619	3,165	1,298	10,082	1,377	1,197	1,232	3,806	1,112	15,000	
一時借入金 借入			10,000										10,000	
運賃収入 運賃△					△1,000	△500	△1,500	△800	△500	△7,000	△2,300	△6,200	△10,000	
国庫金 借入金			10,000										10,000	
国庫金 借入金			△10,000										△10,000	

(註) 11日より貨物運賃値上り割を見込んである。

第四表 食糧管理特別會計收支見込
(單位 百万円)

年度	24年度	24年度	第24半期				第25半期				計	24年度	合計
			7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計			
收入	313,883	79,187	24,705	25,000	25,000	74,705	25,740	28,140	28,140	82,020	77,971	313,883	
支出	313,592	55,892	18,705	19,000	20,000	57,705	62,066	65,044	65,044	153,012	47,073	313,592	
差引過不足	291	23,385	6,000	6,000	5,000	17,000	36,326	7,996	7,996	26,762	30,898	291	
本借還		433,000	4,000	7,000	5,000	7,000	26,326	7,904	7,904	26,762	26,898		

(2) 支出内訳

項目	單位	10月		11月		12月		計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
内地米	石	4,110	39,045	5,500	22,605	9,000	36,990	24,000	98,640
内地米早期供出	石	800	2,000	-	-	-	-	2,500	2,000
"	石	600	2,100	-	-	-	-	3,500	2,100
"	石	400	1,400	-	-	-	-	3,500	1,400
内地米超過供出	石	12,160	-	-	-	500	6,080	500	6,080
甘藷	10貫	2,12	5,500	200,000	4,240	20,000	636	480,000	10,176
甘藷(超過)	10貫	425	-	-	-	20,000	850	20,000	850
大豆(超過)	石	285	188	-	-	-	-	30	188
裸麦(超過)	石	189	918	-	-	-	-	100	918
小麦(超過)	石	189	1,378	-	-	-	-	150	1,378
馬鈴薯	10貫	2,2	848	60,000	1,272	15,000	318	115,000	2,438
馬鈴薯(超過)	10貫	425	-	-	-	30,000	1,275	30,000	1,275
雜糧	石	3,493	349	150	524	150	524	400	1,397
輸入食糧	石	200	8190	200	4,372	200	4,372	600	12,834
計			57,618		33,013		51,045		141,677
事業諸経費			2,922		2,922		2,922		8,766
農業共済保険合計繰入			800		-		-		800
証券割引料			725		109		935		1,769
計			4,447		3,031		3,857		11,335
合計			62,066		36,044		54,902		153,012

通信事業特別会計收支見込

(單位 百万円)

	第1.4 半期		第2.4 半期				第3.4 半期			計		
	7月	8月	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月		計	
収	6,946	3,135	2,484	2,449	8,068	計	2,692	2,678	2,739	8,109	8,881	22,004
支	10,116	4,810	4,398	4,536	13,744	計	3,751	3,637	3,977	11,367	11,367	46,594
損益勘定	5,870	2,886	2,539	2,676	8,051	計	2,026	1,962	2,141	6,129	6,682	26,732
建設勘定	3,985	1,974	1,859	1,860	5,693	計	1,645	1,595	1,748	4,988	4,346	19,012
その他	261	0	0	0	0	計	80	80	90	250	339	850
差引計	3,170	1,675	1,914	3,207	5,676	計	7,059	959	7,240	3,258	2,486	14,590
公債発行	1,372	2,597	4,312	8,281	10,59	計	10,59	959	740	2,758	961	12,000
繰越処理費投入			600	600	600	計			500	500	1,490	2,590
一時借入金	(3,500)	(2,700)	(2,800)	(2,500)	(2,500)	計						

裏面白紙

第5表

昭和24年度金融機関資金需給見込

	第2、4半期実績見込						第3、4半期実績見込					
	総額	銀行	農中	預金部	農協組	その他	総額	銀行	農中	預金部	農協組	その他
(I) 資金増加												
1) 一般預金増加	(△15) 1,118	781	-	144	88	105	1,314	604	-	90	520	100
2) その他預金	△22 (外△34)	57	△79	(外△34)	0	0	(外△3)	80	31	(外△3)	0	0
3) 系統預金	-	-	10	-	△10	-	-	-	198	-	△198	-
4) 復金債国債償還	93	78	-	0	0	15	150	122	0	28	0	0
5) 金融機関手許現金増(△)減	△144	△144	-	0	0	0	50	50	0	0	0	0
計	1,045 (外△34)	772	△69	110	78	120	1,622	856	229	115	322	100
(II) 資金運用												
1) 融資増加	1,338 (120)	915	74	144	141	64	1,339	1,140	△120	53	196	70
2) 国債増加	△72	△28	△16	0	0	△28	△173	△140	△10	0	△3	△20
3) 地方債、同前貸、貸増	55	16	0	39	0	0	90	20	0	70	0	0
4) 復金債増加	△33	△49	76	0	0	0	159	0	159	0	0	0
5) 日銀借入金増(△)	△243	△110	△133	0	0	0	65	△130	195	0	0	0
6) 短期証券増減(△)	△51	0	△46	△75	0	70	△15	0	5	△20	0	0
7) その他	1	58	△10	2	△63	14	61	730	0	12	129	50
(指戻預金)増(△)	16	△30	46	0	0	0	96	96	0	0	0	0
計	1,071	772	△69	110	78		1,622	856	229	115	322	100

- (注) 1. 資金増加欄総額一般預金項中(△15)は日銀と金融機関以外との直接取引を示す。
 2. 資金増加欄その他預金()書は預金部合計預金の増減である。
 3. 資金運用融資増加欄総額中()書は融資の重複勘定を示す融資は1,218億円である。

193

全日本銀行 貸付金目録

種別	支店	借主	借入日	借入額	返済額	残高	担保	備考	借主名	借入場所	借入金額	返済金額	残高金額
100	155	00	-	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	10	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	20	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	30	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	40	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	50	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	60	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	70	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	80	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	90	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000
100	155	00	100	000	000	000	00		全日本銀行	東京	000	000	000

全日本銀行 貸付金目録 (昭和10年12月31日現在) 貸付金総額 100,000,000円

1913
2-7
v

37
B. 算定の基礎

税所得	項目	勤 勞 者	農 業 者	營 業 者
八 万 円	1 家屋	8坪 賃貸価格坪 7円 56円	20坪 賃貸価格坪 2円 40円	10坪 賃貸価格坪 10円 100円
	2 宅地	15坪 " " 1円 15円	100坪 " " 坪10支 4円	20坪 " " 坪 7円 20円 同上1/2営業用
	3 耕地		{ 田 5反 賃貸価格 反 18円 畑 5反 反 8円	
	4 事業税			税引所得 62,500円
	5 所得税	所得金額 { 現行 45,000円 勧告 48,000円	所得金額 { 現行 64,775円 勧告 54,534円	所得金額 { 現行 52,500円 勧告 54,556円
	6 住民税 (現行)	均等割 190円 資産割 40円 所得割 70円 計 300円	均等割 190円 資産割 40円 所得割 90円 計 320円	均等割 190円 資産割 70円 所得割 70円 計 330円
十 万 円	1 家屋	12坪 賃貸価格坪 7円 84円	30坪 賃貸価格坪 2円 60円	15坪 賃貸価格坪 10円 150円
	2 宅地	25坪 " " 1円 25円	150坪 " " 坪10支 15円	30坪 " " 1円 30円 同上1/2営業用
	3 耕地		{ 田 8反 賃貸価格 反 18円 畑 5反 反 8円	
	4 事業税			税引所得 84,280円
	5 所得税	所得金額 { 現行 50,000円 勧告 66,000円	所得金額 { 現行 83,795円 勧告 73,816円	所得金額 { 現行 69,280円 勧告 74,390円
	6 住民税 (現行)	均等割 190円 資産割 40円 所得割 90円 計 320円	均等割 190円 資産割 40円 所得割 180円 計 410円	均等割 190円 資産割 120円 所得割 120円 計 430円
十 五 万 円	1 家屋	15坪 賃貸価格坪 7円 105円	40坪 賃貸価格坪 2円 80円	20坪 賃貸価格坪 10円 200円
	2 宅地	30坪 " " 1円 30円	200坪 " " 坪10支 20円	40坪 " " 坪10支 60円 同上1/2営業用
	3 耕地		{ 田 10反 賃貸価格 反 18円 畑 5反 反 18円	
	4 事業税		{ 畑 3反 (1/2) 7円 税引 45,000円 税引 40,800円	税引所得 126,450円
	5 所得税	所得金額 { 現行 97,500円 勧告 111,000円	所得金額 { 現行 129,340円 勧告 123,029円	所得金額 { 現行 111,450円 勧告 113,662円
	6 住民税 (現行)	均等割 190円 資産割 70円 所得割 270円 計 530円	均等割 190円 資産割 40円 所得割 620円 計 850円	均等割 190円 資産割 180円 所得割 410円 計 780円

税金所得	項目	勤勞者	農業者	營業者
廿 万 円	1 家屋 2 宅地	20坪 賃賃価格坪10円 200円 40坪 " " 1円 40円	50坪 賃賃価格坪2円 100円 200坪 " " 15円 30円	20坪 賃賃価格坪10円 200円 40坪 " " 2円 80円 同上1/2營業用
	3 耕地		{ 田 10反 賃賃価格反 18円 畑 5反 " " 8円	
	4 事業税		{ 畑 7 (1/2畑) " 7円 税金 105,000円 税引 95,200円	税引所得 168,780円
	5 所得税	所得金額 { 現行 147,500円 勧告 156,000円	所得金額 { 現行 178,660円 勧告 172,380円	所得金額 { 現行 153,770円 勧告 173,365円
	6 住民税 (現行)	均等割 190円 資産割 180円 所得割 960円 計 1,330円	均等割 190円 資産割 70円 所得割 1,370円 計 1,630円	均等割 190円 資産割 180円 所得割 960円 計 1,330円
	廿 五 万 円	1 家屋 2 宅地	25坪 賃賃価格坪10円 250円 50坪 " " 1円50銭 75円	50坪 賃賃価格坪3円 150円 300坪 " " 15円 45円
3 耕地			{ 田 10反 賃賃価格反 18円 畑 5反 " " 8円	
4 事業税			{ 畑 10反 (1/2畑) " 7円 税金 150,000円 税引 136,000円	税引所得 210,840円
5 所得税		所得金額勧告 206,000円	所得金額 { 現行 219,300円 勧告 221,592円	所得金額 { 現行 195,840円 勧告 222,340円
6 住民税 (現行)		均等割 190円 資産割 270円 所得割 1,850円 計 2,310円	均等割 190円 資産割 120円 所得割 2,400円 計 2,710円	均等割 190円 資産割 370円 所得割 1,850円 計 2,410円
卅 万 円		1 家屋 2 宅地	30坪 賃賃価格坪12円 360円 60坪 " " 2円 120円	70坪 賃賃価格坪3円 210円 400坪 " " 15円 60円
	3 耕地		{ 田 10反 賃賃価格反 18円 畑 5反 " " 8円	
	4 事業税		{ 畑 13反 " 7円 税金 200,000円 税引 181,360円	税引所得 252,710円
	5 所得税	所得金額 { 現行 247,500円 勧告 256,000円	所得金額 { 現行 264,475円 勧告 270,688円	所得金額 { 現行 233,710円 勧告 270,748円
	6 住民税 (現行)	均等割 190円 資産割 500円 所得割 3,100円 計 3,790円	均等割 190円 資産割 180円 所得割 3,100円 計 3,470円	均等割 190円 資産割 820円 所得割 2,400円 計 3,410円

税金所得	項目	勤勞者	農業者	營業者
五十万 円	1 家屋地	50坪 賃賃価格 坪 15円 750円	70坪 賃賃価格 坪 4円 280円	50坪 賃賃価格 坪 15円 750円
	2 宅地	100坪 " 3円 300円	500坪 " 15円 75円	80坪 " 5円 400円
	3 耕地	—	{ 田 10反 賃賃価格 反 18円 畑 5反 " 反 8円	同上 1/2 營業用
	4 専業税	—	{ 畑 27反 " 反 7円 税金 400,000円 税引 362,700円	税引所得 420,800円
	5 所得税	所得金額 { 現行 447,500円 勧告 456,000円	所得金額 { 現行 445,800円 勧告 468,544円	所得金額 { 現行 445,800円 勧告 466,200円
	6 住民税 (現行)	{ 均等割 190円 資産割 2,000円 所得割 9,300円 計 11,490円	{ 均等割 190円 資産割 270円 所得割 9,300円 計 9,760円	{ 均等割 190円 資産割 2,000円 所得割 7,600円 計 9,790円
百万 円	1 家屋地	70坪 賃賃価格 坪 20円 1,400円		70坪 賃賃価格 坪 30円 2,000円
	2 宅地	150坪 " 7円 1,050円		100坪 " 10円 1,000円
	3 耕地	—		同上 1/2 營業用
	4 専業税	—		税引所得 839,570円
	5 所得税	所得金額 { 現行 947,500円 勧告 956,000円		所得金額 { 現行 824,570円 勧告 925,232円
	6 住民税 (現行)	{ 均等割 190円 資産割 5,600円 所得割 29,300円 計 35,090円		{ 均等割 190円 資産割 8,200円 所得割 24,500円 計 32,890円
三百万 円	1 家屋地	70坪 賃賃価格 坪 25円 1,750円		70坪 賃賃価格 坪 30円 2,100円
	2 宅地	150坪 " 10円 1,500円		100坪 " 15円 1,500円
	3 耕地	—		同上 1/2 營業用
	4 専業税	—		税引所得 2,533,220円
	5 所得税	所得金額 { 現行 2,947,500円 勧告 2,956,000円		所得金額 { 現行 2,518,220円 勧告 2,941,024円
	6 住民税 (現行)	{ 均等割 190円 資産割 6,800円 所得割 103,000円 計 109,990円		{ 均等割 190円 資産割 8,200円 所得割 103,000円 計 111,390円

昭和二十四年度価格調整費予算実施状況及補正(安定費補給金分)一覽表

昭和二十四年九月十四日
物三統資第60号

項目	国会議決 予算 (A)	当初 実行見込 (B)	(A)-(B) 差引 △印は不足 (C)	補正		所要額合計 (G)	移管額 (H)	節約額 A+H-G △印は不足 (I)	節約額 B+H-G	備考		
				数量 (D)	補給金額 (E)							
特定炭	36,500,000	36,388,340	111,660	4,576,000	2,835.41	12,974,860	12,974,860	⊖ 4,515,849	19,018,291	18,897,631	船種向特定炭の9月15日他は 8月15日まで計上。船種向の 残2,190,898は節約額に 計上してあるが船種運賃金 助成金として移管すべきもの	
鉄鋼	41,600,000	38,608,434	2,991,566	1,638,149	11,058.37	18,125,292	39,085,292		2,514,708	476,858	出産額100,000等に7117の み減額金の節約を計上	
化学肥料	17,400,000	19,649,960	△2,249,960	1,127,144	7,845.32	8,842,891	20,571,520	⊕ 4,215,579	1,044,059	3,294,019	12月1日より消費価格を40% 引上げる	
非鉄金属	2,800,000	2,766,610	33,390	17,711	79,046.00	1,400,000	1,400,000		1,400,000	1,366,610	10月1日より変動する	
その他	1,900,000	1,883,839	16,161	105,530	9,027.22	952,643	1,613,665		286,335	270,174		
計	100,200,000	99,297,183	902,817	111,908	5,906.83	661,022	42,285,486	33,357,851	75,845,337	⊖ 300,270	24,254,393	23,351,576
Carry over												
特定炭							4,482,708					
鉄鋼							7,797,261					
化学肥料							4,112,485					
非鉄金属							403,836					
その他							623,613					
計	15,000,000	15,000,000					17,419,403		△ 2,419,403	△ 2,419,403		
新設												
コ-7ス補給金							300,270	⊕ 300,270	0	0		
合計	115,200,000	114,297,183					93,365,010	0	21,834,990	20,932,173		
輸入炭				802,827	4,153	3,029,257	5,772,910					
輸入鉄鋼				19,000		338,000	1,755,000					
計				821,827	4,153	3,367,257	7,527,910		△ 7,527,910	△ 7,527,910		
総合計	115,200,000	114,297,183					100,892,920	0	14,307,080	13,404,263		

裏面白紙

44B

シヤウフ税制使節団の勸告と現行法との対照

(昭和二十四・九・二五)

勸

告

現

行

一 所得税

(一) 基礎控除

二四、〇〇〇円

(二) 扶養控除

一三、〇〇〇円(所得控除)

なお、扶養親族の範囲を拡張し、納税者から生計費の半額以上を受ける者とする。但し、この場合扶養親族の所得は合算される。

従つて

1. 十九才以上の者であつても、就学中の者等は控除を受ける。

2. 農家や商工業者の親族が世帯主の事業に従事して生活をともにしてい

一五、〇〇〇円

一八、〇〇〇円(税額控除)

(三) 労働者
 場合も控除を受ける。
 勤労控除
 一〇% (最高二〇,〇〇〇円)

(1) 但し、昭和二十四年分については、給与所得については、現行通り。
 (2) その他の所得については、十月一日から十二月三十一日まで、期間はつきて五% (従つて年間所得が三七五% (最高九,三七五円) の控除を認めらる。

(四) 税率

五〇,〇〇〇円以下	二〇%
五〇,〇〇〇円超	二五%
一〇〇,〇〇〇円	三〇%
一〇〇,〇〇〇円超	三五%
一五〇,〇〇〇円	四〇%
一五〇,〇〇〇円超	四五%

二五% (最高三七,五〇〇円)

二〇,〇〇〇円以下	二〇%
二〇,〇〇〇円超	二五%
四〇,〇〇〇円	三〇%
四〇,〇〇〇円超	三五%
一〇〇,〇〇〇円	四〇%
一〇〇,〇〇〇円超	四五%

(五) 特別控除

(1) めくらその他の他不具者については、一三〇,〇〇〇円 (所得控除) の特別控除を認めらる。
 (2) 火災、盗難その他の災害等損失控除、所得金額の一〇%とこえる部分に

二〇〇,〇〇〇円	五〇
三〇〇,〇〇〇円	五五

但し、税額は最高課税所得金額の八〇%にとどめらる。

(1) めくらその他の不具者等は扶養親族として一八〇,〇〇〇円 (税額控除) ならし

二〇〇,〇〇〇円	五〇
二五〇,〇〇〇円	五五
三〇〇,〇〇〇円	六〇
三〇〇,〇〇〇円超	六五
四〇〇,〇〇〇円	七〇
四〇〇,〇〇〇円超	七五
五〇〇,〇〇〇円	八〇
五〇〇,〇〇〇円超	八五

つき特別控除を認める。

(5) 医療費控除
所得金額の一定の割合を認める部分については特別控除を認める。(最高一〇万円)

(六) 同居親族の合算制
原則として廃止する。但し左の場合に限り合算する。

(1) 配偶者及び未成年者の資産所得
(2) 納税者の経営する事業に雇傭され
る配偶者及び未成年者の給与所得
(3) 扶養親族として控除の申請をなされた者の所得

(七) 変動所得
漁業所得、若作家の所得、譲渡所得、山林所得等については、数年間に平均課税する。

ハ) 譲渡所得

(1) 譲渡所得は全額に課税し、譲渡損失は全額他の所得からも控除する。

(2) 数年間に平均して課税する。
(3) インフレーションによる値上り所得の非除調整

(イ) 事業用資産については再評価額を取得価額とし、それとこえて譲渡した場合の差額を譲渡所得とする。

(ロ) 非事業用資産(株式等を含む)については、財産税の評価額又はその後の取得価額は一定の物価指数を基として計算した価額を取得価額として、それとこえて譲渡した場合の差額を譲渡所得とする。

(5) なし

同居親族のすべての所得を合算する。

なし

(1) 所得を二分の一にして課税

損失は譲渡所得と山林所得との向にしか通算を認められない。

(2) なし
(3) なし

ハ) 再評価額は、(イ)の新取得価額と現行税法により譲渡所得の計算上取得価額とされる価額との差額については、一定の方法により六分の課税を行う。(再評価の項を照)

(4) インフレーションによる損失については、昭和二十四年七月一日の市価(財産税の評価額又はその後取得価額は一定の物価指数を乗じて計算した価額が右の市価よりも低いときは、その低い価額による)を基準として、それと下廻つて譲渡された場合に、その市価との差額を損失として控除する。
(5) 資産の無償移転(相続、贈与等)の場合にも課税する。

(4) なし

(5) なし

(イ) 配当所得

- (1) 源泉徴収の廃止
 - (2) 配当所得の二五%を所得税額から控除する。
- (十) 利子所得の源泉徴収の廃止

(ロ) 予定申告

- (1) 原則として前年最終決定所得額又はそれ以上で予定申告とする。但し一定の証明を提出した打合には、右の所得金額以下でも差支えない。
 - (2) 右の場合に、予定申告に對する仮更正決定は行わない。
- (三) 農業所得の課税及び徴収
- (1) 主食及び煙草からの所得が農業者の総所得の七〇%以上の場合には予

- (1) 二〇%の税率で源泉
- (2) 一五%の控除

六〇%の税率で他の所得と分離し、源泉徴収できる。

(1) なし

(2) なし

(1) 農業所得の大部分が十月以降収入されるときは、予定申告はその旨を申告し、

定申告の必要がなく、これらの代金から源泉徴収する。

(2) その他の農業者の申告期限及び納期は、二毛作地域

七月三十一日、十一月三十日及び二月二十八日の三期

単作地域
十一月三十日及び二月二十八日の二期

(三) 青色申告書

大蔵省の定める帳簿に記載する納税者は青色申告書を提出する。この申告書を提出した納税者に対してはその帳簿を検査しないことは更正決定されない。また再評価は基く減価償却等を認められる。

確定申告の際に納付すればよい。

(2) 申告及び納期は右に該当するものの外
六月三十日、十月三十一日、一月三十一日(昭和二十四年分)

二 富 裕 税

あらたに、富裕税を創設し、所得税の補完的作用を有せしめる。

(一) 課税最低限
五、〇〇〇、〇〇〇円

(二) 税率
五、〇〇〇、〇〇〇円超 〇・五%

一〇、〇〇〇、〇〇〇円 一・〇%

二〇、〇〇〇、〇〇〇円 二・〇%

五〇、〇〇〇、〇〇〇円 三・〇%

三 法 人 税

(一) 普通所得に対する法人税 三五%

(二) 超過所得に対する法人税 廃止

なし

(但し、特別法人については、三五%)

資本金三割超

一〇%

(三) 未分配留保所得の累積額に対する課税 一%

(四) 同族会社に対する課税
① 同族会社の未分配留保所得の累積額に対する加算税五%

(2) 同族会社の範囲
主要投資者が数人の場合の同族会社に拡張する。

(五) 清算所得に対する法人税
廃止
清算分配金の受領者に対し、積立金

同 五割超 一五%
同 十割超 二〇%

① 同族会社の留保所得に対する加算税各事業年度の普通所得のうち三割を超えたものと留保した場合その超過留保額に対して当該事業年度の所得に於いた特別の率を乗じて算出した金額を当該事業年度の普通所得に対する法人税に加算する。
主要投資者一人の場合に限られている。

積立金又は法人税を課せられない所得から成る金額 二〇%

の部分については、配当所得として課税し、その他の部分については、当該持分の取得価額との差額と譲渡所得又は譲渡損失として取扱われる。

(六) 法人が他の法人から受ける配当は普通所得に算入しない。

(七) 収益事業を営まない免税法人に対する免税証明書の交付制度の創設

(ハ) 事業年度
① すべて一年分を通過して課税する。但し、前半期において前年度分の納税額の半額を予納せしめる。

(二) ①の但書の場合、特に証明を提出したものに於いて当該前半期の利益に相当する税額を予納することができる。

その他の金額 四五%
(但し特別の法人は 四〇%)

普通所得に算入する。

事業年度が六ヶ月以下の法人はその事業年度による。

事業年度が六ヶ月を超えたる法人は六ヶ月間と中間の事業年度とし更に一年の事業年度が済んだら、これを法定の事業年度とし、前の納税額を清算する。

四 所得税及び法人税に共通の問題

(一) 固定資産の再評価

昭和二十四年七月一日現在の法人個人の固定資産について再評価を行うこととする。

(1) 法人は、昭和二十四年七月一日現在の固定資産（土地を含む）について再評価をすることとする。

再評価価額は、昭和二十四年七月一日現在の一般物価指数を基準とし、固定資産の取得価額から減価償却額を控除した金額に、昭和二十四年七月一日現在の一般物価指数の取得時期における一般物価指数に対する比率を乗じて算出した金額とする。

(2) 法人は、減価償却の増加を受けようとする場合は、昭和二十五年九月

一日までに完全な再評価申告書を出しななければならない。

(3) 法人以外の者（国及び地方公共団体を除く）の固定資産は、(1)により再評価を行う。

(4) (2)及び(3)の再評価は昭和二十六年十月一日までに完了する。

(5) 農地は、昭和二十七年十月一日現在においてそのときの公定価額による再評価を行う。

(6) 個人事業者は、青色申告書を出さるもの限り、再評価価額によつて減価償却を認められる。

青色申告書を提出しない者については、昭和二十六年以降は一切の減価償却は認められない。

(7) 再評価の実行は、納税者の申告に

よることとし、由吉書は審議会を審
査される。

右の審議会は、大蔵省、大学教授
企業代表等が構成するが、企業代表
は、半分未満とする。

(8) 再評価額に対する税率は、すべて
六%とする。(農地については(15)参
照)

(9) 法人の納期

昭和二十五年年度税額の二分の一

昭和二十六年年度 四分の一

昭和二十七年年度 四分の一

(10) 法人以外のものの納期

(1) 事業用の減価償却可能資産に
ついては、再評価による減価償却
の増加額の六%ずつと年賦で納税
せしめる。

(四) 土地及び非事業用の資産並びに
その残余の税額については、その
資産を処分したときは納税せしめ
る。(農地については(15)による)

(11) 再評価額は、改正後の不動産税の
評価の最低額とする。

(12) 今後の課税所得の計算については、
再評価額を以て取得価額とする。

(13) 所定期日までに再評価申告書を提
出しない者に対しては、大蔵省が再
評価額を定め、これに対しては異
議の申立を認めない。

(14) 再評価差額は、欠損を補填した残
額と特別資本金として貸借対照表の
負債の部に計上し、五年間はこれを
以て配当し又は資本増加に充てるこ
とを認めない。

- (15) 昭和二十七年十月一日現在において農地の再評価を行う場合には、次のいずれかを選択できる。
 - (イ) 一般原則により六%の税金を処分したときに納付する。
 - (ロ) 昭和二十七年年度において再評価差額を譲渡所得として申告する。
 - (ハ) 六%の税額を一時に納付する。
- (16) 左産品の価格差益の徴収
補給金の廃止に伴う匯上りの場合を除いてこれを廃止する。
- (17) 欠損の繰越及び繰戻
 - (イ) 繰越は、青色申告書を提出する者については、所得と相殺するまで認めらる。
 - (ロ) 繰戻は、二年間認めらる。但し昭和二十六年又は二十七年から始めらる。

製造業者 価格差益の六六%
販売業者 八〇%
会社 一〇〇%

法人については、欠損の一年繰越を認めらる。

(四) 棚卸資産の経理

- (1) 平均原価法、先入先出法、後入先出法及び正常な高法等種々の方法について研究を行い企業は、そのうちいずれかの方法を選択できることとする。変更のときには、政府の認可を要することとする。
- (2) 棚卸資産、有価証券等の評価減の制度認めない。

平均原価法又は個別払出法

土地については、時価又は取得価額の五%、棚卸資産については時価又は取得価額のいずれが低い一方の金額の一〇%、有価証券については取得価額又は時価のいずれが低い一方の金額の五%（株式については時価の一〇%）の評価減を是認

(五) 減価償却

減価償却については定額法又は定率法が適当であるかを研究し、そのいずれかを採択することとし、一の方法がら他の方法に変更しようとするときは、政府の認可を要する。

(六) 修繕と資本支出

区分と明確にする。

(七) 貸倒準備金

- (1) 命令の範囲内で全種類の事業に關して貸倒準備金の設定を認める。
- (2) 貸倒準備金の最大限度は、各種事業及び債権の種類によつて区分された受取勘定に對して命令で定める一定割合とする。
- (3) 今後五年間における貸倒準備金の純増加の最大限度は、純所得の二〇

法人については、定率法へ但し、無形固定資産については定額法へ個人については、定額法

％とする。

- (4) 回債については、銷却又はその他の準備金は、一切認めない。既に設けられた準備金については、貸倒準備金と設定する前にこれを清算する。
- (5) 回収不能利子、回収不能予約代金及びその他同様な債権については、適當な場合には貸倒準備金を認める。

五 相続税

(一) 体系

- (1) 相続税については、被相続人の遺産に對してまづじめ課税する現行制度を改め、遺産の取得者ごとにまづじめ課税する制度とする。
- (2) 贈与税については、贈与者に對して課税する現行制度を改め、受贈

- 右に訂し一切の受贈額をまとめ課税する制度とする。
- (一) 一生を通じて(一)の遺産及び(二)の受贈額も通算して累加的に課税する制度とする。
- (二) 年額控除
毎年一贈与者又は被相続人から受領する贈与又は遺産のうち最初の三〇〇〇〇〇円と課税から除外する。
- (三) 右の控除の外、一生を通じて一五〇〇〇〇〇円まで順次累積して控除する。
- (四) 非営利の公共団体に対する寄附については全額非課税とする。但し、贈与者又は被相続人と特殊の利害関係にある団体の場合を除く。

- 少額贈与に対する非課税限度として一年一様三〇〇〇〇円
- (一) 相続税五〇〇〇〇〇円
- (二) 贈与税五〇〇〇〇〇円(一生を通算)
- 公益法人に対する寄附は、次の全額を課税額には算入しない。
- (一) 相続税については、十万円又は課税価格の十分の一のいずれか低い一十万の

(五) 税率

二〇〇,〇〇〇円以下	二五%
二〇〇,〇〇〇円超	三〇%
五〇〇,〇〇〇円	三五%
一,〇〇〇,〇〇〇円	四〇%
一,五〇〇,〇〇〇円	四五%
二,〇〇〇,〇〇〇円	五〇%
三,〇〇〇,〇〇〇円	五五%
四,〇〇〇,〇〇〇円	六〇%
五,〇〇〇,〇〇〇円	六五%
一〇,〇〇〇,〇〇〇円	七〇%
一五,〇〇〇,〇〇〇円	七五%
二〇,〇〇〇,〇〇〇円	八〇%

全額

- (一) 贈与税については、一千万円と一千万円を超え十千万円までの全額の二分の一相当額の合計全額
- (二) 相続税の税率 第一種 第二種 第三種

二〇〇,〇〇〇円以下	一〇%	一五%	一五%
二〇〇,〇〇〇円超	一五%	一七%	一七%
五〇〇,〇〇〇円	二〇%	一九%	一九%
一,〇〇〇,〇〇〇円	二五%	二〇%	二〇%
一,五〇〇,〇〇〇円	三〇%	二二%	二二%
二,〇〇〇,〇〇〇円	三五%	二四%	二四%
三,〇〇〇,〇〇〇円	四〇%	二七%	二七%
四,〇〇〇,〇〇〇円	四五%	三〇%	三〇%
五,〇〇〇,〇〇〇円	五〇%	三三%	三三%
一〇,〇〇〇,〇〇〇円	五五%	三六%	三六%
一五,〇〇〇,〇〇〇円	六〇%	三九%	三九%
二〇,〇〇〇,〇〇〇円	六五%	四二%	四二%

親による税率の区分を廃止し、税率は一律とする。

- (六) 未成年者控除
満十八才に達するまで各一年ごとに一万円を控除する。
- (七) 配偶者控除
相続人が配偶者であるとき受領した遺産額の半額を課税価格から控除する。
- (八) 年齢差による控除
贈与又は遺産が受領者より若い弟妹

八〇〇,〇〇〇円	四三%	四七%
一,〇〇〇,〇〇〇円	四三%	四八%
一,〇〇〇,〇〇〇円	四八%	五二%
二,〇〇〇,〇〇〇円	五三%	五六%
三,〇〇〇,〇〇〇円	五七%	五九%
四,〇〇〇,〇〇〇円	六〇%	六三%
五,〇〇〇,〇〇〇円	六三%	六五%

(10) 贈与税の税率は相続税の第三種の税率による。

税率区分により第一種の税率が適用される。

なし

- (九) 相次相続の控除
相続の場合に限り、十年以内に課税された贈与又は遺産を受領したときは十年に達するまで各一年ごとに前回の納税額の十分の一づつを今回の税額から控除する。
- (十) 申告義務
受贈者、贈与者の両者に申告の義務を負わせる。

その他の親族たる故人から受領したときは、税額の三分の一を控除する。

六 酒 税

- (一) 税率の引き上げ
本年度五〇億円程度の増収
昭和二十六年度一五〇億円以上増収
昭和二十七年年度二〇〇億円以上増収

五年以内は相続が開始した場合には当該相続財産に対する相続税を免除する。

贈与者にはのみ申告義務がある。

主要酒類に対する現行酒税の税率

清酒	一升当り
特級	三五四円
第一級	二五七円
第二級	一八四円

(二) 地方税たる酒消費税の廃止に伴い酒税を引き上げる。

(2)

合成清酒	第一級	一七七円
	第二級	一七七円
醸酎甲類		一七四円
支酒		大樽一本当り 四四円二三銭
雑酒(ウヰスキー)		四合樽一本当り
第一級		七二〇円〇〇銭
第二級		一九三四六〇銭
自由販売酒へ基本税に加算税を加えた		
清酒		一升当り
特級		八四八円
第一級		六四七円
第二級		四二二円
合清成酒		
第一級		四四六円
第二級		三五〇円

(三) 卸売統制の再前

一級引高税
酒の才出が六四六。億円程度以下になつた場合には、廃止する。

八、物品税

(一) 第一種物品(従価税)

(2) 税率

甲類	七〇%
乙類	六〇%
丙類	五〇%(把握)

醸酎甲類 二五七円
大樽一本当り
支酒 九一四六一五
四合樽一本当り
第一級 九〇〇円
第二級 三二九四六〇
酒類配給規則並びに免許制度及び指定卸売業者制度によつて統制

各取引段階に対して
一%課税

第一種物品

甲類	一〇〇%
乙類	八〇%
丙類	五〇%

丁類 三〇% (ハ)

戊類 二〇% (カ)

(1) 履物及び靴は課税対象から除外する。
 (2) 第二種物品(従量税)
 差し当り据置、今後従価税にするかどうかを研究する。

九 織物消費税

昭和二十五年度から廃止、但し本年度中できるだけ早く四〇%の税率を一〇%に引き下げる。

丁類 三〇% (綿よりヤス等は二〇%)

満寸千本はつき六四
 鉛、葡萄酒及び麦芽糖
 百斤につき 二七〇〇円

サクカリン及びビズルチン
 一担につき 六〇〇〇円
 蜂蜜
 百斤につき 二七〇〇円

(1) 綿織物、ステールファイバー織物等特定の織物 一〇%
 (2) その他の織物 四〇%

十 砂糖消費税
 廃止

十一 揮発油税

将来渣用油、潤滑油等の石油製品について課税することを研究する。

十二 その他の國税

(1) 煙草専売益金
 将来、配給煙草の喫煙者の負担を軽減することとを考慮する。

(1) 砂糖	百斤につき
含蜜糖	一、八〇〇円
分蜜糖	二、〇〇〇円
冰糖自砂糖	二、九〇〇円
(2) 糖蜜	
冰糖蜜	一、七〇〇円
その他	八五〇円
(3) 糖水	一七〇〇円
小売価格の一〇〇%課税	

(三) 清涼飲料税、有価証券移転税、通行税、登録税、取引所税及び印紙税については十分研究する時間がなかつたから十分な勸告ではないが恒久的な税制としては、いづれも適当な種類の税とは認められないように思はれる。但し骨牌税と通行税の特別税率による課税は適当である。(昭和二十五年度の収入見積には、いづれも現行税率による見込額が計上されている。)

(三) 社会保障税
 国民健康保険、労働者災害補償保険、失業保険等の保険料と社会保障税として他の税を総合して徴収するようになる。

(四) 歳入を改善して、これに課税するよりも、政府独占事業として収入を挙げることがより多くの収入を挙げることは認められない。

三、地方税法

ア 住民税

(1) 課税方法

均等割と所得割とし、資産割は廃止する。

(2) 均等割

人口五十万以上の市一人につき

一〇〇〇〇円以下

人口五万乃至五十万の市

七五〇円以下

その他の市町村 五〇〇円以下

(四) 所得割——次の三つの方法のい

(一) 現行都道府県民税及び市町村民税)

(1) 所得の状況、資産の状況等を基準とし、均等割を加味する。

(2) 都道府県民税の標準賦課額

七〇〇円

市町村民税の標準賦課額 七五〇円

それかを撰択し得る。

(A) 所得税額を基準とする場合
二〇%以下

(B) 課税所得を基準とする場合
一〇%以下

(C) 税引課税所得を基準とする場合
二〇%以下

なお(A)による場合は定率課税とし、(B)又は(C)による場合は定率課税又は累進課税のいずれでもよい。

(2) 納税義務者

所得を有する成年者。但し、共同申告を提出する妻及び失業保険給付生活保護を受ける者を除く。住所地在らいて全額納付し、同一人が二箇所を納めない。
法人には課税しない。

(3) 全額市町村の財源とする。

(4) 不動産税

(1) 課税主体

現行の土地、家屋の外、減価償却をなし得る資産を課税主体とする。

(2) 課税標準

土地家屋及び減価償却を認められざる資産の財産価格

(A) 農地以外の土地家屋については、賃賃価格の二〇〇%倍

(B) その他の固定資産については、評価額による評価額

(C) 農地については、公定価格に二五%以下の調整係数を乗じた額

(3) 税率

昭和二十五年度は一%七五(一七%)
数年間は三%としない。

(現行地租及び家屋税)

土地及び家屋の(台帳)賃賃価格

五〇〇%



郡道府県及び市町村で折半

(4) 全額市町村の財源とする

(三) 事業税

(1) 課税標準

附加価値（総収入金額から他の企業に對して支払つた原料副資材資材燃料動力代金等を控除し更に土地建物その他の資本設備に對する購入費を扣除する。

(2) 税率

四角ないし六%程度（最高八%）

事業税

第一種事業

一五%

第二種事業

一〇%

特別所得税

第一種業務

八%

第二種業務

一〇%

農業にも課税される。

特別所得税が課税される。

(3) 農業は非課税とする。

(4) 自由業にも課税する。

(5) 全額郡道府県の財源とする

四 入場税

(1) 税率

一〇〇%

郡道府県及び市町村で折半

郡道府県

一五%

市町村

五〇%

特別入場税率

六〇%

郡道府県

二〇%

市町村

四〇%

郡道府県一に對し、市町村二の割合で課税

する。

最低二〇%から最高一五〇%まで郡道府県及び市町村で折半

四 遊興飲食税

全額郡道府県の財源とする。

(六) その他存置すべき税

- (1) 鉱区税
 - (2) 鉱産税
 - (3) 電気瓦斯税
 - (4) 自動車税
 - (5) 軌道税
 - (6) 電柱税
 - (7) 木材引取税
 - (8) 漁業権税
 - (9) 狩獵者税
 - (10) 入場税
 - (11) と畜税
 - (12) 広告税
 - (13) 接客人税
 - (14) 使用人税
- 但し、附加税制度を中止し、税種によつて都道府県税及び市町村税のいづれかに区分する。

- (1) 都道府県及び市町村で折半している税
 - (1) 鉱区税
 - (2) 電気瓦斯税
 - (3) 自動車税
 - (4) 軌道税
 - (5) 電柱税
 - (6) 漁業権税
 - (7) 狩獵者税
 - (8) 入場税
- (2) 都道府県一に対し市町村二の割合で課税する税 鉱産税
- (3) 都道府県二に対し市町村一の割合で課税する税
- (4) 全額市町村で徴収する税
 - (1) と畜税
 - (2) 広告税

- (1) 廃止すべき税
 - (1) 不動産取得税
 - (2) 酒消費税
 - (3) 特別所得税
 - (4) 船舶税
 - (5) 電話税
 - (6) 舟税
 - (7) 倉庫税
 - (8) 自転車取得税
 - (9) 荷車取得税
 - (10) 地租、家屋税、事業税及び特別所得税に對して税割として課せられてゐる目的税へ都市計画特別税、水利施設税等

- (1) 接客人税
- (2) 使用人税

ハ 法定外独立税

税種目と極力整理するがやむを得ない場合には、地方財政委員会の承認を解除条件として認められる。

（七）その他

- (1) 現行地方配付税制度及び一部の個別補助金制度に代えて一般平衡交付金制度を設ける。
- (2) 国庫補助金の支給については再検討する。
- (3) 地方起債の制限方式については再検討する。
- (4) 地方自治庁及び地方税審議会に代えて、地方財政委員会を創設する。

秘極

166

補給金節約案

24.9.15
物価庁 GAS No.5

項目	目次	実行予算	節約額	備考	要
I. 安定帯	鉄鋼	差格	9	出航減による鉄鋼の節約 鋼鉄管の補給金増加. 6.6 百万円	
		産入	173		
		輸送	57		
		輸入	27		
		小計	643		
ガス用炭	炭	30	22		
	産入	3.5	3		
	小計	33.5	25		
コークス用炭	炭	67	29		
	産入	7.6	6		
	小計	73.6	35		
船炭	型	22.5	0	1/6 日以内、運賃会よりははずす。	
	小型(800噸以下)	2.5	1.5		
	小計	35	1.5		
ソーダ	差格	18.8	3		
	産入	72	6		
	小計	30.8	9		
肥料	差格	196.5	-16		
	産入	47	42		
	小計	9.9	0		
銅	輸送	252.4	26		
	小計	27.7	14		
安定帯合計		1098	258.5		
		実行予算	1,098	1,098	1,098
		安定帯の内訳			
		炭	364	364	炭費用 35
		鉄鋼	386	386	鉄鋼費用 173
		銅	27.7	27.7	ガス費用 30
		ソーダ	18.8	18.8	コークス費用 63
		肥料	196.5	196.5	ソーダ費用 12
		小計	993	993	輸送費用 47
		安定帯の取崩			
		炭	78	78	炭費用 57
		鉄鋼	27	27	ガス費用 3.5
		小計	105	105	コークス費用 7.6
		合計	1,098	1,098	取崩費用 9.9

裏面白紙

項目	内訳	実行平果	節約額	摘要
I 輸入増給金 目整理	石	2.4		
	コ	24.9	24.9	
	食用油	3	3	
	生	2	2	
	工業用	1	1	
	生	24.9	13	
	屑	2.3	1	
	棉	15.3	1.6	
	マ	4.9	18.6	
	ラ	4.7	2	
	ク	6.5	3	
	ワ	3	2	
	トル	686.3	0	
	波	81.8	66.5	
計				
輸入数量減	硫		3	
	化		1.5	
	錠		1.8	
	計		2	
	安		4	
	錠		7	
肥料値上	加		1.3	
	煉		7.5	
	計			
弗備下減				
合計		818	172.5	
III 留保		2.8	2.8	安定費 9. 輸入 1.5. 計 2.8
IV 繰上	(I+II+III)	1,940	45.5	【実行費 安定費 9.93 繰上 818 繰上 1,100 繰上 100 留保 2.8 計】
V 繰上			10.5	
VI 繰上			350	

第一四半期にて打切
但しコアラ、食用油、生油は従来の如くは、
生油初より支給せず。

第二四半期にて打切

漁業用燃料は第三四半期にて打切
その他燃料は、第一四半期にて打切
(漁業用燃料は第四半期ノ3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31.32.33.34.35.36.37.38.39.40.41.42.43.44.45.46.47.48.49.50.51.52.53.54.55.56.57.58.59.60.61.62.63.64.65.66.67.68.69.70.71.72.73.74.75.76.77.78.79.80.81.82.83.84.85.86.87.88.89.90.91.92.93.94.95.96.97.98.99.100.101.102.103.104.105.106.107.108.109.110.111.112.113.114.115.116.117.118.119.120.121.122.123.124.125.126.127.128.129.130.131.132.133.134.135.136.137.138.139.140.141.142.143.144.145.146.147.148.149.150.151.152.153.154.155.156.157.158.159.160.161.162.163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173.174.175.176.177.178.179.180.181.182.183.184.185.186.187.188.189.190.191.192.193.194.195.196.197.198.199.200.201.202.203.204.205.206.207.208.209.210.211.212.213.214.215.216.217.218.219.220.221.222.223.224.225.226.227.228.229.230.231.232.233.234.235.236.237.238.239.240.241.242.243.244.245.246.247.248.249.250.251.252.253.254.255.256.257.258.259.260.261.262.263.264.265.266.267.268.269.270.271.272.273.274.275.276.277.278.279.280.281.282.283.284.285.286.287.288.289.290.291.292.293.294.295.296.297.298.299.300.301.302.303.304.305.306.307.308.309.310.311.312.313.314.315.316.317.318.319.320.321.322.323.324.325.326.327.328.329.330.331.332.333.334.335.336.337.338.339.340.341.342.343.344.345.346.347.348.349.350.351.352.353.354.355.356.357.358.359.360.361.362.363.364.365.366.367.368.369.370.371.372.373.374.375.376.377.378.379.380.381.382.383.384.385.386.387.388.389.390.391.392.393.394.395.396.397.398.399.400.401.402.403.404.405.406.407.408.409.410.411.412.413.414.415.416.417.418.419.420.421.422.423.424.425.426.427.428.429.430.431.432.433.434.435.436.437.438.439.440.441.442.443.444.445.446.447.448.449.450.451.452.453.454.455.456.457.458.459.460.461.462.463.464.465.466.467.468.469.470.471.472.473.474.475.476.477.478.479.480.481.482.483.484.485.486.487.488.489.490.491.492.493.494.495.496.497.498.499.500.501.502.503.504.505.506.507.508.509.510.511.512.513.514.515.516.517.518.519.520.521.522.523.524.525.526.527.528.529.530.531.532.533.534.535.536.537.538.539.540.541.542.543.544.545.546.547.548.549.550.551.552.553.554.555.556.557.558.559.560.561.562.563.564.565.566.567.568.569.570.571.572.573.574.575.576.577.578.579.580.581.582.583.584.585.586.587.588.589.590.591.592.593.594.595.596.597.598.599.600.601.602.603.604.605.606.607.608.609.610.611.612.613.614.615.616.617.618.619.620.621.622.623.624.625.626.627.628.629.630.631.632.633.634.635.636.637.638.639.640.641.642.643.644.645.646.647.648.649.650.651.652.653.654.655.656.657.658.659.660.661.662.663.664.665.666.667.668.669.670.671.672.673.674.675.676.677.678.679.680.681.682.683.684.685.686.687.688.689.690.691.692.693.694.695.696.697.698.699.700.701.702.703.704.705.706.707.708.709.710.711.712.713.714.715.716.717.718.719.720.721.722.723.724.725.726.727.728.729.730.731.732.733.734.735.736.737.738.739.740.741.742.743.744.745.746.747.748.749.750.751.752.753.754.755.756.757.758.759.760.761.762.763.764.765.766.767.768.769.770.771.772.773.774.775.776.777.778.779.780.781.782.783.784.785.786.787.788.789.790.791.792.793.794.795.796.797.798.799.800.801.802.803.804.805.806.807.808.809.810.811.812.813.814.815.816.817.818.819.820.821.822.823.824.825.826.827.828.829.830.831.832.833.834.835.836.837.838.839.840.841.842.843.844.845.846.847.848.849.850.851.852.853.854.855.856.857.858.859.860.861.862.863.864.865.866.867.868.869.870.871.872.873.874.875.876.877.878.879.880.881.882.883.884.885.886.887.888.889.890.891.892.893.894.895.896.897.898.899.900.901.902.903.904.905.906.907.908.909.910.911.912.913.914.915.916.917.918.919.920.921.922.923.924.925.926.927.928.929.930.931.932.933.934.935.936.937.938.939.940.941.942.943.944.945.946.947.948.949.950.951.952.953.954.955.956.957.958.959.960.961.962.963.964.965.966.967.968.969.970.971.972.973.974.975.976.977.978.979.980.981.982.983.984.985.986.987.988.989.990.991.992.993.994.995.996.997.998.999.1000)

当初計画より主 実行計画より主 差引 6月完成
当初 26.5万 実行 20.5万 差引 6万 完成

12月より40名 20%

9.13.
Z
V

補給金削減表

物価庁 (24.9.15)
G. A. S 第 6 号

区 分	品 名	備 考
I. 安定物物資	鉄 鋼	8月16日鉄鋼向増産炭炭止に基き9月7日鉄鋼の生産者価格及び消費者価格改訂(消費者価格製鋼用鉄106%、鑄物用鉄133%、鋼材35%引上と成つた) 9月10日実施す。ガス約18%引上と成つた(9月21日)
	ガス用石炭	8月16日実施す。コーラス30%引上(8月26日) 9月16日以降全炭
	コーラス用石炭	9月16日以降800k以下船舶用の船焚炭炭止
	船焚用石炭	8月16日増産炭炭止。9月6日44%引上
	銅	手帳28徳用の中14徳用にて打切り
	肥料	巻肥より消費者価格引上
	肥料小計	
	II. 輸入補給金	
	石 綿	8月16日より炭止
	コ ン ン	9月1日より炭止
	食用油	"
	落花生	"
工業用カリ	"	
生 ゴ ム	10月1日より炭止	
屑 ゴ ム	"	
棉 花	9ヶ月分支給するとして手帳額15億円に追加計上	
マニラ麻	誤差用は9ヶ月分支給。その他用は4ヶ月分にて打切り	
ラミ	ラミー製品長繊維分のみ9ヶ月分支給	

(1)

クニニエキヌ	3	農業用は9ヶ月分支給。その他用は4〜7月かにて打切り 輸入数量の万セを減じてノ5億円。国内肥料値上に伴い、 2億円。計ノ7億円 国内肥料値上に伴う節約 畜肥より消費若相格引上げに伴い、輸入補給金全廃 輸入数量の万セ減らす
ワットル樹皮	2	
硝	17	
加	4	
硝 硫 石	7	
疏 北 硫	3	
小 計	92.5	
Ⅲ. 硝 下 落	7.5	
Ⅳ. 833億円と 818億円との 差	15	
Ⅴ. 1002億円と 933億円との 差	9	
総 計 (I+II+III+IV+V) 輸入補給金全廃	45.5	
総 節 約	10.5	
	35.0	

昭和二十四年度價格調整費月別支弁額調

科目別	項目別	当初予算額	修正予算額	繰込用増減額	予算現額	支拂計並承認済額	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	
安定帶物資價格調整費	待定産炭向石炭価格調整補給金	36,500,000.00	Δ18,847,000.00	Δ4,375,440.76	17,257,559.24	12,302,576.70	0	1,871,140.00	2,777,572.00	1,444,747.36	1,742,620.00	2,377,125.32	1,542,438.25	0	0	0	
	輸入炭	0	0	4,506,491.59	4,506,491.59	0	0	0	0	0	1,616,757.00	0	729,376,000.00	727,112,000.00	10,221,000.00	61,566,000.00	
	計	36,500,000.00	Δ18,847,000.00	110,750,622	17,764,050.83	12,302,576.70	0	1,871,140.00	2,777,572.00	1,444,747.36	1,742,620.00	2,377,125.32	1,542,438.25	0	0	0	
	鉄鋼価格調整補給金	41,500,000.00	1,855,000.00	Δ1,300,831.516	42,154,568.484	39,550,189.60	0	3,374,350.00	2,740,420.00	2,538,000.56	4,286,490.67	3,474,719.60	3,000,229.167	3,517,323.24	3,736,955.109	4,087,993.170	2,900,000.00
	輸入鉄	0	0	1,587,475.79	1,587,475.79	0	0	0	0	0	0	0	327,827.00	0	327,827.00	428,330.00	185,700.00
	計	41,500,000.00	1,855,000.00	287,047.378	43,742,044.273	39,550,189.60	0	3,374,350.00	2,740,420.00	2,538,000.56	4,286,490.67	3,474,719.60	3,000,229.167	3,517,323.24	3,736,955.109	4,087,993.170	2,900,000.00
	鋼価格調整補給金	2,800,000.00	Δ1,400,000.00	0	1,400,000.00	1,400,000.00	0	208,088.00	226,750.00	208,088.00	211,710.00	222,539.15	437,034.99	437,034.99	437,034.99	437,034.99	0
	肥料	17,400,000.00	5,537,000.00	Δ400,000.00	22,537,000.00	21,785,150.00	0	1,455,178.23	1,470,500.00	1,625,940.74	2,476,677.06	1,927,187.00	1,529,370.79	1,827,770.00	1,827,770.00	1,827,770.00	2,071,907.33
	ソ-ダ	1,900,000.00	400,000.00	0	1,900,000.00	1,851,602.37	0	214,252.00	167,700.00	185,477.91	176,300.00	177,896.00	109,000.00	2,135,305.10	1,153,500.00	111,130.00	75,000.00
	小計	100,200,000.00	Δ12,951,000.00	0	87,249,000.00	81,000,000.00	0	7,148,020.23	7,037,770.00	7,974,124.35	10,763,770.25	8,167,265.71	6,227,039.89	17,605,022.94	7,667,215.79	6,548,210.33	5,200,000.00
前年度安定帶物資	石灰価格調整補給金	4,685,077.812	0	0	4,685,077.812	3,106,173.92	487,435.87	1,077,899.00	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄鋼	5,236,776.297	0	0	5,236,776.297	3,192,785.00	877,831.297	1,145,000.00	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非鉄金属	403,336.533	0	0	403,336.533	407,346.533	291,829.56	53,726.191	57,711.44	0	0	0	0	0	0	0	
	肥料	3,880,452.674	0	0	3,880,452.674	3,980,452.674	1,331,200.00	579,644.907	761,477.92	1,010,332.63	0	0	0	0	0	0	
	ソ-ダ	599,278.000	0	0	599,278.000	577,878.000	268,878.00	0	0	33,000.00	0	0	0	0	0	0	
	石灰炭業従業員賃金補給金	194,458.684	0	0	194,458.684	194,458.684	0	0	0	194,458.684	0	0	0	0	0	0	
小計	15,000,000.00	0	0	15,000,000.00	15,000,000.00	2,196,825.70	1,715,222.49	2,117,947.90	2,730,577.63	0	0	0	0	0	0		
輸入物資	援助物資の分	83,300,000.00	Δ19,149,000.00	0	73,151,000.00	0	0	0	0	8,738,111.97	0	4,778,779.00	7,509,870.00	4,875,343.00	4,411,210.00	2,627,220.00	
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,021,776.00	1,652,658.00	955,897.00	753,762.00	0	
	小計	83,300,000.00	Δ19,149,000.00	0	73,151,000.00	0	0	0	0	8,738,111.97	0	4,778,779.00	7,509,870.00	4,875,343.00	4,411,210.00	2,627,220.00	
塩価格調整補給金	3,700,000.00	0	0	3,700,000.00	3,700,000.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
總計	207,200,000.00	23,000,000.00	0	177,200,000.00	177,200,000.00	8,174,225.70	9,119,551.34	9,716,520.73	20,143,326.55	10,772,779.76	18,334,310.71	15,679,075.77	12,697,780.22	19,124,710.57	9,105,900.33	7,814,000.00	

六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	合計額	不用額	翌年度へ繰越額	備 考
2,787,512.83	1,987,775.36	1,743,120.00	2,337,125.32	1,428,381.25	0	0	0	0	0	0	0	12,307,545,711.10	1.30	9,896,329.00	概算 昭和24年4月分 ~ 昭和24年9月15日迄 精算 昭和24年4月分 ~ 昭和24年7月末日迄
0	0	1,616,737.00	0	789,376.00	727,119.00	1,023,117.00	66,536.00	128,853.00	46,951.00	28,334.00	121,306,594.83	4,470,073,594.83	16,317,995.17	0	
2,787,512.83	2,485,347.73	3,560,419.00	2,337,125.32	1,393,119.88	723,113.00	1,023,117.00	66,546,000.00	128,853.00	46,951.00	28,034.00	121,306,594.83	16,702,117,315.93	16,317,997.07	9,896,329.00	概算 昭和24年4月分 ~ 昭和25年3月分迄 精算 昭和24年2月分 ~ 昭和24年11月分迄
2,787,512.83	2,338,000.00	4,286,470.57	3,470,156.00	3,333,229.67	3,517,322.04	3,736,755.18	4,087,797.00	2,901,121.68	4,053,732.00	815,399.00	0	37,550,183,603.00	0	2,604,378,991.00	
0	0	0	3,378,229.00	0	3,873,900.00	4,283,000.00	1,857,000.00	0	0	0	24,420,689.91	1,589,405,999.71	0.09	0	
2,740,000.00	2,938,045.51	4,286,470.57	3,873,229.00	3,033,229.67	3,908,162.04	4,121,281.88	4,272,331.99	2,781,121.68	4,473,732.00	815,399.00	25,420,689.91	1,589,405,999.71	0.09	2,604,378,991.00	
2,268,276.00	2,048,274.68	2,612,107.01	2,275,329.51	4,374,349.39	4,169,322.20	3,903,671.85	0	0	0	0	0	1,377,999,999.29	10.72	0	概算 昭和24年4月分 ~ 昭和24年9月分迄 精算 昭和24年4月分 ~ 昭和24年9月分迄
1,470,508.00	1,635,500.00	2,478,672.66	1,982,182.00	1,587,379.60	1,228,750.64	1,728,218.00	2,078,000.00	2,022,526.12	2,309,498.13	1,170,779.00	0	1,745,649,817.89	499.11	7,719,475,593.00	概算 昭和24年4月分 ~ 昭和25年3月分迄 精算 昭和24年2月分 ~ 昭和24年12月分迄
1,677,000.00	1,884,771.95	1,874,000.00	1,778,910.00	1,677,000.00	2,113,305.10	1,153,350.00	1,111,300.00	730,000.00	1,308,500.00	72,000.00	0	1,851,502,379.90	1.10	5,287,621.00	概算 昭和24年4月分 ~ 昭和25年3月分迄 精算 昭和24年3月分 ~ 昭和24年8月分迄
7,603,770.89	7,491,294.35	10,763,771.76	8,159,285.54	4,427,038.09	6,760,582.94	7,402,421.99	6,542,102.33	5,255,049.12	6,982,729.63	2,149,602.00	375,557,889.77	3,297,891,079.91	16,318,458.09	4,402,785,849.00	
1,097,898,000.96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,185,078,104.85	1.55	0	概算 昭和24年3月分 精算 昭和23年12月分 ~ 昭和24年3月分迄
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,237,762,277.00	0	0	概算 昭和24年2月分(一部) 昭和24年3月分 精算 昭和23年10月分 ~ 昭和24年2月分迄
5,771,140.66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	403,331,629.79	41.21	0	概算 昭和24年3月分 精算 昭和24年1月分 ~ 昭和24年3月分迄
1,761,477,732.28	1,040,197,322.63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,980,442,724.2	1.58	0	概算 昭和24年3月分 精算 昭和23年7月分 ~ 昭和24年2月分迄
0	33,000,000.00	0	0	近納 4,303,772.32	0	0	0	0	0	0	0	599,574,227.68	2,303,772.32	0	概算 昭和24年1月分(一部) 昭和24年3月分 精算 昭和23年1月分 ~ 昭和24年3月分迄
0	194,841,771.03	0	0	近納 4,303,772.32	0	0	0	0	0	0	0	1,941,441,771.03	16,912.97	0	昭和24年3月分
2,112,739,477.70	2,730,177,603.66	0	0	4,230,772.32	0	0	0	0	0	0	0	14,997,177,103.27	2,320,692.63	0	
0	9,738,111,477.00	0	4,778,779,000.00	7,549,870,000.00	4,875,349,000.00	4,679,120,000.00	2,657,122,000.00	1,002,270,000.00	5,300,651,000.00	3,357,188,000.00	4,057,339,977.67	46,212,819,876.7	70,510,000,000.00	0	概算 昭和24年4月分 ~ 昭和25年3月分迄 精算 昭和24年4月分 ~ 昭和25年3月分迄
0	0	0	3,026,276,000.00	1,557,858,000.00	955,877,000.00	2,539,168,000.00	0	1,541,420,000.00	1,498,392,000.00	4,159,535,000.00	1,229,329,325.88	22,323,108,315.98	0	0	
0	9,938,111,477.00	0	10,225,075,000.00	9,057,168,000.00	5,831,241,000.00	12,057,087,000.00	1,557,222,000.00	2,558,705,000.00	1,759,088,000.00	7,517,227,000.00	2,033,012,723.55	18,546,202,220.55	441,900,779.45	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,794,000,000.00	0	3,700,000,000.00	0	0	
9,716,520,819.89	20,163,320,526.45	10,712,199,670.25	18,309,310,518.71	15,674,000,000.00	12,457,780,282.94	19,124,710,577.25	9,105,980,000.00	28,914,315,784.12	17,473,071,115.53	9,641,825,000.00	2,408,611,212.29	170,213,000,125.93	4,559,510,990.17	4,402,785,849.00	

24
915
2-

裏面白紙

石炭(国内産)価格調整補給金概算精算額対比並支出状況調

月別	区分	船 炭		石 炭		コ ー ク ス		鉄 鋼		化 学 肥 料		ソ ー ド		合 計		昭和二十三年 金
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
昭和二十三年 十二月	概算	466 95,086	222,964,905.56	466 134,666	315,774,464.26	333 63,333	142,507,792.18	221 265,000	621,387,900.00	466 128,166	322,921,474.36	45,800 45,800	107,394,588.00	331 742,053	1,740,011,124.46	1,566,010.00
	精算	840 83,578	230,099,201.59	161 123,117	398,952,792.79	426 49,946	115,246,221.38	420 402,372	1,113,401,476.50	835 154,666	356,242,178.14	562 80,746	153,763,543.54	524 894,430	2,317,705,514.34	417,559.00
昭和二十四年 一月	概算	99,660	233,688,747.60	111,328	261,048,574.08	54,406	127,574,453.16	347,312	814,398,016.32	106,584	249,924,558.24	30,350	71,166,501.00	449,640	1,757,800,861.40	1,582,020.00
	精算	980 91,106	251,622,679.52	180 99,864	329,182,414.08	120 50,234	119,645,100.06	178 276,787	802,791,556.80	722 156,679	357,627,276.67	562 61,734	123,639,494.61	453 736,607	1,984,408,521.74	
二月	概算	99,160	232,516,317.60	135,000	316,556,100.00	60,750	142,450,245.00	372,236	872,841,306.96	141,674	332,018,106.84	41,246	96,716,095.56	849,986	1,993,098,171.96	99,654.00
	精算	420 91,017	248,845,432.08	339 150,425	495,218,458.45	52,726	124,732,792.55	496 322,689	927,482,428.05	804 169,584	384,555,814.76	620 38,725	96,367,945.52	329 825,089	2,279,222,871.41	1,694,133.00
三月	概算	86,000	201,657,960.00	217,500	510,007,050.00	85,500	201,485,530.00	485,523	1,138,530,358.98	169,967	398,548,819.62	54,655	128,158,323.30	1,099,665	2,577,388,041.90	
	精算	720 94,844	259,794,752.65	781 223,624	732,468,913.97	320 53,969	130,755,274.31	6345 569,723	1,649,667,569.90	630 210,166	478,507,860.99	907 80,045	161,943,029.14	4255 1,231,777	3,413,137,400.96	
四月	概算	94,010	220,440,288.60	155,000	363,453,300.00	69,000	161,795,340.00	396,160	928,939,737.60	138,932	325,776,089.52	45,390	106,433,195.40	898,492	2,106,837,951.12	
	精算	566 110,316	305,778,825.15	382 192,275	628,323,147.99	60,668	143,845,463.19	228 383,493	1,078,487,780.26	226 215,350	502,227,647.34	42,239 42,239	81,556,940.00	474 1,004,342	2,740,259,803.93	
五月	概算	89,750	210,451,185.00	160,000	375,177,600.00	76,666	179,771,636.76	444,733	1,042,836,622.32	183,066	429,264,140.76	59,566	139,673,930.76	1,013,781	2,377,174,515.66	
	精算	569 87,517	184,362,194.21	190 103,149	336,316,396.67	48,911	121,062,169.65	377 473,467	1,438,965,348.67	321 153,420	367,885,294.76	439 67,410	130,790,347.50	617 713,878	2,579,381,753.36	
六月	概算	88,930	208,528,399.80	144,000	337,659,840.00	69,000	161,795,340.00	447,160	1,053,217,317.60	164,760	386,339,133.60	53,610	126,707,944.60	969,460	2,273,247,975.60	
	精算	100 80,654	219,016,260.30	102 164,385	342,238,511.78	59,999	154,338,105.05	517 473,741	1,454,046,631.28	174,056	423,703,120.49	60,782	128,587,703.66	334 1,013,840	2,931,930,332.56	
七月	概算	99,360	232,985,289.60	45,500	106,691,130.00	69,000	161,795,340.00	535,334	1,256,283,283.24	126,150	295,804,029.00	45,660	107,066,307.60	40,000	165,190,425.60	
	精算	820 102,608	277,482,851.80	269 111,521	328,772,495.62	63,092	142,029,491.61	122 426,588	1,231,198,322.47	220 154,186	399,159,790.58	420 56,584	111,444,319.27	958 904,581	2,490,086,881.25	
八月	概算	99,260	239,501,309.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,537	123,817,819.12	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,500	1,314,031,259.10	
九月	概算	51,090	119,798,897.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,090	119,798,897.40	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

支出対象期間

概算 昭和24年3月分～昭和24年7月15日までの分 } 内前年度安定物資等 昭和24年3月分
 精算 昭和23年12月分～昭和24年7月分 } 価格調整費の支出分 昭和23年12月分～昭和24年3月分

年度	数量	金額	合計		支出状況				摘要
			数量	金額	昭和二十三年度(概算)		昭和二十四年度		
					金額	支出年月日	概算支出額	精算支出額	
24.36	45,800	107,774,588.00	742,053	1,740,011,128.46	1,566,010,000.00	昭24.1.7			
78.14	80,746	153,763,542.94	894,430	2,367,705,514.34	417,559,498.00	昭24.4.8		384,136,016.34	昭24.4.25
58.24	20,350	71,166,501.00	749,640	1,757,800,851.40	1,582,020,000.00	昭24.2.4			
76.67	61,924	123,639,494.61	736,607	1,984,408,521.74				200,000,000.00	昭24.4.30
66.44	41,246	96,716,095.56	849,986	1,993,098,177.96	99,652,000.00	昭24.2.2		202,388,521.74	
91.76	38,725	96,667,946.52	825,067	2,279,222,871.41	417,559,498.00	昭24.3.8			
19.62	54,655	128,158,323.30	1,099,165	2,577,388,041.90			2,319,649,000.00		昭24.4.25
60.99	80,045	161,943,029.14	1,231,777	3,413,137,400.96				1,093,488,400.96	昭24.6.16
89.62	46,390	106,433,195.40	898,492	2,106,837,951.12			1,896,154,000.00		昭24.5.6
47.34	42,239	81,556,940.00	1,004,342	2,740,359,803.93				844,105,803.93	昭24.6.28
40.76	59,566	139,673,920.76	1,013,781	2,377,174,515.66			2,139,457,000.00		昭24.6.4
94.76	67,410	130,790,349.40	913,878	2,579,381,753.36				439,924,763.36	昭24.7.28
33.60	53,610	125,707,944.60	969,460	2,273,247,995.60			2,045,923,000.00		昭24.7.6
20.49	60,782	128,587,703.66	1,013,640	2,931,920,332.56				886,007,332.56	昭24.9.6
89.00	45,660	107,066,307.60	80,680	1,251,904,225.50	1,943,662,000.00	昭24.8.17			
90.58	56,584	111,444,319.27	904,581	2,490,086,801.25	2,159,625,439.44			546,424,881.25	昭24.10.14
69.75	22,830	48,297,549.90	37,537	1,23,817,819.12	1,088,364,000.00	昭24.9.6			
			473,912	1,314,031,259.10	104,737,000.00				
					260,017,000.00	昭24.9.15			
			51,090	119,798,897.40			107,819,000.00		昭24.10.28

昭和二十四年度(概算)	概算支出額	11,905,782,000.00	精算支出額	5,081,911,581.55
合計		16,987,693,581.55		

24年3月分
23年12月分~昭和24年3月分

裏面白紙

石炭(輸入)価格調整補給金概算積立額対比並支出状況調

月別	区分	補助物資の分		一般物資の分		合計		支出状況				摘要	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	概算支出額		精算支出額			
								金額	支出年月日	金額	支出年月日		
昭和二十四年	概算			870		870		援助				昭24.4.24日迄の分は輸入物資価格調整補給金支出	
四月	精算	412	108,870,379.03	819	192,063,342.98	229	300,413,721.98	一般	324,682,000.00	昭24.8.12	援助		108,376,379.03
五月	概算	778	72,442,818.00	298	689,903,479.72	276	762,347,297.72	援助	72,442,000.00	昭24.10.10	一般		202,684,657.05
	精算	778	72,442,871.46	220	718,785,015.50	748	791,229,886.96				援助△		128.50
六月	概算	408	74,082,602.00	676	532,165,962.63	281	606,254,564.63	援助	74,082,000.00	昭24.10.10	一般		29,882,015.50
	精算	408	74,082,505.21	430	652,218,613.44	838	726,307,118.65				援助		505.21
七月	概算	966	592,842,877.00	162	596,292,901.00	135	1,189,737,778.00	援助	592,844,000.00	昭24.10.10	一般		120,057,613.46
	精算	180	505,103,001.21	785	715,551,563.96	965	1,220,654,565.17				援助△		740,778.79
八月	概算	500	126,220,336.00	243	425,206,178.00	743	551,426,514.00	援助	126,220,000.00	昭24.11.11	一般		118,658,563.96
	精算	500	122,107,595.36	243	424,110,549.22	743	546,218,143.78				援助△		112,404.54
九月	概算	677	197,998,142.00	304	233,382,461.00	201	431,377,603.00	援助	197,974,000.00	昭24.12.5	一般		1,075,451.58
	精算	596	196,730,661.13	304	222,366,436.72	900	419,097,098.05				援助△		262,338.97
十月	概算	837	66,566,332.00	106	166,534,919.00	943	233,101,251.00	援助	66,566,000.00	昭25.1.17	一般		1016,563.08
	精算	837	68,096,539.49	606	164,076,564.99	443	232,173,098.38				援助		1,530,533.49
十一月	概算	660	448,326,657.00	297	75,087,936.00	557	1,197,214,993.00	援助	44,932,000.00	昭25.2.13	一般		75,088,800.00
	精算	360	44,512,850.14	297	74,377,336.56	267	118,890,186.70				援助△		320,149.80
十二月	概算	000	45,951,906.00	223	8,932,255.00	223	54,884,761.00	援助	45,951,000.00	昭25.2.23	一般		710,663.44
	精算	000	45,952,195.53	223	9,587,195.22	223	55,539,390.75				援助		1,195.59

(1)

裏面白紙

鐵鋼價格調整補給金稅務核算對比並支出狀況表

月別	區分	鐵		半製品		鋼材		鑄鐵管		合計		支出		狀況	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	金額	支日期	金額	支日期
昭和十一年十月	概算	82,490	921,467,500	14,230	124,757,000	107,820	1,609,350,300	2,700	25,027,000	207,420	2,721,218,800	1,904,353,000	昭23.11.10		
	精算	112,599	1,244,486,626	30,147	278,904,244	28,641	1,267,719,285	3,015	25,021,277	234,404	2,813,133,434				
十一月	概算	80,700	921,657,000	23,000	232,551,000	99,800	1,531,251,000	3,100	29,729,000	206,600	2,742,185,000	2,467,966,000	昭23.12.6		408,219,034
	精算	91,932	953,355,875	32,367	303,095,791	112,841	1,574,802,180	3,094	27,563,017	240,235	2,958,716,863				470,750,863
十二月	概算	85,200	952,100,000	17,600	161,800,000	96,300	1,367,200,000	-	-	199,100	2,457,100,000	1,984,880,000	昭24.1.6		
	精算	81,765	945,717,931	23,291	263,582,421	112,047	1,437,042,701	4,692	44,580,663	211,794	2,633,023,716				
昭和十四年一月	概算	87,800	983,813,000	22,700	213,220,000	114,600	1,486,050,000	3,600	34,524,000	218,700	2,717,107,000	300,000,000	昭24.2.11		364,218,724
	精算	111,593	1,253,470,512	28,267	249,285,506	72,365	1,016,227,600	2,653	25,542,711	254,620	2,845,436,329	300,000,000	昭24.2.15		671,751,327
二月	概算	105,690	1,189,864,600	22,400	205,500,000	94,700	1,377,340,000	3,600	34,524,000	226,390	2,807,228,600	600,000,000	昭24.2.9		1,070,229,941
	精算	99,414	1,120,202,001	27,464	259,535,221	100,097	1,443,518,520	2,548	24,234,758	229,556	2,667,290,503	1,479,347,000	昭24.3.15		221,753,556
三月	概算	78,000	1,073,190,000	27,300	234,064,000	115,300	1,658,573,000	3,400	32,606,000	241,200	2,018,433,000				
	精算	106,786	1,244,739,166	37,820	358,681,384	171,079	2,380,825,212	4,120	39,367,682	319,207	2,823,333,444				2,713,587,000
四月	概算	104,700	1,223,540,000	57,600	531,270,000	133,180	1,902,968,000	4,200	39,900,000	300,680	3,749,278,000				
	精算	114,137	1,213,545,128	53,096	508,174,385	133,888	1,898,304,742	6,162	58,504,358	297,257	3,678,728,613				3,374,350,000
五月	概算	110,700	1,095,413,400	35,000	149,181,600	130,600	1,765,431,100	3,800	34,908,000	280,100	3,095,134,100				
	精算	157,168	1,466,389,361	26,487	1,262,7902	128,158	1,824,205,621	7,797	70,811,383	339,602	3,258,936,663				2,740,620,000
六月	概算	117,200	1,098,666,400	39,200	18,430,000	136,800	1,798,372,800	3,500	31,500,000	298,700	3,006,939,200				
	精算	139,376	1,318,139,193	30,730	61,130,352	147,590	1,721,049,899	3,743	33,687,385	321,437	3,174,008,809				2,706,245,000
七月	概算	118,400	1,091,272,800	25,400	50,800,000	137,400	1,806,260,400	3,500	31,500,000	284,700	2,979,833,200				
	精算	129,266	1,227,953,709	35,907	73,257,207	160,848	1,972,189,311	2,941	26,376,874	321,985	3,259,777,233				2,681,867,000
八月	概算	136,500	1,252,395,000	38,800	77,600,000	147,500	1,939,335,000	4,200	37,800,000	329,000	3,307,330,000				
	精算	125,756	1,372,285,997	31,358	69,129,244	209,261	2,322,287,341	5,086	45,803,622	372,063	3,877,336,204				2,776,597,000

合 計		支 出		状 況		備 考
昭和二十三年度(概算)		昭和二十三年度(概算)		昭和二十三年度		
金額	出 日	金額	出 日	金額	出 日	
2,721,218,800	昭23.11.10	1,904,853,000				昭23.6.23及昭23.7.10両格改訂時公同在庫に付する新増給金等概算額により 103,824,992円追加のため5億円差引。
2,813,133,434				208,280,434	昭24.5.24	
2,742,195,000	昭23.12.6	2,467,966,000				
2,958,714,863				470,750,863	昭24.5.24	
2,487,100,000	昭24.1.6	1,984,880,000				
2,638,023,216				864,218,724	昭24.7.28	昭23年6.7月15格改訂時公同在庫に付する新増給金等概算額242,924,992円 付243,924,992円差引。
2,717,107,000		300,000,000 800,000,000 1,072,885,000	昭24.2.11 昭24.2.15 昭24.2.21			
2,845,436,229				671,751,329	昭24.7.28	
2,807,228,600		200,000,000 1,407,389,000	昭24.2.7 昭24.3.15	429,156,000	昭24.4.23	
2,867,290,303				109,029,947 231,753,556	昭24.7.29 昭24.7.30	
3,048,433,000				2,740,587,000	昭24.4.23	
4,023,533,444				1,280,244,444	昭24.8.1	
3,749,278,550				3,874,350,000	昭24.5.13	昭和24年4月15日価格改訂 ① 加重油を使用して生産された鋼材及半製品に付する補給金。
3,603,897				36,003,897	昭24.10.31	
3,698,728,613				324,378,613	昭24.8.31	
3,045,134,100				2,740,620,000	昭24.6.17	
61,303,203				61,303,203	昭24.10.31	
3,258,736,663				518,116,663	昭24.9.30	
3,008,939,200				2,706,245,000	昭24.7.9	
56,625,452				56,625,452	昭24.10.31	
3,174,008,807				331,389,580 48,414,337	昭24.10.31 昭24.7.17	
2,979,453,200				2,681,867,000	昭24.8.16	
56,687,142				56,687,142	昭24.12.24	
2,259,777,203				572,910,123	昭24.10.31	
3,307,330,000				2,976,597,000	昭24.9.17	
49,573,792				27,573,792	昭24.2.28	
3,879,536,204				402,939,204	昭24.11.30	

裏面白紙

九月	概算	100,000	916,600,000	-	17,800	39,600,000	-	90,700	1,172,332,200	-	4,500	40,500,000	-	215,000	2,189,832,200	-				
	精算	112,171	1,047,871,969	-	6,879	12,765,015	-	116,303	1,422,337,062	-	2,503	24,595,920	-	297,857	2,508,189,966	-				598.85
十月	概算	105,000	961,500,000	-	24,400	48,800,000	-	140,700	1,832,271,400	-	4,700	42,300,000	-	275,000	2,704,871,400	-				
	精算	121,919	1,121,165,085	-	22,617	38,100,701	-	164,108	1,942,674,245	-	3,007	27,590,930	-	311,654	3,133,330,961	-				518.946
十一月	概算	126,000	1,347,350,000	-	28,500	57,000,000	-	154,800	2,035,000,800	-	5,200	52,000,000	-	334,500	3,471,350,800	-				
	精算	167,117	1,567,319,522	-	66,464	124,050,827	-	186,335	2,180,241,086	-	4,783	47,837,430	-	424,780	3,779,450,865	-				777.335
十二月	概算	150,000	1,384,200,000	-	27,000	54,000,000	-	180,000	2,366,280,000	-	5,400	54,000,000	-	362,400	3,838,480,000	-				
	精算																			
昭和二十五年一月	概算	150,000	1,162,900,000	-	-	-	-	180,000	1,240,600,000	-	3,000	26,625,000	-	273,000	2,418,125,000	-				
	精算																			
二月	概算	150,000	1,339,500,000	-	-	-	-	170,000	1,494,500,000	-	5,000	44,375,000	-	325,000	3,878,175,000	-				
	精算																			
三月	概算	122,000	1,089,260,000	-	-	-	-	219,000	1,925,010,000	-	7,000	62,125,000	-	348,000	3,076,475,000	-				
	精算																			

昭和24年 支出有誤	概算 支出額	26,407,396,000	精算 支出額	
合計		44,786,964,900		20

支出対象期間

概算 昭和24年3月分(2月分)～昭和25年3月分
精算 昭和23年10月分～昭和24年11月分

前年度特定事務費等
関係調整費より支出分

昭和24年3月分(全年2月分一部),
昭和23年10月分～昭和24年2月分

15,000	2,119,042,200	-	1,970,377,000	-	昭24.10.15		
826							
37,857	2,508,189,966	-				538,052,966	昭24.12.24
15,000	2,904,871,400	-	2,614,384,000	-	昭24.11.16		
375							
11,654	3,183,230,961	-				518,946,961	昭25.1.30
34,500	3,441,350,800	-	3,142,215,000	-	昭24.12.14		
861							
24,700	3,719,450,865	-				777,235,865	昭25.2.28
62,400	3,859,250,000	-	3,472,632,000	-	昭25.1.13		
73,000	2,418,125,000	-	2,176,312,000	-	昭25.2.13		昭25年1月1日価格改訂 半製紙1対43増給金昭25.1.1以降概免
25,000	2,878,175,000	-	2,570,257,000	-	昭25.3.7		
18,000	3,076,495,000	-	1,903,625,000	-	昭25.3.23		
			815,300,000	-	昭25.4.		

昭和24年 支出奔演	概算 支出額	36,407,376,000. ⁰⁰	概算 支出額	2,277,518,900. ⁰⁰
合計		44,786,964,900. ⁰⁰		

手2月分(一部)、
和24年2月分

鉄鋼（輸入鉄鉄）価格調整補給金概算額対比並支費状況

月別	区分	援助物資						一般物資						合			
		製鋼用鉄鉄		铸物用鉄鉄		計		製鋼用鉄鉄		铸物用鉄鉄		計		製鋼用鉄鉄		铸物用鉄鉄	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
昭和二十四年	概算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四月	精算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五月	概算	2,171 ⁴²⁵	39,162,925	5,311 ⁵⁸⁶	88,362,813	7,482 ¹⁰¹¹	128,025,638	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	2,171 ⁴²⁵	45,736,722 ²²	5,314 ⁷⁵⁵	103,281,634 ²⁸	7,485 ¹¹⁸⁰	149,018,357 ²⁵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六月	概算	2,530 ²⁸⁵	46,230,591	9,832 ⁵⁶⁴	143,573,265	12,362 ⁸⁴⁹	209,803,856	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	2,530 ²⁸⁵	53,310,135 ²²	9,832 ⁵⁶⁴	191,076,139 ⁵⁴	12,362 ⁸⁴⁹	244,386,275 ⁵²	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七月	概算	6,143 ⁴³⁰	109,494,946	—	—	6,143 ⁴³⁰	109,494,946	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	6,143 ⁴³⁰	107,392,297 ²⁵	—	—	6,143 ⁴³⁰	107,392,297 ²⁵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八月	概算	15,588 ²⁵⁵	279,846,283	—	—	15,588 ²⁵⁵	279,846,283	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	15,588 ²⁵⁵	271,317,273 ²⁷	—	—	15,588 ²⁵⁵	271,317,273 ²⁷	2,192 ¹³⁷	46,747,579 ²⁸	—	—	2,192 ¹³⁷	46,747,579 ²⁸	—	—	—	—
九月	概算	25,705 ¹¹³	344,591,450	7,090 ²²²	79,799,370	32,795 ²³⁵	424,390,820	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	25,705 ¹¹³	312,192,228 ²⁴	6,640 ²²⁴	73,113,847 ²⁷	32,345 ¹⁴⁶	416,312,615 ¹¹	1,993 ¹¹⁰	50,132,069 ²⁵	3,172 ⁶²²	98,769,660 ⁶⁰	5,105 ⁵²²	149,501,136 ¹⁵	17,748 ²²⁴	318,014,692 ⁶⁷	7,090 ²²²	79,799,370
十月	概算	13,859 ¹⁷⁸	185,740,707	—	—	13,859 ¹⁷⁸	185,740,707	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	13,859 ¹⁷⁸	204,508,664 ²⁴	—	—	13,859 ¹⁷⁸	204,508,664 ²⁴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十一月	概算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十二月	概算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和二十五年	概算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一月	精算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二月	概算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月	概算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	概算	65,999 ²⁸⁷	1,073,506,702	22,235 ²⁷²	331,795,465	88,234 ¹⁰⁵⁹	1,335,242,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	精算	67,448 ³²⁸	1,025,765,223 ²⁷	21,799 ¹⁶⁹	367,971,620 ²¹	89,233 ⁴⁸⁷	1,392,236,348 ²⁷	4,185 ¹⁸²	92,479,328 ²³	3,172 ⁶²²	98,769,660 ⁶⁰	7,277 ⁵⁶⁹	176,249,049 ⁶²	71,633 ⁴²⁵	1,123,244,612 ⁴⁰	34,700 ¹³¹	416,741,281 ⁶¹

支出対象期間

概算 昭和24年4月分～昭和25年3月分（但し四月分及十一月分以降各月）
 精算 昭和24年4月分～昭和25年3月分

(1)

給金概算額対比表

計	製鋼用鉄鉄				鑄物用鉄鉄				合計				支出		状況	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	概算支出額	支出年月日	金額	支出年月日
412	128,623.05															
426	129,019.11															
363	109,809.856														20,792,357.25	88.25.5.31
463	244,386.275															
443	1,589,943.246														34,543,215.53	88.25.5.31
443	107,372.21															
488	277,046.293														△ 2,100,792.15	88.25.5.31
416	211,317.373	2112	46,741,219													
422	474,336.840															
446	416,312.215	1793	36,187,055	3112	73,762,160	5165	149,501,136									
429	185,740.707															
425	214,284.84															
412	1,993,242.170															
422	1,392,236.348	4127	92,427,115	3112	73,762,160	5165	149,501,136									

4月分 ~ 昭和25年3月分 (但し4月分は十一
以前とし
4月分 ~ 昭和25年3月分)

昭和24年度	概算	1,005,239,000	精算	254,246,893
支出係数				
合計		1,589,485,893	円	93

精算は昭和24年5月以降 昭和25年10月分迄を一括して行な

裏面白紙

銅及びその他の非鉄金属価格調整給付金概算精算額対比並支出状況調

月別	区分	電 銅		電 鋳 鉛		電 鋳 亜鉛		電 鋳 錫		小 計		アルミニウム新地金		合 計		昭和二十三年(概算)		昭和二十三年(精算)	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	発生年月日	金額
昭和二十一年一月	概算	2,413	1,977,778.00	510	1,570,570.00	920	1,689,560.00	730	2,365,880.00	2,573	21,247,708.00	951	16,786,645.00	5,524	23,851,353.00	199,372,000.00	昭和二十一年一月		
	精算	2,477	1,762,578.36	498	1,042,818.12	1,045	12,308,755.06	676	2,961,275.28	2,719	22,762,879.32	1,124	20,030,798.24	5,243	24,765,919.256	12,287,010.00	昭和二十一年一月		
二月	概算	2,210	1,746,916.00	525	1,137,617.00	910	10,721,630.00	695	2,320,010.00	2,330	20,522,275.00	747	16,785,074.50	5,477	22,099,295.675.00	18,625,000.00	昭和二十一年二月		
	精算	2,573	2,034,740,986	508	1,104,873.74	928	11,187,476.42	648	2,277,656.77	4,680	23,366,225.21	1,022	17,425,716.36	5,724	20,989,191.57	12,628,000.00	昭和二十一年二月		
三月	概算	2,968	2,346,093,28.00	667	1,452,193.00	1,125	13,671,25.00	720	2,745,120.00	5,882	27,042,956.00	1,007	18,825,204.30	6,491	28,988,510.30				
	精算	3,171	2,323,046,32.74	547	1,192,330.78	1,327	15,894,220.18	780	2,481,932.27	5,887	28,959,613.50	1,372	27,002,971.16	7,263	31,664,448.64				
四月	概算	2,925	23,209,550.00	-	-	-	-	-	-	2,925	23,209,550.00	-	-	2,925	23,209,550.00				
	精算	2,872	22,866,584.68	-	-	-	-	-	-	2,872	22,866,584.68	-	-	2,872	22,866,584.68				
五月	概算	3,189	25,207,674.00	-	-	-	-	-	-	3,189	25,207,674.00	-	-	3,189	25,207,674.00				
	精算	3,128	24,725,576.01	-	-	-	-	-	-	3,128	24,725,576.01	-	-	3,128	24,725,576.01				
六月	概算	3,180	25,140,627.27	-	-	-	-	-	-	3,180	25,140,627.27	-	-	3,180	25,140,627.27				
	精算	3,282	25,963,519.15	-	-	-	-	-	-	3,282	25,963,519.15	-	-	3,282	25,963,519.15				
七月	概算	3,385	27,638,057.19	-	-	-	-	-	-	3,385	27,638,057.19	-	-	3,385	27,638,057.19				
	精算	3,600	28,467,849.39	-	-	-	-	-	-	3,600	28,467,849.39	-	-	3,600	28,467,849.39				
八月	概算	4,135	32,685,210.00	-	-	-	-	-	-	4,135	32,685,210.00	-	-	4,135	32,685,210.00				
	精算	4,311	34,788,332.20	-	-	-	-	-	-	4,311	34,788,332.20	-	-	4,311	34,788,332.20				
九月	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	精算	4,93	37,036,471.85	-	-	-	-	-	-	4,93	37,036,471.85	-	-	4,93	37,036,471.85				

支出対象箇所

概算 昭和二十一年三月分～昭和二十一年八月分

(但しアルミニウムは昭和二十一年三月分のみ)

精算 昭和二十一年九月分～昭和二十一年九月分

(但しアルミニウムは昭和二十一年三月分のみ)

内前年度未納金等
価格調整費より支出分

昭和二十一年三月分

昭和二十一年九月分～昭和二十一年九月分

化学肥料価格調整補給金概算精算額対比並支出状況調

月別	区分	硫 安		石 灰 窒 素		過 燐 酸 石 灰		尿 素		トーマス燐肥		合 計		支 出	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	昭和二十三年度(概算)	昭和二十三年度(精算)
昭和二十三年 七月	概算	91.210	6478664.53.00	15367	12248595.85.00	55180	2236592.69.20					159757	996,311,680.72	8764,10000.00	昭23.8.11
	精算	89.5	622,327,983.19	15275	170895483.94	55.511	22,1388,619.51					153323	1,038,612,086.44		
八月	概算	61.000	630383.610.00	20000	238485.786.00	64800	307730.288.00					145810	1,197,159,640.00	1057843.000.00	昭23.9.3
	精算	570	74,139	20,420	281,622.822.99	84,784	407,410,455.42					850	150,644	1,332,017,554.88	
九月	概算	76.230	771805.212.30	22210	277188.579.60	60000	235,120,600.00					158,580	1,332,114,371.90	1,200,702,000.00	昭23.10.6
	精算	6175	75,765	29,225	192,268,89.38	720	89,571	430,985,002.41				38775	180,865	1,393,170,917.97	
十月	概算	76.700	761070.967.00	13650	162989.578.30	69500	330268.695.00					159,850	1,256,325,232.30	1,130,672,000.00	昭23.11.5
	精算	7007	76,728	9975	287,350,040.16	88,863	426,265,093.72					8707	186,262	1,470,107,802.58	
十一月	概算	73.000	716772.730.00	21200	259789.463.00	70900	336917.609.00					165,300	1,313,672,702.00	1,182,131,000.00	昭23.12.6
	精算	51325	83,647	3475	386,972,775.99	86,831	417,392,226.29					61225	198,786	1,641,726,211.73	
十二月	概算	68.000	666436.680.00	22.000	261,640.327.00	72.000	362,148,720.00					161,000	1,275,221,729.00	1,147,699,000.00	昭24.1.7
	精算	205	82,661	9775	367,688,240.68	92,552	485,509,743.59	3224	29,217,602.5			424	202,336	1,684,308,337.92	
昭和二十四年 一月	概算	64.000	602232.840.00	12,300	144,682,857.20	80,000	380,160,800.00					156,300	1,181,076,277.20	354,527,000.00	昭24.2.7
	精算	590	81,664	135	287,170,179.72	91,662	441,287,582.50					3275	194,556	1,524,801,995.91	708,646,000.00
二月	概算	79.261	802287.367.61	19833	235,432,283.62	88,709	421,546,050.09					187,802	1,259,265,906.32	656,639,000.00	昭24.2.24
	精算	7225	75,083	1475	274,715,738.07	56375	468,027,237.52					52375	173,351	1,533,566,863.20	656,667,000.00
三月	概算	78.000	759752.780.00	21200	248707.675.10	95.000	470,448,990.00					198,200	1,479,111,445.10		1,331,200,000.00
	精算	9925	79,667	5085	391,718,923.11	106,897	510,324,178.12	010	773	49,677,463.12	(45355)	108,582,65.99	228,615	1,802,139,666.83	
四月	概算	89.200	813432.882.00	31,600	363,163,831.00	92.000	437,184,920.00					211,800	1,613,781,633.00		1,452,403,000.00
	精算	1685	102,959	902	422,769,427.23	95,820	461,545,131.93	388	24,749,676.02			6741	2,749,867.23	1,705,905,79.41	
五月	概算	102.000	718781.020.00	28.000	309,559,080.00	96.000	427,680,900.00					220,000	1,456,121,000.00		1,470,508,000.00
	精算	6625	101,723	5375	228,261,971.61	760	439,576,657.74	015	923	59,319,774.61		3715	227,848	1,833,827,274.78	

(1)

期	マス借記		合計		支出状況				摘要
	数量	金額	数量	金額	昭和二十三年度(概算)		昭和二十四年度		
					金額	支出年月日	概算支出額	精算支出額	
				金額	支出年月日	金額	支出年月日		
			159757	476,211,660.72	896,210,000.00	昭23.8.11			昭23年7月10日価格改訂
			5045	1,512.23				142,262,086.64	昭24.5.24
			145,840	1,187,159,640.00	1,037,443,000.00	昭23.9.3			
			550	180,244	1,217,693,884.88			378,574,554.88	昭24.5.24
			148,540	1,324,143,71.90	1,200,702,000.00	昭23.10.6			
			4975	180,985	1,375,170,717.77			192,468,917.97	昭24.6.4
			159,850	1,256,225,232.30	1,130,672,000.00	昭23.11.5			
			6707	147,107,802.58				339,415,802.58	昭24.6.4
			145,340	1,313,977,702.00	1,182,131,000.00	昭23.12.6			
			6825	198,786	1,611,726,211.73			427,595,211.73	昭24.6.4
			16,000	1,225,221,729.00	1,127,699,000.00	昭24.1.7			
			424	202,336	1,615,308,337.92			537,609,337.92	昭24.7.13
			14,300	1,181,076,297.20	354,521,000.00	昭24.2.7			
			2275	194,536	1,528,801,994.71	708,646,000.00	昭24.2.14		
			187,803	1,859,265,906.32	654,637,000.00	昭24.2.24			
			57775	1,723,51	1,533,568,863.20	654,667,000.00	昭24.3.10		
			198,200	1,479,114,461.70				60,694,499.00	昭24.7.30
			411	10,858,264.99	1,331,200,000.00	昭24.4.25		159,564,364.20	昭24.7.30
			2,115,000	1,615,741,633.00					昭24.8.28
			6441	2,749,867.23					
			2,749,867.23	1,870,590,579.41					
			2,000	1,641,210,000.00					
			3715	18,322,727.98					
			7,548	18,322,727.98					
								342,919,274.98	昭24.10.4

裏面白紙

六 月	概算	98000	878770750.00	29,500	329462188.00	92,000	427188720.00	-	-	-	-	27,500	1,640,181,810.00	1,476,376.00
	精算	6319		480		485		325				1712		
七 月	概算	94,500	848,780,745.00	30,000	332,343,500.00	88,000	418,176,880.00	-	-	-	-	2,12,500	1,599,501,125.00	1,437,551.00
	精算	510		600		710		380				200		
八 月	概算	92,650	824,266,726.50	29,000	323,701,170.00	105,000	428,761,050.00	-	-	-	-	22,650	1,646,867,166.50	1,382,182.00
	精算	296		855		860		115				456		
九 月	概算	76,500	837,285,761.50	25,000	318,975,000.00	91,000	428,792,910.00	-	-	-	-	19,250	1,585,053,675.00	1,265,880.00
	精算	125		225		342		285				2172		
十 月	概算	85,000	987,970,880.00	20,000	354,760,000.00	91,000	428,792,910.00	-	-	-	-	19,000	1,671,543,790.00	1,504,387.00
	精算	698		328		280		855				611		
十 一 月	概算	95,100	1,087,188,911.00	30,000	378,970,000.00	105,000	474,761,050.00	-	-	-	-	23,000	1,928,921,061.00	1,728,828.00
	精算	6912		717		3475		1375				8237		
十 二 月	概算	96,000	1,061,985,960.00	28,200	356,878,500.00	105,000	426,645,950.00	-	-	-	-	22,600	1,915,541,610.00	1,723,960.00
	精算	7495		3125		652		870				464		
昭和二十五年一月	概算	109,000	944,800,770.00	31,000	315,863,500.00	70,000	336,262,370.00	-	-	-	-	23,000	1,608,926,340.00	1,446,233.00
	精算	9865		735		290		160				9715		
二 月	概算	55,000	826,630,000.00	25,000	45,327,500.00	125,000	877,000,000.00	-	-	-	-	24,500	1,562,705,000.00	1,401,214.00
	精算													
三 月	概算	105,000	697,555,000.00	30,000	246,360,000.00	125,000	374,750,000.00	-	-	-	-	26,000	1,318,665,000.00	1,181,778.00
	精算													

支出対象期間

概算 昭和24年3月分～昭和25年3月分
 精算 昭和23年7月分～昭和24年1月分

内前年度定率増減等 昭和24年3月分
 概算調整率の支出分 昭和23年7月分～昭和24年2月分

昭和二十四年度 支出済額	概算 支出額
合 計	

		219,300	1,640,181,450		1,476,376,000.00	昭 24. 7. 28		
		1719						
		211,275	1,695,299,604.62				2,179,233,604.62	昭 24. 10. 22
		212,500	1,559,910,125.00		1,929,551,000.00	昭 24. 9. 16		
		200						
		235,745	1,707,610,222.18				2,708,592,222.18	昭 24. 11. 2
		226,650	1,646,869,166.50		1,982,182,000.00	昭 24. 9. 16		
		656						
		209,996	1,532,441,219.46				50,309,219.46	昭 24. 11. 30
		192,560	1,585,053,675.00		1,926,888,000.00	昭 24. 10. 17		昭和 24 年 9 月 2 日 晒板改訂
290		2179						
2807	11,602,139.41	213,731	1,779,918,879.33				372,570,879.33	昭 25. 1. 9
		199,000	1,871,643,790.00		1,504,387,000.00	昭 24. 11. 16		
480		611						
2,265	4,302,420.12	302,320	2,130,691,126.12				626,302,126.12	昭 25. 2. 13
		230,100	1,920,921,061.00		1,728,328,000.00	昭 24. 12. 16		
120		8237						
2920	11,476,228.47	262,145	2,240,193,106.60				511,365,106.60	昭 25. 3. 29
		229,600	1,915,541,614.00		1,723,960,000.00	昭 25. 1. 9		
850		464						
1,652	6,913,377.44	238,540	2,118,829,556.93				390,869,556.93	昭 25. 3. 31
		230,000	1,608,726,340.00		1,826,233,000.00	昭 25. 2. 6		昭和 25 年 1 月 14 日 晒板改訂
1797	6,447,766.12	9715						
		235,259	1,641,675,793.85					
		245,000	1,556,795,000.00		1,407,212,000.00	昭 25. 3. 1		
		260,000	1,318,665,000.00		1,186,778,000.00	昭 25. 4		昭和 25 年 4 月 1 日 晒板改訂

昭和二十四年度	概算	精算
支出済額	支出額	支出額
	19,090,190,000.00	6,535,312,540.31
合計	2,562,550,540.31 支	

内前年度未定額地債等
晒板調整費より支出分
昭和 24 年 3 月分
昭和 23 年 7 月分~昭和 24 年 2 月分

裏面白紙

ノ一夕價格調整開始金概算額訂正表(式)概算

月別	区分	ソ一夕天		荷性ソ一夕(面積)						荷性ソ一夕(液体)							
		数量 (t)	金額	了		除塵法		水銀法		計		了		電解法			
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
昭和三十三年 六月	概算	5,439	21,515,596.20	936	652,176.72	1,454	1,015,103.58	500	348,385.00	2,890	2,013,665.30	2,219	841,511.37	3,373	1,279,142.79	5,592	2
	精算	4,727	29,897,620.03	571	7,282,292.41	1,243	3,002,201.79	466	1,111,161.36	2,280	11,395,655.06	2,066	13,721,904.01	3,237	10,289,168.98	5,354	24
七月	概算	6,123	59,857,132.10	779	16,010,008.00	1,678	11,185,548.00	574	3,959,452.10	3,031	31,155,008.10	2,169	43,590,393.00	3,526	15,856,422.00	5,695	59
	精算	5,386	41,341,913.50	692	14,088,098.43	1,360	3,973,946.55	371	2,444,868.47	2,444	25,706,913.50	4,579	40,279,103.67	2,548	10,992,654.99	7,127	51
八月	概算	5,187	60,604,908.10	680	13,975,360.00	1,022	8,312,652.00	613	4,573,374.00	2,385	25,361,386.00	2,097	42,143,409.00	2,581	11,606,757.00	4,678	53
	精算	6,122	71,534,939.82	793	16,310,632.38	2,018	13,508,997.85	422	2,917,329.74	3,234	32,736,959.97	2,213	44,486,317.25	3,324	14,949,962.98	5,538	59
九月	概算	6,317	73,807,828.00	525	10,789,800.00	1,395	9,299,070.00	465	3,207,570.00	2,385	23,296,440.00	2,325	46,725,525.00	3,065	13,783,305.00	5,390	60
	精算	6,510	76,073,823.96	841	17,289,411.10	1,378	7,241,422.90	510	3,460,954.21	2,721	29,991,788.21	2,628	52,817,950.44	2,843	12,786,783.19	5,471	66
十月	概算	8,110	94,757,240.10	1,577	32,410,504.11	1,535	10,232,310.00	354	2,441,892.00	3,466	45,084,706.00	2,972	59,728,284.11	3,415	15,357,255.00	6,387	75
	精算	6,585	76,941,359.76	1,036	21,292,796.84	1,523	10,226,952.11	599	4,132,709.05	3,160	35,652,458.00	1,933	38,866,211.30	2,914	13,114,929.25	4,850	57
十一月	概算	7,116	83,143,344.00	385	7,912,520.00	1,543	10,281,638.00	430	2,966,140.00	2,358	21,164,298.00	3,382	67,968,054.10	3,094	13,913,718.00	4,476	81
	精算	6,577	76,847,420.60	1,997	41,053,627.34	1,670	11,204,822.42	720	4,967,587.79	4,388	57,226,037.25	3,423	68,811,263.81	3,218	14,471,829.32	6,442	83
十二月	概算	7,216	84,311,744.00	2,186	44,104,592.00	2,156	14,371,896.00	657	4,531,986.00	4,959	63,008,474.00	3,100	62,300,700.00	2,789	12,542,123.00	5,889	74
	精算	7,833	91,555,707.16	1,840	37,817,879.06	1,646	11,032,742.82	438	3,021,386.06	3,924	51,872,007.94	3,645	73,255,253.13	2,893	13,013,868.21	6,538	86
昭和三十三年 一月	概算	7,085	82,781,140.00	1,497	30,766,344.00	1,991	13,273,006.00	792	5,463,216.00	4,280	49,501,566.00	4,022	80,830,134.00	2,701	12,146,397.00	6,723	92
	精算	8,218	96,027,407.64	1,626	33,432,164.47	1,822	12,210,301.44	603	3,473,418.91	3,952	49,115,884.82	3,921	78,801,603.09	2,744	13,239,575.70	6,865	92
二月	概算	7,736	90,387,424.00	1,700	34,938,400.00	2,074	13,821,284.00	598	4,125,004.00	4,372	52,888,688.00	4,059	81,573,723.00	2,977	13,387,569.00	7,036	94
	精算	7,707	90,049,405.88	2,256	46,374,128.80	1,546	10,354,015.07	459	3,172,383.30	4,262	59,896,527.17	3,617	72,695,069.36	3,074	13,827,978.08	6,692	86
三月	概算	7,212	84,265,008.00	1,974	40,569,648.00	2,092	13,945,272.00	596	4,111,208.00	4,662	58,626,128.00	3,336	67,043,592.00	3,055	13,738,335.00	6,391	80
	精算	11,580	125,306,094.64	3,278	67,374,224.06	1,941	12,997,992.71	626	3,631,817.67	5,745	84,004,034.44	2,897	50,231,645.15	3,249	14,611,881.62	6,146	72
四月	概算	10,980	100,206,030.00	3,156	47,968,663.10	1,832	15,674,632.00	478	4,197,457.00	5,466	67,840,652.00	3,372	49,778,372.00	3,460	20,342,573.10	6,832	70
	精算	8,501	79,757,134.62	2,114	31,886,315.68	1,752	15,464,479.34	658	4,104,541.79	4,728	54,352,334.81	3,467	48,314,759.38	3,302	19,855,826.15	6,769	68

(1)

計	可性 (家体)						合計		支出款元				摘要	
	ア		電		計		数量	金額	昭和十三年度(換算)		昭和十四年度			
	金額	数量	数量	金額	数量	金額			金額	支出年月日	概算支出額	預算支出額		金額
2013	665.30	2219	447,511.37	3373	1279,142.79	5,572	2,120,654.16	13921	25,649,915.66	23084	000.11			昭和十三年6月23日備後改訂
1395	655.06	2066	13721,904.01	2287	10,289,168.98	5354	24,011,072.99	12,362	64304,348.08			42220,348.08	24729	
1155	008.10	2169	43,590,393.00	3526	15,816,422.00	5,695	59,446,815.00	13849	150,458,955.00	135410	000.00			昭和十三年7月10日物価改訂
5706	913.50	4579	40,279,103.67	2548	10,992,654.99	7,127	51,271,758.66	14,958	138,320,585.66			2,910,585.66	24729	
5361	386.00	2097	42,143,409.00	2581	11,606,757.00	8,678	53,750,166.00	12,230	139,716,460.00	125,743	000.00			
2736	959.97	2213	44,486,317.25	3224	14,949,962.98	5,538	59,436,280.22	14,895	162,708,179.68			37,965,179.68	24729	
3296	440.00	2325	46,725,525.00	3065	13,783,305.00	5,390	60,508,830.00	14,092	157,613,098.00	141,847	000.10			
9991	788.21	2628	52,817,950.14	2843	12,786,783.19	5,471	65,604,733.32	14,704	171,670,346.00			29,823,346.00	24729	
5084	706.00	2972	59,728,284.00	3415	15,357,255.00	6,387	75,085,539.00	17,963	214,927,485.00	193,422	000.00			
5652	458.00	1933	38,866,211.30	2914	13,114,727.25	4,850	51,981,140.55	14,596	164,574,958.51			28,857,041.49	24729	
1164	298.00	3322	67,968,054.00	3094	13,913,718.00	6,476	81,881,772.00	15,950	186,189,414.00	147,623	000.00			
7226	037.25	3423	68,811,263.81	3218	14,471,829.32	6,642	83,283,093.13	17,607	217,346,540.98			19,733,540.98	24729	
3008	474.00	3100	62,300,700.00	2789	12,542,133.00	5,889	74,842,833.00	18,064	222,163,051.00	199,943	000.00			
1872	007.94	3645	72,255,253.13	2893	13,013,868.21	6,538	86,269,121.34	18,299	229,696,836.44			29,753,836.44	24729	
9501	566.00	4022	80,830,134.00	2701	12,146,397.00	6,722	92,976,531.00	18,088	225,259,237.00	135,155	000.00	67,575,000.00	24725	
9115	884.82	3921	78,801,603.09	2944	13,239,575.72	6,865	92,041,178.82	19,036	237,184,471.28			34,454,471.28	24729	
2888	688.00	4059	81,573,723.00	2977	13,387,569.00	7,036	94,961,292.00	19,144	238,237,404.00	190,589	000.00			
9896	527.17	3617	72,675,069.36	3074	13,827,978.06	6,692	86,503,047.42	18,661	236,468,980.47			45,879,980.47	24729	23年6月以降24年2月迄-新 補正支払
8626	128.00	3336	67,040,592.00	3055	13,738,335.00	6,391	80,781,927.00	18,265	223,673,065.00	201,303	000.00			
4004	034.44	2897	58,230,645.15	3249	14,611,881.62	6,146	72,842,526.77	23,473	292,154,655.85			67,115,743.90 23,735,911.95 36,379,831.95	24729 24729 24729	
7840	652.00	3372	49,728,372.00	3460	20,342,573.00	6,832	70,070,945.00	23,278	238,177,627.00	214,352	000.00			昭和十三年4月12日備後改訂
4353	336.81	3467	48,310,759.38	3302	19,855,826.15	6,769	68,174,585.53	19,999	202,285,056.96			212,066,943.04	24729	

裏面白紙

五月	概算	8797	67261862.00	2421	29296521.00	2285	22,045,705.00	728	9158432.00	5634	60,500,658.00	2334	27261120.00	3778	25,237,440.00	6113	52.5
	精算	8201	62711880.32	1892	22906414.15	3037	29,106,892.72	1001	7881079.41	3931	61,893,386.54	2528	30,237,137.38	3942	26,337,771.73	6531	56.8
六月	概算	8599	65747954.00	2235	27046725.10	2605	24,943,165.00	856	8447864.00	5696	60446764.00	2627	30,683,360.00	3921	26,192,280.00	6548	56.8
	精算	8276	63278907.68	1927	23327460.72	2432	23,285,443.55	1078	10,053,125.91	6379	56,665,830.98	2060	24,062,563.68	4058	27,113,625.68	6119	51.1
七月	概算	8965	68546390.00	2569	31087469.11	2942	28,046,686.00	872	8664992.00	6389	67798527.00	2729	31874720.00	4250	28,390,000.00	6979	60.2
	精算	9114	69689161.16	1505	18215220.86	1476	14,154,436.62	1192	11772503.10	4174	44,142,163.58	2102	24,310,332.32	2946	19,685,225.20	5028	48.0
八月	概算	9218	75833028.00	2613	31619912.01	3033	28913589.00	1065	10,509420.00	6711	71,042,122.00	2170	25,345,600.00	3809	25,444,120.00	5979	50.7
	精算	16864	121297749.66	6391	77342730.73	6173	59371603.44	2360	23,292,280.85	14945	160,006,615.02	2385	27,867,942.72	6379	42,616,115.44	8725	70.4
九月	概算	12619	61542863.00	4209	42,641,379.00	3023	19,032,808.00	1098	7121628.00	8330	68,795,815.00	3254	30,167,834.00	3972	11,006,412.00	7226	41.1
	精算	7686	45,637,489.46	1680	12,986,479.27	2284	18,674,590.59	642	5,003,042.60	4607	42,463,516.71	1177	12,137,481.43	3060	12,785,606.00	4237	24.9
十月	概算	7980	38,918,460.00	2009	20,353,179.00	3179	20,014,984.00	1335	8658,810.00	6523	49,026,973.00	2301	21,332,571.00	3311	9,174,781.00	5612	30.5
	精算	7874	38,402,180.78	1148	11,642,950.44	2281	14,365,526.52	668	4,335,651.01	4098	30,344,127.97	1586	14,711,714.15	3368	9,333,337.48	4955	24.0
十一月	概算	10307	50,267,239.00	2626	26,644,006.00	2677	15,980,312.00	1086	7,043,796.00	6409	50,628,114.00	1772	16,428,212.00	3916	10,851,236.00	5688	17.2
	精算	10586	51,621,726.06	1292	13,097,255.49	2804	17,660,135.54	809	5,248,899.27	4907	36,006,340.30	1415	13,118,761.67	3483	9,612,569.43	4898	22.7
十二月	概算	10519	51,301,143.00	3149	31,902,519.00	3496	22,010,046.00	1173	7,608,078.00	7818	61,521,412.00	1627	15,083,917.00	3972	11,006,412.00	5599	26.09
	精算	12294	69,965,153.50	1697	17,189,702.63	4003	25,206,150.55	867	5,623,751.15	4568	48,029,604.33	1938	17,969,562.09	2591	9,952,949.74	5530	17.92
昭和二十一年一月	概算	11772	69,184,044.00	3398	35,954,238.00	3537	23,860,602.00	790	5,477,440.00	7725	65,294,280.00	1357	14,344,847.00	3348	13,629,708.00	4705	27.97
	精算	11782	66,047,193.97	2821	27,592,207.07	3394	22,683,842.39	999	6,840,782.06	7215	59,116,833.52	1605	16,706,075.60	4042	15,580,317.55	5648	32.28
二月	概算	11793	69,307,461.00	2819	29,827,839.00	3930	26,511,780.00	878	6,089,808.00	7627	62,429,427.00	1550	16,385,050.00	3698	15,054,558.00	5248	31.43
	精算																
三月	概算	11045	44,911,465.00	4652	49,222,812.00	3374	22,895,924.00	999	6,929,064.00	9045	79,047,800.00	1973	20,855,583.00	4020	16,365,420.00	5993	37.22
	精算																

支出対象期間

概算 昭和24年3月分～昭和25年3月分 } 内閣年度貸付物資券 昭和24年3月分 全年1月分(一部)
 精算 昭和24年1月分(一部) } 簡格調整費の支出分 昭和23年6月分～昭和24年3月分
 昭和23年6月分～昭和24年8月分

0500 458 00	2334	27261120 00	3778	25237040 00	4112	52498160 00	20543	18026060 00			162231000 00	WB			
189338658	2580	3023713728	3942	2632777173	6331	5657490901	26665	18118017527					WB	34101	
0446768 00	2627	30683360 00	3921	26192280 00	6548	56875640 00	20843	183070358 00			164762000 00	WB		34725	
66683098	2060	2406254368	4058	2711362568	6119	5117618936	19774	1712502802					WB	34101	4.5.4月分迄一括精算支払
2792527 00	2729	31874720 00	4250	28390000 00	6979	60264720 00	22333	196609647 00			176946000 00	WB		34816	
414216358	2082	2431833232	2944	1968522520	6028	4400355752	18318	15783482226					WB	341130	
1042122 00	2170	25345600 00	3809	25444120 00	5979	50789720 00	22608	197665670 00			177896000 00	WB		34919	
600661502	2385	2786794272	6379	4261611544	8765	7048405816	39575	35178842204					WB	341130	7.8月分迄一括精算支払 昭和24年9月4日価格改訂
8795815 00	3254	30167834 00	3972	11006412 00	7226	41174246 00	28175	171512924 00			154359000 00	WB		341017	
246351671	1177	1213748143	3060	12785606 00	4237	249238743	16530	11302409360					WB		
9026973 00	2301	21332571 00	3311	9174781 00	5612	30507352 00	21115	118452786 00			106604000 00	WB		341117	
034412797	1586	1471171415	3368	933333748	4755	2406505163	16927	9279136038					WB		
0628114 00	1772	16428212 00	3916	10851236 00	5688	27279448 00	22404	28174801 00			115355000 00	WB		341216	
600634030	1415	1311876167	3483	961256943	4898	2277133110	20392	11040939746					WB		
1521413 00	1627	15083917 00	3972	11006412 00	5599	26090329 00	23936	138912906 00			111130000 00	WB		341117	
802960433	1928	1796956209	3591	995294974	5530	2792251183	24393	13591726946					WB		
5294280 00	1357	14344847 00	3348	13629708 00	4705	27974555 00	24202	162452879 00			73101000 00	WB		34216	昭和25年1月11日価格改訂
911683352	1605	1870607560	4042	1558031755	5648	3228639315	24645	15745042064					WB		
2429427 00	1550	16385050 00	3698	15054558 00	5248	31439608 00	24668	163176496 00			130538000 00	WB		34333	
9047800 00	1973	20856583 00	4020	16365420 00	5993	37222003 00	26083	181181268 00			72470000 00	WB		3454	昭和25年4月1日価格改訂

昭和24年度 支出済額	1,928,622,000 〃	新年度 支出額	520,454,605 〃
合計	2,449,076,605 〃		

昭和24年3月分
1月分(一部)

裏面白紙

輸入物資価格調整補給金 (援助一般物資別) 概算額調

品目	援助一般	四月 April		五月 May		六月 June		七月 July		八月 August		九月 September		十月 October		十一月 November		十二月 December		一月 January		
		数量 Volume	金額 Amount	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
小麦 Wheat	援助	²⁷² 78,140	926,372,613	187,168	2,678,220,026	201,326	3,090,215,936	²⁵¹ 17,518	2,273,489,108	⁴⁵² 183,791	2,810,208,485	⁸⁶ 245,853	3,358,185,208	⁴⁶¹ 171,391	2,237,432,845	³²⁷ 125,968	1,615,007,020	²²¹ 128,176	1,482,468,275	²²³ 89,743	1,080,000	
	一般	⁷⁶⁰ 3,760	34,724,008	¹⁵⁴ 7,463	88,929,023	-	-	-	-	-	-	²⁶⁵ 2,630	24,354,888	-	-	-	-	-	-	²²⁴ 39,327	4,176	
小麦粉 Wheat flour	援助	²²⁷ 13,208	304,980,377	888	21,503,427	²²² 4	57,245	-	-	-	-	-	-	-	-	-	²⁶⁹ 452	9,282,876	⁶⁵³ 4,619	79,566,610	²⁶¹ 5,071	1,050,000
	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
玉蜀黍 Corn	援助	⁴⁷² 27,887	306,367,160	13,649	184,928,488	19,184	699,777,195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	⁴⁶⁰ 14,405	14,662,424	⁵²³ 35,696	282,563,388	²⁴¹ 4,784	60,200
	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大麦 Barley	援助	⁴¹⁶ 9,580	74,905,527	21,292	199,929,719	24,416	178,410,313	⁶⁵¹ 35,248	330,047,108	³⁴⁰ 46,488	862,382,657	²⁶⁰ 39,496	337,178,214	²⁸¹ 74,109	677,736,555	⁴¹⁸ 15,962	110,241,980	²⁸⁸ 23,766	1,620,491,117	⁸⁰⁸ 10,754	77,900	
	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	²⁵³ 30,708	312,404,053	⁶¹⁰ 39,626	413,148,034	⁵⁸⁷ 17,777	242,088,216	²⁸⁸ 1,931	16,327,732	²⁸¹ 46,890	126,000	
マイロ Milo	援助	²⁵⁷ 6,989	63,265,502	-	-	7048	74,241,714	¹⁷⁹ 4,781	53,559,593	⁶²⁴ 50,030	470,761,244	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
米 Rice	援助	-	-	-	-	7,800	280,608,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	²⁰⁶ 13,422	21,850	
	一般	²⁶⁸ 8,396	299,037,150	²⁵² 8,470	304,721,445	⁶⁰⁷ 6,248	224,796,651	-	-	-	-	³⁷⁴ 13,398	466,949,681	⁸¹² 35,789	1,155,529,390	⁴⁵⁷ 2,216	637,471,612	²⁴¹ 23,288	412,190,747	³⁹⁶ 27,748	395,500	
大豆 Soya Beans	援助	⁷¹⁷ 10,145	204,866,502	44,489	96,884,610	42,966	561,467,112	⁶²⁵ 295,2	82,630,539	³⁹⁴ 4,721	132,127,749	²¹⁷ 30,129	56,971,631	⁴³² 17,205	360,180,213	⁸⁵⁵ 9,110	178,024,350	-	-	-	-	
	一般	⁵²³ 5,079	109,639,894	¹⁴²⁷ 1,427	37,252,828	-	-	-	-	-	-	⁴⁵⁷ 811	21,061,427	⁷¹² 4,687	49,846,785	¹⁶⁵⁵ 733	14,578,181	-	-	-	-	
粉乳 Dry Skim milk	援助	²⁰⁷ 476	43,450,626	5,812	124,215,200	1,030	96,277,393	³⁶⁰ 45	4,156,970	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	一般	⁵⁶² 172	15,112,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
糖蜜 Molasses	援助	-	-	1,430	13,495,604	2,405	12,873,293	-	-	²²³ 314	1,555,274	750	4,398,576	-	-	-	-	-	-	-		
	一般	⁵⁹⁷ 412	4,308,564	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大豆ミール Soya bean meal	援助	⁴³⁶ 12,359	269,777,043	6,144	118,870,954	179	18,033,201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大豆粕 Soya bean cake	援助	-	-	1,438	24,830,664	-	-	-	-	-	-	²⁶⁰ 1,222	19,788,174	²⁶² 1,002	17,374,583	²³⁵ 4,416	76,425,793	-	-	-		
	一般	²⁶² 3,278	49,035,599	²²⁵ 10,516	181,604,534	²²⁰ 7,344	127,032,465	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

September	十月 October		十一月 November		十二月 December		一月 January		二月 February		三月 March		計 Total		精算額		差引額	摘要		
数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
171,391	223743244	125,968	1615017020	128,176	1482468275	29742	1081594316	97051	948842345	89193	1061207857	1756311	23576289652	1756587	2330407737191		272,212,280.09			
4254888	-	-	-	-	-	39337	417585231	77155	727849711	-	-	130,496	1295412871	293419	284537379644		154996092544			
-	-	-	-	-	-	452	9382876	4619	79566110	5071	105001050	-	-	24244	520491585	15147	30322604767		217,265,537.33	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	14405	146662434	25696	282563388	4984	60254092	7907	95589720	9957	87915143	165665	1864037630	174718	202149624306	15744861305
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7178214	679736555	15962	110241980	23766	162049117	10754	77962285	3285	23819723	-	-	-	302400	2636662498	268068	225254231009		38412018791		
2404053	413148034	17777	242088216	1931	16337732	46890	126041010	44189	200601008	-	-	-	181083	1270620653	209157	149923103191		22860037891		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68848	661828053	78764	73312198819		7129393519	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1342	21865866	4021	65572202	-	-	13168	368036968	6044	9989136674		26814560126	
12947681	1155529370	22161	637471612	29288	412190747	27948	37555449	63743	-	-	-	-	209243	4877316497	274066	648814832171		161083182471		
19716319	360180213	9110	178034350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161720	3051889294	169312	332173248937		26984319537		
1081427	4687	4984785	733	16578181	-	-	-	-	912	153727638	-	-	21892	386306748	35230	69020615074		30399940274		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7363	268200189	-	0		26820018900	脱脂粉乳即24.10.1以降
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172	15112990	-	0		1511299000	
98576	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4977	32322743	4825	2738800318		493473982		昭24.10.1以降
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	412	4308564	412	428265468		2590932		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18684	406681198	20686	42262311500		1584191700		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
788174	17374583	4416	76425793	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8080	138419214	131	23879026867		10037154667		
-	-	-	-	-	-	-	-	3968	68531356	-	-	-	621	0	623	64882804		64882804		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25127	426203954	20389	32054215319		10565680081		

裏面白紙

支出状況

援助一般物資の別	概算額別	四月分		五月分		六月分		七月分		八月分		九月分		十月分		十一月分		十二月分	
		支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額
援助物資	概算支出額	昭 24. 7. 1	3,552,379,268	昭 24. 7. 30	6,384,732,229	昭 24. 9. 13	6,798,799,000	昭 24. 10. 10	3,920,793,000	昭 24. 11. 10	3,582,037,000	昭 24. 11. 11	3,622,534,000	昭 24. 12. 5	2,919,175,000	昭 25. 1. 17	1,725,249,000	昭 25. 3. 3	2,281,619,000
	計	-	3,552,379,268	-	6,384,732,229	-	6,798,799,000	-	3,920,793,000	-	4,781,846,000	-	6,282,479,000	-	3,751,154,000	-	2,727,530,000	-	2,281,619,000
	精算による不足額		0		0		0		0		0		0		0		0		0
	小計		3,552,379,268		6,384,732,229		6,798,799,000		3,920,793,000		4,781,846,000		6,282,479,000		3,751,154,000		2,727,530,000		2,281,619,000
一般物資	概算支出額	昭 24. 9. 13	1,386,880,000	昭 24. 9. 13	2,039,396,000	昭 24. 10. 10	1,557,852,000	昭 24. 11. 7	955,899,000	昭 24. 12. 5	1,373,796,000	昭 24. 12. 28	2,000,510,000	昭 24. 12. 28	2,252,458,000	昭 25. 2. 11	1,556,424,000	昭 25. 3. 23	1,498,398,000
	計	-	1,386,880,000	-	2,039,396,000	昭 24. 12. 5	421,229,000 (45,179)	-	955,899,000	-	1,373,796,000	昭 24. 12. 28	877,581,000 (7,279)	-	2,252,458,000	-	1,556,424,000	-	1,498,398,000
	精算による不足額		0		0	昭 24. 12. 28	463,442,000 (2502,529)	-	0		0		90,953,000		0		0		0
	小計		1,386,880,000		2,039,396,000		2,512,529,000		955,899,000		1,373,796,000		2,969,042,000		2,252,458,000		1,556,424,000		1,498,398,000
総計	概算額合計		4,939,259,268		8,424,128,229		9,301,328,000		4,876,692,000		6,155,642,000		8,251,522,000		6,003,612,000		4,283,954,000		3,780,017,000
	精算額合計		0		0		0		0		0		0		0		0		0
	総計		4,939,259,268		8,424,128,229		9,301,328,000		4,876,692,000		6,155,642,000		8,251,522,000		6,003,612,000		4,283,954,000		3,780,017,000

月分	九月分		十月分		十一月分		十二月分		一月分		二月分		三月分		支-出-額-計	備-考
支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額	支出年月日	支出額		
3582,037,000	24.11.11	3622,534,000	24.12.5	2919,175,000	25.1.17	1725,249,000	25.3.3	2,281,619,000	25.3.23	1,893,243,000	25.3.23	1,125,224,000	25.4.14	1,189,123,000		
192,809,000	24.12.5	1,599,945,000	25.1.17	831,979,000	25.2.11	1,802,281,000	-	-	-	-	25.4.28	1,092,476,000	25.4.28	1,116,089,000		
478,846,000	-	1,282,479,000	-	375,154,000	-	2,727,530,000	-	2,281,619,000	-	1,893,243,000	-	2,218,300,000	-	2,265,212,000	46,859,086,497.00	
0		0		0		0		0		0		0	25.5.31	402,733,397		昭和24年4月分より昭和25年3月分までを一括精算
0		0		0		0		0		0		0		402,733,397	4,037,333,397.67	
478,846,000		1,282,479,000		375,154,000		2,727,530,000		2,281,619,000		1,893,243,000		2,218,300,000		2,668,946,397	46,262,819,894.67	
1373,791,000	24.12.28	2,000,510,000	24.12.28	2,252,458,000	25.2.11	1,556,424,000	25.3.23	1,498,398,000	25.4.25	1,066,572,000	25.4.28	940,990,000	-	0		
-	24.12.28	(7,890円)	-	-	-	-	-	-	-	-	25.4.28	2,151,972,000	-	-		
1373,791,000	-	2,988,400,000	-	2,252,458,000	-	1,556,424,000	-	1,498,398,000	-	1,066,572,000	-	3,092,963,000	-	0	20,694,359,000.00	
0		0		0		0		0		0		0	25.5.31	1,629,229,325		昭和24年4月分より昭和25年3月分までを一括精算
0		0		0		0		0		0		0		1,629,229,325	1,629,329,325.88	
1373,791,000		2,988,400,000		2,252,458,000		1,556,424,000		1,498,398,000		1,066,572,000		3,092,963,000		1,629,229,325	22,323,688,132.58	
1,155,642,000		8,251,523,000		6,002,612,000		4,283,954,000		3,780,017,000		2,759,815,000		5,311,263,000		2,265,212,000	66,553,445,497.40	
0		0		0		0		0		0		0		2,033,062,723	2,033,062,723.55	昭和24年4月分より昭和25年3月分までを一括精算
1,155,642,000		8,251,523,000		6,002,612,000		4,283,954,000		3,780,017,000		2,759,815,000		5,311,263,000		4,298,274,723	68,586,508,220.55	

裏面白紙

調比河頭算精稅金給補調整格西(貨物補助)ノ一

品種別	区分	四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月		十二月	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
小麦	概算	28,145	92,372,613	187,169	578,220,026	201,326	3,090,255,936	178,575	2,293,289,123	120,771	2,810,208,985	225,893	3,358,185,298	171,377	2,229,638,825	125,718	1,615,007,020	129,776	1,482,469,221
	精算	11,988	1,186,069,964	187,167	2,166,514,693	201,325	3,167,828,639	178,577	2,623,765,130	120,872	2,768,984,867	226,888	3,379,507,632	171,377	2,231,118,402	125,762	1,271,798,308	121,030	1,415,040,000
玉蜀黍	概算	29,521	306,367,160	13,489	188,968,488	59,184	699,777,195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	37,637	428,594,370	13,441	182,988,591	59,194	658,651,822	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大麦	概算	2,578	74,905,527	21,292	199,929,019	24,416	178,410,313	35,225	320,447,108	45,888	462,382,157	37,496	327,178,218	78,139	679,736,535	15,942	110,241,980	22,766	162,549,111
	精算	1,558	106,770,989	21,292	196,836,368	24,415	216,244,365	35,228	325,445,351	45,888	469,199,875	37,496	331,487,202	78,463	684,306,206	15,970	75,162,564	22,766	172,992,720
小麦	概算	1,989	63,265,502	-	-	7,048	77,231,714	4,781	52,599,593	56,829	478,761,284	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	1,787	62,605,925	-	-	7,047	61,770,976	4,781	53,560,292	57,946	550,682,973	-	-	-	-	-	-	-	-
米	概算	-	-	-	-	7,800	280,648,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大豆	概算	10,125	204,916,502	42,489	762,844,510	42,966	561,467,112	2,952	82,600,539	9,721	122,127,749	20,127	569,716,319	17,205	310,180,219	9,110	178,036,359	-	-
	精算	19,229	310,658,475	42,720	391,711,823	43,071	710,614,873	-	-	5,237	183,394,781	20,507	577,122,203	19,418	302,548,843	9,843	131,498,854	-	-
小麦粉	概算	12,263	304,980,377	838	21,503,427	4,023	57,245	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	4,017	34,349,724	891	21,584,812	4,023	100,891	10,289	283,923	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糖	概算	-	-	1,430	12,495,600	2,485	12,373,253	-	-	31,433	1,565,274	750	4,398,596	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	1,122	10,621,752	3,071	1,425,593	2,425	11,531,843	31,433	1,460,825	-	-	595	2,387,993	-	-	-	-
大豆	概算	12,539	267,777,043	6,146	118,870,954	179	18,033,201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	14,415	273,448,308	6,188	119,722,520	182	73,952,286	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大豆	概算	-	-	1,408	24,930,614	-	-	-	-	-	-	12,222	17,788,178	1,002,968	19,374,583	2,416,225	76,425,993	-	-
	精算	-	-	1,407,228	24,830,169	2,158,222	54,717,681	-	-	-	-	12,222	21,118,107	1,002,968	6,703,109	2,416,225	76,218,635	-	-
小麦	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	47,628	-	-	-	-	-	-
豆	概算	-	-	2,299	146,425,760	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	2,547	65,985,105	8,197	250,134,160	-	-	-	-	-	-
牛	概算	1,552	36,297,596	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粟	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	2,074	29,548,338	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	628	6,225,677	-	-	-	-	2,074	27,922,292	2,181	2,718,265	-	-	-	-	-	-
硝	概算	-	-	17,148	385,802,704	-	-	18,244	369,609,623	20,314	307,925,394	23,648	520,259,884	12,074	177,527,198	27,986	260,495,121	18,498	172,167,108
	精算	-	-	18,545	373,658,516	7,291	194,253,263	18,244	381,112,900	20,364	384,475,344	23,648	525,529,827	12,773	178,195,598	27,986	265,622,433	18,498	175,569,360

比調

月	九月		十月		十一月		十二月		一月		二月		三月		合計		差引△過 不足額
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
110,208,885	225,853	3,338,185,208	171,377	2,227,638,425	125,718	1,155,007,020	128,176	1,482,468,295	87,783	1,080,574,316	97,571	920,342,245	87,187	1,061,207,857	1,256,311	20,576,287,652	△ 272,212,280.07
18,984,867	256,488	3,379,507,132	171,377	2,231,114,402	125,752	1,271,598,548	121,030	1,415,080,007	87,743	1,072,775,077	97,233	873,918,917	82,574	1,100,760,570	1,256,587	23,304,377,371	
-	-	-	-	-	14,405	146,662,434	25,694	282,563,328	4,954	60,250,072	7,977	95,587,730	7,957	87,915,183	165,665	1,914,137,630	157,448,613.05
-	-	-	-	-	14,405	146,550,951	25,694	279,262,643	4,984	67,333,293	7,770	56,368,510	7,928	83,250,874	174,768	2,021,486,273	
62,382,157	37,476	307,178,218	74,109	679,706,555	15,942	110,241,980	22,766	162,089,117	10,954	77,962,285	3,285	23,819,723	-	303,400	2,606,662,298	△ 384,120,187.91	
67,892,875	38,496	331,487,202	34,053	268,306,266	15,970	75,762,564	23,766	172,792,183	10,954	91,298,623	3,233	23,443,458	628,560	4,556,472	2,680,668	2,252,542,370	
71,761,242	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68,840	611,928,053	71,299,935.12
50,084,973	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78,754	733,121,958	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,342	21,855,366	4,026	15,572,202	-	-	13,168	368,036,769	△ 268,145,601.26
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,342	21,840,370	3,982	16,037,167	737,665	12,013,886	6,042	79,891,366	
22,127,789	20,127	567,716,317	17,205	210,180,214	9,110	178,036,350	-	-	-	-	-	-	-	161,720	3,051,889,294	269,843,175.37	
13,374,281	20,507	577,122,253	14,418	302,548,845	9,543	131,476,854	-	-	-	-	-	-	7,183	219,207,808	169,312	3,321,732,387	
-	-	-	-	-	45,2	9,382,876	4,617	79,546,610	5,077	105,081,059	-	-	-	-	24,244	520,891,585	△ 217,265,537.33
-	-	-	-	-	45,2	7,989,857	4,617	77,785,206	5,071	107,131,239	-	-	-	-	15,747	303,226,047	
55,274	750	4,098,576	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,977	32,322,743	△ 293,979,92
46,825	-	-	595	2,347,783	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,825	27,388,063	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,684	406,681,178	15,841,917.00
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,686	422,523,115	
1,232,242	17,788,178	100,2,969	19,374,583	2,416,225	76,435,773	-	-	-	-	-	-	-	-	8,080,265	138,419,214	100,371,054.67	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	648,828.00	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	47,028.65
-	0	47,028.65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0,777	47,028.65	
-	-	-	-	-	7,900	61,376,840	-	-	-	-	-	-	-	-	7,977	140,425,740	△ 100,425,740.00
5,895,105	4,187	250,134,110	-	-	1,720	61,280,566	-	-	-	-	-	-	-	-	1,700,680	61,276,440	314,933,592.22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,387,282	376,310,322.42	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,552	26,297,596	△ 26,297,596.00
7,548,338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,098	29,548,338	7,580,886.10
924,292	218	2,718,265	-	-	22,110	262,987	-	-	-	-	-	-	-	-	2,963	37,129,224	
9,225,344	28,644	520,259,851	17,074	177,527,100	27,986	268,405,151	18,898	172,167,108	28,058	310,846,852	29,083	710,388,781	27,974	743,257,493	237,404	4,018,216,210	△ 8,849,430.58
4,175,344	28,644	525,521,827	18,773	178,175,590	27,286	265,622,878	18,898	175,567,360	28,058	313,779,672	28,077	584,229,155	19,079	842,826,175	255,881	4,007,366,177	

裏面白紙

加重塩	概算	33,250	541,540,128	22,522	376,992,977	47,579	1,255,681,660	-	-	0,304	178,175,279	1,331	14,141,286	-	-	-	-	-	-
	精算	33,252	550,271,972	22,167	399,527,785	47,578	1,255,681,660	0,032	151,929,314	5,995	319,436,781	1,095	20,535,661	-	-	-	-	-	-
燐鉱石	概算	28,971	129,687,802	35,913	162,358,037	9,241	29,392,995	11,085	35,882,073	42,077	177,376,666	60,602	366,914,157	35,594	188,138,964	29,584	157,784,003	20,116	64,401
	精算	28,976	127,854,835	32,037	121,894,380	8,952	22,992,279	8,562	28,247,573	36,758	129,641,323	56,976	269,665,351	39,433	132,547,867	28,604	119,440,719	19,447	41,993
硫化鉄	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,024	28,076,612	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	17,170	76,363,577	-	7,924	27,089,745	-	-	-	-	-	-
鉄鉱石	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	12,964	28,301,635	5,228	14,536,287	-	-	-	-	-	-	22,932	46,928,229	37,270	57,360,969	24,962	38,397
マニラ麻	概算	4,939	242,291,907	10,656	521,470,880	9,255	428,688,500	14,115	727,956,172	1,370	66,182,820	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	28,994	1,121,912,152	-	-	-	-	10,073	479,627,320	-	-	-	-	-	382,095
生ゴム	概算	798	61,002,070	2,408	210,138,772	499	42,294,611	125	10,980,683	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	2,737	242,267,222	-	-	-	-	984	70,927,767	-	-	-	-	-	7821
タンニンエキス	概算	222	13,393,968	1,701	50,524,376	914	26,471,992	176	12,481,661	228	16,138,147	202	9,149,121	202	8,674,677	102	1,068,283	-	-
	精算	-	-	-	-	1,444	52,291,358	-	-	-	-	129	9,761,627	-	-	-	-	-	101
スツルパーク	概算	-	-	106	3,427,971	86	3,107,025	-	-	225	9,620,664	273	7,479,082	592	12,472,758	1,947	53,708,701	-	-
	精算	-	-	-	-	618	17,410,667	-	-	-	-	533	14,993,612	-	-	-	-	-	680
コブラ	概算	5,535	240,250,708	4,091	205,740,584	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソルカム澱粉	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	4,065	57,923,294	3,806	42,072,138	1,247	15,955,323	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	4,065	57,337,838	3,806	42,072,135	1,247	15,955,320	-	-	-	-
綿花	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	5,067	489,538,364	-	-	-	-	10,078	856,612,056	-	-	-	-	-	778
石炭	概算	20,182	71,909,673	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	20,314	76,914,957	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498,765
サゴ澱粉	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	469,187	2,699,247	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粉乳	概算	476	82,550,626	5,812	129,215,200	1,030	96,277,393	45,368	4,156,970	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	概算		3,552,379,269		6,385,792,227		6,799,799,080		3,920,793,000		4,791,546,000		5,282,178,000		3,751,154,000		2,722,530,000		2,291,617,000
	精算		3,183,518,387		4,334,429,375		8,184,238,050		3,688,299,806		4,712,339,855		6,405,920,608		3,157,351,907		2,246,117,602		3,152,336,700

輸入(一般物資)價格調整補給

金額算精算額

品種列	区分	四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
小麦	概算	3,760	36724008	7,563	88739033	-	-	-	-	-	-	384	384	-	-	-	-
	精算	3,760	39890381	2,563	32858305	-	-	-	-	-	-	2680	25648759	-	-	-	-
大麦	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	859	31240053	600	413148038	587	202088816
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	851	358605566	600	49080781	587	171627436
米	概算	8,392	299037110	8,470	306721445	6,288	228794551	-	-	-	-	324	13338	224	115522590	224	137471612
	精算	8,392	359100508	8,470	298497206	18,010	470462785	2,598	266718716	-	-	324	527741783	224	1118707611	224	606591511
大豆	概算	5,079	107637894	1,427	37252828	-	-	-	-	-	-	811	21061827	112	49846785	733	14578161
	精算	5,400	120729243	1,530	41085900	-	-	-	-	-	-	811	21061827	112	49846785	733	14578161
糖蜜	概算	412	4308564	-	-	-	-	-	-	-	-	1943	44643572	4668	52163048	-	-
	精算	412	4308564	-	-	-	-	-	-	-	-	1943	44643572	4668	52163048	-	-
大豆粕	概算	3,298	49035599	10,576	18164534	734	129022465	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	3,298	49942661	9,078	156778342	808	59211571	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小豆	概算	1,416	32272587	890	11245134	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	1,416	32110529	890	11221798	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ライ麦	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158	48501485	72	361285	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	137	48501485	72	361285	-	-
菜種油粕	概算	1,704	24008439	987	16328715	-	-	-	-	-	-	197	7846938	6471	31473151	-	-
	精算	1,704	23655459	987	16325039	-	-	-	-	-	-	197	7846938	6471	31473151	-	-
種子(大豆)	概算	-	-	-	-	634	11555212	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	264	11013833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粟	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	339	2721814	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	339	2721814	-	-	-	-
加里塩	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	318	2721814	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	318	2721814	-	-	-	-
燐鉱石	概算	4487	26504128	4259	283793703	4975	343308098	-	-	102783	675632704	59275	387008812	419	32780710	249	47137803
	精算	4487	26504128	4259	283793703	4975	343308098	-	-	102783	675632704	59275	387008812	419	32780710	249	47137803
鉄鉱石	概算	78578	27045855	188438	743603029	165870	608921505	181816	681229707	114463	378108162	128703	428061215	624	298704907	192	324881023
	精算	134369	432308061	169987	710746359	157197	614321807	163078	577041428	130817	413502020	94787	307070470	772	24166181	251	32104683

給補整額價格(資) 調比額算精概金

八月		九月		十月		十一月		十二月		一月		二月		三月		合計		差引△過 不欠額
数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
2680	25648959	30708	312408053	39626	413148038	17777	202888816	1931	16337732	46870	126041010	44147	200601008	187923	1608367861	291879	3845373778	1547960925
1337	7846438	6471	31473157	72600	361295	305782		72600	361295	305782		72600	361295	305782		72600	361295	305782
130877	413552020	98187	307070470	8436	105504	27877	27877	192597	27877	192597	27877	27877	192597	27877	27877	192597	27877	27877

裏面白紙

品種別	区分	四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月		
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
片麻	概算	-	-	-	-	226	26,344,200	-	-	-	-	136	707,300	-	-	-	-	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238	1,444,632	-	-	-	-	
生ゴム	概算	2,925	245,111,321	2,838	238,315,064	1,601	145,585,088	2,158	170,846,640	2,225	247,887,756	2,749	251,245,748	-	-	-	-	
	精算	-	-	-	-	5,157	45,576,435	-	-	-	-	261	22,245,748	-	-	-	-	
屑ゴム	概算	858	27,460,667	308	10,246,233	170	4,133,079	818	17,274,750	828	15,275,504	222	28,274,383	-	-	-	-	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	488	15,275,504	828	28,274,383	-	-	-	-	
タニシエクス	概算	10	619,234	17	1,087,285	756	90,201,542	322	786	5,393,730	606	5,287,923	1468	12,835,067	58	4,110,752	45	3,353,402
	精算	50	127,683,000	19,629	17,302,111	78,840	53,242,137	787	54,243,038	803	11,876,665	358	25,507,917	11,9	4,583,672	302	11,758,780	
アトルバフ	概算	442	11,609,560	1176	31,361,739	856	24,323,483	530	12,570,117	242	15,239,511	488	13,633,377	105	24,833,695	535	14,844,985	
	精算	442	11,103,535	1,116	29,765,035	856	23,333,344	530	14,438,076	242	2,359,677	488	-	14	10,301,751	39	-	
綿花	概算	-	-	-	-	777	481,227,000	-	-	-	-	455	8,725,810,000	-	-	-	-	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,054	-	-	-	-	-	
石灰	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	精算	5,1310	18,576,962	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ナニシエクス	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	381	5,741,186	-	-	-	-	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	368	2,080,474	642	3,673,229	-	-	-	-	
タニシエクス	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	717	19,6888	342	332,242	-	-	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	828	284,937	427	419,182	342	335,127	-	-	
石綿	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	精算	71	1,208,964	22	2,351,058	-	-	-	-	-	-	57	5,672,674	-	-	-	-	
粉乳	概算	172	15,112,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	概算	-	1,366,880,000	-	2,037,376,000	-	2,502,529,000	-	9,558,770,000	-	1,173,796,000	-	2,969,044,000	-	225,285,000	-	1,554,420,000	
	精算	-	1,268,124,385	-	1,907,207,720	-	17,062,874,58	-	5,886,7420	-	518,269,124	-	2,354,242,838	-	2,014,671,255	-	1,384,229,771	

品種別	区分	四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月		十二月
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
宇麻	概算	-	-	-	-	226	200	46,344	2,000	-	-	136	880	707	5,000	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生ゴム	概算	292	245,113.21	102	238,950.64	160	155,585.04	215	170,846.40	222	247,927.56	274	282,245.76	222	252,245.76	-	-	636
	精算	-	-	-	-	515	45,576.43	-	-	-	-	20	20	20	20	-	-	-
屑ゴム	概算	85	27,450.67	30	10,246.23	60	21,133.09	52	17,274.54	48	15,275.50	22	29,274.34	22	29,274.34	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タニシヤス	概算	10	619.23	17	1,208.28	75	40,201.54	79	53,935.73	82	52,872.23	148	128,350.67	58	411.75	45	338.40	650
	精算	50	12,768.30	19	12,362.11	78	53,242.71	78	54,243.03	80	66,896.67	35	25,507.97	11	8,583.61	30	14,754.78	240
7-ツルバネ	概算	44	11,609.56	72	31,361.73	85	21,322.48	80	12,590.17	74	19,239.51	48	13,633.97	10	24,838.95	53	14,824.75	-
	精算	44	11,113.35	111	29,765.05	85	23,333.34	53	14,438.07	82	23,598.75	-	-	14	10,301.75	-	-	-
綿花	概算	-	-	-	-	51	279	481,229.00	-	-	-	45	10,054	877	877,581.00	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
后炭	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	51	18,766.96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サニ粉	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106	5,761.86	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	36	2,080.47	64	3,673.29	-	-	-	-	-
タビ粉	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	19,688.8	33	332.42	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	28	2,849.37	42	4,191.84	34	335.12	-	-	-
石綿	概算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	71	12,089.44	22	2,561.88	-	-	-	-	-	-	57	5,672.84	-	-	-	-	205
粉乳	概算	17	1,112.99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	概算	-	13,868,000	-	10,373,600	-	150,252,000	-	2,558,970,000	-	137,376,000	-	2,789,040,000	-	22,529,500	-	1,556,240,000	-
	精算	-	12,681,843.5	-	1,107,107.20	-	170,628,944	-	988,674.20	-	518,269.76	-	2,354,242.58	-	20,147,125	-	1,384,227.71	-

裏面白紙

款項	一 月		二 月		三 月		合 計		差引△過 不尺額
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
-	-	-	-	-	-	-	362 ⁸⁸⁰	544375.000	△ 320046.294 ³⁵
-	-	-	-	-	-	-	1515 ¹¹⁰	234348705	
-	-	-	-	-	-	-	14750 ⁰⁰⁷⁵	1322166589	△ 92870977 ⁰⁴
-	-	-	-	-	-	-	12248 ³⁴⁵	1229375609	
-	-	-	-	-	-	-	3663 ²⁸³	120676602	△ 6781265 ⁷⁶
-	-	-	-	-	-	-	3481 ⁵⁴⁸	127457867	
27	878	1787914	-	-	-	-	2951 ⁵⁷⁰⁸	176559507	△ 392827919 ⁸⁹
-	-	-	-	-	-	307922 ⁶⁷⁴	564389418		
-	-	-	-	-	-	-	4157 ²⁴³	112771877	△ 25820997 ⁵⁴
-	-	-	695060	4721357 ⁰⁸	-	3790 ⁵⁵⁶	86950879		
-	-	-	-	-	-	-	15182 ²³⁴	1358810000	△ 1358810000
-	-	-	-	-	-	-	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	51370 ⁰⁵³	185166762	△ 185166762 ⁴³
-	-	-	-	-	-	-	1007 ²⁸¹	5761186	△ 7462 ²³
-	-	-	-	-	-	-	1207 ²⁸¹	5753723	
-	-	-	-	-	-	-	1060 ⁰⁸⁵	1029130	△ 10105 ²²
-	-	-	-	-	-	-	1060 ⁰⁸⁵	1032235	
-	-	-	-	-	-	-	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	356 ⁶⁴²	28653146	△ 28653146 ³¹
-	-	-	-	-	-	-	172 ⁵⁶²	15112990	△ 15112990 ⁰⁰
-	-	-	-	-	-	-	0	0	
-	1066572000	-	3092963000	-	0	-	20694359000	△ 1627327325 ⁸⁸	
-	1037522282 ⁰⁷	-	2471292347 ⁷³	-	3518652318 ³⁰	-	22323688325 ⁸⁸		

裏面白紙

29年 29年度決算
 1930 (83)
 1931 (84)

1917
 1918

24
 917
 2-2

國家予算に於ける剰余額の分析

項目	1. 剰余金及積立金		2. 債務償還		3. 前年度引越		4. 見込資金関係		剰余計	
	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度
1. 一般計	0	267	22,317	2,781	4,295,611	4,237,706	0	0	51,756	176,888
2. 特別会計	0	0			△ 166	△ 100			△ 166	△ 100
3. 府部庁基金	0	1,228							0	1,228
4. 府部庁基金	0	△ 154	135	845					135	△ 154
5. 府部庁基金	0	△ 222	0	500					0	1,067
6. 府部庁基金	0	0	0	1,199	△ 1	△ 1			575	1,198
7. 府部庁基金	0	0	576	75,000	△ 23,800	△ 23,800	△ 29,000	△ 29,000	80,170	12,580
8. 府部庁基金	11,367	2,148	4421	1,066	△ 4,981	△ 4,200			11,367	2,148
9. 府部庁基金	392	349	5	1					392	349
10. 府部庁基金	0	△ 2,824	0	2,590					5	△ 5,414
11. 府部庁基金	0	0	20	0					20	0
12. 府部庁基金	38	2,148	4421	1,066	△ 4,981	△ 4,200			△ 522	10,14
13. 府部庁基金	0	0	22	9	△ 18	△ 18			△ 14	9
14. 府部庁基金	0	0	97	0			△ 3,000	0	△ 290	0
15. 府部庁基金	0	0	0	25,000					0	25,000
16. 府部庁基金	0	672	981	0	△ 391	△ 1			610	671
17. 府部庁基金	0	0	0	0	△ 558	0			△ 558	0
18. 府部庁基金	0	0	0	70			△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000
19. 府部庁基金	29,048	15,294							29,048	15,294
20. 府部庁基金	618	640							618	640
21. 府部庁基金	0	0	△ 2,424	0					△ 2,424	0
22. 府部庁基金	66,464	56,495	6,268	106,480	△ 3,349	△ 2,320	14,000	15,000	104,283	175,655
23. 府部庁基金	0	0	0	46,633					0	46,633
24. 府部庁基金	19	0	0	1,273					0	1,293
25. 府部庁基金	19	0	0	0			△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
26. 府部庁基金	19	0	0	47,906			△ 14,000	△ 15,000	△ 3,981	△ 3,906
27. 府部庁基金	66,483	56,762	12,805	158,167	△ 5,3910	△ 2,6056	0	0	143,58	188,73
小計										
合計										

原交	原用
1810	350
280	2000
90	2501
6	
365 (250)	
050 (200)	
775	
199	
110	
866	

21 068 848
 100 570

嚴
秘

改正關稅率表(案)

三四、九、一九
關枝第三四五二号



192

税番	品名	現行税率	改正税率
三、六	落花生 甲、脱殻せざるもの 乙、其の他	百分大八 二、四三	五〇
二、五	菓子及芥子	一、一四	五〇
三、二	茶	八、一〇 六、九五	三〇
三、三	マーテその他の茶代用物	四五%	三〇
六、一	着酒	百利 三三、九二	五〇
六、二	支那酒	一〇〇%	五〇
六、三	麦酒	一〇〇%	五〇
六、四	葡萄酒	百利 三三、九二 一〇〇、五五	五〇
六、五	ミャンパンその他のスパークリングワイン	二、九五 九、九六	五〇
六、六	別号に掲げざる酒類	百利 九、九六	四〇

石印 10%
紙 20%
印 17#

石印 10%
紙 20%
印 17#

石印 (153) 0%
全額輸入 → 口の上の向題あり
ホーランド (170) ト - 58 = 200
苛性ナリ (164) 5% → 10%
611 (4) 併合
ソート 一 90 右 20%
原料 塩 75
700 0510 4-5
500 10 10 50 20%

漆 115 15% →
樹脂 (123) 5%
(塩 100 - 1)
(612)
木材 370 477
2 210 (12) 1 3000 (4200)

(271) 1.7 = 2.1 = 7200 0%
3619 1.1 22 用 7200
塩 49 他 31 74
自 40 - 印 30

(12)

税番	品名	現行税率	改正税率
一一七	石鹼 一、薫香を付したるもの 二、其の他	一〇〇% 一〇〇%	三〇% 三〇%
一一八	薫香を付したる油脂蠟燭及其の製品	一〇〇%	三〇%
一一九	香水	一〇〇%	四〇%
一四五	阿膠	四二五	一〇〇%
一四六	ゼラチン	二二〇	一〇〇%
一四七	冥膠	九五九八	一〇〇%
一五三	硼酸	四四五	一〇〇%
一五八	アスピリン	一一三	一〇〇%
一六六	重炭酸曹達	一三八	一〇〇%
一九四	アセトン	二四二	一〇〇%

税番	品名	現行税率	改正税率
一九七	酒精	一六二	三〇
二〇二	乳糖	一五一	一五
二〇三	サツカリン其の他類似の甘味物	八	二
二〇五	龍腦、其方又人造龍腦	一〇〇%	二〇
二一九	酒精劑 一、フルクトエッセンス、リキユール 二、其の他	リットル九 一六二	二〇 二五
二二〇	人造麝香	二五〇	二〇
二二〇	入造麝香	三五〇	二〇
二二〇	ケトン	三五〇	二〇
二二一	ヴァニリン其の他別号に掲げざる類似の薫香性化学薬	一〇〇%	二〇
二二二	歯磨粉、歯洗薬	一〇〇%	二〇

税 号	品 名	現行税率	改正税率	改正率
二二三	化粧粉の他別号に掲げざる調製菓 香類	一〇〇%	四〇	三五
二二六	線香	一〇〇%	四〇	三五
二二六	アラスト	内装夫 八〇% 五元	二〇	二〇
二二四	人造香料	一〇〇%	二〇	二〇
二二四	煙火	一〇〇%	四〇	三五
二四三	人造藍	五〇	二五	二五
二四三	合成染料	一〇〇%	二五	二〇
二五六	漆	一〇〇%	二五	二〇
二六〇	靴屋	六二八	二五	二〇
二六一	当草	各器夫 一八三六 グロス 二五 五〇%	二〇	一五

税 号	品 名	現行税率	改正税率	改正率
二六二	インキ 一、字字用又は筆記用のもの 二、印刷用のもの 甲、液状又は泥状のもの 甲ノ一、樽入のもの イ、黒色のもの ロ、其の他 甲ノニ、其の他 乙、固形のもの 三、其の他	各器夫 一〇二七	二〇	一五
二六三	墨及朱墨	四六五	一〇	一〇
二六四	墨	二五%	二〇	二〇
二六四	墨及朱墨	二五%	二〇	二〇
二六五	アークスト、カラダアークスト、ペイント	一四九八五 各器夫 一〇二七	二〇	一五

税番	品名	現行税率	改正税率
二六六	ペイント	七、八三 一、三三 二、二二	一、五
二七三	絹糸 ^長 十メートルの重量三グラムを超えざる絹線	五、九二 九、四三 三、〇〇	七、五
二八三	毛織糸	三、二五 一、五〇	一、〇
二八四	毛織糸	一、七五	一、〇
二九一	別号に掲げざる織糸(絹糸、人造絹糸、又は金属の糸の)	一、〇〇	一、〇
二九八	絹織物	二、四八 一、八五	一、〇

二九九	亜麻、苧麻等の織物其の交織物及比等の織維と綿との交織物	一、天窓織等のパイル織物	三、縮織布	四、平織布、絞織布又縮織布	甲、黄麻布	乙、綿と交織の糸	丙、其の他	五、其の他
	一、九三 〇、六三 %、九七		二、〇〇	二、〇〇		一、〇一 〇、八二 %、〇〇	一、〇一 〇、八二 %、〇〇	一、〇一 〇、八二 %、〇〇
	一	一	一	一	一	一	一	一
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	一	一	一	一	一	一	一	一
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

税番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
三〇八	三ツエーリング	一〇〇%	二五	二五
三〇九	甲 縮製又は縮入のもの 乙 其の他 五 其の他	一〇〇%	二〇	二〇
三〇八	甲 縮製又は縮入のもの 乙 其の他	一〇〇%	二五	二五
三〇八	別布	一〇〇%	二〇	二〇
三〇九	防水布	一〇〇%	二〇	二〇
三〇九	一 縮製又は縮入のもの 二 其の他	一〇〇%	二五	二五
三〇九	護膜入布及護膜紐類	七〇・五七	一五	一五
三〇九	一 幅ハセンチメートルを超えたるもの	七〇・五七	一五	一五

14

三二四	手巾	一 縮製のもの 二 亞麻製のもの	一〇〇%	二五	二五
		甲 織りたるもの イ 縮入のもの ロ 其の他 ハ 其の他 ニ 縮入のもの 三 其の他	一〇〇%	二五	二五
		百 六五七四	一〇〇%	二五	二五
		一〇〇・九九	一〇〇%	二五	二五

15

200

税番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
三二五	四、絹製又は絹入のもの 浴巾	一〇〇% 一〇五、四三% 二五、三%	三〇	二五
三二六	フランケット	六六、四三	二〇	一五
三二七	依髭	八〇、〇% 八七、六五%	三〇	二五
三二八	地氈	二五、五%	三〇	二五
三二九	ターバルクロース		三〇	二五
	一、絹製、絹大麻製又は絹質麻製のもの	一、二七〇	一五	一五
	二、亜麻製又は綿亞麻製のもの	一〇〇%	三〇	二五
	三、毛製又は毛綿製のもの	二五九、二〇	二五	二五

税番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
三三〇	窓掛	一〇〇% 八三五	三〇 二五	二五
	一、毛製又は毛綿製のもの	三五%	二五	二〇
	二、絹製、絹入のものか金屈線を用いたるもの又は刺繍したるもの	一〇〇%	三〇	二五
	三、其の他	三〇、三五%	二五	二〇
三三一	トリムシング			
	一、リボン、レース、小袋、平紐、文			
	二、紐類			
	三、絹製絹入及貴金属、貴金属			

品名	三三三	三三六	三三五	三三三	三三四	三三五
一、鍍製、鍍入又刺繍したるもの 貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、 寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙、 若し象牙を加へたるもの	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	三五%	一〇〇%
二、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
三、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
四、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
五、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
六、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
七、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
八、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
九、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%
十、其の他	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%	二五%

品名	現行税率	改正税率	改正税率
一、鍍製、鍍入又貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙、若し象牙を加へたるもの	一〇〇%	五〇	四〇
二、其の他	一〇〇%	三〇	二五
三、其の他	一〇〇%	三〇	二五
四、其の他	一〇〇%	三〇	二五
五、其の他	一〇〇%	三〇	二五
六、其の他	一〇〇%	三〇	二五
七、其の他	一〇〇%	三〇	二五
八、其の他	一〇〇%	三〇	二五
九、其の他	一〇〇%	三〇	二五
十、其の他	一〇〇%	三〇	二五

税番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
三四六	服衣			
	一、メリヤス製のもの	二五%	二〇%	二〇%
	甲、綿製のもの	二五%	二〇%	二〇%
	乙、毛製又は毛織製のもの	二五%	二〇%	二〇%
	丙、絹製又は絹入のもの	一〇%	一〇%	一〇%
	丁、其の他	二五%	二〇%	二〇%
	二、其の他			
	甲、絹製又は絹入のもの	一〇%	一〇%	一〇%
	乙、其の他	二五%	二〇%	二〇%
三四六のイ	手袋			
	一、草製のもの	一〇%	一〇%	一〇%
	二、草と他物とを以て製したるもの	一〇%	一〇%	一〇%

三四九	三、絹製、亜麻製等のもの	一〇%	二五%	二五%
	甲、絹製又は絹入のもの	一〇%	二五%	二五%
	乙、其の他	一〇%	二五%	二五%
三四〇	足袋			
	一、綿製、毛製又は毛織製のもの	二五%	二〇%	二〇%
	二、亜麻製又は綿亜麻製のもの	一〇%	一〇%	一〇%
	三、絹製又は絹入のもの	一〇%	一〇%	一〇%
	四、其の他	一〇%	一〇%	一〇%
	肩掛又は襟巻			
	一、マフラー	一〇%	一〇%	一〇%
	二、其の他	一〇%	一〇%	一〇%
	甲、綿製、亜麻製等のもの	一〇%	二五%	二五%
	乙、絹製のもの	一〇%	二五%	二五%

花番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
三五〇	丙、絹織物のもの 丁、毛皮製、毛皮付、羽毛製又は羽毛織物のもの 灰 其の他	一〇〇% 一〇〇% 一〇〇%	三〇% 五〇% 三〇%	二五% 四〇% 二五%
三五一	襟飾	一〇〇%	三〇%	二五%
三五二	袴 袴釣 衣服用ベルト	一〇〇% 一〇〇% 一〇〇%	三〇% 三〇% 三〇%	二五% 二五% 二五%
三五三	一、貴金属、貴金属を鍍したる金属、 貴石、半貴石、真珠又は珊瑚を用いたるもの 二、其の他	一〇〇% 一〇〇%	三〇% 五〇%	二五% 四〇%

花番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
三五三	スリッパ、サスペンダー、ストッキング、サスペンダー類	一〇〇%	三〇%	二五%
三五四	帽子及帽体 一、貴金属、貴金属を鍍したる金属、 貴金、半貴石、真珠、珊瑚、羽毛、 送花筆を用いたるもの 二、其の他	一〇〇% 一〇〇%	三〇% 三〇%	二五% 四〇%
	甲、絹製又は絹織物のもの 乙、フェルト製のもの	一〇〇% 一〇〇%	三〇% 三〇%	二五% 二五%
	丙、パナマ、トロリー其の他類似の植物纖維製のもの	一〇〇%	三〇%	二五%
	丁、麥稈製、経木製又は其の混製のもの	一〇〇%	三〇%	二五%

品名	現行税率	従前税率	品名
丁、其の他 内護謄製のもの	一〇〇%	三〇	一、其の他
三、支那靴	四〇%	一〇	内護謄製のもの
四、護謄製被覆靴	三〇%	二五	五、スリッパ
五、スリッパ	八二・四八	一〇	甲、草製のもの
甲、草製のもの	一〇〇%	三〇	乙、布帛製のもの
乙、布帛製のもの	一〇〇%	三〇	丙、其の他
丙、其の他	一〇〇%	三〇	内護謄製のもの
内護謄製のもの	四〇%	一〇	大其の他
大其の他	一〇〇%	三〇	内護謄製のもの
内護謄製のもの	四〇%	一〇	

品名	現行税率	従前税率	品名
戊、其の他	一〇〇%	三〇	靴、其の他の履物
靴、其の他の履物	二八・四七・九一	三〇	一、長靴
一、長靴	一〇〇%	三〇	甲、草製のもの
甲、草製のもの	一〇〇%	三〇	乙、護謄製のもの
乙、護謄製のもの	一〇〇%	三〇	丙、其の他
丙、其の他	一〇〇%	三〇	三、短靴
三、短靴	一〇〇%	三〇	甲、草製のもの
甲、草製のもの	一〇〇%	三〇	乙、布帛製のもの
乙、布帛製のもの	一〇〇%	三〇	丙、其の他
丙、其の他	一〇〇%	三〇	靴製又は縫製のもの
靴製又は縫製のもの	一〇〇%	三〇	

巻番	品名	現行税率	改正税率
三五六	靴包	一〇〇%	二〇
三五七	短包	七三・五七 一八四・九五七 三五%	二〇
三五八	バックル、フック及び類	四三・二〇 四八・五〇 三五%	二〇
三五九	身近な金貨類	一〇〇%	四〇
三六〇	別号に掲げざる衣類、同種品及其の類 一、縫製、絹人多製したるもの 毛皮製、毛皮付、羽毛製等 二、其の他	三五 一〇〇%	二五 四〇 二五

三六一	紙類	〇〇・二七	五
三六二	印刷用紙（二、三、イ其の他のうち一平方メートルの重量五十八グラムを超えざるものを除く）	二二・〇 八・九	一〇
三六三	筆記用紙	大〇・一四	一〇
三六四	印刷用紙	一〇・一二	〇
三六五	印刷用紙	大六一	〇
三六六	印刷用紙	二八・三五	〇
三六七	包装用紙及熨斗用紙	二四・〇	〇
三六八	煙草用紙	三〇%	〇
三六九	壁紙	一九・四四	〇
三七〇	板紙	二・三六	〇
三七二	模造日本紙及チツシエトペーパー	四・三八	〇

三八〇	百紙帳簿	二七	一五	一五
三八一	書式類	近	一三	一三
三八二	書式用紙	四六	一五	一五
三八三	封筒	三四	一五	一五
三八四	アルバム	四二	一五	一五
三八六	一、堂表装のもの 二、布帛表装のもの 三、紙表装のもの 四、其の他	一 一 一 一	三 三 三 三	二 二 二 二
三八七	カーボンペーパー	八二 四〇 九一 四一	二 二 二 二	二 二 二 二

三七三	洋紙 一、金屋の箔若は粉を用いたるもの等 二、其の他	一 四	二 三	一 一
三七六	洋紙	二	三	一
三七八	別号に掲げざる紙 一、金屋の箔又は粉を用いたるもの 二、書金屋を用いたるもの 三、其の他	一 一 一 一	二 二 二 二	一 一 一 一
三七九	ペーパー、レース、及ペーパーボータ	一 一 一 一	二 二 二 二	一 一 一 一

税番	品名	現行税率	改正税率	改正率
三八八	金剛砂紙	八三〇	一〇〇	一〇
三九〇	骨牌	一〇〇	五〇	五〇
三九一	字真	五〇	二五	二五
三九二	書函(印刷したるもの)	五〇	二五	二五
三九三	カードカレンダー及びロックカレンダー	五〇	二五	二五
三九四	繪葉書	五〇	二五	二五
三九五	クリスマスカード類	一〇〇	三〇	三〇
四〇一	別号に掲げざる鐵製品及アルプ製品 ※貴品石及別号に掲げざる半貴石製品	三五	二〇	二〇
四一三	一、五、切らざるもの又は鑿かざるもの (其の他)	一〇〇	二〇	二〇

税番	品名	現行税率	改正税率	改正率
四一五	琥珀及琥珀製品	一〇〇	二〇	二〇
四一六	一、エを加へざるもの ニ、其の他(其の他) メーアシヤム、人造メーアシヤム 及同製品	一〇〇	二〇	二〇
		一〇〇	二〇	二〇
		一〇〇	二〇	二〇
四三〇	コークス	一〇〇	二〇	二〇
四三一	磚炭	一〇〇	二〇	二〇
四三九	別号掲げざる陶磁器 一、貴金屬又は貴金屬を鑲したる金屬 を用いたるもの	五〇	二〇	二〇

税 号	名	現行税率	改正税率	改正理由
四五二	二其の他 甲 電氣用のもの 乙 其の他	二五% 一四% 一六%	一五% 一〇% 一〇%	＝ ＝ ＝
四五三	眼鏡 一 貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬 表示又は電甲の縁又は柄を有す るもの 二 其の他	一〇% 三五%	五% 五%	＝ ＝
四五四	硝子鏡			

税 号	名	現行税率	改正税率	改正理由
四五二	二其の他 一 貴金屬又は貴金屬を鍍したる金屬 を用いたるもの 二 其の他 甲 フニクスシリカ製のもの 乙 其の他 丙 電氣用のもの 丁 其の他	一〇% 三五% 一〇% 二五% 一〇%	五% 五% 一五% 一五%	＝ ＝ ＝ ＝
四五三	一 貴金屬又は貴金屬を鍍したる金屬 を用いたるもの 二 其の他	一〇% 三五%	五% 五%	＝ ＝
四五四	硝子鏡			

税番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
	甲、鉄炭 乙、スベリゲルマイゼン等の不可 銀佐鉄合金	〇・三六	〇	〇
	丙、其の他	〇・六七	〇	〇
	ニ、條及竿	一・四八	〇	〇
	三、レール	一・二八	〇	〇
	四、ワイヤロッド	一・三〇	〇	〇
	五、板（塗素鋼板を除く）	一・八四	〇	〇
	六、線	一・五〇	〇	〇
	六、リードワイヤ	二・五〇	〇	〇
	八、全重量百分中炭素の重量〇・七五以上	一・五〇	〇	〇

四六五、一	鉛（塊及錠）	一・五〇	〇	〇
四六六、一	錫（塊及錠）	一・三三	〇	〇
四七五	鍍金銀したる金屋	一・〇〇	〇	〇
四八九	鍍	一・〇〇	〇	〇
	九、帯	一・七五	〇	〇
	十、パラゴンワイヤ	一・五〇	〇	〇
	十一、鐵素系複合線	一・四二	〇	〇
	十二、バーブドワイヤ	一・二五	〇	〇
	十三、鋼及管	一・三三	〇	〇
	十四、鋼及管	一・八四	〇	〇
	十五、鋼及管	一・三三	〇	〇
	十六、鋼及管	一・三三	〇	〇
	十七、鋼及管	一・三三	〇	〇
	十八、鋼及管	一・三三	〇	〇
	十九、鋼及管	一・三三	〇	〇
	二十、鋼及管	一・三三	〇	〇

一、鍍金銀を用いたるもの又は貴金属

税番	品名	現行税率	改正原案	改正案
四九一	一、金銀又は白金製のものの 二、鍍金したるもの 三、其の他 儀用時計用鏡、眼鏡用鏡其の他身並症 飾用鏡	一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇%	一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇%	一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇%
四九二	コック及バルブ類 一、卑金鍍を鍍したるもの 二、其の他 甲、鉄製のもの	一、〇、六、三、四% 一、〇、〇、〇% 一、〇、〇、〇% 一、〇、〇、〇%	一、〇、六、三、四% 一、〇、〇、〇% 一、〇、〇、〇% 一、〇、〇、〇%	一、〇、六、三、四% 一、〇、〇、〇% 一、〇、〇、〇% 一、〇、〇、〇%

税番	品名	現行税率	改正原案	改正案
四九三	一、青銅製又は青銅製のものの 二、其の他 蝶鍍、バントフック及カ、窓、家具、 等に用いる金具 一、貴金属を用いたるもの又は貴金属 を鍍したるもの 二、卑金属を鍍したるもの 三、其の他 甲、鉄製のもの 乙、鍍金製又は白金製のもの 丙、其の他	六、一、四、二% 二、五% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇%	六、一、四、二% 二、五% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇%	六、一、四、二% 二、五% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇% 一、〇、〇%
四九四	鏡及鍍 一、貴金属を用いたるもの又は貴金属	二、五% 七、四、三、八% 一、五、五、二%	二、五% 七、四、三、八% 一、五、五、二%	二、五% 七、四、三、八% 一、五、五、二%

税番	品名	現行税率	改正原案	改正案
四九六	を鍍したるもの ニ字金屬を鍍したるもの 三其の他	一〇〇% 三〇%	五〇% 二〇%	四〇% 二〇%
四九六	甲鉄製のもの 乙、真鍮製又は青銅製のもの 丙、其の他	二七〇% 二四五% 二五%	一〇% 一〇% 一〇%	一〇% 一〇% 一〇%
四九六	工器具、農具及同部出品 又物（別号に掲げざるもの） 一、貴金屬を用いたるもの又は貴金屬を鍍したるもの 二、其の他	一〇〇% 五九六二七〇% 一〇〇%	五〇% 一五% 一〇%	四〇% 一五% 一〇%

品名	現行税率	改正原案	改正案
甲、ポケットナイフ イ、板に象牙、眞珠貝、若中ハ フ、甲を用いたるもの又は珪 硝を施したるもの ロ、其の他	一〇〇% 一〇〇% 一〇〇%	五〇% 五〇% 五〇%	四〇% 四〇% 四〇%
乙、テーパーナイフ イ、板に象牙、眞珠貝若ハベ 甲を用いたるもの珪硝を施 したるもの ロ、其の他	二〇五% 二〇五% 二〇五%	二〇% 二〇% 二〇%	一〇% 一〇% 一〇%
丙、剃刀 丁、其の他	五〇% 三五%	二〇% 二〇%	一〇% 一〇%

五二五	列号に掲げざる金銀製物品	三五%	二	二
五二四	鉄製品	三五%	二	二
五二三	アルミニウム製品	二七・四田	二	二
五二二	銅製品、真鍮製品、青銅製品	二七・四田	二	二
五二一	貴金屬製品及貴金屬を用い又は貴金屬を鍍したる金銀製品	一〇・〇%	五	四
五一六	ラゲエートル	三五・五二	一五	一五
五一四	ストーヴ及同部分品	二二・三三 二二・三三 二二・三三	一	一
	一金製のもの ニ其の他	九・〇田 二・三三	二五	二〇

五〇六	筆、筆嘴	三五%	一	一
五〇五	四本の他	三五・六一五	一	一
五〇四	ニ、縫衣機用針	六二・六田	一	一
五〇三	ニ、縫衣機用針	六二・六田	一	一
五〇二	ニ、縫衣機用針	六二・六田	一	一
五〇一	ニ、縫衣機用針	六二・六田	一	一
五〇〇	ニ、縫衣機用針	六二・六田	一	一

総番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
五三三	半寶石、真珠、珊瑚、象牙、象牙又は貝殻を用いたるもの	一〇〇%	五〇%	四〇%
五三四	二其の他	二七、二五	二〇%	一五%
五三五	望遠鏡	四一八	一〇%	一〇%
五四七	顕微鏡及部品	二〇%	一〇%	一〇%
五四七	電池	三三、三五	一五%	一五%
五五〇	金銀装飾機、計算機、其の他類似のもの	三〇、三三	一五%	一五%
五五〇	の同部品	二六、六〇	一五%	一五%
五五二	タイプライター及同部品	四〇%	二〇%	二〇%
五五二	幻燈器、活動字寫字器及同部品			
五五三	空軍器			

総番	品名	現行税率	改正税率	改正税率
五五四	一、活動字寫字用のもの	四〇%	三〇%	二五%
五五五	二、其の他	五〇、一〇〇%	四〇%	三五%
五五六	字寫器部品	三〇、一〇〇%	二〇%	二〇%
五五六	一、レンズ	四〇%	二〇%	二〇%
五五六	二、カメラ	三〇%	二〇%	二〇%
五五六	甲、活動字寫字用のもの	四〇%	二〇%	二〇%
五五六	乙、其の他	五〇、一〇〇%	三〇%	二五%
五五六	三、其の他	五〇%	三〇%	二五%
五五六	音響器	四〇%	三〇%	二五%
五五六	音響器部品及附屬品	四〇%	三〇%	二五%
五五六	樂器	四〇%	三〇%	二五%
五五八	樂器部品及附屬品	四〇%	三〇%	二五%

五八八	縫衣機	一、自動車のもの 二、自転車用のもの	四八〇 三五〇	二〇	二〇
五九三	送風機		三〇〇 二〇〇	一〇	一〇
六〇五	機械部分品		二六〇 一五〇	一〇	一〇
六一二	木材	一、単に切り、挽き又は割りたるもの 甲ノ一、花梨木、黄楊木 甲ノ二、欒刀木、紅木、紫檀及黒檀	三〇〇 一〇〇	二〇	二〇

五五九	電信機、電話機及同部分品 (放送無線電話聴取用のもの)		四〇〇 七〇〇	二〇	二〇
五六三	自動車		四一七 六一五	三〇	二五
五六四	自動車部分品		四一七 六一五	二〇	二〇
五六五	自転車	一、モーターサイクル 二、其の他	二四七 六三六	三〇	二五
五六六	自転車部分品		二四七 六三六	二〇	二〇
五七六	内燃機関		三三六 三五〇	一五	一五

税番	品名	現行税率	改正案	改正案
六二四	二、其の他 丁、花梨木、黄栌木 灰の内、鉄力木、紅木、紫檀及 黒檀	四〇%	三〇	二五
	傘柄、杖、鞍及其の手 一、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、 貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙 又は鍍甲を用いたるもの	一〇%	三〇	二五
六二五	一、銅製又は銅入りのもの 二、紙製のもの	一〇% 一六、四七	三〇 二〇	二五 二〇
	三、其の他	一〇%	二〇	二〇

六二六	木製品 三、其の他 一、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、 貴石、半貴石、眞珠、象牙又は鍍 甲を用いたるもの 二、其の他 甲、花梨木、鉄力木、黄楊木、紅 木、紫檀及黒檀の製品 乙、其の他	三五% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇
六二九	製品 インダイヤラツバ製品及ガタパーチマ	三三% 三三% 三三% 三三% 三三% 三三%	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇

税番	品名	現行税率	改正税率	改正案
六三二	一、インディアラツバー液 ニ、インディアラツバーペースト、レクレーム ドインディアラツバー其の他バル カニゼーシヨンを施さざるインデ イアラツバー 四、其の他	二五%	五	五
	メリユロイド及同製品	六、八一	五	五
	一、塊、條、帶、竿、板及管の類、 二、櫛	内装未 七五、六〇 四七、九二五	二	一五

59

税番	品名	現行税率	改正税率	改正案
六三二	三、其の他	三五%	二	二
六三三	層刃のセリユロイド	五六、〇〇	二	一五
六三四	一、貴金屬、貴金屬、を鍍したる金屬、 象牙又は象牙を用いたるもの 二、其の他	一〇〇% 三五%	五 二	四 二
六三五	一、安全燈 二、航燈 三、白熱燈、燈球 四、ソケット及シールドホルダー 五、瓦斯マントル 六、医療用ランプ	二〇% 二〇% 一七、二八 一一、四六 七、一五 二〇%	一 一 一 一 一 一	〇 〇 〇 〇 〇 〇

58

58

税 卷

品

名

現行税率

改正税率

改正税率

六三六

六三六
字印用フイラム
字印用フイラム
一、紙を性したもの
二、活動字印用のもの
三、エツキス用のもの
四、現象したもの
五、内、活動字印用のもの
六、エツキス用のもの
七、其の他
八、内、活動字印用のもの
九、エツキス用のもの
十、其の他
十一、内、活動字印用のもの

四	三	二	一	二	三	四	三	二	一
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

六三八

六三八
造花及同部分品
化粧具匣

六三九

六三九
化粧具匣

六四〇

六四〇
ビリヤード、テニス、クリケット、象棋

棋

其の他の遊戯及同附産品
一、テニス具、野球具等の户外运动具
二、同附産品
三、其の他

テニス具、野球具等の户外运动具
同附産品
其の他

テニス具、野球具等の户外运动具
同附産品
其の他

テニス具、野球具等の户外运动具
同附産品
其の他

テニス具、野球具等の户外运动具
同附産品
其の他

テニス具、野球具等の户外运动具
同附産品
其の他

テニス具、野球具等の户外运动具
同附産品
其の他

テニス具、野球具等の户外运动具
同附産品
其の他

六四一

六四一
鏡具

六四二

六四二
列号に掲げざる物品
其の他

列号に掲げざる物品
其の他

列号に掲げざる物品
其の他

列号に掲げざる物品
其の他

列号に掲げざる物品
其の他

列号に掲げざる物品
其の他

四	三	二	一	二	三	四	三	二	一
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

税番	品名	現行税率	改正案	改正案
	辰、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙又は象牙を用いたるもの 又、其の他	一〇〇% 三五%	五〇% 二〇%	四〇% 二〇%

54

24
9.19
2-2

対日援助見返資金特別會計收支状況表

24.9.19

1. 収入状況

区分	輸入 年月	単価 格	数量	現在借換算額	繰上 入 金額	繰上 入 金額
特別會計金計額	4.8.1	38,092.625	25	3,208,312.60		0.3 繰上算入
第1回繰上	4.8.30	4,243.024	37	1,128,334.97372	6.30	7.1
第2回繰上	4.8.1	48,679.108	25	17,624,479.97000	7.29	8.1
第3回繰上	4.8.6	94,943.70148	360	17,119,732.63240	9.13	9.15
利息収入		136,149,549.36		46,123,329.610		
合計						
						11,785,000.00
						46,135,114.611

2. 支出状況

使途	年間計画額		同左解除承認額		同左中実行済額	
	金額	日付	金額	日付	金額	日付
(A) 日本国労働工事助成費	1,700,000,000	00.7.25				
第1回貸付			5,619,000,000	00.7.25	5,619,000,000	00.7.25
第2回貸付			3,165,000,000	00.8.19	3,165,000,000	00.8.20
第3回貸付			1,298,000,000	00.9.2	1,298,000,000	00.9.5
計			10,082,000,000	00	10,082,000,000	00
(B) 労働通信特別会計 建設費	12,000,000,000	00.7.25				
第1回公債引受			1,372,000,000	00.7.25	1,372,000,000	00.7.25
第2回 "			2,597,000,000	00.8.19	2,597,000,000	00.8.22
第3回 "			4,312,000,000	00.9.2	4,312,000,000	00.9.5
計			8,281,000,000	00	8,281,000,000	00
合計	27,000,000,000	00	18,363,000,000	00	18,363,000,000	00

3. 余裕金状況

(A) 余裕金現在高	27,772,114,611.00
同上一時運用額	24,879,750,000.00
(内部) 第1回食糧証券(4月5日)	9,440,200,000.00
第2回 " (9月15日)	14,939,550,000.00
(B) 第1回全残高	2,892,364,611.00

裏面白紙

(8月分) 仮申請書提出状況 (24.9.19)

業種	種	件数	申請金額(百万円)	年間申請額	当本業(年間)
電力	刀	4	749	1,511	1,289
石炭	炭	5	718	1,173	1,145
海運	運	1	219	292	300
硫酸	化	4	453	795	595
肥料	料	3	103	298	220
化学	品	1	40	150	150
水産	産	1	23	23	18
8月計		19	2,305	(年間計) 4,242	(年間計) 3,717

(9月分).....9月17日受付分迄)

電力	2	5,197	11,253	11,253
石炭	6	307	624	624
肥料	2	80	217	80
化学	2	175	423	280
製鉄	2	2,181	3,742	3,484
水産	1	37	17	17
9月計	15	7,947	(年間計) 6,246	15,738

8月9月総計.....9月17日現在

電力	6	5,946	12,764	12,542	16. (92線)
石炭	11	1,025	1,797	1,769	36
肥料	5	183	515	300	7
硫酸	4	453	795	595	4
化学	3	215	573	430	9
製鉄	2	2,181	3,742	3,484	10
海運	1	219	292	300	4 外建
水産	2	30	40	35	6
8月9月総計	34	10,252	20,518	19,455	16. 1

註(英文仮申請書は、受付と同時に司令部に持込むこととした。2.大口の基礎産業として、日暮(9.13受付)日鉄(9.17受付)等につきは特に速急に処理すべく努力中
3.他の資金の調達し、取下げたもの.....1社
4.他の資金に.....1社(提致せしもの35)

一般會計 昭和24年度 第三四半期 附屬表

經濟安定本部所管

昭和24年9月22日調整

科 目 (物 細 片)	当初予算額	流 用 額			差引予算額	節 減 額	予算現額
		増 額	減 額	差 引 計			
樹 格 調 整 費	202,200,000	19,076,908	△ 19,076,908	0	202,200,000	32,763,644	169,436,356
安定帶物資価格調整費	100,200,000	19,076,908	△ 19,076,908	0	100,200,000	12,513,644	87,686,356
特定産業向石炭価格調整補給金	36,500,000	9,845,292	△ 16,376,908	△ 6,531,816	29,968,184	9,142,124	20,826,060
補助負担金及交付金							
石炭価格調整補給金	36,500,000	0	△ 16,376,908	△ 16,376,908	20,123,092	7,149,542	12,973,550
船舶運管会補助	0	2,041,917	0	2,041,917	2,041,917	0	2,041,917
他会計へ繰入							
貿易特列会計へ繰入	0	7,803,175	0	7,803,175	7,803,175	1,992,582	5,810,593
炭鋼価格調整補給金	41,600,000	4,211,999	△ 2,700,000	1,511,999	43,111,999	13,195,666	41,792,433
補助負担金及交付金							
鉄鋼価格調整補給金	41,600,000	1,511,999	△ 2,700,000	△ 1,188,001	40,411,999	1,197,566	39,214,433
他会計へ繰入							
貿易特列会計へ繰入	0	2,700,000	0	2,700,000	2,700,000	122,000	2,578,000
銅価格調整補給金							
補助負担金及交付金							
銅価格調整補給金	2,800,000	0	0	0	2,800,000	1,400,000	1,400,000
肥料価格調整補給金							
補助負担金及交付金							

(1)

24
9.22
2-2

裏面白紙

肥料価格調整補給金	17400000	4996082	0	4996082	22396082	365619	22030463
ソーダ価格調整補給金							
補助員担金及交付金							
ソーダ価格調整補給金	1900000	23735	0	23735	1923735	286335	1637400
前年度安定価格物資単価調整費							
前年度安定価格物資単価調整補給金							
補助員担金及交付金	15000000	0	0	0	15000000	0	15000000
石炭価格調整補給金	4685097	0	0	0	4685097	0	4685097
鉄鋼価格調整補給金	5236776	0	0	0	5236776	0	5236776
非鉄金属価格調整補給金	403336	0	0	0	403336	0	403336
肥料価格調整補給金	3880452	0	0	0	3880452	0	3880452
ソーダ価格調整補給金	599878	0	0	0	599878	0	599878
石炭採集従業員賃金補給金	194461	0	0	0	194461	0	194461
輸入物資価格調整費							
輸入物資価格調整補給金							
他会計へ繰入							
貿易特別会計へ繰入	83300000	0	0	0	83300000	20250000	63050000
塩価格調整費							
塩価格調整補給金							
他会計へ繰入							
専売局特別会計へ繰入	3700000	0	0	0	3700000	0	3700000

(2)

裏面白紙

B

50

参考資料 第一表

昭和24年度國庫財政收支表

(單位 億円)

	予算額	4月	5月	6月	1/4計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3/4計	4/4計	24年度合計
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
(I) 一般会計収入														
1. 税金	5,849	(415)	(329)	(352)	(797)	486	469	380	363	370	363	1,235	1,195	4,150
租	5,146	(326)	(224)	(332)	(682)	445	420	350	310	320	320	1,115	1,050	3,645
その他	703	(89)	(85)	(60)	(161)	40	49	30	53	50	43	120	145	505
2. 流用現金														
専賣基金	1,200	(104)	(255)	112	(221)	101	103	120	62	70	26	291	191	72
3. 収入計	7,049	(519)	(584)	(440)	(1,018)	586	572	500	425	440	389	1,526	1,386	4,877
4. 支出	7,047	(367)	(393)	435	(1,185)	250	591	439	294	615	608	1,804	1,693	6,050
内経費処理費	1,252	(101)	(58)	72	(114)	79	90	80	100	100	110	289	300	105
価格調整費	2,022	(78)	(95)	97	(279)	199	140	160	150	150	160	509	450	175
政府出資金	418	(11)	(42)	35	(88)	134	59	60	91	106	211	309	93	7
公共事業費	519	(56)	(75)	45	(171)	45	30	30	40	40	40	115	110	40
地方交付金	577	(184)	(8)	0	(192)	144	72	0	0	72	72	216	144	72
その他	2,259	(130)	(188)	186	(514)	217	125	115	135	162	120	494	380	120
5. 差引支払超		(157)	(208)	(239)	(177)	164	19	61	69	125	219	278	307	118
(II) 特別会計公債借入		142	123	57	208	5	20	178	232	283	288	256	240	312
(III) 合計		225	6	127	92	169	1	209	163	92	131	22	33	430
(IV) 調整項目		211	186	4	21	256	36	200	123	59	22	3	109	36
計		19	180	123	71	287	37	39	40	151	153	25	76	394

(註) 1) 特別会計公債借入は対日援助資金関係を含み。 2) 才一四半期計数中上段は24年度分 下段は23年度分を不す。 3) 調整項目は特別会計公債借入金の前減と実際の收支との差額及同庫金取落による收支との差額存である。

裏面白紙

第二表

昭和24年度特別会計公債借入金増減見込

(単位 億円)

科目	予算	4月	5月	6月	1/4計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3/4計	4/4計	24年度合計					
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込								
国有鉄道借入金	150	80	20	0	100	56	18	27	3	8	5	91	26	1	7	2	10	0.51	150
一府借入金	150	0	0	0	0	56	18	32	13	13	13	101	44	14	12	12	38	11	150
国庫余裕金	限100	(80)	(100)	(0)	(10)	(0)	(0)	(0)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
国庫借入金	120	0	0	0	35	14	14	19	16	15	20	48	50	11	10	7	28	9	120
一府借入金	限120	0	0	0	0	14	0	26	20	23	20	83	40	11	10	7	28	9	120
国庫余裕金	限50	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
貿易特別借入金	250	150	0	0	150	62	50	8	0	0	0	54	250	0	0	0	0	0	0
一府借入金	限250	150	0	0	150	(62)	50	(17)	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
倉庫管理	3	88	45	97	230	60	86	80	112	50	27	178	171	363	79	267	709	2309	0
国庫余裕金	3	88	45	197	330	40	86	80	82	77	77	100	71	363	79	267	709	2309	0
新炭需給	3	0	28	0	28	0	0	0	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0
アルコール専売一府借入金	限22	0	(12)	0	(12)	0	1	0	12	0	2	0	11	16	1	2	(19)	0	9
国有林野一府借入金	15	0	(7)	(5)	(12)	(3)	3	0	12	0	1	(3)	14	15	0	1	(14)	0	0
造幣局一府借入金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貴金属借入金	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷局借入金	8	0	(1)	0	(1)	0	2	0	3	0	3	0	8	0	0	0	(4)	(4)	8
賦課税借入金	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専売公社一府借入金	限200	0	(100)	0	(100)	0	0	(100)	(150)	0	(150)	(100)	(100)	0	0	0	0	0	0
その他借入金	1	0	0	0	0	0	0	(2)	0	0	0	(2)	0	(2)	0	0	(2)	0	0
計	9	142	123	57	208	75	22	120	199	27	55	72	256	337	422	221	517	673	20
調整項目																			
計		142	123	57	208	5	20	178	222	23	28	256	340	312	464	203	457	693	290

(注) 1. 調整項目は対日振替資金による貸付、借付分である。 2. ()内は国庫余裕金の運用を示す。

裏面白紙

第三表
(單位 百万円)

國有鐵道收支見込

收 入	24年度 予算額	区 分	第 一 四半期	第 二、四 半 期		第 三、四 半 期				第 四 四半期	合 計		
				7 月	8 月	9 月	計	10月	11月			12月	計
(收 入)													
前年度未収金			5,378	1,093	—		1,093					6,471	
24年度収入	115,206 229	損益勘定 工事 "	20,136	8,327 228	9,525	8,573	26,425 228	9,508	9,010	10,843	29,361	33,410 1 229	119,332 229
計	115,435		20,136	8,555	9,525	8,573	26,653	9,508	9,010	10,843	29,361	33,411	119,561
合 計			25,534	9,648	9,525	8,573	27,746	9,508	9,010	10,843	29,361	33,411	116,052
(支 出)													
前年度未収金			11,802	608			608						12,410
24年度支出	113,889 16,548	損益勘定 工事 "	20,779 3751	9,200 2,096	10,000 3,165	9,000 1,298	28,200 6,559	8,800 1,377	8,600 1,197	9,600 1,231	27,000 3,805	26,440 2,433	102,419 16,548
計	130,435		24,530	11,296	13,165	10,298	34,759	10,177	9,797	10,831	30,805	28,873	118,967
合 計			36,332	11,904	13,165	10,298	35,367	10,177	9,797	10,831	30,805	28,873	131,377
差引過不足 見込資金 借 入 一時借入金返還△ 繰替貸用 国庫余裕金返還△			210,798	22,256 5,619	△3,640 3,165	△1,725 1,298	△7,621 10,082	△669 1,377	△787 1,197	12 1,232	△1,944 3,806	4,538 1,112	△15,325 15,000 △11,000 △10,000 10,000 △10,000

(注) 11月より貨物運賃値上8割を見込んでいる。

裏面白紙

第四款

(1) 收支見込

食糧管理特別會計收支見込 (單位百方丹)

24年度 予算	7月	第2、4半年期				計	第3、4半年期				計	第4 年度 合計	
		7月	8月	9月	10月		11月	12月	計				
收入	313,883	24,705	25,000	25,000	24,705	28,140	28,140	28,140	28,140	28,140	28,140	79,971	313,883
支出	303,582	18,705	19,000	20,000	57,705	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	153,000	470,73	313,582
差引不足	291	6,000	6,000	5,000	17,000	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636	20,922	30,898	291
繰越金 繰入債金(2)		4,000	4,000	5,000	2,000	3,622	3,622	3,622	3,622	3,622	20,922	30,898	

(2) 収支内訳

單位	10月		11月		12月		1/4計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
内地米	9500	39045	5500	22045	9000	36990	24000	98640
粳米	2500	2400	-	-	-	-	2500	2000
粳米	3500	2100	-	-	-	-	3500	2000
粳米	3500	1400	-	-	-	-	3500	1400
粳米(普通)	12,160	-	-	-	500	6080	500	6080
甘藷	10貫	212	20000	4240	30000	6280	48000	10176
甘藷	10貫	425	-	-	20000	850	20000	850
大麦(普通)	石	6285	188	-	-	-	30	188
裸麥(普通)	"	9189	918	-	-	-	100	918
小麦(普通)	"	9189	1378	-	-	-	750	1378
馬鈴薯	10貫	212	848	1272	15000	818	15000	2435
薯蕷	"	425	-	-	-	-	30000	1275
雜穀	石	3493	349	524	524	400	400	1397
雜入倉糧			4090	4322	200	4322	200	12834
計			57,618	33013		31045		144,677
商業補正			2922	2922		2922		8766
商業補正			800	-		-		800
証券割引料			725	109		935		1769
計			4407	8031		3857		11335
合計			62066	36044		54902		153012

通信事業特別會計收支見込

(單位百方丹)

24年度 予算	第2、4半年期				計	第3、4半年期				計		
	7月	8月	9月	10月		11月	12月	計				
收入	6946	2435	2484	2682	2682	2028	2028	2028	2028	809	8081	32004
支出	10116	4800	4398	3751	3751	3037	3979	3979	3979	11367	11367	40554
繰越金	5870	2026	2026	2026	2026	1962	2141	2141	2141	682	682	26202
繰入債金	3985	1974	1859	1045	1045	1595	1748	1748	1748	4346	4346	19012
計	261	0	0	80	80	80	90	90	90	250	250	850
繰引計	3170	1675	1414	1059	1059	959	1240	1240	1240	3258	3258	14590
繰入債金	1322	2597	4322	8281	8281	959	740	740	740	2258	2258	12000
繰入債金			600	600	600	500	500	500	500	1490	1490	2590
繰入債金			(2700)	(2800)	(2500)							

裏面白紙

第五表

昭和24年度金融機関帯給見込

	第2.4半期実績見込						第3.4半期実績見込					
	総額	銀行	展中	預金部	農協組	その他	総額	銀行	展中	預金部	農協組	その他
(I) 資金増加												
1) 一般預金増加	1090	842	-	112	-53	89	1241	651	-	90	420	80
2) その他預金	△62 (外△3)	17	△79	0 (外△3)	0	0	△63 (外△3)	80	31	△3	0	0
3) 系統預金	-	-	10	-	△10	-	-	-	100	-	△100	-
4) 健全債国債償還	93	78		0	0	15	139	111	0	28	0	0
5) 金融機関手許現金増減	△144	△104		0	0	104	△30	△30	0	0	0	0
計	960	773	△69	109	43		812	191	115	260	80	
(II) 資金運用												
1) 融資増加	1208	925	74	147	46	16	1233	967	△130	166	170	60
2) 国債増加	△72	△28	△16	0	0	△28	△161	△140	△10	12	△3	△20
3) 地方債同前貸 一増貸増加	25	16	0	59	0	0	90	20	0	70	0	0
4) 健全債増加	△33	△49	16	0	0	0	115	0	115	0	0	0
5) 日銀借入金(△)	△233	△100	△133	0	0	0	198	△18	216	0	0	0
6) 短期証券増減(△)	△51	0	△46	△90	0	35	△113	0	0	△133	0	20
7) その他	50	39	△10	△7	10	31	0	△113	0	0	93	20
(指定預金)増(△)	16	△30	46	0	△3	0	96	96	0	0	0	0
計	960	772	△69	109	43		1458	812	191	115	260	80

(註) 資金増加額その他預金()者は預金部合計預金の増減である。

(5)

28

9.24
2-2
v

(1) 各年度公共事業費換算比較表

	21年度	22年度	23年度	24年度
河砂農山水道港航私文治在皆都府厚商塩専	10,667,704	13,656,440	21,198,020	16,874,144
川防業林道路湾鐵設刑宅港画働生工由費	904,266	390,798	858,323	765,829
路	39,598,390	17,797,962	17,294,563	9937,274
標	177,445,399	1,627,749	3,247,163	3,890,145
旋	920,636	473,751	944,177	869,360
行	8,900,758	2,302,149	2,996,189	5,638,210
計	3,143,649	1,942,208	5,090,515	3,796,350
市	6857,309	4,353,026	123,106	2,196,227
計	385,617	577,816	931,967	1,300,000
市	4,847,109	3,578,687	5,316,271	2,957,309
計	2,480,959	1,428,105	3,110,168	1,699,443
市	6,215,784	2,544,800	2,212,486	945,520
計	6,517,870	1,351,899	906,469	-
市	403,492	40,751	221,460	138,305
計	447,000	49,793	20,921	-
市	-	-	646,596	-
計	110,029,942	52,115,914	74,446,615	50,000,000

△印欄には倍率平均値
 21年度 14.90
 22年度 3.62
 23年度 1.53
 により計算す

△印欄には倍率平均値
 23年度事務費は入札ノ倍す

(2)

年度	公共事業費 百万円	換算係数	換算額 百万円
21	2705	14.65	11,287.8
22	14700	3.55	52,185
23	49,500	1.49	73,755
24	50,000	1.00	50,000

備考
 1. 24年度の物価指数は1月～5月の平均をとった。
 2. 入賃金は23年ノ2月改正をとった。
 3. 入賃率の平均をとった。物価指数(東京市物価指数)として換算係数を算出した。

(2)

昭和24年度500億の公共事業費と同一の事業量とすれば昭和25年度何億を要する

の。

24年度の内訳

24年度の内訳		値上り率	
労務費	50%	106%	= 53%
資材費	34%		
内訳	鋼	1.97%	125%
	セメント	3.55"	100"
	木材	6.84"	100"
	その他	21.64"	100"
	その他	16%	10"
	内	6.0%	125%
		100%	= 7.5% (+)
			105.0%

$$500 \text{ 億} \times 105 = 525 \text{ 億}$$

i) 労務費は約6%上昇するものにする。

(丘く改訂する案と資材により)

ii) 価格調整費の減額により値上りする物価は公共事業関係では、鋼材のみで他は据置と考へる。其の率を25%とする。

iii) 内訳の%は23年度資材の割当量及び支拂平等の類から推定した。

iv) その他の中の6%と25%値上りの影響あるものとした。

25年度公共事業予算案

	24年度予算			25年度予算			26年度予算											
	一般	%	災害	一般	%	災害	一般	%	災害									
農産林山	4382	20.7	3115	403	9937	189	10500	189	6700	23.2	19200	20.1	12350	19.8	9860	22.4	20360	19.4
(小計)	2394	11.5	3600	20	870	1.3	910	5.3	510	1.7	1200	1.4	830	1.2	600	1.7	1430	1.4
燈台道路	2394	11.5	289	1.6	2683	5.3	2925	5.3	1200	4.0	4125	4.9	3400	4.9	1400	4.0	4800	4.6
(小計)	2394	11.5	289	1.6	2683	5.3	2925	5.3	1200	4.0	4125	4.9	3400	4.9	1400	4.0	4800	4.6
川防山	5942	28.2	10932	45.1	16894	35.8	12010	21.6	19400	58.0	29400	34.5	15000	21.4	20300	57.9	32300	30.6
(小計)	696	3.2	20	0.1	916	1.4	2500	4.5	450	1.5	2950	3.5	3510	5.0	325	1.5	425	3.8
市道	822	2.5	123	0.8	845	1.9	4110	7.2	290	0.9	4290	5.0	4890	7.0	315	0.9	5205	5.0
住宅	111	0.3	38	0.2	139	0.3	400	0.7	30	0.1	430	0.5	510	0.7	35	0.1	535	0.5
学舎	2957	8.9	-	-	2957	5.9	4075	7.3	-	-	4075	4.8	5390	7.7	-	-	5390	5.1
(小計)	180	0.5	11	0.1	191	0.4	400	0.7	-	-	400	0.5	910	1.0	-	-	910	0.9
合計	2808	8.5	-	-	1196	2.4	3500	6.3	300	1.0	3800	4.4	4500	6.5	350	1.0	4850	4.6
千円	2808	8.5	-	-	2808	5.6	2900	5.2	150	0.5	3050	3.5	2800	3.4	195	0.5	3995	3.7
総計	33118	100.0	16882	100.0	50000	100.0	55500	100.0	35000	100.0	90500	100.0	90000	100.0	40000	100.0	110000	100.0

又4年度に対する各年度の増加

右に依る都市周辺に於ける増加

	25 ~ 24			26 ~ 24			25 ~ 24		26 ~ 24	
	一般	災害	計	一般	災害	計	量			
農水山小	3668 190	3,595 140	2,263 330	5668 320	4,755 240	10,423 560	0	0	0	0
農水山小 (小)	4,389 531	4,646 911	9,025 1,442	6,994 1,006	6,106 1,111	13,100 2,117	0	0	0	0
農水山小 (小) (計)	1,067 158	432 50	1,503 208	2,457 1,78	436 -	3,093 1,78	10	1503	3,093	0
港台路 (小)	450	42	208	1,450	87	1,537	15	256	969	0
港台路 (小) (計)	1,675	548	512	4,085	233	4,808		1,759	3,861	0
川防山	6,058	6,468	2,223	9,059	9,368	18,426	0	0	0	0
川防山 (小)	1,804	430	2,526	2,804	505	3,309	0	0	1	0
川防山 (小) (計)	1,100	593	2,234	2,100	913	3,013	0	0	0	0
市道宅	8,962	7,491	1,693	13,962	10,786	24,948		0	0	0
市道宅 (病院)	3,178	147	3,325	4,068	192	4,260	10	3,325	4,260	0
市道宅 (病院) (計)	299	8	291	399	3	396	10	291	396	0
厚生 (病院)	1,118	-	1,118	2,413	-	2,413	10	1,118	2,413	0
厚生 (病院) (計)	220	11	209	520	11	509	07	146	386	0
坂橋	2,449	155	2,604	3,449	205	3,654	46	1,500	2,700	0
坂橋 (小)	392	150	242	992	125	1,167	09	218	1,050	0
坂橋 (小) (計)	2,356	433	2,789	1,841	558	1,239		6,598	10,655	0
(合 計)	22,382	13,118	35,500	36,883	18,173	55,056		8,357	14,537	0

又これによる産物の増加

25年 8,357 + 2,304 = 36,883人
 26年 14,537 + 2,300 = 63,200人
 63,200,000 ÷ 280 = 225,000人

Budget
Construction Amount in 1950 Fiscal Year
Railway Special Account

昭和25年度日本國有鐵道特別會計工事經費豫算查定案

單位 1000 円

經本建設交通局 9-24

項 目	昭和23年度 豫 算	昭和24年度 豫 算	昭和25年度 豫 算			摘 要
			繼 續	新 規	計	
鐵道建設費	150,282	267,000	380,000		380,000	
線路增設費	36,563			100,000	100,000	
線路改良費	847,954	1,771,786	68,000	1,984,820	2,052,820	
防災設備費	1,156,658	1,400,000	687,017	1,321,983	2,009,000	
停車場設備費	2,126,500	1,200,000	632,000	1,062,520	1,694,520	
水陸連絡設備費	514,661	320,000	446,000	4,000	450,000	
建築費	1,920,714	290,000	110,000	190,000	300,000	
電化設備費	1,215,562	460,000	75,231	3,044,769	3,120,000	
發送電設備費	447,580	1,471,194	2,079,174	50,826	2,130,000	
通信設備費	565,359	429,000	113,844	326,487	440,331	
無線設備費	58,680	43,000		35,920	35,920	
電燈電力設備費	306,400	293,000		293,440	293,440	
電氣保安設備費	374,000	308,000	113,700	436,300	550,000	
電氣工場費	35,000	28,000	20,000		20,000	
工場費	633,373	369,000	193,960	182,135	376,095	
機械設備費	641,269	72,000		88,800	88,800	
煤炭設備費	290,432	347,000	206,771	64,239	271,010	
自動車線設備費	380,000	168,000		130,055	130,055	
自動車工場費	60,000	18,000	5,155		5,155	
車輛費	6,324,035	4,250,020		5,700,000	5,700,000	
船舶費	300,800	493,399		300,000	300,000	
計	994,025			90,000	90,000	
總計	19,378,848	13,973,399	5,130,852	15,406,294	20,537,146	
係費	1,918,155	2,575,000			2,062,854	
合 計	21,298,003	16,548,399			400,000	
					23,000,000	

24
9.24
2-2

裏面白紙

昭和25年度工事経費予算取替工事費調

24-7-27
日本国有鉄道管理局

項 別	取替工事費	増設経費	計	備 考
建設	37,000	343,000	380,000	
増設	0	100,000	100,000	
線路	1,750,000	850,000	2,600,000	
防炎	2,030,000	570,000	2,600,000	
陸揚	1,179,000	1,101,000	2,280,000	
水陸	130,000	480,000	610,000	
築電	449,000	151,000	600,000	
化電	162,000	2,018,340	2,180,340	
通電	0	2,215,000	2,215,000	
無電	317,000	389,000	706,000	
線灯	0	60,000	60,000	
電車	70,000	315,000	385,000	
工場	241,000	516,000	757,000	
工機	12,000	28,000	40,000	
採表	226,000	280,000	506,000	
線工	20,000	190,000	210,000	
自車	58,000	322,000	380,000	
自車	15,000	129,445	144,445	
計	0	5,155	5,155	
船舶	5,108,000	1,443,300	6,551,300	
計	350,000	0	350,000	
計	91,000	10,000	101,000	
計	12,244,000	11,516,640	23,760,640	
總計	1,154,000	1,085,360	2,239,360	
合計	13,398,000	12,602,000	26,000,000	

1. 完全の意味の取替
2. 補完的の意味のもの。(取替に伴うものは見ない)
3. 改良部分は取替と見ない。(重取字交換は同種の分計で取り、
但し保存を計上するものは、重取字交換に
取替に入れる。)

昭和二十五年価格調整費算出方針について

― 第三部 肉休方針 ―

物三 統資才六七号 (二四九三〇)

一 基本方針

- (1) 価格補給金の支出は日本経済の復興上不可欠の重要基礎物資に限
られし、極力価格調整費節約に努める。
- (2) 国内経済の現状において均衡ある価格体系を形成し、それを維持
するためには必要は最小限度の価格補給金はこれを確保する。
- (3) ホンド切下げの影響を考慮し輸出を極力振興する方策をとる。

二 物資別方針

(1) 銑鉄

製鋼用銑鉄の値上げは鋼材の生産費を昂騰させ、特にホンド切下
 げの現在におい、鋼材、鋼船等の輸出を困難ならしめるので、
 できるだけ現在価格を据置くとし、四月の改訂は行わない。
 但し十月には若干の値上げを可能とみて一応補給金の三分の一を減

することとした。

特物用銑鉄、機械類の輸出への影響を考慮して製鋼用銑鉄と同一歩調をとることとした。

(2) 鋼材及び鉄管

輸出への影響を考えればその値上げは極力抑えるべきであるが、補給金節約の要請と脱み合せて、四月に五〇名の値上げを行ふものとし、補給金の残量は十月に全廃するものとした。

(3) 半成呂

半成呂の補給金は大部分が運賃であるので、鋼材価格が全国一本であり、且つ半成呂の配給統制を継続している向は外すことはできなから、従つて鋼材補給金を全廃するとき、鋼材価格の統制も外し、半成呂の配給統制も撤廃することと前提を以て、半成呂の補給金を全廃する。

(4) 輸入鉄鉱石及び銑鉄

輸入鉄鉱石は国内鉄石三〇名上げに対応し、輸入銑鉄は国内銑鉄の値上げに対応して輸入補給金を支出する。

(5) 輸入石灰（鉄鋼向け結炭）

日本の鉄鋼業に原料面における国際的ベースを与えると共に、国内石灰の値上り防止等も考慮し、現在の補給金を継続する。

(6) 硫酸

春肥よりの四〇名値上げ（石灰補給金相当分の節約、電力値上げ等を織込）を一ヶ年継続し、翌春肥（二十五年十二月以降分）より補給金を全廃する。

(7) 石灰窒素及び過磷酸石灰

硫酸と同一歩調をとることとし、煉鉄石の輸入補給金は廃止して過磷酸石灰の補給金と一本に考える。

(8) 輸入硝安及び加里

国内四〇名値上げ及び補給金廃止に対応し、輸入補給金を削減す

る。但し確安の輸入補給金は国内肥料補給金廃止後も単価を修正して継続する。

(7)

ソリダ灰及び苛性ソーダ
塩の払下価格は近海塩の正常価格を基準としてモダリ三五〇〇円（現行三〇〇〇円）とし、ソリダの消費若し価格は原則として据置きとして補給金を支出する。

三 補給金総額

以上の第三卸南條の外食糧南條を併せ補給金総額は列表の通りとな

政第四九號

昭和二十四年九月 日

司令部財政金融課

日本銀行政策委員會

議長 一万田 尚 登

預金部資金運用の件

預金部の將來のあり方並にその資金取收方法については國民經濟全般の見地より本委員會としても速かに根本的に再検討を行う方針であるが、既に蓄積せられある資金については右根本問題とは一應別個に適切なる運用を考慮することが現下焦眉の問題であるに付、本委員會意見を別紙の通り提出致しますから特別の御考慮をお願い致します。

裏面白紙

昭和25年度地方予算収支状況見込

(一) 収入 億円

地方自治税、国政課

1. 昭和25年度地方財源増加所要額

項目

金額

所要

(1) 現行制度による地方歳入不足額

491

{ 歳入 総額 352 / (内 H-Q 円年増)

歳出 " 4012 (他町要増額時限)

(2) 公共事業費の増加に伴う地方負担増加額

415

別表 /

(3) 寄附金の振替町源所要額

300

計

1206

(参考) シマエツオ案による地方財源増加所要額

1000

(備考) 不裁中には(1)徴収費の増加 (2) 共済組合費の増加 (3) 石炭手当、寒冷地手当

の増加等に因る地方財源の増加所要額を合算する

2. 地方税財政制度改革に伴う地方財源増加額

(4)

比率は前者は昭和二十三年度の要領に基き、後者は後者は後者の一例によつた。

別表 3. 国庫補助金の一額平衝支付金振替額

記号	種別	金額
(1)	既 定 額	
	義務教育費国庫負担金	219
	生活扶助費国庫負担金	112
	その他	104
	計	435
(2)	義務教育費国庫負担金その他自然増加	50
	合 計	485

別表 2

地方税額見込額

(単位 百万円 他方自治体同政体)

税 目	昭和二十五年		昭和二十五年 前年度比	要
	額	増減		
府県市町村	132,865	-		
市	11,147	-		
町	7,360	52,000		
村	7,230	-		
支庁	49,975	44,000		
道	1,579	600		
計	897			

税		目		昭和二十五年 額	昭和二十四年 額	昭和二十五年 額	備考
昭和二十四年度	税	昭和二十五年度	税				
徴収	税	徴入	税	966	10000	10000	
入	税	入	税	14088	10000	10000	
用	税	用	税	3748	-	-	
電	税	電	税	2891	2800	2800	
船	税	船	税	411	-	-	
自	税	自	税	2856	2800	2800	
取	税	取	税	109	120	120	
電	税	電	税	1079	-	-	
電	税	電	税	353	400	400	
不	税	不	税	12367	-	-	

不	税	不	税	1149	1200	1200	
取	税	取	税	122	120	120	
引	税	引	税	409	400	400	
時	税	時	税	12431	12000	12000	
加	税	加	税	468	400	400	
公	税	公	税	1152	90	90	
取	税	取	税	14988	-	-	
米	税	米	税	11943	60000	60000	
權	税	權	税	307	817	817	
看	税	看	税	860	661	661	
食	税	食	税	695	-	-	
入	税	入	税	-	-	-	
湯	税	湯	税	-	-	-	
入	税	入	税	-	-	-	
法	税	法	税	-	-	-	
定	税	定	税	-	-	-	
外	税	外	税	-	-	-	
被	税	被	税	-	-	-	
立	税	立	税	-	-	-	
税	税	市	税	-	-	-	
市	税	町	税	-	-	-	
町	税	民	税	-	-	-	
民	税	民	税	-	-	-	
民	税	民	税	-	-	-	
自	税	自	税	-	-	-	
取	税	取	税	-	-	-	
取	税	取	税	-	-	-	
得	税	得	税	-	-	-	
得	税	得	税	-	-	-	
車	税	車	税	-	-	-	

昭和二十五年年度	目		昭和二十五年年度	昭和二十五年年度 額/益/見込額	昭和二十五年年度 額/益/見込額	摘要
	昭和二十四年度	昭和二十五年年度				
全	税	税	128	-		
公	酒	税	55	60		
立	倉	税	59	60		
法	添	税	72	70		
法	用	税	194	200		
民	外	税	675	150		
的	独	立				
道	税		2429	62		
市	分		1350	-		
分	分		1079	52		
計	計		150000	190000		

備考 (1) 昭和二十五年年度確定見込額は現行税制に於いては前年度に比し、若干の自然増又は自然減を要しない。

(2) 附加費の打掛は大体そのまゝ、採用するを考へてある。

考第二八一號

昭和二十四年十月五日

考査局長代

支店長
事務所長
殿

シヤウブ勸告中銀行關係の問題點等について
シヤウブ勸告中銀行の業務及經理に關係する主なる問題點等について
紙の通り御參考迄貴覽に供します

裏面白紙

秘

シヤウブ勸告中銀行關係の問題點等について

一、資産再評價

(1) 再評價額

(二四一〇三) 考査局

全國普通銀行の固定資産の再評價額は、その耐用年數を何年と見るか等により著しい差異を生ずるが、一應最低二九九億圓、最高四八八億圓、平均では四一四億圓見當と推算される。(本年三月末固定資産の再評價による自己資本の充實)

右により再評價額を四一四億圓とすれば、評價益三八六億圓を特別資本勘定に繰入れることとなり、自己資本の對預金比率は從來の二・八から一〇・五

裏面白紙

に上昇する（本年三月末の数字を基礎とした）。

右特別資本勘定の設定は資金の裏付を伴わず外部負債の保證としての意味は乏しいが、一應形式的には自己資本の増加となるから、再評價實施後は銀行としては従來の如く預金に對する自己資本の比率を高める爲めに無理な増資を進行する要はなくなる。

(8) 再評價に伴う課税負擔

再評價に對する課税と新不動産税の創設とにより相當の負擔増加が見られる一方、再評價後の減價償却費の増加による法人税の負擔軽減の要素もあり、その影響は複雑である。

しかし一般に評價益が大であればある程差引の税負擔は増大し、

再評價税納付後の第四年度以降においてもなお相當の負擔増額となる。之は不動産税の増加額が激價償却費増大による法人税の節減よりも遙かに大であることに因る。

今再評價額を四一四億圓とする場合、銀行の税負擔増額は初年度約一〇億圓、第二、第三年度約九億圓、第四年度以降三億圓となり、銀行の税負擔増加は顯著である。(外に事業税の増加三億圓あり)右に對する緩和措置としては左の通り考えられる。

イ、再評價税の納付の繰延(勸告では三年間に納付)を認めて負擔の均等化を圖る(一般企業についても同じ)

ロ、再評價額を可及的低額とし(即ち再評價倍率を低くする)且

つ今後の減價償却を大ならしめる爲め設備の平均耐用年数を短縮する。
註

註、現行税法では、銀行店舗の耐用年数は比較的長い。コンクリート建物の場合工場、倉庫等は六〇年であるが、店舗、事務所は八〇年である。

(4)再評價と調整勘定との關係

金融機關再整備法では、元舊勘定に屬した銀行の動、不動産の處分益、評價益は調整勘定利益金に組入れ、先に訂切られた第二封鎖預金等の返済に充てられることとなつてゐる。大藏省の見解では資産再評價益は特別資本金勘定に優先的に繰入れられ、第二

裏面白紙

封鎖の支拂には充てないとの事であるが、なお司令部との折衝を
残し、又命融機關再建整備法の改正を必要とする。(ロビンソン
氏は従來の経緯もあり今の所は大蔵省の右見解に伺調してゐない)

備考

再評價と課税との關係の詳細については別途御報告(九月二十
九日附考案二七六號)であるが、再評價額等の計數については
その後資料を整備して若干の修正を加えた。

裏面白紙

ニ貸倒準備金と國債の既存償却

(1) 貸倒準備金

勸告は貸倒準備金の創設を認めているが、銀行の場合一般企業と同様その毎期増加額は純益の二〇%以下となつてゐる。併し乍ら銀行の貸出金については右の二〇%の限度は低きに失し之をすくなくも五〇%程度迄引上げ、且つ準備金の總額を貸出額の五%程度とすることが望ましい。

註

註、右意見の理由としては左の通り考えられる。

(1) 貸出は銀行の資産の大部分を占め、償却の主たる對象となるべきものであつて、その重要性は事業會社の貸掛金等と比し一層

大であること。

最近銀行の資産償却は純益金の一〇〇%を超えており、今後主たる償却方法たるべき貸倒準備金の増加率が純益の二〇%とらうのは固定資産償却の増加を考慮しても明らかに低きに失すること。

経済の先行、現在の企業の内容等に徴し貸出の償却は営外の間特に重要視せらるべきこと。

(2) 國債の既存償却

國債の既存償却は約二億圓に達する（時價を本行買入價格程度と見て本年三月末現在）。勸告は國債の既存償却の清算を命じている

が、銀行保有國債の償却は本來貸倒準備金に代るものとして行われ
たものであるから、これを直ちに利益として吐出さしめることは不
合理である。よつて國債の既存償却はこれを貸倒準備金に振替える
等の措置が必要である。

三 事業税

新事業税は附加價值を課税標準とするが課税標準が著しく大となる爲、
最低税率の場合にも法人税額と略匹敵する課税額が豫想せられ、銀行
の負担に對する壓迫は大である。

註

銀行の利率は企業の負擔に基くものであり、銀行に附加價值税を賦課
すること自体に資本の二重課税となる等の問題がある點をも考慮し、

銀行に對する課税標準の決定に當つてはその範圍、税率について地方財政の許すかぎり必要最低限に止めることが望ましい。

註、銀行等では總收入から預金利子及借入金利息を除いた全部の額を附加價值と見做す見解（主税向事務當局）もあるが今之より更に支拂手数料、物件費、税金の一部（例えば不動産税）を差引いたものを課税標準に取つても、從來の事業税（純益の一八%法人税の約半分）に比較すればその對象が八・九倍にたるため、税率を最低の四%として八乃至十割程度の負擔増加となり、法人税と略匹敵する課税額が豫想せられる。

四 留保所得に對する課税

超過所得税の廢止等法人税の輕減に關連し、法人の利益留保について
年一%の課税をなすことが勸告せられてゐるが、法定積立金等他の法
律で積立を強制せられてゐるものについては、減免の措置が望ましい。
特に銀行は自己資本充實が強く要請せられ、配當も制限しており、將
來共利益の相當部分を内部留保に派向ける必要がある點を考慮すべき
である。

五その他

(1)株式の配當利子課税が免除せられるのに對し、銀行預金にのみ二%
の源泉課税を存置するのは酷である。我國の民度から見ても、證券
市場の實情からしても、民間の資本蓄積において、未だ直接投資の

み多くを期待し、銀行の定期的預金の持つ役割を軽視することは危険である。

(2)無記名預金の廢止等預金の秘密性排除、税務調査官の検査の強行等も、所得を徹底的に調正し負擔の公正を期する同税制の一貫した立場から見ても已むを得ない措置であるが、その運用に當つては不要の摩擦と預金者に対する心理的悪影響を回避する配慮が望ましい。

備考

無記名定期預金は殘高において定期預金總額の五六%を占め且つその増加率においては、或近の定期預金増加率の七割を占めており、この廢止の影響は大である。(本年八月末現在無記名定期預金殘高 七二二億圓)

裏面白紙

附 表(一)

全國普通銀行資産再評價額再評價表

昭和	固定資産取得價額	再評價倍數	再評價額
昭和六年上期	二九二	九三・六二	二七三・三八
昭和六年下(一九九)年下期	七八	一一八・五四	九二四六
昭和二〇年(二一)年	一〇〇	八・五	八五六
昭和二二年年度	五四五	二・九七	一六二一
昭和二三年年度	一九七八	一・二〇	二三七八
計	三九三三		四四、四三九
昭和六(一)二三年償却額	二四九		

差引二三年下期末償却額 四二、七四四

差引評價益(山)一、三三八、六九五(百萬圓)

25

右算定基礎

- 一、昭和五年以前の年度別不動産取得価格の算出は、資料の関係上不可能なので、昭和六年上期末固定資産を昭和元年以降五ヶ年間に毎年均等取得したものと假定した。
- 二、昭和六年以降の固定資産の取得価格は各年度中の薄價の増減に當該年度中の不動産償却額を加えて算出した。
- 三、再評價倍數は、各年度中の東京卸賣物價平均指數の本年七月中同指數に對する倍率に、未償却殘存率を乗じたものである。
- 四、未償却殘存率については、耐用年數を平均四〇年として算出した。

裏面白紙

附 表 二

再評價に伴う全国普通銀行の課税負擔増加額試算

	25年度	26年度	27年度	28年度
再評價益に対する課税	一、一六〇	五八〇	五八〇	〇
減價償却の増加による法人税負擔減(一)	五七九	一、五七九	一、五七九	一、五七九
不動産税負擔増	五一八	九八六	九三六	八八七
差引負擔増	一〇九九	九八七	九三七	三〇八
(半 期)	(五四九)	(四九三)	(四六八)	(一五四)

(單位百萬圓)

備 考

- (1) 固定資産再評價額を四一四億圓とした。
- (2) 再評價後の固定資産を今後二十五ヶ年に均等償却するものとする。

257